

令和3年度

# いばらき自民党重要政策大綱

— 安心、いきいき、魅力いっぱいの  
「新しい茨城県」を目指して —

令和2年12月

いばらき自民党

## ◇ 重要政策大綱の発行に当たって

「国民のために働く内閣」をキャッチフレーズに、菅義偉内閣が9月に発足してから3カ月余り。新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先に、Go To トラベル、イートなど経済活動の活性化に加えて、デジタル庁の新設に伴う行政手続きに係る押印廃止、不妊治療の保険適用、2050年を目標とする温室効果ガス実質ゼロの実現など、"菅カラー"の独自施策は確実に始動している。

一方、外交においても、米国のバイデン次期大統領との電話会談で、尖閣諸島を日米安保条約の適用防衛エリアとする認識を共有したほか、本県選出の梶山弘志経産大臣を引き続き起用し、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）の合意による15カ国の大自由貿易圏の実現に踏み出すなど、政治・経済両分野で地歩固めに入っている。

国内の課題では、本県もサッカー競技の会場になっている新型コロナウイルス感染下での東京オリンピック・パラリンピック開催への準備、コロナの影響で低迷した地方経済の活性化、ワクチンの確保など、猶予なきクリアすべき対策が待ち構えている。

だが、いかなる理由があろうと、政治的空白は許されない。その意味では、コロナ禍の時代にあって、今日ほどレジリエンス（回復する力）的な政治の再構築が求められている時はないのかも知れない。

そのためには、「諫言」<sup>かんげん</sup>を尊ぶ精神が欠かせないのでないだろうか。諫言は、組織の上に立つ者にとっては貴重な教訓と言われるが、それは二元代表制の下で県政を担う県議会にも当てはまる事であり、実際、県議会の最大会派である我々いばらき自民党は、基本姿勢の一つとして諫言を銘肝し、日々の議会活動に邁進している。

特に、「見えない脅威」に対する対応では、最前線でコロナと闘う医療従事者の関係団体はもとより、コロナ禍で厳しい経営を余儀なくされている業界の団体とのヒアリング等を重ねるとともに、会派所属議員へのアンケート等を通じて地域の生の声の把握に努めるなど、現場に寄り添った政務調査活動により、県政や政府に窮状を訴えてきた。

前後するが、我々が新型コロナウイルスを巡り、「県民の生活や経済活

動などに重大な影響を及ぼしかねない」として、大井川和彦知事に「緊急要望」を提出したのは、本県で初めて感染者が確認された1カ月以上も前の2月6日である。こうした迅速な取り組みをはじめ、4月の緊急事態宣言の発出後や第2波、第3波の兆しなど節目、節目で知事要望を行ってきた。

その一方で、国の緊急経済対策を受けた4月と7月の臨時会に加え、第2、3、4回定例会の代表質問や一般質問では、発言者全員が様々な分野から課題等を取り上げ、県民の暮らしや地域経済をどう守っていくのか、こうした視点から論戦を繰り広げてきた。

現場を支える医師や看護師等を支援する医療従事者応援制度や、事業継続と雇用維持のための中小企業・小規模事業者への無利子融資制度、観光や飲食等の業種を下支えする「いばらき応援割」などは、我々の働きかけが反映された施策である。

今回の本書「令和3年度いばらき自民党重要政策大綱」では、喫緊の課題である「新型コロナウイルス感染症対策に係る最重要政策項目」を巻頭で一括して取り上げたのが特徴である。併せて、例年通り、産業の振興や環境の保全、医療・福祉の充実、人材の育成・確保などに関わる100を超える各種団体との県政懇談会において寄せられた要望などを盛り込んでおり、その数は新規項目96件、一部修正項目138件を含む2674件となった。

所属議員42名は、本書を議会活動の"バイブル"として、新年度もより一層積極的に、そして第4回定例会に上程した議員提案条例「県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」のように、政策立案機能をフルに発揮して、コロナ禍を乗り越え、県総合計画が目指す「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に取り組む決意を新たにしたところである。

残り1年を切った大井川県政が、新年度予算編成に当たっては我々の、いや県民の声に可能な限り応えるよう強く求めるものである。県民各位には、施策の推進に当たってご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第である。

# 目 次

## ◇重要政策大綱の発行に当たって

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る最重要政策項目

1. 医療・福祉提供体制の充実・強化
2. 感染拡大防止の徹底と思い切った経済対策の実施
3. 県民生活の再建支援
4. 教育機関への対策

### 最重要政策項目

#### I. 安心、いきいき、魅力いっぱいの新しい茨城県を目指す

##### 1. 「新しい」暮らしやすさ、安全・安心をつくる

(1) 少子化・人口減少対策の施策拡充	1
(2) 健康長寿日本一を目指す	2
(3) 団塊の世代が75歳を迎える2025年問題及び団塊ジュニア世代が高齢化する2040年問題を前提とした医療・福祉・介護体制強化	3
(4) 県民の命と健康を守る県立病院の再構築	5
(5) がん対策推進	6
(6) いばらきノーマライゼーションの推進	6
(7) 犬猫殺処分ゼロ実現	7
(8) 県北の格差是正対策	7
(9) 安全・安心な郷土づくり	8
(10) 快適な生活環境づくり	10
(11) 心を豊かにする文化の振興	11
(12) スポーツの振興	11
(13) 台風第19号等の大規模災害対策	12
(14) 国土強靭化の推進	13

##### 2. 「新しい」産業・雇用をつくる

(1) 人口減少を可能な限り緩やかにし、持続的な活力ある地域社会を創るため、本県のまち・ひと・しごと創生に向けた取組の強化	14
(2) 新産業育成、中小企業の業態転換・事業承継支援	15
(3) 茨城の発展を支えるインフラ整備	18
(4) 企業立地の強力な推進、地域振興	20
(5) 北関東新経済圏の創生と東日本の玄関口としての機能創生	21

(6) 国内有数の農業県茨城を成長産業として発展させ儲かる農業を実現 …… 21

### 3. 「新しい」人材を育てる

- (1) 次代を担う人材育成 …… 26
- (2) 若者への投資強化、女性活躍推進、青少年対策 …… 29
- (3) 茨城を支えリードする人材の育成 …… 30

### 4. 「新しい」夢・希望をつくる

- (1) I C T 先進県づくり …… 30
- (2) 「魅力度ワースト 1 からNo. 1 へ」プロジェクト推進 …… 31
- (3) 世界に飛躍する茨城へ …… 32
- (4) ビジット茨城—新観光創生 …… 33
- (5) 県内版 アンテナショップの開設 …… 35
- (6) 「映画の聖地いばらき」—日本版ハリウッド—構想 …… 35
- (7) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて  
開催準備を進めるとともに、本県の魅力度向上を図る …… 35
- (8) スポーツ、音楽文化等を通した郷土愛の醸成 …… 36

### 5. 「新しい」県政を支える財政基盤・県庁組織体制を創り、「行政革命」 を進める

- (1) 開かれた県政の実現とイメージなど新しい県づくりに向けた戦略の刷新 …… 37
- (2) 民間の活力をフルに取り入れた茨城の底力創生 …… 37
- (3) 財政健全化、行財政改革の推進 …… 37
- (4) 県庁改革、適正な職員配置、職員の働き方改革 …… 39

## II. 関東・東北豪雨の災害からの復興を成し遂げるとともに、 東日本大震災からの復興を加速させ、大規模災害に強いいばらき を目指す

### 1. 関東・東北豪雨の災害からの復興と今後の災害対策強化を図る

- (1) 被災者支援 …… 40
- (2) 国・県・市町村の連携等 …… 40

### 2. 東日本大震災からの復興と今後の震災対策の強化を図る

- (1) 被災者対策等 …… 41
- (2) 公共施設等の復興 …… 41
- (3) 産業復興対策 …… 41
- (4) 復旧・復興のための財政支援等 …… 42
- (5) 福島第一原子力発電所事故対策 …… 43

(6) 防災・治安対策	45
(7) 原子力安全・防災対策	46

## **重要政策項目**

### **1. 着実な景気回復と県民生活の安定を図る**

(1) 中小企業金融対策の拡充強化	49
(2) 公共事業等の施行の推進及び効率的執行	49
(3) 地方単独事業の着実な展開	51
(4) 公共用地の取得の推進	51
(5) 住宅建設の促進	51
(6) 中小企業対策	52
(7) 雇用の確保対策	52
(8) 経済の持続的成長に向けた新産業の創出・育成	53

### **2. 行財政改革と地方分権を推進し、県民サービスの向上を図る**

(1) 行財政改革の推進と民間活力の導入	54
(2) 地方分権と合併市町村への支援の推進	55
(3) 地方行財政の確立	56
(4) 公的施設の整備と行政サービスの向上	57

### **3. 生活環境を整備して、住みよい社会づくりを進める**

(1) 道路と橋梁の整備推進	58
(2) 都市公園・緑地の整備	60
(3) 安らぎのある豊かな都市づくり	61
(4) 住宅供給とゆとり・潤いのある居住環境の創出	62
(5) 上水道の整備	63
(6) 下水道などの整備促進	63
(7) ごみ処理・し尿処理施設等の整備	64

### **4. 安心を支える保健・医療・福祉体制の充実を図る**

(1) 総合的な少子化対策の推進	65
(2) 総合的な高齢者対策の推進	69
(3) 生活習慣病対策の充実	72
(4) 障害者福祉の充実	74

(5) 精神保健の充実	77
(6) 難病・感染症など特殊疾病対策の充実	78
(7) 保健・医療・福祉の一元的な推進体制の充実	79
(8) 医療体制の充実	83
(9) 医薬品の安全対策と献血の推進	84
(10) 医療従事者等の養成確保	85
(11) 社会福祉施設への適切な支援	86
(12) 食品の安全対策の推進	87
(13) 動物の愛護・管理対策の推進	87
(14) 児童・青少年・若者の健全育成	89
(15) 男女共同参画の促進	91
(16) 消費生活の安全確保	92

## **5. 豊かな心を育む教育と文化の振興を図り、郷土を愛する人材づくりを進める**

(1) 学校教育の充実	93
(2) 高校教育改革の推進	102
(3) 高等学校や特別支援学校の卒業予定者へのより積極的な就職支援の推進	103
(4) 私学(幼・小・中・高・専修学校)への助成拡充及び大学の拡充・誘致	103
(5) 生涯学習の推進	104
(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた強化体制の整備・充実	107
(7) 県民文化の創造と振興	108

## **6. 国内有数の農業県として元気な農林水産業を一層発展させる**

(1) 競争力のある強い産地づくりと販売戦略の強化	110
(2) 農業生産基盤の整備及び農村地域の振興	121
(3) 豊かな森林・活力ある林業の育成と山村の振興	123
(4) 水産業の振興	126

## **7. 活力ある中小企業の育成に努め、その施策の充実を図る**

(1) 新しい産業を担う人材の育成	129
(2) 工業の振興	130
(3) 地場産業の振興	131
(4) 中小商業・流通・サービス業の振興	132

(5) 中小企業の経営安定と創業支援	134
(6) 雇用の安定と勤労者福祉の充実	138
(7) 観光地の開発と環境整備	140

## 8. 新しい飛躍と均衡ある発展のための県土づくりを進める

(1) 基幹道路網の整備	144
(2) 鉄道の整備促進	145
(3) 港湾整備及び利活用の促進	146
(4) 茨城空港の利活用の促進	147
(5) 優良企業立地の推進	148
(6) I T ネットワーク社会づくりの推進	148
(7) 水資源の確保と有効利用の推進	149
(8) 科学技術の振興	149
(9) ひたちなか地区の開発促進	150
(10) 県北地域の振興	151
(11) 県央地域の振興	153
(12) 県南地域の整備促進とつくばの振興	154
(13) 県西地域の振興	156
(14) 鹿行地域の振興	157
(15) 国際化時代に対応した総合的施策の確立と推進	158
(16) 県独自のシンクタンクの設置	160
(17) 構造改革特区の推進	160
(18) フィルムコミッションの推進	160
(19) 県民の意向を踏まえた施策の推進	161

## 9. 美しい自然・水の保全を図り、人と地球にやさしいクリーン環境社会の形成を図る

(1) 地球環境保全対策の推進	162
(2) 廃棄物対策の推進＝リサイクル社会の形成促進	163
(3) 霞ヶ浦など河川・湖沼の水質浄化	165
(4) 地球温暖化対策と低炭素社会の形成促進	167
(5) 公害防止と自然環境の保全	167
(6) 原子力安全対策の強化	168

## **10. 防災・治安保持体制を強化し、県民生活の安全確保を図る**

- (1) 県民が安心して平穏に暮らせる警察力の充実と警察活動の強化 ..... 170
- (2) 交通安全対策の強化 ..... 173
- (3) 地震など大規模災害即応体制の整備 ..... 176
- (4) 産業保安の確保 ..... 181
- (5) 河川の改修と治水事業の促進 ..... 182
- (6) 海岸の整備 ..... 182
- (7) 土砂災害防止対策等の推進 ..... 183

## ◇新型コロナウイルス感染症対策に係る最重要政策項目

　いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染防止対策と社会経済活動の両立を図るために、知事のリーダーシップのもと、様々な分野において、前例にとらわれることない、スピード感をもった対応をされるよう要請する。

### 1. 医療・福祉提供体制の充実・強化

- (1) PCR検査の実施体制の整備、簡易検査キットの供給支援
- (2) 医療用物資の確保、供給体制の確立
- (3) 医療機関、社会福祉施設等の提供体制の充実強化
- (4) 軽症者療養施設の均衡ある設置
- (5) 医療機関等への財政的な支援
- (6) 医療、介護従事者等の確保、支援策の充実
- (7) 医療機関等の風評被害対策、医療・介護従事者等への差別防止対策
- (8) 保健所等の人員、施設設備の充実強化

### 2. 感染拡大防止の徹底と思い切った経済対策の実施

- (1) 茨城版コロナNext及び県条例の機動的な運用、適時適切な情報発信
- (2) 感染防止対策を行う事業者への支援（資機材購入費の補助）、休業要請時における協力金・経営悪化に伴う損失補償などの支援
- (3) 中小企業、個人事業主への支援
- (4) 観光事業者への支援、県内各地の観光需要の喚起・誘客の促進
- (5) 雇用の確保
- (6) 感染対策費の補助等による、地域鉄道、バス、タクシー、運転代行など公共交通事業者に対する支援
- (7) 農林水産事業者の人員不足や収入減少への支援

- (8) 県産農林水産物、県産品の地産地消と県外販路拡大の取組強化
- (9) 県土強靭化と景気の回復に資する公共事業の予算確保

### 3. 県民生活の再建支援

- (1) 県民に対する迅速で正確な情報提供の徹底、及び誹謗中傷への対策
- (2) 生活困難な世帯、障害者、高齢者等の要介護世帯等への支援
- (3) 家庭内のDV対策や自殺者対策など心のケアを必要な県民への支援
- (4) 感染症対策と連動した防災対策の実施

### 4. 教育機関への対策

- (1) 学校施設等における感染対策の充実強化及び授業時間の確保
- (2) 加配等による教員の負担軽減
- (3) オンライン教育環境の整備促進
- (4) 子どもの心のケア体制の充実
- (5) 就学に係る経済的な支援
- (6) 学校給食事業者への支援

## ◇安心、いきいき、魅力いっぱいの新しい茨城を目指すとともに、災害からの復旧・復興を成し遂げる最重要政策項目

### I. 安心、いきいき、魅力いっぱいの新しい茨城県を目指す

人口減少が急速に進む中にあって、茨城が「県民が日本一幸せな県」となり、本県の輝かしい未来を実現していくため、県の総力を挙げて地方創生に取り組むとともに、県民総活躍社会を見据えた暮らしやすい環境整備を進め、県民の安全安心を確保して、本県発展に向けた施策の着実な推進を図る。

#### 1. 「新しい」暮らしやすさ、安全・安心をつくる

##### (1) 少子化・人口減少対策の施策拡充

- ※ ① 「日本一子どもを産み育てやすい県」の実現を県政の基本指針とし、少子化対策を始め、県内に新たな安定した雇用を創出していくための取り組み、仕事と子育ての両立を図れるような労働環境の整備、働き方改革など、あらゆる分野の施策で具体化を進める。
- ② 産婦人科・小児科の診療体制を整備するとともに、医療水準の向上を図るため、医師をはじめとする医療従事者の養成・確保を図る。
- 地域医療介護総合確保基金を活用して、早期の医師確保と医療体制の整備を図る。
- ③ 母体及び新生児の救急医療を安定して提供できるよう、NICU（新生児集中治療管理室）の整備を促進する。
- ④ 医療的ケアを必要とする子どもとその家族への支援体制と環境の整備を促進する。
- ⑤ 小児医療費助成制度（マル福）の充実により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。
- ⑥ 子ども・子育て支援新制度実施のため、確実な財源を確保する。
- ⑦ 待機児童ゼロを実現すべく、保育所や認定こども園などの拡

充を一層促進する。また、保育士の処遇改善を一層進めてその確保を図ることや、良質の保育ができるような施策を行う。

- ⑧ 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、各市町村の結婚支援事業の連携をはじめ、結婚・出産・子育て支援のための社会システムが構築されるよう環境整備を図る。
- ⑨ 首都圏から若者を呼び込むため、県内企業等とも連携し、移住・二地域居住や関係人口の拡大等の取り組みを強力に推進するなど、U・I・Jターンを促進する。官民一体での支援体制をつくる。
- ⑩ 全ての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動拠点を確保するため、放課後子ども総合プランを推進し、そのための環境整備を行う。
- ⑪ 子育て家庭の経済的負担、すなわち保育料や医療費、教育費などのさらなる軽減策を実施することによって、茨城は「子育てしやすい県である」とアピールし、これにより、出生数のみならず、若い世代の定住と流入につなげる。
- ⑫ 少子化対策として、「命をつないでいくことが大切である」という認識を小学生の時から醸成していけるよう、心の教育の充実を図る。
- ⑬ 特に、家庭で子育てをする親に対して施設保育と同等に支援する。
- ⑭ 子どもの貧困対策として、生活困窮家庭の子どもへの学習支援などに取り組む。

## (2) 健康長寿日本一を目指す

- ① 健やかなライフサイクルの確立に向けた健康寿命の延伸については、健康寿命日本一を視野に入れ、健康政策に係るこれまでの蓄積を十分に生かすとともに検証し、さらに、茨城システムと言えるような仕組みを構築し、新たな産業創造も見据えて取り組んでいく。
- ※ ② 介護をはじめとする社会福祉事業に対する人材の確保・育成

のため、現場職員の処遇改善を図るとともに、経済情勢を適切に反映した報酬や措置費単価の改定を国に対して働きかける。

○介護職員のみに支給されている介護職員処遇改善加算の継続と、現在対象とされていない看護職員、相談員等への対象範囲の拡大を国に働きかける。

③ 要介護度の維持・改善や職員の人材育成・処遇改善等に成果を上げた介護保険事業者に対し、インセンティブ（成功報酬）を与えることで、現場のモチベーションを高める奨励金制度を創設する。

④ 「人生100年時代」における県政の施策のあり方について、全庁的議論を踏まえ、ビジョンを示す。

⑤ 長年にわたって培われた高齢者の経験・知識・技術等を活かし、長寿社会の中で活躍を促進するため、高齢者の多様な就業機会の確保に取り組んでいく。

(3) 団塊の世代が75歳を迎える2025年問題及び団塊ジュニア世代が高齢化する2040年問題を前提とした医療・福祉・介護体制強化

※ ① 医師確保対策を県政の最重要課題とし、新たに策定した医師確保計画により、県立高校の医学コースの設置や医学部の新設・誘致による医師の養成や、政策医療を中心とした医師の配置調整等の取組を推進し、抜本的な医師不足及び地域偏在の解消を図る。

② 魅力ある研修を行い、全国から若手医師を集め、県内に定着を図るなど、広範な医師確保施策を大胆に進める。

※ ③ I C Tを活用し、地域の中核的な医療機関相互の連携を図り、茨城型遠隔医療モデルを構築することにより、医師不足を補完する有効な手段とする。

④ 県内では医師不足等により医療機能が低下しており、医療提供体制の再構築が必要な地域があることから、医療機関の再編統合を推進する。

⑤ 訪問看護など看護師の役割の重要性に鑑み、看護師の増員と

質の向上を図る。准看護師養成校について、既存は当面維持しつつも、新設は止め、(正)看護師養成に向けた誘導施策を講ずる。

- ⑥ 医療（医師や看護師等）・福祉（介護職員や保育士等）の人材の育成強化及び女性が活躍できる環境整備として、離職防止対策と再就業支援の強化等を図る。
- ⑦ 救急患者が迅速に適切な処置が受けられるよう、消防救急指令の県内一元化を進める。
- ⑧ 高齢者の利用ニーズに応じた介護サービス基盤の整備や、介護する家族への支援など介護離職ゼロの実現に向けた施策に取り組む。
- ⑨ 本県独自に推進している地域ケアシステムの運用の中で蓄積されたノウハウである「コーディネート機能」の充実を図りながら、高齢者をはじめとする、すべての要援護者に対し、適切で質の高い医療・介護サービス等が切れ目なく提供される「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進する。
- ⑩ 医療機関や回復期病床からの受け入れ先となる介護施設の状況や在宅介護の実情、患者の心情など、現場の視点を踏まえて地域医療構想を実現していく。
- ⑪ 認知症の予防と容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供体制の構築を推進する。
  - 認知症の前段階である軽度認知障害対策の推進などにより、認知症の発症や重症化の予防に取り組む。
  - かかりつけ医等が専門医、認知症サポート医等の支援を受けながら、必要に応じて認知症疾患医療センター等の専門医療機関に紹介の上、速やかに鑑別診断が行われる体制を構築する。
  - 若年性認知症に関する普及啓発を推進するとともに、相談窓口の設置などにより、適切な支援が受けられる体制を構築する。
- ⑫ 県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進する。
  - 「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」等に基

づき、8020・6424運動（80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つこと）を推進する。

○歯と口腔の健康づくりをさらに推進するため、行政に従事する歯科衛生士の確保を図る。

⑬ 薬局における健康相談や情報提供の機能強化を支援することにより、県民のセルフメディケーションの推進を図る。また、薬局の在宅医療や地域活動への参画などを推進し、住民の健康を幅広くサポートする「健康サポート薬局」の普及を図る。

⑭ 新たなインフルエンザの発生に備え医療体制を強化するとともに、タミフル等の医薬品の備蓄や県民への普及啓発等の対策を進める。

⑮ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護等福祉の充実を図る。

⑯ 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、市町村との連携を一層強化し、新制度の円滑な運営を確保する。

**【新規】** ⑰ 保健所の機能強化を図るため、老朽化が著しい庁舎の改築を早急に進め、適切な規模の相談・執務スペース等の確保やバリアフリー化を図る。その際、現体制への再編時に、利便性の低下を懸念する声が高まったことなどを踏まえ、立地場所等を考慮する。

#### (4) 県民の命と健康を守る県立病院の再構築

① 中央病院、こころの医療センター及びこども病院の県立3病院は、県民への安全・安心な医療提供のための積極的な機能充実を図りながら、県財政への負担軽減を図るために、抜本的な経営改善を推進する。

○県立中央病院は、建設後30年以上が経過し、施設の老朽化、狭隘化が進み、手術室不足が常態化している状況にある。災害拠点病院として大規模災害に備えるべく、早急に免震構造にしなければならないことを踏まえ、無駄な二重投資は避け、大局的な全体構想のもと、全面建て替えをする。

○中央病院を一層魅力的なものとするため、本県の強みを生か

し、医療とつくばのロボット技術や画期的な次世代がん治療B N C Tなど科学技術との連携を進める、いわゆる医工連携をコンセプトとし、先進的な医療機関とする。全国の大学から若手医師を呼び込み、養成して、県内定着を図るという医師養成センター機能構想を確立する。

#### (5) がん対策推進

- ① 「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」の柱であるがん検診受診率50%以上の目標を早期に達成するため、条例の趣旨を県民にしっかりと浸透させながら、実効性ある施策を関係機関との密接な連携のもと、積極的にかつ広範に推進する。
- ② がんになっても働き続けられる労働環境の整備と意識の醸成を進める。
- ③ 自宅療養のがん患者の居場所づくりを進める。
- ④ 小児がん対策を進める。
- ⑤ がん治療には、つくばの最新技術を活用する。
- ⑥ 胃がんリスクを知るためのA B C 検診（リスク層別化検査）の導入を促進する。
- ⑦ がん教育を推進する。
- ⑧ 女性の医師や検査技師等が検診にあたる女性専用がん検診車の導入を推進する。

#### 【新規】

#### (6) いばらきノーマライゼーションの推進

- ① 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の目的でもある、誰もが住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことのできる社会の実現のため、障害のある人が地域社会で自立し、様々な分野で社会参加が図れるよう、福祉サービスの基盤づくりを推進するとともに、雇用の拡充を図る。
- ② ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度向上に向けた取組を行う。
- ③ 障害のある未就学児の保育所、幼稚園、認定こども園への受

け入れを促進する。

- ※ ④ 老朽化、狭隘化等、多くの課題がある県立あすなろの郷については、セーフティネットとしての持つべき役割や機能、運営面の課題などの検討を行い、再整備を早期に進める。

#### (7) 犬猫殺処分ゼロ実現

- ① 「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」に基づき、殺処分減少に対する各種政策を積極的に展開する。
- ② 犬や猫を保護し、譲渡等の機能を有する動物愛護センターの設置を進める。

- 【新規】 ③ 県動物指導センターの支所を保健所ごとに開設するよう努める。

#### (8) 県北の格差是正対策

- ① 人口減少が著しい県北地域の振興を図るため、「定住人口の確保」「交流人口の拡大」「生活環境基盤の充実」を基本とし、各種振興施策を積極的に推進する。

○県北地域の定住人口の確保を図るために、雇用の確保・創出をはじめ、医療、福祉、子育て、教育の環境や、広域交通ネットワークの整備といった生活環境基盤の充実を図る。ＩＣＴを活用した学習機会の確保、医療提供体制の充実などを進める。

○県北地域の市町がそれぞれ有する豊かな自然や産業などの地域資源、イベント等を有効に活用して、交流人口の拡大を図っていく。多様な手段を使って、地域の魅力を効果的に情報発信していく。

○それぞれの地域が真に必要とする起爆剤の導入を支援することにより、効果的な県北地域の振興を図る。

- ※ ○県北振興を図る上で、石岡市から笠間市の道祖神峠のトンネル化を実現して、新たな県総合計画に構想道路と位置づけられた、大子町方面に向かう（仮称）茨城縦貫幹線道路及び茨城港・常陸那珂港区から大子町方面に向かう高規格道路の整備を進める。

- 東京圏の学生との交流を活発にするため、東京圏の大学との単位互換やサテライトキャンパスの設置を支援する。

#### (9) 安全・安心な郷土づくり

- ① 県民が安全で安心して暮らせる地域社会を確立するため、治安及び交通安全の対策を強化する。
  - 警察官の増員について国に強く働きかけるなど、警察基盤の強化を図る。
  - 地域住民の安心の確保に最大限配意した上で、警察署及び交番・駐在所の再編整備を計画的に進め、警察力の一層の強化を図る。
  - 交通信号機の視認性向上による交通事故の減少を図るため、信号灯器のLED化を推進する。
  - 「ニセ電話詐欺」の取締りと被害防止対策を強化する。
  - 車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、自転車通行の総合対策を推進する。
  - 暴力団排除条例の適用により、安心できる県民生活を実現する。
  - 住宅侵入窃盗・自動車盗の予防対策、検挙対策を推進する。
  - 自由で旺盛な企業活動を様々な犯罪から守るため、警察力の充実・強化を図る。
  - 飲酒運転の根絶のため、飲酒運転の厳正な取締りを実施するとともに、交通安全教育や関係機関・団体との連携による広報啓発活動を通じて県民の規範意識の確立を図り、より実効性の高い対策を実施する。
  - 運転中の携帯電話使用は極めて危険であることから、啓発と取り締まりを強化する。
- ※ ○ テロに関する情報収集・分析、水際対策、警戒警備を徹底するとともに、テロ対策茨城パートナーシップ推進会議等を通じて関係機関や民間事業者と連携し、官民一体となったテロ対策を推進し、テロの未然防止を図る。
- 外国人就労者を含めた県内の在留外国人が、安全安心を実感

【新規】

できるための取組を推進する。

- 安全・安心の茨城県を確固たるものとするため、警察と知事部局や教育委員会と犯罪の未然防止を重視した連携の強化を図り、犯罪を起こりにくくするまちづくりを進める。

- 犯罪の未然防止、解決に防犯カメラが有効であることから、設置を促進する。

- ② 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者の信頼を確保する。

- 食品等事業者に対して法令順守意識の向上を促すとともに、営業施設等に対する監視指導体制の強化を図る。

- 食品表示法の施行を踏まえ、食品表示の監視指導を強化するとともに、事業者による自主的な食品表示適正化に向けた取り組みを支援する。

- G A P(農業生産工程管理)やトレーサビリティの取組について積極的な推進を図る。

- 「茨城県食の安全・安心推進条例」に基づき、安全・安心な食品の生産及び供給に寄与するため、実効性のある総合的な食の安全・安心施策を推進する。

※

- 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫や豚熱等、家畜伝染病に関する発生予防体制と万が一の発生に備えた防疫体制を構築することとし、特に、豚熱については、飼養豚へのワクチン接種及び野生いのししへの経口ワクチン散布を引き続き行うとともに、アフリカ豚熱も含め、野生動物侵入防止対策として防護柵、防鳥ネットの設置を支援していく。

- 原産地の偽装表示などの不適正な表示を確實に発見するため、関係機関と連携し、元素分析等の科学的手法を用いた検査を実施し、県民の食に対する安心感の醸成を図る。

※

- 食品衛生法等の一部改正を踏まえ、食品等事業者に対するH A C C P(ハサップ：危害要因分析重要管理点)を用いた衛生管理方法の適正な運用を確認及び支援する。

○水道用水の水源でもある霞ヶ浦の水質浄化は、極めて重要であることから、一層推進する。

#### (10) 快適な生活環境づくり

- ① 子育て支援、コミュニティの維持など、県民の互恵・互助（助け合い）の精神を醸成する。
- ② 人口減少や少子高齢化が進行する中、地域の移動手段確保などの観点から、国や市町村と連携して、市町村を越えた広域路線バスなどを含む公共交通ネットワークを検討するとともに、地域住民にとって必要なバス路線の維持確保を図る。
- ③ 中山間地域の高齢者等の交通不便者への対策として、自動運転車の実用化を推進する。
- ④ 県民生活に欠かせない生活道路の安全確保をはじめ、幹線道路の維持・補修や、県管理中小河川の浚渫を含む改修に対して、大幅な予算確保に努める。
- ⑤ 水資源の安定的確保や用水供給対策、治水対策の充実強化を進めること。
- 霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦及び桜川（千波湖）の水質浄化、利根川及び那珂川の渇水被害の軽減、並びに新規都市用水の確保のため不可欠な事業として、関係者の理解を得ながら、関係都県と連携し国への働きかけを行うなどにより事業促進を図る。
- ⑥ ごみの減量化・再資源化等の対策を推進するとともに、ごみ処理施設の整備促進を図る。
- ⑦ 下水道、農業集落排水施設や合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、霞ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）、牛久沼、涸沼などの湖沼・河川の水質浄化対策を強化する。
- ⑧ 資源循環型社会づくりのため、環境教育を推進し、環境保全県民運動の強化を図る。
- ⑨ 産業界等の様々な主体と連携し、プラスチック使用量の削減に取り組むとともに、プラスチック資源循環を推進する。
- ⑩ 地域と共生した再生可能エネルギーの導入、省エネルギー施

設整備や次世代自動車の普及など、低炭素社会づくりに向けた取り組みを推進する。

- ⑪ 茨城県地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素排出削減に向けた県民運動や事業者の環境負荷低減の取り組みを推進するなど、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進する。
  - 家庭部門における大幅な二酸化炭素排出削減を達成するため、各家庭での取り組みを促進し、分かりやすい情報発信を心がけ、意識の啓発を推進する。
  - 事業者における二酸化炭素排出量削減のための対策支援や、環境マネジメントシステムの普及など、特に中小規模事業者への取り組みを推進する。
- ⑫ 森林湖沼環境税の活用を図る。
  - 県民共有の財産である森林や湖沼・河川等の自然環境を、その公益的機能が十分に発揮されるような状態で次代に引き継いでいくために、その税収を効率的に活用する。税を活用した事業の重要性や公益性について県民の十分な理解を得るために、取組による経済効果について数値目標を設定するなど、県民への恩恵などの「見える化」に向けた情報を積極的に発信するよう努める。
- ⑬ 世界湖沼会議の成果を踏まえ、湖沼に関わる関係者などの協力関係のもと、県民に環境学習等の機会を提供し、環境の保全・改善に資する新たな取組、成果に結びつけていく。

#### (11) 心を豊かにする文化の振興

伝統芸能や文化を次代に継承するとともに、新たな芸術、文化の振興を図り、心豊かな生活を送る中で郷土愛の醸成を図る。

#### (12) スポーツの振興

- ① 身近なスポーツへの関心や参加意欲を高め、スポーツを通じた県民の健康増進、体力づくりにつなげる施策を推進する。
- ② スポーツを核とした地域振興やスポーツ産業の誘致、育成に取り組み、スポーツを通じた地域の活性化を推進する。
- ③ 地域活性化や魅力度アップ等を目指し、青少年を対象とした

全国規模のスポーツ大会の積極的な誘致に取り組む。

- ④ スポーツ選手の育成強化のため、フィジカルトレーニング、食事トレーニング、身体のメンテナンス（先進的な医療を含む）面からアプローチする体制を整備するとともに、スポーツトレーナーを県内各地の拠点に配置する。

### (13) 台風第19号等の大規模災害対策

- ① 大規模災害やテロ等の緊急事態に対応するため、警察・消防・海上保安庁・自衛隊・災害拠点病院等や行政との連携を強化し、危機管理体制の整備や支援策の充実を図る。
- 県民の意識啓発のために防災ブックを作成し、全世帯に配布する。
  - 事前に災害発生時の状況を想定し防災行動を時系列で整理した行動計画、いわゆるタイムラインを個人ごとに作成する。
  - 防災に関する専門的知識・技術を持つスペシャリストを育成して配置する。
  - 県で総合的に情報を収集して自治体間で共有する。気象情報を的確に把握するため、県に気象予報士を配置する。
  - SNSなど多様な発信手段を活用し県民に正確かつ迅速に情報を伝える。
  - ※ ○ 防災教育に関連した内容の一元化を図り、学校における防災教育や防災訓練を推進する。
  - ※ ○ 地域における自主防災組織、消防団の強化や防災訓練への支援を行うとともに、地域のリーダーとしての活躍が期待される防災士の積極的な活用が図られるよう、市町村への支援を強化する。
  - 避難所の冷暖房の整備やトイレの増設、プライバシーの確保など快適性の保持を促進する。
  - 災害の事前対策に対する中小企業の意識付けを進めるとともに、災害により甚大な被害を受け、再建困難な産業等を支援するため、企業間の連携の強化を促進する。
  - 令和元年台風第15号及び台風第19号で被災した地域の復

興を図るため、一部損壊までの被害に対応する住宅再建支援に取り組む。

- 令和元年台風第19号等により被害を受けた河川の早期復旧に取り組むとともに、国、県、市町村等で構成する協議会等において被災原因や今後の治水対策を協議し、本川・支川を含めた抜本的な河川改修を推進する。

【新規】 ○令和元年台風第19号により被害を受けたJR水郡線について、早期復旧に向けた支援に取り組む。

【新規】 ○災害時における廃棄物の迅速かつ円滑な処理のため、市町村による災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、関係機関との連携・協力による広域的な処理体制の構築に取り組む。

【新規】 ○令和元年台風第19号で被災した地域の復興を図るため、被災した水道施設の復旧支援に取り組む。

#### (14) 国土強靭化の推進

① 切迫する巨大地震等や気候変動の影響により頻発・激甚化が懸念される気象災害等を踏まえた防災・減災対策を着実に講じ、国土強靭化を強力に推進する。

※ ② 災害に強い国土づくりのため、国の交付金制度などを有効に活用し、自然災害時の減災・防災対応として、道路の法面・盛土対策や冠水対策、河川の流木対策、海岸堤防の高潮対策等のインフラ整備を積極的に推進する。

※ ③ 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」終了後も、国土強靭化の取組みが迅速かつ確実に実施できるよう、対策の抜本強化を図る。

【新規】 ○令和元年東日本台風等により被害を受けた公共土木施設の迅速な復旧・復興に取り組むとともに、災害に強い国土づくりを着実に推進するため、地方の社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保を国に働きかける。

※ ○3か年緊急対策終了後も国土強靭化を引き続き推進するため、別枠予算での延長及び拡充を講じるよう、国に働きかける。

- 事前防災・減災対策の強力な推進により激甚化する自然災害

に対する安全を確保するため、河川改修や地域間交通のダブルネットワーク構築など国土強靭化予算の重点配分並びに大幅な予算増を国に働きかける。

○将来の財政負担を抑える予防保全に早急に移行するため、診断・修繕等の長寿命化に必要な予算の別枠確保及び安定的な財源確保を国に働きかける。

※ ○平常時災害時を問わず経済を支える物流の効率化を図るため、重要物流道路の更なる指定及び既指定路線の早期補助事業化による重点整備を国に働きかける。

④ 地域住民の安全安心に直接的な責任を有する基礎自治体を長期的かつ安定的に支えることができるよう、地方整備局等の体制の充実及び機能強化を図るよう、国に働きかける。

⑤ 災害復旧時の拠点となる土木事務所等の機能強化、土木系技術職員の大幅増員を図るための、予算措置並びに施策の措置を図る。

⑥ 公共施設（橋梁・トンネル等の土木構造物など）の老朽化対策として、予防保全型の維持管理による長寿命化を進めるとともに、危険施設の積極的な更新に努める。特に橋梁については、災害に備えて耐震化を推進する。

⑦ 住民の安全確保を優先し、一部屋のみを耐震化する等、家屋全体の耐震化以外の耐震改修について普及啓発等を行うとともに、助成措置の充実を図る。

【新規】 ⑧ 国土強靭化に向けた取り組みを推進するため、国土強靭化地域計画の県内全市町村での早期策定に向け、支援を強化する。

## 2. 「新しい」産業・雇用をつくる

(1) 人口減少を可能な限り緩やかにし、持続的な活力ある地域社会を創るため、本県のまち・ひと・しごと創生に向けた取組の強化

※ ① 第2期「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進するとともに、いばらき自民党から提出した「地方創生のためのアイデア施策提案」(164項目)を十分に参考にして、真の地方創生を進める。

- ※ ② 第2期「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進を図るとともに、その実効性を高めていくため、重要業績評価指標（KPI）等に基づき、施策の効果を適切に検証する。
- ※ ③ 先駆性のある取組を対象とする国の地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を活用した事業について、取り組みを進める。

## (2) 新産業育成、中小企業の業態転換・事業承継支援

- ① 「県全体として稼ぐ力をつくり出す」という基本理念を根本に据え、新しい産業政策を再構築していく。そのため、商工業や農業はもとより、医療、介護、健康、食品、教育、科学技術などで新産業を創造する。一方、これまで本県経済を支えてきたものづくりなどの既存の産業や中小企業についても一層発展させる。
- ② 茨城の持つ最先端科学技術の強みと特色を生かし、中長期的な視点から、起業支援、新産業の創出やベンチャー・新事業展開への支援、産業人材の確保・育成などへの投資を促し、新たな需要と雇用を生み出すとともに、若者に対し起業家精神の育成を進める。
- ③ 最先端の科学技術や数多くの研究人材の集積を誇る「つくば」は、本県の大きな原動力であり、そのイノベーションをさらに磨き上げ対日投資を呼び込み、シリコンバレーのようにしていく。
  - 産業技術総合研究所をはじめとするつくば地域の先端技術研究施設との連携強化を図りながら、創業や新事業展開の促進を図る。
  - つくばの科学技術の集積を活用し、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野の新事業・新産業の創出を通じて、我が国の成長・発展に貢献するため、「つくば国際戦略総合特区」の取り組みを推進する。
  - 「つくば・東海・日立」を有機的に結び付け、最先端科学技術拠点の形成を図る。

- ④ ベンチャー企業をはじめ、スタートアップを強く支援して、「起業するなら茨城」と言われるようスタートアップ立県を目指すとともに、県内で起業したベンチャー企業が県外に流出しないよう、有効な支援施策を講じ、ベンチャー企業の育成・集積につなげる。
- ⑤ 宇宙航空研究開発機構（JAXA）をはじめ、国の研究機関等と連携して、宇宙関連ベンチャー等が活動しやすい環境づくりに取り組み、多くの企業が宇宙ビジネスに挑戦できる拠点形成を進める。
- ⑥ 地域の活性化や再生を図るため、国家戦略特区、地域再生、都市再生などの制度を総合的に活用する。
- ⑦ 本県経済の基盤を形成する中小企業の新製品・新技術の開発、販路拡大を支援することにより、創造性・自立性に富んだ中小企業の育成を図る。
- ⑧ 環境・バイオ分野をはじめとするリーディング産業の新規立地や事業拡大の大きな要件となる人材確保について、地元市町村や企業・学校等の連携により、技術系人材を確保するとともに、若年労働力の地元採用・定着を目指す。
- ⑨ 大強度陽子加速器施設( J – P A R C )における中性子の産業利用を促進する。
- ⑩ 次世代のエネルギーとして期待されている水素エネルギーについて、本県においても水素関連の技術開発を支援し、新たな事業創出を促進するとともに、家庭用燃料電池及び燃料電池自動車等の普及拡大に向けた取り組みを一層強化することにより、先駆的な役割を果たしていく。
- ⑪ 地方の人口減少を食い止めるためには、国としての地方から東京圏への人口流出に歯止めをかける対策が必要であり、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、東京 2 3 区内の大学の定員増が規制されたところであるが、さらに実効性を高めるため、地方大学・地域産業創生交付金制度の拡充等について、

国に対して働きかける。

- ⑫ 内需の停滞や中国経済の減速などによる悪影響等により、必要な事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業に対し、信用保証協会におけるセーフティネット保証制度等の円滑な利用の促進や返済負担の軽減など、より一層の金融支援制度の充実を図る。
  - ⑬ 大手企業との交流や産学連携による技術開発を促進し、今後成長が期待できる環境・新エネルギー・健康・医療機器等の産業分野への県内中小企業の参入を積極的に支援する。
  - ⑭ 県内中小企業の地域資源の活用や農商工等連携による新事業への取り組みの支援を強化する。
  - ⑮ 中小企業の新製品・新技術の開発に必要な技術シーズの移転やI o T活用を支援するとともに、I C T等の次世代技術を活用しながら、創造的企業・起業家の育成を強力に推進する。
  - ⑯ サービス業など労働集約型の地域密着型企業の新規立ち上げにより、地元雇用を創出し、中心商店街等の賑わい復活につなげる。
  - ⑰ 中小小売店等を支援するため、街づくりと一体となった中心市街地の活性化や、賑わいのある商店街づくりを促進する。
  - ⑱ 大型店の撤退や交通網の弱体化等に伴い高齢者など買い物困難者の増大に対応するため、市町村等と連携した空き店舗への出店支援や、商店街や新たな民間事業者等が行う宅配サービス・移動販売などの取り組みを積極的に支援する。
  - ⑲ 事業承継の円滑化に向けた支援の充実を図る。
- ※ ⑳ 厳しい経営環境に直面している建設業のイメージアップを図るとともに、県発注工事について、「ゼロ県債」（ゼロ債務負担行為）、繰越制度や余裕期間制度の活用、適正な工期の設定等により、施工時期等の平準化を図る。併せて、経営革新や地域貢献に取り組む業者に対する支援の充実や県内業者育成のための地元業者への優先発注を行う。
- ㉑ 清掃、植栽管理、消防設備保守点検等の庁舎等管理業務につ

いて、品質確保と適正な雇用を守る観点から、最低制限価格の適用案件の拡大を図る。

- ⑯ 公共施設周りの植栽管理や除草・芝刈りなどの業務委託（役務）契約において、適正な設計価格の設定に努めるとともに、公正で健全な競争環境の確保について検討する。
- ⑰ 中小企業における女性活躍の取組を加速させるため、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促す。
- ⑱ 働き方改革を進めるため、テレワークなど多様な働き方が可能な環境の創出を推進する。
- ⑲ 新たな地域経済の担い手を創出し産業の新陳代謝を促進するため、女性を中心とした起業を促進するとともに、後継者不足とのマッチングを図る。
- ⑳ T P Pなどの経済連携協定については、農業分野をはじめ、幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、国際的な動向を踏まえながら、状況がどのように推移しても万全の対策を講じるよう政府等へ働きかける。

### (3) 茨城の発展を支えるインフラ整備

- ① 陸・海・空の広域交通ネットワークの整備を図る。
  - 首都圏中央連絡自動車道については、4車線化の早期完成を図等に働きかけ、整備を促進するとともに、I C アクセス道路の整備を推進する。
  - 東関東自動車道水戸線については、県内区間の全線開通に向けて整備を促進し、さらには、鹿嶋・神栖方面への延伸に取り組む。
  - 新4号国道の6車線化や、国道6号及び国道50号の4車線化について、早期完成を図に働きかけ、整備を促進する。
  - 道路整備に必要な財源を確保し、国・県道などの幹線道路網の整備を滞ることなく推進する。
  - 茨城空港については、国内、国際定期便やチャーター便等できるだけ多くの路線の確保を図る。
  - 来年の東京オリンピック・パラリンピックやウィズコロナ時

※

【新規】

- 代を見据え、茨城空港にプライベートジェットの駐機場を増設し、海外富裕層等との交流促進につなげる。
- 茨城港及び鹿島港の整備を促進するとともに、定期航路の開設など、利用拡大を図るため、効果的なポートセールスを行う。
- ※ ② 県内高速道路網の整備進展に伴い、その優位性を県勢発展に結びつける幹線道路ネットワーク網の整備を図る。
- 県北振興を図る上で、石岡市から笠間市の道祖神峠のトンネル化を実現して、大子町方面に向かう（仮称）茨城縦貫幹線道路及び茨城港・常陸那珂港区から大子町方面に向かう高規格道路の整備を進める。【再掲】
  - 筑西幹線道路について、全線を早期に結ぶことを最優先に、整備を進める。
- ③ つくばエクスプレス等の鉄道網の利便性向上を図り、首都圏との連携を強化するとともに、魅力ある沿線開発を推進する。
- つくばエクスプレスの東京駅までの延伸の早期実現を図る。
  - つくばエクスプレス沿線の早期市街化を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、戦略的なPRにより、「つくばスタイル」の定着を図る。
  - つくばエクスプレス沿線の県有地の分譲推進と優良企業の誘致を促進する。
- ④ 地域振興や観光振興を図る観点から、つくばエクスプレスの県内延伸に向けた取り組みを推進する。
- ⑤ 東京直結鉄道(地下鉄8号線)の県西地域への延伸を促進する。
- ⑥ ひたちなか海浜鉄道湊線のひたちなか地区への延伸については、ひたちなか地区開発を進展させる取り組みの一つと位置付け、市と一体となって延伸の実現に取り組む。
- ⑦ 道路・橋梁・トンネルの補修、道路の除草、白線の引き直し、河川の竹木の伐採、堆積土砂の除去など、維持補修を進める。
- ⑧ 海門橋など、老朽化した橋梁の架け替えに計画的に取り組む。

#### (4) 企業立地の強力な推進、地域振興

- ① 企業ニーズに即した本社機能移転強化促進補助事業等各種優遇措置や企業が活動しやすい事業環境の整備、戦略的な企業誘致策の実施などにより、企業立地や新たな成長分野等の本社機能の移転を促進し、力強い産業と雇用の創出を図る。
  - 様々な企業の事業環境が向上するように、交通ネットワークをはじめとする各種インフラの整備はもとより、優遇制度の拡充、各種許認可の迅速簡素化に努め、地域間競争に負けない産業基盤づくりを進める。
- ② 大型投資の進む自動車産業や建設機械産業のクラスター化を図るため、関連企業の誘致に積極的に取り組み、雇用の創出を図る。

また、それらの企業の製品を県内企業が活用しやすくなるようPRを行うなど、環境づくりに努める。
- ③ 首都圏中央連絡自動車道の沿線地域における企業立地を促進するため、沿線市町村の進める産業用地等の開発計画に対し、支援を進める。
- ④ テレワークを活用するIT・ベンチャー企業のサテライトオフィスなど、企業の拠点の本県への誘致促進を図る。
- ⑤ 地元企業、農家、研究機関と連携できる食品産業等の集積など新しい発想と戦略で対処する。
- ⑥ 県等保有土地については、県有地等処分・管理対策本部において、土地の利用価値、取引の実勢や将来の金利負担等を総合的に勘案した弾力的な価格設定を行うことなどにより、全庁挙げて早期処分に取り組む。
  - 企業誘致を推進するため、全庁的に開発公社と連携を密にして、公社職員が有する専門的な知識・技術等を活用するなど、販売体制の強化に努める。
- ⑦ 茨城中央工業団地（笠間地区）へのおかめ納豆（タカノフーズ）立地に伴い、常磐自動車道利用者に納豆の製造過程展示、販売、食の提供を行うことにより、本県特産品をアピールする。

併せて、同団地の進出企業の製品を展示し、企業のイメージアップと地域農産物（クリ等）の直売も併せて行うなど、県内版アンテナショップとして活用する。

⑧ 畜産試験場跡地は、県央部発展の起爆剤として活用する。

- (イ) 若者が集う大学等の誘致
- (ロ) 本社機能、サテライトオフィスなどの誘致
- (ハ) 工場、倉庫などへの単純売却はしない
- (ニ) リトルシニアのメッカとなっている現状を継続

⑨ ひたちなか地区は県内有数の開発可能性を持つ地域であり、今後、未利用の国有地で新たな工業団地を確保し、企業を誘致することは重要と考える。工業団地が確実に整備されるよう、市との連携体制の更なる強化を図る。

#### (5) 北関東新経済圏の創生と東日本の玄関口としての機能創生

- ① 北関東自動車道など陸・海・空の広域交通ネットワークを生かし、茨城・栃木・群馬の北関東3県をはじめとした隣県等との官民一体となった連携を推進し、交流の拡大を図る。
  - 茨城空港の活用も取り入れた広域観光ルートの開発をはじめ、産業、科学技術、保健・医療等、幅広い分野で地域資源の活用を図る。
  - 常陸那珂港区や北関東自動車道を活用し、物流の効率化と新たな東西物流軸形成を目指す。
- ② 常陽銀行と栃木県の足利ホールディングスとの経営統合（めぶきHD）を契機に、栃木県及び群馬県とのさらなる連携強化のもと、新たな北関東3県経済圏の構築を視野に入れた産業展開を図る。

#### (6) 国内有数の農業県茨城を成長産業として発展させ儲かる農業を実現

##### 【新規】

- ① 農業を主要産業として維持、発展させていくため、農業者の所得向上に向けた施策展開を強力に推し進め、儲かる農業を実践する専業農家を育成する。また、草分け的な成功事例を、農業を目指す人や農業に興味を抱く若者に直接見せる取組を推進

する。

- ② 國際競争力の高い儲かる農業を実現するため、ロボット技術やＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農業の取り組みや農地の集積・集約化により生産性の向上を図るとともに、本県農産物のブランド力強化や6次産業化による付加価値の向上、国内外への新たな販路拡大等を推進する。
- ③ 農業のグローバル化への対応については、農産物の海外への輸出を念頭に置いた顧客志向の経営展開や、さらなる技術開発、情報産業など他産業との融合は必須であることから、これらをなし得るような強い経営体が広範に創出され、本県農業の強力なリーダーとなり得るよう、積極的な支援をしていく。具体的には、資金需要における新たな資金制度の創設、農業ファンドや金融機関との仲立ち、販売・出荷体制の構築への支援などを実施するとともに、新しい経営体による農協に準ずる規模の共同組織の育成も視野に入れて、農業改革を一層推進する。

一方、グローバル化によって経営困難を余儀なくされる農業者に対しては、急激な環境の変化に柔軟に対応していくよう、農業者それぞれの実情に応じた支援策をきめ細かに施していく。

- ※ ④ 「恵水」、「常陸の輝き」の高級店での取扱継続等に努めるとともに、トップブランド化に取り組んだ手法を他品目等にも応用し、本県農林水産物全体のイメージアップと販売促進を図る。また、メロンの「イバラキング」やイチゴの「いばらキッス」などの県産オリジナル品種について、ロットの拡大による認知度向上を図る。
- ⑤ 本県農林水産物や加工食品のブランド化や輸出促進に向け、G I（地理的表示）の活用を進める。
- ⑥ 農商工連携や医福食農連携、6次産業化を進め、農林水産物を利用した付加価値の高い新たな加工商品等の開発を支援する。  
また、商品開発、販路開拓などの専門家を集めた「6次産業化サポートセンター」を活用し、生産から加工・販売に取り組む意欲の高い農林漁業者に対し、一貫した支援を行う。

- ⑦ 国の減反政策の廃止に伴い米政策が転換する中、本県稻作農家の経営を安定させるため、飼料用米等の戦略作物に対する支援策である経営所得安定対策などが継続的・安定的な制度となるよう、国に強く働きかける。
- また、主食用米から飼料用米等の新規需要米への転換にあたり、経営的な優位性を確保できるよう、産地交付金の見直しを検討する。
- ⑧ 本県産米の消費拡大を図るとともに、「特A評価」の獲得やブランド化、米粉を活用した新商品の開発など、利用拡大及び需要拡大に積極的に取り組む。
- ⑨ 茨城県主要農作物等種子条例に基づき、種子生産者や関係機関と相互の連携協力した上で、必要な体制を整備しつつ、需要の見込まれる米、麦、大豆及びそば等の奨励品種の指定、原種及び原原種の生産など、優良な種子の生産供給に取り組む。
- ⑩ 「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行5年後の見直しを受け、地域の特性に応じて、コーデネーター役を担うJA、市町村、農業委員会などと農地中間管理機構が一体となって人・農地プランを核に、農地の集積・集約化を一体的に推進する。
- ⑪ 県西地域においては、畑地の基盤整備を進め、園芸品目の一層の品質向上や安定生産対策を継続的に行うとともに、情報発信や効果的なPR等を推進し、消費者や実需者に信頼される収益性の高い園芸産地の育成を図るなど、地域特性に応じた農業振興に取り組む。
- ⑫ 産地を支える強い経営体づくりに向けて、農地の集積・集約化を進め、ICT等を活用した新技術の導入や法人化の支援などにより経営の大規模化・効率化を推進し、経営感覚に優れた経営体を育成するとともに、産地等における新規就農者の受入体制の充実や法人等における雇用就農の拡大などにより新規就農を促進する。
- ⑬ 収益の向上を目指す農業経営体や農業参入を希望する経営体

等に対して、法人化や雇用、賃金、農地の確保などの課題解決に向けて専門家を派遣し経営発展を支援するとともに、意欲ある中小農家の相談にきめ細やかに対応できる相談体制の整備を図る。

- ⑭ 本県が有する恵まれた教育、研修、研究環境を生かし、農業者等が営農しながら経営の発展段階に応じて、体系的に経営手法や先進技術等を習得できる講座の充実と受講者の利便性を図る。
- ⑮ 中山間地域や水田作・畑作地域など、県内各地域の実情に応じたきめ細かな農業者の確保・育成を進める。
- ⑯ 耕作放棄地については、国の助成措置を最大限活用しながら地域の再生利用の取組を支援するなど、その解消と未然防止を図る。
- ⑰ 国内外の産地間競争に打ち勝つため、畜産の生産基盤強化や県オリジナル種畜を活用したブランド力強化、輸出拡大等を推進するとともに、畜産環境対策と家畜衛生対策の充実強化による畜産経営の安定化を図る。
- ⑱ 強い農業の基盤づくりを進めるため、未整備地域における農地の基盤整備を着実に進めつつ、生産性の向上を図るためのほ場の大区画化や畠地かんがい等の整備、土地改良施設の修繕・更新対策の充実強化など、農業農村整備事業を計画的に推進するために必要な財源を確保するよう、国に強く働きかけを行う。
- ⑲ 農村地域の生活基盤の整備を支援するとともに、地域資源を生かしたこだわり産地や、快適で魅力ある農村環境づくりを推進する。

また、地域リーダーの育成や農産物直売所の機能充実、都市と農村の交流を促進し、農業・農村の活性化を図る。

- ⑳ イノシシなど有害鳥獣による農作物被害は、経済的な被害のみならず、営農意欲の減退等の影響が懸念されることから、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、効果的な対策の強化に取り組む。

- ㉑ 多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度を充分活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る取組を一層推進する。
- ㉒ 森林の有する公益的機能が将来にわたって発揮されるよう、県民の理解と協力のもと、森林湖沼環境税を活用し、荒廃した森林の間伐や伐採後の森林の再生を図るための再造林など、森林の保全・整備に取り組むとともに、茨城県県産木材利用促進条例に基づき県産木材利用について目標値を定めて促進し、健全な森林の育成と林業・木材産業の振興を図る。  
また、県民の森林保全活動の裾野拡大を目指し、県民参加の森づくりを推進する。
- ㉓ 地域住民にとって快適で豊かな森林環境をつくるため、森林湖沼環境税を活用した平地林・里山林の整備を推進する。
- ㉔ 漁協組織と連携して担い手の育成確保、漁業経営規模拡大・法人化、漁獲物の高鮮度化、6次産業化などの取組を進めるとともに、資源管理型漁業や栽培漁業、漁業の基地となる漁港や漁業生産を高める漁場・大規模水産加工場立地などの基盤整備を推進し、漁業と水産加工業が共に成長していく水産業の成長産業化を図る。
- ㉕ 障害者の働く場所を確保し、農業のイメージアップにも資するため、福祉施設等と連携（農福連携）し、障害者の農業分野への就労を促進する。
- ※ ㉖ 台風被害等の多発と被害拡大を踏まえ、低成本耐候性ハウスの導入や老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等を促進する。また、令和元年東日本台風のような甚大な災害が発生した場合には、被災した農地・土地改良施設の災害復旧事業について、激甚災害指定による補助率の嵩上げを国へ働きかける。
- 【新規】** ㉗ 資源変動に左右されず安定出荷が可能な陸上養殖の技術の導入を検討するとともに、新たな養殖産業の創出を目指し、基本構想を策定する。

### 3. 「新しい」人材を育てる

#### (1) 次代を担う人材育成

- ① 県民の教育に対する関心と理解を深めるため、知事部局と教育庁など関係機関が一体となり、全庁的に「いばらき教育の日」(いばらき教育月間)における取り組みを推進することにより、学校・家庭・地域が連携した社会全体の教育力の向上を図る。
- ② 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の施行を踏まえ、学校、家庭、地域など関係機関の連携を強化するとともに、家庭教育支援に対する総合的な施策の推進を図る。
- ③ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から子どもの発達段階に応じた教育を充実させるとともに、学びの連続性を確保するため、長期的視野に立って就学前教育を推進する。保育所、幼稚園、認定こども園と家庭との連携を深め、生涯の人格形成に必要な規範意識やコミュニケーション能力を涵養するため、基本方針を提示する。
- ④ 豊かな心の育成や道徳の教科化を踏まえて道徳教育の充実を図るとともに、教員養成課程における道徳教育の充実や、教員の指導力向上に向けた体制づくりについて国に働きかける。また、高校の「道徳」及び「道徳プラス」について、教員に対する研修会等を実施し、学校の指導体制等の充実が図れるよう支援するとともに、青少年の健全育成諸対策を推進する。
- ⑤ 全国学力・学習状況調査等の結果を分析して学習指導の改善に生かし、全国優位の児童・生徒の学力向上を目指す。
- ⑥ 国語に対する興味・関心を高めるとともに、日本語の素晴らしさを認識できるよう、国語教育のさらなる充実を図る。
- ⑦ 外国語教育のための英語の教員、理科系を強化するため理科・数学（算数）の教員の適正配置に努める。
- ⑧ ネットを活用したプログラミングや英語の教育を実施し、イノベーションを起こす次世代人材（デジタルキッズ）を育成するなど、茨城ならではの人づくりを推進する。
- ⑨ 教員の欠員補充や産休・育休に係る常勤講師の確保に努める

とともに、いばらき輝く教師塾を開講するなど、学生等に対し  
て教職の魅力を伝え、教員志望者の増加を図る。

- ⑩ 学校給食に地場産物を使用する割合をさらに高めるとともに、  
食育の推進・充実を図る。
- ⑪ 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に対応した学校の  
適正配置や、今日的な課題に対応するため、県立特別支援学校  
整備計画に基づき整備を進める。
- ⑫ 武道の学習を通じて、生徒がわが国固有の伝統と文化にさら  
に触れることができるよう、指導教員の確保と資質の向上を図  
る。本県は、合気道の世界的なメッカ（笠間市）になっている  
ことから、武道教育を取り入れる。
- ⑬ 運動会など児童が集団としての一体感を味わう場面や、地域  
との交流事業等において、本県人発案のラジオ体操の効果的な  
活用が図られるよう、学校に働きかけていく。
- ⑭ 経済的理由により大学進学を断念することがないよう、県独  
自の給付型奨学金の導入を検討する。
- ⑮ 教員の勤務環境を整えるため、スクールカウンセラー等の外  
部人材の活用や、部活動指導員の配置を含め新たな部活動の指  
導体制の構築に取り組む。  
また、教員一人一人が持つ人間的魅力を十分に發揮しつつ、  
子どもたちの指導に当たっていくため、教員の資質向上を図る。
- ⑯ 子どもたちの人格形成を図るため、校長の強いリーダーシッ  
プのもと、多様な外部人材の活用や地域との連携などにより、  
チーム学校として総合力で様々な課題に対応できる学校づくり  
を進める。
- ⑰ 教員が心身ともに元氣で活力に満ち、質の高い教育を実践で  
きるよう、教員の働き方改革を推進する。
- ⑱ 茨城県いじめの根絶を目指す条例の趣旨を踏まえ、子どもた  
ちが健やかに育つ環境の整備を図る。
  - 「いばらき教育月間」において、いじめの根絶に向けた重点  
的な啓発活動を実施する。

- 条例に基づく対策に向けた推進体制の整備を図る。
- SNSなどを通じて行われるいじめの防止等を図る取組を推進する。

【新規】

- 教職員への研修や子どもたちへの啓発資料の配付等により、条例の趣旨や内容について周知を図る。

※ ⑯ 教職員の不祥事が多発する中、効果的と考えられるあらゆる取組を行い、資質向上に努めるとともに、教職員一人ひとりがコンプライアンスを遵守し、服務規律を確保することで不祥事の根絶を図る。

【新規】

⑰ 学習指導要領に位置付けられたプログラミング教育への対応や、ICT(情報通信技術)社会に適切に対応できる情報活用能力の育成を図るため、教員のICT活用指導力を高めるとともに、ICTに関する専門教員やICT支援員、GIGAスクールサポーターの積極的な活用など、スキル向上を図る手立てを早急に検討、実施する。

⑱ 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進する。

- 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検の実施結果を踏まえ、交通安全施設の整備等、着手可能な事業から早急に子供の安全な通行を確保する道路交通環境の整備を推進する。

- 市町村の通学路交通安全プログラム等による合同点検を定期的に実施し、点検結果を登下校時の安全確保措置に反映させていく取組を継続する。また、地域特性に応じた課題を設定する等、合同点検を実効性のあるものにする。

- 通学路などの日常生活に密着した道路について、安全性の確保と利便性の向上を図る観点から、通学路の歩道整備などを重点的に進める。

- 幅員の狭小な道路についても、通学路の安全の確保を図る。

- 通学路を中心とした生活道路において「ゾーン30」の設定による最高速度30km/hの区域規制を実施して、人優先のエリ

アを形成する。

- 交通事故の発生件数を減少させるため、関係機関・団体や県内の企業等と連携した交通マナー向上運動や各季交通安全運動の推進等により、県民の交通安全意識の向上を図る。
- 犯罪の未然防止の観点から、警察とも連携して学校などでの地域安全マップづくりを進める。
- 登下校時の警察によるパトロールの強化を図るとともに、PTAや民間団体などの協力を得て地域ぐるみの見守り活動をさらに強化する。

## (2) 若者への投資強化、女性活躍推進、青少年対策

- ① 人口減少や超高齢社会を支える若者への財政支出（投資）や生活支援と女性活躍推進は、特に重要であり、県政の柱として主要施策に位置付ける。特に若者の正規雇用を促進する。
- ② 女性の起業により、女性が生き生きと活躍できるとともに、本県産業の裾野が広がり厚みが増すことから、起業に向けた種々の課題にきめ細かに対応する。また、出産・育児等によりやむを得ず離職する女性が多いため、「女性が働きやすい社会システムの構築」に向けて環境整備を図る。
- ③ 若者、青年が集う施設（若者館、新タイプの図書館）を整備して、出会いの機会に活用する。
- ④ 青少年が、携帯電話等のインターネット端末を使用して有害情報にアクセスすることを防ぐため、インターネットや携帯電話等の危険な側面やその対処法を保護者等に伝えるメディア教育指導員の養成などの諸施策の充実を図る。
- ⑤ 保護者に対して、青少年が使用する携帯電話等にフィルタリングサービスを導入することを義務付ける。
- ⑥ 覚醒剤、麻薬、大麻、危険ドラッグなどの乱用防止を啓発し、正しい知識を普及させる。特に若い世代に対して薬物の危険性・違法性を認識させるための薬物乱用防止教室の開催推進など教育の充実を図り、薬物乱用防止対策の強化を図る。

### (3) 茨城を支えリードする人材の育成

- ① 政府が最重要課題と位置付ける地方創生では今後、地方の創意工夫が求められることから、県が地域の特性を生かした地域づくりの方向性を打ち出し、県内市町村の取り組みをリードするような先導的な役割を果たすとともに、県の内外を問わず、地域づくりの核となる人材の積極的な活用を進める。
- ② 雇用の安定化を図るため、職業訓練等の人材育成や職業紹介施策を充実し、フリーター・若年無業者、離職者等に対して効果的な雇用対策を推進する。
  - ジョブカード制度を周知するなど若年者の正規雇用に向けた積極的な支援を図る。
  - いばらき就職支援センターにおいて、キャリアカウンセリングから職業紹介までの一貫した支援を行うなど、正規雇用を目指した雇用対策を重点的に推進する。
  - 新規高卒者の就職希望者全員が就職できるよう、各学校や経済団体などと連携し、より一層の就職支援に努める。
  - 人材が不足している福祉・介護分野や農林水産業分野については、高校における人材養成、専門学校への支援を進める。就職説明会やセミナーの開催、修学資金支援、職業訓練の実施などによる就業促進を目指す。
- ③ 首都圏から若者を呼び込むため、県内企業等とも連携し、移住や・二地域居住や関係人口の拡大等の取り組みを強力に推進するなど、U・I・Jターンを促進する。官民一体での支援体制をつくる。【再掲】
- ④ 大学等高等教育機関を誘致して、若者の県内定着に結び付ける。

## 4. 「新しい」夢・希望をつくる

### (1) I C T 先進県づくり

- ※ ① Society5.0を見据えた新しい茨城づくりに向け、第4次産業革命といわれるA I、I o T、ビッグデータ、ロボットなどの先端技術を、市町村との連携を強化し、地域の課題を踏まえ社

会実装することで、県民が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進するとともに、ＩＣＴ等の次世代技術を活用しながら、本県産業の振興と県民生活の向上を図る施策展開を積極的に検討する。

- 【新規】
- ② 県総合計画の改定に当たっては、Society 5.0 を位置づけていくように検討し、組織改革を含めた府内のデジタル化推進に努める。
  - ③ ネットを活用したプログラミングや英語の教育を実施し、イノベーションを起こす次世代人材（デジタルキッズ）を育成するなど、茨城ならではの人づくりを推進する。【再掲】
  - ④ 高度情報社会の構築を図る。
    - 地域間格差が生じないよう、超高速ブロードバンドやスマートフォン等のモバイル端末など情報通信環境の整備を促進する。
    - NHK県域デジタル放送の県内における周知促進、視聴世帯の拡大とともに、充実した情報発信を図る。
    - 外国人観光客の増加や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、無料公衆無線LAN「IBARAKI FREE Wi-Fi」スポットの整備を促進する。
  - ⑤ インターネット動画サイト「いばキラTV」を通じ、茨城県の魅力を国内外に発信する。
  - ⑥ 県民意識を高揚するため、いばキラTVをテレビで見られるシステムを開発する。
  - ⑦ 県域民放テレビ局の開局と、映像による情報発信のあり方について、様々な選択肢を勘案しながら、最善策や支援策を幅広く検討していく。

## (2) 「魅力度ワースト1からNo.1へ」プロジェクト推進

- ① ブランド総研が毎年発表する都道府県魅力度ランキング上位を目指し、観光資源や県産品など本県の魅力を積極的に発信する。
- ② 先駆的な取り組みであるインターネット動画サイト「いばキ

「ラTV」を通じ、本県における様々な企画や、食をはじめとする文化・歴史等の情報を発信することにより、本県の理解度と知名度、魅力度の向上を図る。

- ③ 本県の魅力度の抜本的向上を図るため、市町村やメディア、観光業者、県民との連携を一層強化し、様々な魅力を発掘しながら、SNSなど多様な手段をもって国内外に向けて情報発信、情報交流していく。

### (3) 世界に飛躍する茨城へ

- ① 本県は、予算規模が世界の中の一国にも匹敵する規模であり、港湾や空港など世界との交易・交流機能をも有していることから、その潜在力を十分に発現するため、世界目線を持った超大県を目指す政策を展開する。
- 県産品の輸出や中小企業の海外進出などの施策をより一層強力に展開する。
- ② 国やジェトロなど関係機関と連携し、国際化セミナーの開催や企業からの貿易等に関する相談への対応、海外で開催される展示会・見本市への出展支援など、県内中小企業の海外展開を支援する。
- ③ つくば国際戦略総合特区プロジェクトなどの最先端の科学技術を世界に発信し、海外からのベンチャー投資を呼び込む取り組みを推進する。また、外資系企業の試験研究機関等の県内誘致を促進するため、外資系企業関係者や研究者等が多く参加する国際会議等（MICE）を誘致し、最先端の科学技術の集積など本県の優位性をアピールする。
- ※ ④ グローバル化の進展により、農業分野における国際競争の激化が避けられない状況の中、本県農業は、時代の潮流を的確に捉え、農業者の立場に立った新しいビジョンに基づき、力強い茨城農業を実現して、国内外の競争に打ち勝っていく体制を築かなければならない。そのため、農産物のブランド力を強化することや販路拡大・輸出拡大に向けた取り組みを積極的に行っていく。

- 農産物や工業製品の輸出促進のため、いばらき中小企業グローバル推進機構やジェトロ茨城貿易情報センターとの連携をより一層強化する。
  - 東南アジア等への輸出の取組を強化するため、ムスリムを対象としたハラール認証の取得等、必要な取組への支援を行い、さらなる輸出の拡大を図る。
- ⑤ ひたちなか地区においては、国際物流体制の整備や国際展示場の建設、企業立地を推進し、国際港湾公園都市づくりを図る。
- ⑥ 航空貨物については、取り扱い実績を積み重ねつつ、関係者の意向を聞きながら、取り扱いの拡大に向けた検討を進める。
- ⑦ 農林水産物や食品の輸出については、諸外国・地域から輸入規制措置等が取られており、早急に諸外国の輸入規制解除が講ぜられるよう、国に要望する。
- ⑧ 国内有数の農業県として、農林水産業関連のＴＰＰ対策等を着実に進める。

#### (4) ビジット茨城—新観光創生

- ① 「いばらき観光おもてなし推進条例」の施行を踏まえた施策として、観光客を受け入れる「おもてなしの心」の醸成について、取り組みを一層促進する。「県民誰もが観光大使」となり、おもてなしや情報発信ができるようにする。
- ② きめ細やかな観光サービスの提供を支援する。特に、外国人観光客の受入体制整備に取り組む。
- ③ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」による支援制度など、広域的な観光誘客の取り組みに資する制度を活用し、本県観光のさらなる振興を図る。
- ものづくり現場やコンビナートの夜景、産業遺産などを巡る産業観光を推進する。
- ④ 本県の魅力ある観光地域や観光資源を県外の方に実感してもらうために、農泊・民泊・体験・滞在型の観光の開拓や拠点づくりにも力を入れ、魅力を実感できる取り組みを進めていく。
- ※ ⑤ 茨城県の豊かな自然環境を活用し、誰もが楽しめる「日本一

のサイクリング王国いばらき」の構築に向け、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」「奥久慈里山ヒルクライムルート（仮称）」「大洗・ひたち海浜シーサイドルート（仮称）」「鬼怒・小貝リバーサイドルート（仮称）」のモデルルートの整備を進め、大会誘致や拠点づくりを積極的に行っていく。併せて、国や市町村と連携しながら、全県的なルートの開発を検討し、いばらきの魅力再発見につなげる。

- ⑥ 本県の重要な資源である霞ヶ浦の再生に向けて、県民が自然と触れ合うことができる場づくりとして、水と親しむ園地の整備を検討する。
- ⑦ 首都圏の小中学生などを対象に、幅広いメニューをそろえた体験型教育旅行を企画し、首都圏を代表する体験交流空間づくりを促進する。
- ※ ⑧ 県立学校等の修学旅行における茨城空港の利活用の促進を図る。
- ※ ⑨ 海外就航先とのビジネス交流を促進するための支援策を講じ、地域産業の拡大・活性化を図る。
- ⑩ 茨城空港が今後もにぎわい拠点として存在し続けるよう、航空自衛隊の P R 館も兼ねた航空博物館（茨城空港 P R 館）の新設を検討する。
- ※ ⑪ 茨城空港における、県産品アンテナショップ機能の拡充や県外客に対する県の特徴を活かしたおもてなしを図る。
- ※ ⑫ 茨城空港の国際定期路線の更なる拡充と誘客促進により国際的視野を持った県民の育成や幅広い世代・分野での交流促進を図る。
- ⑬ 茨城空港の利用者の確保のため、利用者に対するより分かりやすい情報提供やその内容の充実など、利用者サービスの向上に努める。
- ⑭ 大洗港区の航路泊地の埋没浚渫を推進するとともに、現状で利用されているフェリーや客船のみならず、大型客船に対応できるクルーズポートとして整備し、賑わい拠点の発展を図る。

⑯ つくばの研究施設や国際会議場などを活用した新たな観光資源を開拓する。

⑰ 新たな観光スポットとなる観光資源の発掘・整備を進めるとともに、食を含めた本県の魅力を広く発信し、観光客の誘客を促進する。また、宿泊観光を促進するため、本県のフラッグシップとなる新たな宿泊施設の誘致や、既存宿泊施設の魅力向上に向けたコンサルティング支援などに取り組む。

**【新規】** ⑯ 砂沼サンビーチ跡地は、延伸を図っている地下鉄8号線と常総線を結ぶ地域に当たり、豊かな自然が調和する広大な敷地が確保できることから、地域の将来像を見据えた跡地利用策を検討する。

**【新規】** ⑰ 北関東3県連携による観光施策に取り組む。

#### (5) 県内版 アンテナショップの開設

県民や来県者に向けて本県産農林水産物等をPRし、味わうことができる拠点づくりを推進する。

#### (6) 「映画の聖地いばらき」—日本版ハリウッド—構想

フィルムコミッション日本一の実績を活かし、ロケ地を観光資源として活用するとともに、本県を日本の映画・映像づくりの最大拠点として位置付け、国内、海外からのロケ誘致をして、日本版ハリウッドを目指す。

#### (7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて開催準備を進めるとともに、本県の魅力度向上を図る

※ ① 2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピックの開催に際しては、多くの外国人旅行者が訪日することが予想される。この訪日外国人に対し、わが国、本県の生活体験ができる短期ホームステイ企画を提案し、より多くの外国人の来県を促し、本県の知名度向上と経済効果を高める。

○農村生活体験や農林業体験等の事業ノウハウを持つ諸団体との連携を図る。

② 全国第3位の農業産出額を誇る本県は、東京の食料供給基地として確固たる地位を確立している。世界各国のスポーツ選手

や報道機関、観光客が集まり、大きな注目と需要が生じる東京オリンピック・パラリンピックにおいても、本県の豊富な食材の提供や情報発信などによって、本県農産物の魅力をアピールすることを検討していく。このため食材提供の要件であるGAP（農業生産工程管理）の普及推進に努める。

- ③ 東京オリンピック・パラリンピックでの来県者は相当数にのぼるものと予測される。このため、県民の心からのおもてなしにより本県のイメージアップにつなげていくとともに、バリアフリー対策やボランティア人材の確保を進めるなど本県のノーマライゼーション形成の意気込みを示し、高齢者や障害者が安全で快適に競技を観戦し、楽しむことができる環境を整備する。また、来県者により本県を楽しんでいただくべく「いばらきうまいもんどころマップ」を作成し、経済効果の向上を図るとともに、中学・高校生などの若者が積極的に運営にかかわれる工夫や、道路の草刈り・清掃など環境美化を実施する。
- ④ 茨城国体終了後においても、大会開催のレガシーとしてより一層のスポーツ振興を図るため、引き続き老朽化した施設・設備の改修に取り組む。改修にあたっては、障害者スポーツの推進や競技水準の向上を図るため、障害者も利用可能な施設となるよう配慮する。
- ⑤ 全国規模のスポーツ大会の支援や国体正式競技に加え、デモンストレーションスポーツ競技も視野に入れた記念大会を開催することにより、スポーツ人口やスポーツ交流人口の拡大を図る。

#### (8) スポーツ、音楽文化等を通した郷土愛の醸成

- ① 野球、サッカー、バスケットボールなどクラブチーム（プロ野球を含む）と地域との交流を促進するとともに誘致を推進して、支援を行う。
- ② 「ロック・イン・ジャパン・フェスティバル」など大型イベントの継続、誘致に積極的に取り組むとともに、PRや支援を行う。

## 5. 「新しい」県政を支える財政基盤・県庁組織体制を創り、「行政革命」を進める

### (1) 開かれた県政の実現とイメージなど新しい県づくりに向けた戦略の刷新

- ① 本県の特性や優位性を生かしつつ、県勢発展の基盤となるシンプルでダイナミックかつ地域バランスのとれたグランドデザインを構築する。
- ② 国連の持続可能な開発目標S D Gsを参考に、社会と共に成長することを県政運営の戦略に位置づける。
- ③ 将来負担比率等の財政指標と併せて、県債残高について発行の目的などに応じて整理、管理、分析するなど、分かりやすい財政情報の開示に努める。
- ④ 県政の徹底した情報公開を進め、ネットの活用などによる県民参加型行政を推進する。

### (2) 民間の活力をフルに取り入れた茨城の底力創生

- ① 真の地方創生の実現には、「産・官・学・金・労・言・民」一体となった創意工夫が必須であることから、大学、金融機関、民間団体、N P Oとのさらなる連携・協力体制の構築を図り、多様な主体を取り込んだインパクトのある施策を展開する。
- ② 民間経営感覚を取り入れ、民間の力を活用し、「公」の領域でもあったものも「民」が担えるようにして、官民が協働して本県の活力を向上させるような大胆な行財政改革に取り組む。官民連携の社会貢献型投資、いわゆるソーシャル・インパクト・ボンドも、民間の力を行政に取り込む手法として検討する。
- ③ クラウドファンディングを活用した文化の振興を促進する。  
－寄付文化の醸成

### (3) 財政健全化、行財政改革の推進

- ① 財政健全化を図るために、施策の選択を行い、予算の重点配分を大胆に行う。
- ② 施策の選択を行った上で、従来の零細補助金を洗い出し、見直しを行うなど、財源の有効活用を行う（スクラップ＆ビルド）。

- ③ 本県の財政基盤の充実のため、以下について地方税財政の抜本的な改革を国に要請する。
  - 引き続き増加する社会保障関係費など、地方の行財政需要を的確に把握し、地方において安定的な行政サービスを提供できるよう、地方交付税総額を復元・充実する。
  - 国から地方への更なる税源移譲については、地域偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を図りつつ、速やかに実現する。
- ④ 県総合計画に基づく行財政改革を最優先に推進し、進行管理に努めながらより一層の財政健全化を図る。
- ⑤ 歳出総額に占める義務的経費の割合が、近年増加傾向にあることから、持続可能な財政運営を確保するため、財政構造改革を進める。特に、将来の世代に過大な負担をさせないよう、将来負担比率の改善を図るとともに、県債残高の縮減などに努める。
- ※ ⑥ 保有土地に係る実質的な将来負担見込額（令和元年度末見込：173億円程度）については、県民への負担を最小限としつつ、持続可能な財政運営を確保するため、令和11年度までの対策額の平準化を図りながら計画的に解消する。
- ⑦ 県出資法人等について、削減目標を設定し、抜本的改革を推進する。
  - 県出資法人数については、平成28年度から2法人削減し令和3年度の削減目標（平成28年度37法人→令和3年度35法人）は達成しているが、法人の県行政における役割や事業効果等を踏まえ、更なる指導対象法人数の削減に取り組む。
  - 人的関与については、県派遣職員を令和元年度の112人から、令和3年度までに110人に削減する。
  - 財政的関与については、公社対策分を除く補助金・委託料等（平成30年度合計額122億円）を、引き続き150億円以下に抑制する。
- ⑧ 県出資法人等のうち、県民への影響の特に大きい開発公社と

土地開発公社については、事業運営の責任体制を明確にし、県民負担の抑制を念頭に引き続き改革を推進する。

- 開発公社については、土地開発事業を基本として存続し、県の新たな財政負担が生じないよう、緊張感を持って事業運営に取り組む。このため、必要最小限の組織を目指し、福祉施設部門、ビル管理部門については、収益性に十分配慮し、民間への譲渡も視野に入れて着実な事業運営に取り組む。
- 土地開発公社については、地価下落により公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、当面は事業縮小に努めるとともに、保有土地の販売体制を強化して早期処分を進める。

#### (4) 県庁改革、適正な職員配置、職員の働き方改革

- ① 新たな県民ニーズ等に的確に対応し、県民サービスを向上させるため、職員の意識改革・組織の活性化、高度の専門性を有する職員の育成、成果を重視した行政運営など県庁改革を推進する。
- ② 大規模災害への対応はマンパワーが重要であり、これ以上の職員数削減は回避すべきである。県民サービスが低下することのないよう、かつ、職員の業務の過重負担にならないよう、行政需要に見合った適正な職員定数と配置に見直す。
  - うつ病など「心の病」で病気休暇を取る職員が少なくないことから、これまでの職員個人を対象としたメンタルヘルス対策とともに、過重労働や隠れた超過勤務の是正、自殺防止などに取り組み、職員がやる気を持って働きやすい職場づくりを進める。
- 【新規】 ③ 県庁舎（行政棟）や各出先機関庁舎で分煙対策を講じることにより、敷地内禁煙を再考する。県庁敷地内で分煙に対応した喫煙所を設置し、喫煙環境の整備にあたっては、たばこ価格の6.3%を占めるたばこ税を活用する。

## II. 関東・東北豪雨の災害からの復興を成し遂げるとともに、東日本大震災からの復興を加速させ、大規模災害に強いいばらきを目指す

### 1. 関東・東北豪雨の災害からの復興と今後の災害対策強化を図る

#### (1) 被災者支援

##### ① 被災者の生活再建支援

- 「被災者生活再建支援制度」の支援上限額の大幅な引上げ及び適用範囲の拡大について国に要望すること。
- 災害救助法に基づく住宅の応急修理については、「半壊」の場合に求められる資力要件の撤廃を国に要望すること。なお、既に自費で修理した被災者に対しても適用すること。
- 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について、住宅再建に係る被災者の負担軽減を図るために、融資利率の引き下げなどを国に働きかける。

##### ② 被災した中小企業に対する支援

被災した中小企業の早期の事業再開や円滑な事業継続を図るため、以下の取組を行う。

- 被災した商工業者に対する支援制度の拡充等を国に働きかける。
- 相談体制の充実とともに、事業再生に向けた支援策を活用し、二重債務問題への対応を図る。

##### ③ 被災者への生活支援

- D P A T の組織化など被災者への心のケア対策を図る。
- ボランティアセンター（地域支えあいセンター）への支援を行う。

#### (2) 国・県・市町村の連携等

##### ① 河川管理者からの避難指示系統の確立

大雨時において、河川管理者は、市町村長が発令する避難勧告などの判断材料となる河川水位等について、より迅速かつ適切で分かりやすい情報の提供に努める。

- ② 広域対応の必要性があるため、県と市町村との避難に係る広域連携組織の常設化を検討する。また、市町村と県との災害対策本部間の連携を強化する。さらに、広域市町村での対策本部の設置を検討する。
- ③ 県や市町村における危機管理部門へ気象予報士や自衛隊OB等の配置を進める。

## 2. 東日本大震災からの復興と今後の震災対策の強化を図る

### (1) 被災者対策等

被災者の生活再建支援策の充実等について  
新たな認定方法によっても対象とならない液状化の被害を受けた世帯や、半壊・床上浸水の被害を受けた世帯などに対する支援の充実を図る。

### (2) 公共施設等の復興

- ① 公共土木施設の復興事業について
  - (イ) 道路、港湾などの復興事業のため十分な財源を確保する。
  - (ロ) 緊急輸送道路ネットワークの強化を図るため、高速道路の未開通区間の解消、防災上重要な施設等へのアクセス強化、災害時における代替ルートの確保などについて重点的に取り組む。
- ② 社会教育施設の耐震化の促進について  
公立社会教育施設に係る経費は、国が全面的に財政支援するよう国に働きかける。
- ③ 文化財の補修等への支援について  
国指定文化財、国登録文化財などの補修等について、十分な財政支援措置を講じる。また、県及び市町村指定文化財の修理・修復についても、自治体及び文化財所有者等の過大な負担となるよう、国庫補助制度の創設を国に働きかける。

### (3) 産業復興対策

- ① 「二重債務問題」に直面している中小企業者に対する支援について  
被災した中小企業の円滑な事業継続を図るため、平成23年11

月に設置された「茨城県産業復興相談センター」については、中小企業の再生計画や債権者間の調整等に関するワンストップ相談窓口として、機能を十二分に果たすよう努める。

② 中小企業等グループの地域振興に資する共同事業実施に係る支援について

中小企業等グループ施設等災害復旧事業の採択を受けた、中小企業等のグループが行う地域振興に資する共同事業について、未完了のグループに対する早期の事業完了を支援する。

※ ③ 企業立地の促進について

震災後の地域の産業振興を図るため、本県の優れた立地環境や独自の優遇制度などを積極的に情報発信すること等により、企業立地を促進する。

④ 東日本大震災復興緊急融資の融資枠の確保について

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の影響により、風評被害などの間接被害が依然として継続していることから、被災企業の資金繰りを引き続き支援するため、十分な融資枠を確保する。

(4) 復旧・復興のための財政支援等

※ (イ) 「第2期復興・創生期間」において必要な事業等については、柔軟かつ機動的に予算措置を講じる。その際には、今後の財政運営に支障が生じないよう、県負担を極力抑制し、国に対して以下の項目を強く要請する。

○国庫補助事業について、対象の拡大や要件の緩和、補助率の嵩上げなど、手厚く弾力的な制度とする。

○「第2期復興・創生期間」において必要な事業等に係る地方負担分については、被災自治体の過度な負担にならないよう、引き続き震災復興特別交付税等による地方財政措置を講じる。

(ロ) 観光業や農林水産業など各分野の風評被害の解消について、原発事故による影響の払拭に積極的に取り組むとともに、自治体の取り組みに対する十分な財政支援を行う。

## (5) 福島第一原子力発電所事故対策

### ① 原発事故の早期収束等について

原発事故の早期収束及び新たな放射性物質の放出防止策の実施について、国及び東京電力に対し強く求める。

- 特に、放射性汚染水問題については、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、抜本的な対策を講じるよう、国に対し強く求める。

### ② 全ての損害への早急な賠償について

- (イ) 被災者が元の生活に早く戻れるよう、原発事故に起因する全ての損害が迅速かつ適切に賠償されるよう、国や東京電力に対し働きかけを行う。

また、風評被害に苦しむ全ての事業者に対して、賠償金を非課税扱いとするよう、国に対し働きかけを行う。

- (ロ) 放射性物質を含む下水汚泥や焼却灰の保管及び処分等に係る経費について、全額東京電力の損害賠償の対象とされるよう働きかけるとともに、早期の賠償金の受入れを進める。

### ③ 放射性物質による汚染等への適切な対応について

- (イ) 市町村等による除染に係る措置に対し、国が責任を持って適切な支援等を行うとともに、市町村等が実施した除染経費の全てを国が負担するように、国に対し強く求める。

また、除染により発生した除去土壌を埋立するための処分基準を国が早急に策定するように、国に対し強く求める。

- (ロ) 放射性物質に対する国民の不安を払拭するため、放射性物質の人体への影響等に関する正確な情報を発信するなど必要な措置を講じるよう、国に対し強く求める。

- (ハ) 指定廃棄物の処理については、関係自治体や地域住民の意見をよく聞き、合意形成を前提とするよう、国に対し強く求める。

また、風評被害対策に万全を期すよう、国に対し強く求める。

- (ニ) 放射性物質に汚染された焼却灰等の処理について、国によ

る処分先の確保、処分の実施及び保管費用等の全額を国の負担措置になるよう国に要請するほか、環境省と連携して適切な保管等が実施されるよう助言を行うなど、施設管理者の負担軽減を図る。

- (ホ) 農林水産物の放射能に対する安全・安心の確保のため、放射性物質の検査体制を継続する。
- (ヘ) 食品の放射性物質に関するモニタリング検査を継続的に実施し、その検査結果を県民に分かりやすく公表する。また、食品の放射性物質検査機器について、国民生活センターが実施する貸与制度の利用や消費者行政強化交付金を活用した助成等により、市町村への機器配置を引き続き支援する。

④ 風評被害防止等への積極的な対応について

- (イ) 周遊観光の推進や観光キャンペーンなどを通じて、原発事故に伴う風評被害の拡大防止と払拭を図り、引き続き観光客誘致に向けた対策を講じるとともに、自治体の取り組みに対する十分な財政支援を行う。

- ※ (ロ) 県産品の安全性を徹底して情報発信するほか、季節や旬の移り変わりに合わせ、風評被害の拡大防止・払拭に向けて、県産品の販売キャンペーンを行うなど積極的な対策を講じる。

また、農業産出額全国第3位を誇る本県の豊富な農林水産物を県内外に広くPRするイベントを開催するなど、本県の魅力を積極的にアピールする。

- (ハ) 著名人や地元の若者（県産娘や県産美少年を募るなど）を活用し、メディアでの情報発信を大々的に行い、思い切ったPRを行うことにより、風評被害を超えた新たな付加価値を創造しブランドづくりを展開する。

- ※ (ニ) 茨城県の「茨城をたべようDay（毎月第3日曜日）」及び「茨城をたべようWeek（それから始まる一週間）」を活用し、学校給食や社員食堂、外食産業、量販店などの協力を得て意識啓発に努めるなど、県産食材の消費拡大を図る。

- (ホ) 本県の観光地や農林水産物の安全性を首都圏にPRし、風

評査に努めるとともに、茨城全体のイメージアップを目的として設置されたアンテナショップを有効に活用し、本県の魅力のアピールとインターネットによる県産品の販売に取り組む。

#### (6) 防災・治安対策

##### ① 地震に強い施設づくりについて

学校や病院等の耐震化を促進するなど、大規模災害発生時に備えた施設づくりを早急に進める。

##### ② 津波防災対策について

L1津波（数十年から百数十年に1度の津波）から住民の生命・財産を守るとともに、これを超える津波に対しても、堤防の機能を粘り強く發揮し、被害を軽減させるため、海岸と河川河口部の一体的な整備を推進する。

##### ③ 災害時の情報収集・伝達システムの整備強化について

- スマートフォン等のモバイル端末は、重要な情報伝達手段となることから、災害時でも安定した通信・通話ができるような通信網の整備を図る。

- 防災情報ネットワークシステムについては、東日本大震災等を踏まえ、関連システム等との連携機能強化等を図る。

- 災害情報を迅速・正確に県民に対して提供するため、スマートフォン等の携帯端末を活用した情報提供を検討する。

##### ④ 災害時の安全・安心の確保等について

- (イ) 災害時において安全で円滑な交通を確保するため、信号機電源附加装置の整備等を図る。

- (ロ) 災害対策用資機材等の整備を図る。

- (ハ) 被害が想定される全ての県民に災害情報を迅速に伝えるため、市町村防災行政無線の整備を促進する。また、避難支援プラン(個別計画)の策定などにより、障害者や高齢者への情報伝達手段の充実を図る。

- (ニ) 災害時における医療施設等のライフラインを確保するため、井戸掘削に係る国庫補助制度の創設等の措置を講じる。また、

- 地域コミュニティごとに井戸を掘り、飲料水を確保する。
- (ホ) 節電対策については、県民生活や経済活動に影響を及ぼすことのないよう、積極的な啓発活動を行うとともに、省エネルギー機器の導入に対する支援の拡充を図る。
- (ヘ) 首都直下地震の発生が想定される中で、東京圏に多くの県民が通勤通学している本県としては、県民の安全確保は県の責務として、帰宅困難者対策を東京都などとの連携協力体制の下に検討する。
- (7) 原子力安全・防災対策
- ① 原子力安全対策の強化について
- (イ) 福島第一原子力発電所事故については、引き続き徹底した事故原因の究明を行い、新たに得られた知見については、その都度、適切に安全対策に反映させるよう、国に対し強く求める。
- (ロ) 全国の原子力発電所を対象に新規制基準への適合性を早急に審査し、その結果について、国民に分かりやすく説明するよう国に対し強く求める。
- (ハ) 原子力施設において事故・故障等が発生した場合は、迅速に県民に対し情報提供を行う。
- (ニ) 東日本大震災における東京電力福島第一原発事故を踏まえ策定された新規制基準に基づく安全対策に着実に取り組む。
- ※ (ホ) 日本原子力研究開発機構大洗研究所の被ばく事故の重大性を踏まえ、県内の原子力関係施設の安全管理体制について徹底した見直しと、監視体制の強化を図る。
- (ヘ) 東海第二発電所の再稼働に当たっては、県議会の意見を反映し、判断を行う。
- (ト) 原子力施設の安全対策に取り組むとともに、電力については風力、太陽光など、再生可能エネルギーの積極的な導入を図るため、いばらきエネルギー戦略の達成に向け計画的に推進する。また、併せて地域に存在する再生可能エネルギーの地産地消の観点から、地域に根ざした取り組みを支援してい

く。

- (チ) 原子力機構の東海再処理施設の廃止措置が安全かつ計画的に実施されるよう、安全性の確認とともに、県民の理解促進、不安払拭に努める。

② 原子力防災対策の強化について

- ※ (イ) P A Z (予防的防護措置を準備する区域) 及び U P Z (緊急防護措置を準備する区域) の30 km圏内には約94万人の人口を抱えており、これら地域住民の迅速・的確な避難誘導などが大きな問題となるため、広域避難計画で課題とされた事項を解決するとともに、県民に過重な負担を求めることがないよう、避難が長期化した場合の避難先は県内で収れんすることを基本とし、改めて検討を深め、県内での仮設住宅の建設に要する用地の選定などを同時並行的に推進する。また、自治体・警察・消防・自衛隊等の連携を強化し即応体制の確立を図り、原子力総合防災訓練等を通して緊急時の防護措置の実効性の向上を図る。
- (ロ) 実効性のある原子力災害避難計画の速やかな策定を市町村に働きかける。
- (ハ) 原子力災害発生時における迅速・的確な防災活動に万全を期すため、防護服・防護マスク・線量計等の原子力災害対策用装備資機材の充実を図る。

【新規】

③ 原子力広報の強化について

- (イ) 学校教育や社会教育において、原子力及び放射線についての正しい知識を習得する機会を充実する。
- (ロ) 東海第二発電所に係る安全性の検証、実効性ある避難計画の策定状況等を県民に丁寧に情報発信する。

④ 原子力災害医療体制の充実について

- (イ) 避難所等に設置する救護所における医療救護班（スクリーニング、除染等）、原子力災害医療協力機関、原子力事業所の医療施設等の協力により初期医療体制を強化する。
- (ロ) 原子力災害拠点病院・高度被ばく医療支援センターと当該

医療の受け入れ可能な医療機関によるネットワーク化を促進し、医療体制の充実に努める。

⑤ 財政支援の充実等について

- (イ) 原発事故による影響を払拭するためには、息の長い風評被害対策や地域振興対策等の幅広い事業が必要であることから、地方の実情を踏まえた取り組みに対する柔軟かつ十分な財政支援を行うよう、国に働きかける。

# 1. 着実な景気回復と県民生活の安定を図る

わが国ではデフレからの脱却に向け、7年8か月にわたり安倍内閣がアベノミクスを掲げ経済再生に取り組んできた結果、人口が減り続ける中でも新たに雇用を400万人増やし、下落し続けていた地方の公示地価が27年ぶりに上昇に転じるなど、バブル崩壊後最高の経済状態を実現することができた。令和2年9月に発足した菅内閣では、新たに発生した感染症の脅威に立ち向かうとともに、引き続き経済対策に取り組み、今後も持続的な成長路線に結びつけていくところである。

こうした中で、本県としては、地域経済の活性化と働く場の確保に向け、中長期的な視点で、最先端科学技術から中小企業、地場産業に至る、厚みのあるものづくり産業の集積など、本県の強みと特色を最大限に生かし、新たな需要や雇用機会を創出することにより、生産・雇用・消費の好循環をめざす。

## (1) 中小企業金融対策の拡充強化

個人や企業が旺盛な経済活動に挑戦できるよう、活力ある中小企業を育成しつつ、セーフティネットの充実を図り、中小企業の資金調達の円滑化を推進する。

- ① 担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る。
- ② 事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業に対し、政府系金融機関における一時的な業況悪化、取引先の倒産、取引先金融機関の破綻に対応するセーフティネット対応貸付制度及び信用保証協会におけるセーフティネット保証制度の活用を促進するとともに、県パワーアップ融資の拡充を図るほか、中小企業再生支援体制を強化する。
- ③ 経営環境の変化に中小企業が対応できるよう、適切なアドバイスを行う相談機能を強化する。
- ④ 現在実施中の設備資金や運転資金の融資制度の充実を図る。

## (2) 公共事業等の施行の推進及び効率的執行

- ① 社会資本整備の計画的な事業執行に必要な財源確保を図る。
- ② 高齢化・情報化等に対応した新社会資本の整備を進める。
- ③ 民間の資金・技術・運営ノウハウを活用した社会資本の整備方式（PFI方式）

の導入促進を図る。

- ④ 県民生活に密接に関連した公共事業への重点化を図る。
- ⑤ 分割発注及びJV制度を活用した地元建設業者への受注機会を拡大するなど、地元中小建設業者向け公共事業の確保拡大を図る。
- ⑥ 公共事業の配分に当たっては、県内各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等を勘案する。
- ⑦ ゼロ債務負担行為などを活用し、施工時期等の平準化と適正な工期の確保を図る。また、平準化を一層推進するため、市町村に平準化の取組について働きかけを行う。
- ⑧ 適正な利潤の確保が可能となる入札契約制度を確立する。
  - (イ) 市場調査により実勢価格を反映するなど、予定価格の適正化を図る。
  - (ロ) 最低制限価格制度や低入札価格調査制度の見直し等によるダンピング対策を図る。
  - (ハ) 市町村が歩切りをしないよう要請する。
  - (ニ) 格付けや一般競争入札における地域要件を適切に設定し、地元建設業者の受注機会の確保に配慮する。
  - (ホ) 計画的な発注、適切な工期の設定・適切な設計変更を行う。
- ⑨ 公共事業の品質確保に配慮した入札を推進する。
  - (イ) 総合評価など価格以外の要素を考慮した発注方式での執行を図る。
  - (ロ) 入札時に技術者や有資格者の要件を重視する。
- ⑩ 公正な入札契約制度を確立するとともに、事業執行のチェック機能の強化等、公正な県政を推進する。
  - (イ) 地域の担い手である地元建設業者の確保・育成の観点から、建設工事の入札制度の運用にあたっては、必要に応じて適宜検証を行い、適切な運用を図る。
  - (ロ) 建設業に従事する将来の担い手を確保・育成するため、労働関係諸法令の遵守を含め県発注工事に従事する労働者の待遇向上を図る。
- ⑪ 県と「入札参加資格申請」の共同受付を行う市町村の申請書類の統一化を図る。
- ⑫ 建設業許可に関する相談業務や建設業経営事項審査の外部委託、同事項審査の当日提示書類の見直しについて検討する。
- ⑬ 地元建設コンサルタントへの受注拡大及び業務の平準化を図る。
- ⑭ 路面再生工事における区画線・路面標示については、国土交通大臣認定「路面標示施工技能士資格」取得者を有し、専門的な知識や技術・技能を持っている県内業者への分離・分割発注を検討する。
- ⑮ 造園工事を伴う公園整備等の公共事業については、造園業の発展に配慮した分離発注を検討する。
- ※ ⑯ 令和元年度の改正品確法において調査・設計等の建設コンサルタント業務の品

質確保が受発注者の責務として規定されたことから、今後、国や他県の状況を踏まえ総合評価方式への追加を検討する。

- ⑯ 公共施設整備において、左官（塗り壁）などの専門技能の活用機会を設け、技能の維持や継承を図る。
  - ⑰ 県内市町村の技術者不足をフォローするため、県や市町村などで構成する茨城県建設技術管理連絡協議会において、技術力向上を図るための研修会、講習会を実施する。
  - ⑱ 建設業の担い手確保・育成のため、働き方改革や就労環境改善を進める取り組みとして、適正な工期設定並びに経費補正の適用のもと「完全週休2日制促進工事」を実施するとともに、書類の簡素・合理化や快適トイレの普及を進める。
  - ⑲ 建設現場における男女ともに働きやすい環境を整備する取り組みの一環として、公共工事現場への洋式便座や水洗機能などを備えた「快適トイレ」の導入を推進し、女性や若手技術者など担い手確保を図る。
  - ⑳ 橋梁塗り替え工事での現行の出来形管理基準は、複雑かつ合理的ではない部分が散見されることから、国や他県の状況等を踏まえながら、安全で効率のよい塗膜測定など、的確な出来形管理となるよう検討する。
- ※ ㉑ 地元企業の発展の観点から、コンクリート二次製品等の県内で製造・販売されている製品や石材等の県産材を優先的に使用する。

### (3) 地方単独事業の着実な展開

地域の実態に即し、住民に身近な社会資本の整備を図るため、自治体の創意と工夫により、地域の特色を生かした主体的な個性豊かなふるさとづくりなど、地方単独事業の着実かつ効率的な推進を図る。

### (4) 公共用地の取得の推進

- ① 公共事業の円滑な実施を図るため、外部委託の活用等により公共用地の取得を推進する。
- ※ ② 公共基準点や官民境界については、公共施設等を整備していく中で見直しを行う。なお、県土木部の1級水準点網について、測量業界団体の協力を得て維持管理を行っていく。

### (5) 住宅建設の促進

- ① マイホームを取得しやすくするため、都市計画の線引きの見直しと手続きの緩和・迅速化を図る。
- ② 県民が安心して住まいづくりに取り組める環境整備を図るため、バリアフリー・省エネルギー・リフォーム等の住宅関連情報の提供を推進する。

## (6) 中小企業対策

中小企業は本県の産業経済を支えており、これらに十分対応したキメ細かい施策を推進する必要がある。

- ① 中小企業の連携による事業活動や創業への取り組みを支援するとともに、資金供給など、支援制度の充実を図る。また、支援制度の活用を促進するため、情報提供の充実を図る。
- ② 大手企業との交流や産学連携による技術開発を促進し、今後成長が期待できる環境・新エネルギー・健康・医療機器等の産業分野への県内中小企業の参入を積極的に支援する。
- ③ 将来にわたり県内企業が成長・発展を遂げるよう、中小企業の自立化を促進するなど、経営革新の支援を促進する。
- ④ 中小企業の経営力を強化するため、中小企業の受注機会確保対策の拡充等を図る。
  - (イ) 中小企業の持つ技術、サービスの積極的な情報発信と P Rへの支援を行う。
  - (ロ) 受発注を促進するため商談会等の機会を拡大する。
  - (ハ) 倒産防止のため、総合的対策を講じる。
  - (ニ) 原材料の安定確保、原材料価格の変動による便乗値上げ、買い占め、売り惜しみ等の監視強化を図る。

【新規】 (ホ) 官公需適格組合制度の周知・活用を図る。

- ⑤ 厳しい経営環境に対応するため、企業の合理化・省力化・効率化を一層促進する。
- ⑥ 中小小売店等を支援するため、街づくりと一体となった中心商店街の活性化や、賑わいのある商店街づくりを促進する。
- ⑦ 経営環境の悪化しつつある中小企業の再生を支援する。
- ⑧ ものづくり産業における中小企業の競争力を高めるため、産業技術イノベーションセンターの支援機能の強化を図る。
- ⑨ 国や独立行政法人等の機関へ地元業者活用の働きかけを行うなど、地元中小業者の受注拡大と優先活用を図る。
- ⑩ 消費税率引上げの際の転嫁拒否等を防ぎ、中小企業の円滑かつ適正な消費税の転嫁を確保するため、国と連携して事業者に対する相談体制を構築する。
- ⑪ 消費税について、中小企業の免税点・簡易課税の拡大を国に要望する。

## (7) 雇用の確保対策

県内の雇用情勢は改善してきているが、求人側と求職者におけるミスマッチ現象もみられることから、情報提供機能の充実を図るとともに、再就職支援を強化し、

雇用の促進を図る。

- ① 各種支援制度の活用促進などにより、雇用の維持を図るとともに、求人情報提供を積極的に行うなど、就職機会の拡大を図る。
- ② 若年者雇用問題への対策を充実させるとともに、中高年離職者等へのきめ細かな対応を行うため、いばらき就職支援センターの機能の充実を図る。
- ③ 失業者のための再就職促進や技能向上のための研修等、支援対策を進める。
- ④ 新卒者の就職対策等、きめ細かな支援対策を進める。特に、新規高卒者の就職希望者全員が就職できるよう、各学校や経済団体などと連携し、より一層の就職支援に努める。
- ⑤ 人材が不足している福祉・介護分野や農林水産業分野については、就職説明会やセミナーの開催、修学資金支援、職業訓練、就業後研修の実施などによる就業促進を目指す。
- ⑥ 失業の予防、雇用機会の拡大等労働者の職業の安定に資するため、各種雇用助成金の活用促進を図る。
- ⑦ いばらき就職支援センターにおいて、キャリアカウンセリングから職業紹介までの一貫した支援を行うなど、正規雇用を目指した雇用対策を重点的に推進する。
- ⑧ 企業に対し、就業者の正規雇用化を働きかけるなどの取り組みを推進する。

## (8) 経済の持続的成長に向けた新産業の創出・育成

- ① 茨城の持つ最先端科学技術の強みと特色を生かし、中長期的な視点から、起業支援、新産業の創出やベンチャー・新事業展開への支援、産業人材の確保・育成などへの投資を促し、新たな需要と雇用を生み出す。
- ② 産業技術総合研究所をはじめとするつくば地域の先端技術研究施設との連携強化を図りながら、創業や新事業展開の促進を図る。
- ③ 環境・バイオ分野をはじめとするリーディング産業の新規立地や事業拡大の大きな要件となる人材確保について、地元市町村や企業・学校等の連携により、技術系人材を確保するとともに、若年労働力の地元採用・定着を目指す。
- ※ ④ 全国で初めて開催した都道府県対抗 e スポーツ選手権の経験やネットワーク等を最大限に活用し、県内企業の市場参入促進や人材育成、遊休施設を活用したイベント開催による地域活性化など、e スポーツの振興に取り組む。

## 2. 行財政改革と地方分権を推進し、県民サービスの向上を図る

地方自治にふさわしい自立性を維持して、新しい地域社会づくりを進め、県民生活を質・量ともに向上させるためには、地域住民の連帯感を深め、時代の要請に応じ簡素にして効率的な行政体制の確立を図る必要がある。行財政改革と重要施策遂行を両立させるためには、スクラップ・アンド・ビルトを積極的に推進すべきである。

### (1) 行財政改革の推進と民間活力の導入

厳しい財政状況の下にあっても、県土発展の基盤づくりや福祉の充実等、活力ある豊かな地域社会づくりを進めていかなければならない。そのためには、経費支出の効率化に徹しながら、財源の重点配分に努め、併せて民間委託の推進等、財政の健全化を図る。

- ① 簡素で効果的・効率的な行財政運営を確立するため、県総合計画に基づき計画的な行財政改革を推進するとともに、市町村の行財政改革を支援する。
- ② 本庁及び出先機関の組織・機構を行政目的と事務事業の消長に対応し、整備・統廃合するとともに、付属機関はその設置目的、及び状況変化をみて改廃を進めるなど、一層の行政改革を推進する。
- ③ 県出資法人等のうち、県民への影響の特に大きい開発公社と土地開発公社については、事業運営の責任体制を明確にし、県民負担の抑制を念頭に引き続き改革を推進する。
  - (イ) 開発公社については、土地開発事業を基本として存続し、県の新たな財政負担が生じないよう、緊張感を持って事業運営に取り組む。このため、必要最小限の組織を目指し、福祉施設部門、ビル管理部門については、収益性に十分配慮し、民間への譲渡も視野に入れて着実な事業運営に取り組む。
  - (ロ) 土地開発公社については、地価下落により公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、当面は事業縮小に努めるとともに、保有土地の販売体制を強化して早期処分を進める。
- ④ 企業会計の健全化を推進する。  
上・工・下水道、病院事業などの企業会計事業の健全な経営は、県政上大きな課題である。企業会計による事業は、独立採算を確保することが経営上の原則であり、合理化・効率化を図り、健全経営に努力すべきである。
  - (イ) 欠損金の生ずる原因を調査し、具体的対策を立て、可能なものから即時実施

する。

- (ロ) 経営の合理化・効率化・民間委託・起債の繰上償還などを進め、経費の節減に努める。
  - (ハ) サービス向上を常に心掛け、料金など適正な収入の確保を図る。
  - (ニ) 福祉施設などを含め、企業的経営の求められる施設について、業務の見直しを行う。
  - (⑤) 行政の軽量化・効率化のため、業務の民間委託等を推進する。
    - (イ) 専門的業務や単純業務の民間委託等を進めるとともに、公の施設の管理について、指定管理者制度の活用拡大を図る。
    - (ロ) 民間資金を活用した社会資本整備(PFI)等、多様な社会資本整備方策について検討する。
    - (ハ) 民営に適した事業は民営化、または廃止する。
    - (ニ) 官公庁施設維持管理業務などについて、長期継続契約の適用・拡大を図る。
  - (⑥) 県民サービスが低下することのないよう、かつ、職員の業務の過重負担にならないよう行政需要に見合った適正な職員定数と配置に見直す。
    - うつ病など「心の病」で病気休暇を取る職員が少なくないことから、これまでの職員個人を対象としたメンタルヘルス対策とともに、過重労働の是正などに取り組み、職員が働きやすい職場づくりを進める。
  - (⑦) 公共施設の計画的な長寿命化対策や、施設の維持管理コストの最適化、及び施設の有効利活用による税外収入の確保を全庁的に推進するため、ファシリティマネジメントの導入を進める。
  - (⑧) ネーミングライツについて、県有施設や施設以外のイベント等も含め、広く事業者から企画提案を公募する方法など、より効果的な手法等により、導入を進める。
  - (⑨) 住民参加型市場公募地方債の発行再開に努める。
  - (⑩) 働き方改革の徹底に向け、RPA(ロボットによる業務の自動化)による県庁の定型業務の自動化を進める。
- 【新規】 ⑪ 公文書の適切な管理のため、電子文書の管理のあり方等を検討する。

## (2) 地方分権と合併市町村への支援の推進

分権型社会の実現を図り、自己決定と自己責任の原則に基づき、県民がゆとりと豊かさを実感できる個性豊かで活力に満ちた地域社会を創出するため、住民に身近な行政はできる限り身近な自治体が行うことを基本として、簡素で効率的な行財政システムを構築する。

また、地方分権や少子高齢化の進展等により、市町村の役割はますます増大する。これに対応するためには、早急に市町村の財政基盤の強化や行政体制の整備を図っ

ていく必要があり、引き続き合併市町村に対する支援を行うとともに、合併による市町村再編を受けて、県と市町村の役割分担を踏まえた新たな関係を構築していく必要がある。

- ① 県央地域 9 市町村合併による北関東初の政令指定都市の実現を図る。
- ② 旧合併特例法下での合併市町村に対して、引き続き行財政運営の円滑化と活力ある地域づくりを積極的に支援する。
- ③ 連携中枢都市圏制度や定住自立圏制度、また条件不利地域における県の補完という方策を踏まえながら、市町村間の広域連携を推進する。
- ④ 市町村への権限移譲等を推進する。
  - (イ) 合併後の市町村の規模・能力に応じたさらなる権限移譲等を推進する。
  - (ロ) 市町村の規模等により、単独で移譲を受けることが困難である場合は、周辺市町村間での広域連携などの仕組みの活用を図る。
- ⑤ 一部事務組合の複合化・整理統合を一層推進する。
  - (イ) 環境・消防・防災等、執行体制の再編整備を推進する。

### (3) 地方行財政の確立

地方行財政の確立について、国へ強力に要望する。

- ① 地方の自由度の拡大や財政基盤の充実に結びつかなかった三位一体改革の結果を踏まえ、真の地方分権の実現を目指し、引き続き地方分権改革を推進する。
  - (イ) 所得税・消費税など国から地方への基幹税目による税源移譲と税源の偏在是正を推進する。
  - (ロ) 国庫補助負担金については、地方の自由度の拡大につながるよう、義務付け、枠付けを見直し、廃止・縮減を図る。
  - (ハ) 直轄事業負担金は、極めて不合理であることから、必要な見直しを確実に進める。
  - (ニ) 地方交付税については財源調整機能及び財源保障機能を堅持するとともに、その所要総額を確保する。また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等で対応する。
- ② 地方財政対策の推進
  - (イ) 地方債資金の良質化と融資条件の改善を図る。
  - (ロ) 国庫補助事業の地方超過負担の解消を図る。
- ③ 地域開発に係る財政上の特別措置の継続
  - (イ) 過疎地城市町に対する財政上の特別措置の継続を図る。
- ④ 「義務付け・枠付け」の見直しについては、積み残し項目などの見直しを早期に行うとともに、「従るべき基準」を真に必要な場合に限定し、地方の自由度の拡大を図る。

- ⑤ 今後増大する社会保障関係費の安定的な財源を確保し、社会保障全体を持続可能なものとするため、地方税財源を確保する方策を確実に実施する。
- ⑥ ふるさと納税制度は、寄付金による歳入確保と地域の特産品の送付によるPRを兼ね備えた効果的な制度であり、近年の税制改正における制度の拡充や手続きの簡素化によってより一層全国的に人気が高まっていることから、本県の魅力度アップにつながるような特産品で寄附を募る取り組みを推進する。

#### (4) 公的施設の整備と行政サービスの向上

- ① 県庁舎周辺の道路は現状でも相当混雑を来しており、周辺部道路の拡幅・新設等、交通環境の整備を推進する。
- ② 茨城租税債権管理機構に対し支援を行う。
- ③ 県・市町村職員の資質向上を図るため、自治研修所の機能強化を図る。
- ④ 公的施設の複合化と障害者にも対応したバリアフリー化を推進する。
  - (イ) 公共施設については、行政の効率化と住民の利便性の向上を図るため、複合施設化を図る。
    - 省エネルギー等地球環境問題や障害者の利用に配慮した施設設備とする。
  - ⑤ 情報公開制度及び個人情報保護制度の適切な運用を図る。
  - ⑥ 行政手続きにおける標準処理期間を遵守する。
  - ⑦ 県の出先機関などにおける手続きや必要書類等が、担当機関や担当者によって異なるよう、可能な限り統一を図る。
  - ⑧ 住民票の写しや戸籍の謄本等の交付申請に係る利便性の向上を図るため、市町村に対し、キャッシュレス決済の導入について助言を行う。
  - ⑨ 県有未利用地については、きちんとした計画的な土地利用方針を立てて有効活用を進めるとともに、有効活用が図られていない土地については積極的に売却を推進する。
- 【新規】 ⑩ 軽自動車の継続検査に係るワンストップサービスの運用が行えるよう、軽自動車税種別割の納税確認を電子化する。

### **3. 生活環境を整備して、住みよい社会づくりを進める**

社会资本は産業経済・生活・教育文化・福祉など諸活動の基盤をなすものであり、安全で快適な県民生活を支えるものである。

そこで、本県のもつ豊かな自然環境と経済文化の特性を生かしつつ、さらには時代の変革や首都圏域における特性を十分に把握し、生活環境の整備、社会的サービス施設の整備を重点的に推進する。特に、いまだに満足すべき水準に達しない公園、上水道、下水道、生活道路、街路などの社会资本の整備及び急速な開発と社会活動の多様化から続出する課題の解決に全力を挙げて取り組み、住みよい社会资本づくり及び災害に強い県土づくりを推進する。

#### **(1) 道路と橋梁の整備推進**

県民生活に直結する生活道路の整備は、通勤・通学、産業経済活動の円滑化を図るため、積極的に推進する。

##### **① 高規格幹線道路の整備**

- (イ) 首都圏中央連絡自動車道の4車線化及び東関東自動車道水戸線の整備を推進する。
- (ロ) (仮称)つくばスマートIC、(仮称)つくばみらいスマートICの整備を推進する。また、既設スマートICの利用促進を図る。
- (ハ) 高規格幹線道路を補完する連絡（アクセス）道路の整備を推進する。

##### **② 交通円滑化のための積極的な国道整備**

- (イ) 直轄国道の改築の早期完成を図る。
  - 国道4号・6号・50号・51号
- (ロ) 補助国道の改築の早期完成を図る。
  - 一般国道118号・123号・124号・125号・245号・293号・294号・349号・354号・355号・461号

##### **③ 地域高規格道路の整備推進**

- (イ) 水戸外環状道路、茨城西部・宇都宮広域連絡道路、常総・宇都宮東部連絡道路、百里飛行場連絡道路、茨城北部幹線道路、千葉茨城道路の整備促進を図る。

##### **④ 県及び市町村道の整備推進**

本県内の道路は北海道に次ぐ全国2位の実延長ということもあるが、平成29年4月現在の改良率は、県道（主要地方道・一般県道）が317路線で71.7%、市町

村道は39.0%である。未改良区間の早期整備が必要である。

- (イ) 主要地方道及び一般県道整備の交付金事業を推進する。
- (ロ) 市町村道整備の交付金事業及び県単補助事業を推進する。
- (ハ) 橋梁の新設、架け換え、耐震化、橋梁・トンネルの予防保全型の維持管理による長寿命化を推進する。
- (ニ) 筑西幹線道路、肋骨道路、都市軸道路、行方縦貫道路、つくばから笠間（道祖神峠トンネル化）大子を結ぶ（仮称）茨城縦貫幹線道路、常陸那珂港区から県北内陸部を結ぶ幹線道路など、主要幹線道路の整備を推進する。
- (ホ) 快適な生活環境を創出するため、県内の主要道路（生活道路）の整備を推進する。
- (ヘ) 交通不能県道の早期解消・整備を図る。
- (ト) 水戸市周辺の交通渋滞解消のため、環状道路の早期整備を図る。
- (チ) 日立市内など慢性的な交通渋滞については、交通渋滞緩和を図るための道路整備を推進する。
  - バス停周辺部を拡幅し、後続車の流れを円滑にする。

- (リ) 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業などにより、合併市町村の道路の整備を支援する。

## ⑤ 日常生活道路の整備

- (イ) 通学路などの歩道整備などを重点的に進める。
- (ロ) 消防・救急車の緊急時交通確保のための道路整備を進める。
- (ハ) 「事故危険箇所」等における面的かつ総合的な事故抑止対策を促進する。
- (ニ) 歩行者・自転車の安全を確保するため、自転車専用道整備を含む総合対策を推進する。
- (ホ) 山村振興、過疎地活性化のための道路の整備を進める。
- (ヘ) 安全・快適なサイクリング道路の整備を進める。
- (ト) 日常的に渋滞の発生している交差点の改良を進める。
- (チ) すれ違い困難な幅員狭小区間への退避所設置を推進する。

## ⑥ バス路線の維持

- (イ) 県北山間地域など、人口減少地区のバス路線の運行維持を図るために助成を行うとともに、過疎地域の旅客輸送や貨物配送の効率化を図り、地域住民の足を維持していくための貨客混載の導入についても検討する。

- ※ (ロ) 公共交通の活性化を図るため、MaaS をはじめとした IT 技術の活用による新たな輸送サービスの開発を支援するとともに、交通系 IC カードの導入を後押しする。また、BRT の更なる拡充、幹線道路や駅周辺、バス停付近での違法駐車の取り締まり強化などの取り組みを推進する。

- 【新規】 (ハ) バス利用者の利便性向上と安心安全な輸送サービスの提供を図るため、地域

公共交通確保維持改善事業等のバス関係予算を確保すること。特に地域間幹線系統の補助制度については、現行補助制度を堅持するとともに、十分な予算額を確保すること。

- (7) 道路の新設や拡幅整備に併せ、信号機など交通安全施設の整備、右折専用信号設置等の信号機改良などを推進する。
- (8) 駐車場施設整備計画調査により、計画的な整備を図る。
  - (イ) 駐車場案内システムの整備を図る。
  - (ロ) 水戸、日立など都市郊外の鉄道沿線及び主要道路沿線に大規模駐車場（アイランドパーク）を整備する。
- (9) 道路台帳の電子化再整備を早急に進める。
- (10) 特殊車両通行許可の迅速化を図る。
- (11) 道路照明について、環境へ配慮したLED照明への切り替えを推進する。
- (12) 道路舗装において、耐久性やライフサイクルコストに優れているコンクリート舗装の採用を検討する。
- (13) 道路の舗装において修繕への対応の迅速化や経費節減等の効果が期待される、AIを活用したシステムによる点検の導入を検討する。

## (2) 都市公園・緑地の整備

人と自然が共生する都市景観の形成や都市住民の健康増進の場、多様なレクリエーションの場の提供を行うとともに、災害時の避難地、救援活動の拠点としての防災機能の強化により、都市の防災性、安全性の確保を図る。

- (1) 防災都市づくりを推進するため、復興活動や避難地等として重要な拠点となる都市公園の防災機能向上のための整備を進める。
- (2) 国営ひたち海浜公園の整備促進を図る。
- (3) 健樂園公園、笠間芸術の森公園、鹿島灘海浜公園等の整備推進を図るとともに、適切な管理に努める。
  - (イ) 園内の回遊性や利便性が向上する施設の整備を図る。
  - (ロ) 「健樂園魅力向上アクションプラン」に基づき、魅力向上に向けた施策の推進を図る。
    - (ハ) 「公園施設長寿命化計画」に基づき、適切に維持管理（施設点検及び維持補修）することにより、施設の長寿命化を図る。
- (4) 市町村都市公園の整備促進を図る。
  - (イ) 市町村の「公園施設長寿命化計画」策定を促進する。
- (5) 都市に潤いを持たせる公園緑地、親水性を持たせた公園の整備を図る。
  - (イ) 北浦川緑地等の整備を進める。
  - (ロ) 河川敷や遊休地を活用し、子供の広場、大規模ゲートボール場等、スポーツ

レクリエーション施設を整備する。

- ⑥ 景観づくりのために建築や街路の緑化や堀の生け垣化を進める。
- ⑦ 花と緑の都市づくり等近郊緑地の保全及び風致地区の保全を進める。

### (3) 安らぎのある豊かな都市づくり

都市を安全で安らぎのある豊かな居住の場とするため、都市機能の整備充実を図るとともに、公園・街路・下水道など都市施設を計画的・効率的に整備を進め、高齢者や障害者にも安全な居住環境・都市環境の形成を図る。

- ① 災害に強い街づくり、防災都市づくりを推進する。
- ② 土地区画整理事業、市街地再開発事業、中心市街地活性化のための事業を積極的に推進する。
- ③ 都市緑化及び都市公園等の整備を推進する。
- ④ 都市交通の混雑解消と都市機能を増進させるため、街路事業を推進する。
- ⑤ 安らぎと潤いのある都市環境を形成し、「わがまち」意識の持てる都市づくりのため、都市景観形成推進事業を進める。
- ⑥ 「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、障害者や高齢者にやさしいまちづくりを推進する。
  - (イ) 障害者や高齢者を含むすべての人々が安心して暮らせるよう、スロープ・自動ドア・障害者用のトイレや駐車スペースの設置・道路の点字ブロック敷設・段差の解消を推進するとともに、公共施設や病院・デパート・駅・各種建物などの既存施設の改善・新設施設のユニバーサルデザイン化を図る。
  - (ロ) 誰にでも使いやすく、わかりやすく、より快適に生活できる社会の実現を目指すため、いばらきユニバーサルデザイン推進指針に基づき策定したソフト・ハード両面のガイドラインを周知することにより、ユニバーサルデザインの考え方や実践について普及・促進を図る。
- ※ ⑦ 鉄道駅のバリアフリー化・安全対策やバリアフリー車両の導入などハード面の施策とともに、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の普及などソフト面の施策に取り組み、福祉のまちづくりを推進する。
- ⑧ 無電柱化を推進し、道路の景観の向上と安心で快適な通行空間の確保を図る。
- ⑨ 線引きの見直しと、各種都市計画制度の活用を図る。
- ⑩ 適正かつ合理的な土地利用を推進するとともに、土地取引届出制度の適正な運用を図る。
- ⑪ 通学・通勤者の利便を図るため、主要駅周辺に自転車置場と駐車場を整備する。
- ⑫ 人口減少や高齢化社会に対応するため、医療・福祉、商業等の都市機能や居住機能を集約し、誰もが住みやすく、安心・安全に暮らせるコンパクトシティの重要性がさらに高まるものと考えられることから、その実現を目指し、市町村への

支援などについて検討を進める。

- ⑯ 地域の環境に応じた民泊の営業日数の制限やエリアなど、県として独自に規制条例を制定し、適正な民泊の環境づくりを推進する。
- ⑰ 建物の側面に取り付けられた袖看板など屋外広告物の適切な管理のため、屋外広告物の設置者に対し、定期点検の実施を促進する。
- ⑱ 豊かな都市づくりの基盤となる電気工事業においても技術者不足が叫ばれている中、第1種電気工事士の免状取得要件である実務経験の認定方法の改善を国に対して働きかける。

#### (4) 住宅供給とゆとり・潤いのある居住環境の創出

- ① ゆとりと潤いのある住宅整備促進のため、消費者対策としての県民への住宅情報の提供や住宅相談会の開催を行うとともに、供給者対策としての木造住宅供給の促進事業などを行う。
  - (イ) 県民への各種の住宅情報の提供、無料住宅相談会の開催などを行う。
  - (ロ) ゆとりと潤いのある木造住宅の供給を促進するため、木造住宅総合対策事業などの拡充を図る。
- ② 高齢者・障害者・子育て世帯や低額所得者など住宅の確保に特に配慮を要する者が安心・安全に生活できる、バリアフリー対応のケア付き住宅などを供給するとともに、福祉のまちづくりを推進する。
  - (イ) 耐震性・防犯性・高齢者への配慮など、良質な性能住環境を備えた公営住宅の整備を図るとともに、真に「住宅に困窮する低額所得者」に対して低廉な家賃の住宅の公平かつ的確な供給を行う。
  - (ロ) 適切な維持管理・改善による公営住宅のストック活用を図るとともに、老朽化した公営住宅の建て替え等を行う。また、駐車場が未整備の公営住宅については、その整備を図る。
  - (ハ) 大都市地域における宅地供給の促進を支援するため、住宅市街地基盤整備事業の積極的な活用等を図る。
  - (ニ) 高齢者や子育て世帯などの中堅所得者に配慮した良質な住宅を確保するため、地域優良賃貸住宅の適正な供給促進を図る。
  - (ホ) さらなる少子高齢化時代を見据え、防犯・防災のためにも、空き家の実態把握、空き家の有効活用、更地化した際の租税負担増の猶予、取り壊しへの補助、土地活用の制限緩和等に取り組む市町村に対する支援を検討する。
- ③ 開発許可の迅速化を図るとともに、開発許可制度の適切な運用を図る。
  - 農業者の家族のための住宅などについては、弾力的な運用が図られるよう見直しを図る。
  - 市街化調整区域内の既存店舗等の建築物に関する用途変更については、より一

層の要件緩和を図る。

- ④ 住宅関連産業の育成を図るとともに、建築技術者の養成確保対策を進め地位の向上を図る。
- ⑤ 道路管理者は、道路境界線と建築基準法第42条第2項のみなし境界線との間の土地、いわゆるセットバック部分については、積極的に所有管理するよう努める。
- ⑥ 「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」の許可手続きにおける事前協議要領の取り扱いについて、より柔軟な内容に見直すとともに、市町村条例等において統一的な運用が図られるよう市町村に働きかける。

【新規】 ⑦ 建設工事等により発生する土砂等の適正管理に関する法制度の整備を国に働きかける。

## (5) 上水道の整備

全国平均を下回っている本県の水道普及率の向上や水道未整備地域の解消を図っていく必要がある。このため、県が策定した「茨城県水道整備基本構想21」に基づき、水需給の均衡、水道水質の安全確保及び水道未整備地域の解消など、長期的な視点に立った広域的な水道の施設整備を推進する。

- ※ ① 県南西広域水道用水供給事業の統合を踏まえ、水道基盤強化計画の策定を進める。
- ② 鹿行、県南西及び県中央広域水道用水供給事業の施設整備を進める。
- ③ 市町村の水道施設の整備事業について、国庫補助金の確保等を図るとともに、補助金の活用を促す。
- ④ 水道の普及促進を図るため、市町村が実施する末端配水管路の整備を推進する。
- ⑤ 水道施設の耐震化をより促進し、地震などの大規模災害に強い水道づくりを進める。
- ⑥ 安全でおいしい水を供給するため、高度浄水処理の導入を推進する。
- ⑦ 水道受給者の料金格差の是正や、今後予想される人口減少に伴う水道料金の値上げ抑制を目指し、県全域の水道事業の統合、一元化を検討する。

## (6) 下水道などの整備促進

- ※ 下水道などの生活排水対策は、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を図る上で極めて重要な施策であるが、本県の汚水処理人口普及率は、約85.6%（令和元年度末）と全国平均の91.7%に比べて低いことから、今後も引き続き事業の促進を図る。

- ① 各市町村の下水道及び農業集落排水施設の整備を促進するため、市町村職員の技術向上を図る。

- (2) 流域下水道及び鹿島臨海特定公共下水道の整備及び改築を進める。
- (イ) 霞ヶ浦湖北流域下水道事業をはじめ、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部の各流域下水道及び鹿島臨海特定公共下水道の各事業費の確保と事業の推進を図る。
- (ロ) 施設の老朽化に伴う改築や汚水量増に向けた増設に効果的に対応するため、ライフサイクルコストの低減及び事業費の平準化の観点を踏まえ策定した「ストックマネジメント」に基づき、計画的かつ効果的に施設整備を図る。
- ※ ③ 市町村公共下水道事業を促進するため、県費補助の事業費の確保を図る。(令和元年度補助：21団体)
- ④ 全県下の効率的な下水道事業や農業集落排水事業及び浄化槽設置を推進するため、また、人口減少等の社会情勢の変化に対応するために、平成28年6月に第3回改定を行った生活排水ベストプランに基づき、各事業の展開を図る。
- ⑤ 下水汚泥は今後も増加すると予想され、資源を有効活用し、省エネルギー化、環境への負荷削減を図るため、汚泥の資源・エネルギー化の検討を進める。また、2015年の下水道法改正に伴う、下水熱利用に関する規制緩和を受けて、下水熱利用の機会について検討を行う。
- ※ ⑥ 地震等の災害にも強い浄化槽の普及推進事業を進める。特に、霞ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）などの流域において、窒素・リンが除去できる高度処理型浄化槽の普及促進を図る。また、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査の一括契約方式の義務付けを検討するとともに、公共浄化槽事業による市町村管理の導入や民間活力を活用したPFI事業での公共浄化槽の整備により、浄化槽の維持管理の徹底を図る。

## (7) ごみ処理・し尿処理施設等の整備

- ※ ① ごみ処理・し尿処理施設等の整備を図るため、一般廃棄物処理施設の整備に係る財政負担の軽減を図ろうとする市町村に対し国の循環型社会形成推進交付金制度の活用に関する助言や情報提供等の支援を行う。
- ※ ② 公共最終処分場について、安定的な確保のための整備を推進する。

## 4. 安心を支える保健・医療・福祉体制の充実を図る

わが国は、世界に例をみない早い速度で高齢化・長寿社会の到来という時代を迎える中で、近年、都市化の進行、少子化、核家族の進行と高齢者世帯の増加、女性の社会進出などの現象があり、一方、福祉施策の充実とともに個人のライフスタイルや高齢者・障害者の介護に対する考え方方が大きく変化してきている。

そのため、それらの変化に的確に対応して、茨城型地域包括ケアシステムなど保健・医療・福祉サービスのネットワークづくり、生きがいを持てる社会づくりや、安心して暮らせる地域のまちづくり等々、積極的な展開を図っていく。また、出生率の向上とともに、子育てを総合的に支援していく体制づくり、青少年の健全育成、男女共同参画社会づくりや県民の消費生活の安全確保対策などの施策を推進する。

また、生涯にわたり、県民一人ひとりの健康水準の向上を図り、長寿を喜ぶことのできる社会づくりのため、疾病の予防から早期発見、早期治療、リハビリテーションまでの一貫性のある保健・医療・福祉体制を推進する。

### (1) 総合的な少子化対策の推進

※ 健全な社会とは、高齢世代・現役世代・年少世代のバランスが保たれている人口構造であることは論を待たない。高齢化・長寿社会の進行は、逆ピラミッド型の人口構造を意味し、出生率低下の状態がこのまま続くと、わが国・本県の活力ある社会を持続することが困難になってくる。事実、わが国の合計特殊出生率は昭和60年1.76、令和元年1.36、本県は昭和60年1.85、令和元年1.39と大幅に低下をしており、また、わが国の人口は、平成17年に明治32年の統計以来、初めて出生数が死亡数を下回り、その後も平成18年を除き「自然減」が続いている。

新しい生命の誕生は、健全で活力ある社会を発展させていく根幹をなすものである。出生率の向上は社会全体の最も重要な今日的課題として、県政の中で取り組まなければならない。

- ① 「茨城県次世代育成プラン」に基づき、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を地域や企業と連携しながら社会全体の取り組みとして推進する。
  - (イ) 「茨城県次世代育成プラン」の趣旨を徹底させるため、普及啓発活動を推進する。

- (ロ) 家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえる環境づくりを進める。
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
  - 若者の自立の促進
  - すべての子どもと家庭への支援
  - 子どもの社会性向上や自立の促進
  - 地域の実情に応じた支援
  - 働き方改革による仕事と生活の調和の推進等
- (②) 仕事（職場）と育児が両立し得る雇用システムの確立とそれを支援する社会環境づくりを図る。
- (イ) 育児・介護休業法など育児休業制度の定着促進や、育児休業中のための生活資金貸付金の充実を図る。
  - (ロ) 休業後の円滑な職場復帰のため、休業中の情報提供など企業の労務管理の改善を図るとともに、フレックスタイム制・在宅勤務制の導入等、多様な雇用システムの確立を図る。
  - (ハ) 県と県内44市町村が協定を結び、病気で保育所などに通えない子どもを一時的に預かる「病児・病後児保育施設」の市町村の枠組みを超えた広域利用を促進する。
  - (ニ) 「越境入園」など市町村の区域を越えた広域的な見地から調整が必要なものについて協議するため、県や関係市町村から構成される協議会を設置し、待機児童解消に向けた取組を後押しする。
  - (③) 仕事と家庭の両立への取り組みや子育て支援に積極的に取り組んでいる企業への支援を推進する。
  - (④) 子どもの遊び場・野外活動施設、ボランティアなどの社会参加活動等、いわゆる子どもインフラの整備を促進する。
  - (⑤) 乳幼児の健全育成と子育て支援体制の充実を図るため、待機児童の解消に資する保育所の新設、分園設置や短時間勤務など保護者の多様なニーズに対応した保育等の実施を促進するとともに、必要となる保育士や看護師の人材育成強化及び離職防止対策と再就業支援について関係機関等と協力し充実を図る。併せて、幼稚園における預かり保育を促進する。
  - (イ) 乳幼児等の保育補助制度の拡充を図るとともに、情操の発達を助長する特色ある保育を推進する。
- ※
- (ロ) 処遇改善や再就職支援対策を充実するなどし、保育士及び幼稚園教諭等の確保に総合的に取り組む。
  - (ハ) 保育士定数を超えた加配保育士に対する助成を行う。
  - (ニ) 保育士の就労を支援するため、職位証明書「キャリアパス」を導入し、キャリアアップのための基準を明確化して、労働意欲を高めるとともに、保育士不

足の解消にもつなげる。

- 【新規】 (イ) 食物アレルギーの対象児童が増えており、国の支弁基準による給食調理員の配置員数では確実な食の安全確保が難しくなってきている。また、食育に対する十分な指導を行えないため、給食人員の体制強化に取り組む。
- ⑥ 保育所が、子育てに関する地域の拠点として様々な支援活動を行うようするなど、地域の子育て環境づくりを促進する。
- ⑦ 保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」を推進するため、より移行しやすいよう支援に努める。
- ⑧ 保育所へ預ける子どもの低年齢化が進む中、在宅育児を増やし、待機児童の抑制を図るため、乳幼児（6ヶ月～1歳6ヶ月）を自宅で育てる世帯に対し、1人につき毎月数万円を支給する制度の創設を検討する。
- ⑨ 思春期から妊娠・出産・乳幼児期までの母子の心と体の健康管理に資する母子保健対策を総合的に推進する。
- ⑩ 不妊に悩む方々への的確な情報の提供や専門的な相談に応じるため、不妊相談センターの充実を図る。
- ⑪ 県立こども病院を主軸に地域連携を図り、小児医療体制の充実強化を図る。
- ⑫ 休日や夜間における小児救急医療体制を整備するとともに、「茨城子ども救急電話相談」の充実を図る。
- ⑬ 安心して妊娠・出産できる環境を確保するため、総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療体制の充実強化を図る。
- ⑭ 母体及び新生児の救急医療を安定して提供できるよう、N I C U(新生児集中治療管理室)の整備を促進する。
- ⑮ 女性医師の離職防止や再就業の促進のための支援を行い、女性医師の多い産婦人科や小児科の医師の確保・定着の促進を図る。
- ⑯ 乳幼児期からの心身障害児の早期発見・療育支援体制の充実強化を図る。
- ⑰ 発達障害などの早期発見を目的にした「5歳児健診」の、全児童対象実施の定着を図る。
- ⑱ 難聴児の健全な発達には、聴覚異常の早期発見が重要であるが、新生児聴覚検査費用の公費助成を実施している市町村は3割程度にとどまっていることから、居住市町村によって格差が生じないよう、未実施市町村への働きかけを行うとともに、県が実施している軽・中等度の難聴児に対する補聴器の購入費用等助成制度の支援拡充を図る。
- ⑲ 乳幼児を持つ親に対し、医療、育児及び子育て支援サービスに関する相談・情報提供を強化する。
- ⑳ ひとり親家庭等の福祉施策の充実
- (イ) 「茨城県ひとり親家庭等自立促進計画」等に基づき、母子家庭、父子家庭及

び寡婦の就業支援など生活の安定と向上を図る。

- (ロ) 親が急病の場合などの一時保育、子育て短期支援事業を充実する。
  - (ハ) 母子家庭等の親子のきずなを深めるために、親子すこやか交流事業を推進する。
- ②① 茨城県子どもを虐待から守る条例を踏まえ、児童相談所による立ち入り調査等を適切に実施するなど、児童の安全確認・安全確保の強化を図ることにより、児童虐待防止対策を推進する。
- ②② 児童相談所全国共通ダイヤル189番（いち・はや・く）の普及に努めるとともに、児童虐待防止に携わる関係機関のネットワーク強化を推進する。
- ②③ 子ども・子育て支援新制度に移行した認定こども園や幼稚園に対する補助を確実に措置するとともに、制度の実施主体である市町村の意向を十分踏まえながら、各市町村で総合的な質の高い教育・保育・子育て支援が実施できるよう支援に努める。
- (イ) 居宅訪問型保育事業、小規模保育事業及び家庭的保育事業などが地域型保育事業として認可事業となったことから、円滑な実施に向け必要な支援を行う。
  - (ロ) 幼児教育・保育の無償化に伴い、公立の場合、利用者負担が全額市町村負担となるため、市町村に多額の財政負担が生じることから、導入初年度に措置される臨時交付金について、翌年度以降も国の責任で恒久的な財政措置を講じる。
- ②④ 少子化の大きな要因である未婚化・非婚化、晩婚化・晩産化に対応するため、各市町村の結婚支援事業の連携をはじめ、結婚・妊娠・出産・子育て支援のための社会システムが構築されるよう環境整備を図る。
- 【新規】**
- ②⑤ 第3子以上を経済的な理由で諦めることがないよう、手厚く支援をしていく施策が必要であるため、子どもの数に応じて児童手当を大胆に上乗せ加算していく仕組みの創設を検討する。
  - ②⑥ 「子供の貧困対策に関する大綱」や「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」等を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るため、関係機関・団体と連携し、支援に取り組む。
  - ②⑦ 人口減少や少子化の進行を抑制するため、経済的負担の大きい多子世帯に対し、3歳未満児の第3子以降の保育料の軽減・無料化などの支援策の充実を図るほか、在宅で育児する世帯向けの支援制度を新設する。
  - ②⑧ 特定不妊治療は保険外診療であり、1回当たりの治療費が高額となることから、不妊治療費助成の拡充を図る。
  - ②⑨ 地域において子どもや子育てを支える取組として重要な役割が期待される子ども食堂について、各地域の子ども食堂ネットワークづくりを支援するなど、取組の拡大推進を図る。
  - ②⑩ 児童相談所における児童福祉司等専門職について、国の定める基準以上の配置

に努める。

- (3) フォースタッキング業務の包括的な実施体制を構築し、本県の社会的養育の推進を図る。

## (2) 総合的な高齢者対策の推進

本県における高齢者人口の比率は、令和元年（10月1日現在）29.4%に達しており、令和7年には32.0%となり超高齢社会を迎えるものと予測されている。

明るく活力ある超高齢社会を築くため、生涯を健康で生きがいを持って社会活動に参加できる体制づくりや、要介護状態になっても住み慣れた地域で医療・介護等のサービスを受けられる環境づくり、地域で支え合う体制づくりを推進する。

このため、平成30年度から令和2年度までの指針となる「第7期いばらき高齢者プラン21」に基づき、積極的に各種高齢者福祉施策の展開を図る。

### （高齢者の生きがい対策の推進）

- ① 明るい長寿社会づくり推進機構の体制強化を図り、県民が一体となって高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。
- ② 高齢者の自主的な地域貢献活動などの支援に努める。
- ③ 高齢者の学習の機会及び三世代の集いなど、世代間の交流事業の促進を図るとともに、高齢者の社会参加、生きがいづくりの充実に努める。
- ④ シルバー世代の活動の場とともに、福祉サービスの推進を図る観点からも、シルバー人材センター、老人クラブ等の育成強化を図る。
  - (イ) 福祉サービス業務に対して研修・指導を行う。
  - (ロ) 生きがい対策とともに、地域内の相互扶助機能が発揮できるよう、老人クラブの育成強化を図る。

### （在宅サービス体制の確立・充実）

- ① 介護保険制度との連携・調整を図りながら、高齢者に最適かつ効率的な保健・医療・福祉サービスを提供する、茨城型地域包括ケアシステム推進事業などを推進し、在宅福祉サービスの充実と在宅介護の支援を強化する。
- ② 介護予防に効果のあるシルバーリハビリ体操の普及を行う指導士の養成とともに、市町村での取り組み強化に向けた働きかけと指導士の地域活動支援に努める。
- ③ 高齢者ができる限り健康で生き生きとした生活が送れるよう、介護予防の推進を図るとともに、元気な高齢者が地域で積極的に活躍できる仕組みづくりを進める。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、総合的な支援を行う地域包括支援センターの整備促進と機能の充実を図る。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの構築にあたり、管理栄養士・柔道整復師・作業療法士・理学療法士等の地域包括支援センターへの配置及びその活用とともに、それら専

門職の地域ケア会議への参加を促すよう市町村に働きかける。また、社会福祉法人への法人税課税の回避を図る。

- ⑥ 介護保険制度の着実な実施を図るため、県民への情報提供・啓発を推進する。
- ⑦ 訪問看護の実施にあたっては、医療機関や居宅介護支援事業者等との連携を図り、家族に対する総合的な在宅ケアの充実を図る。
- ⑧ 寝たきり高齢者等に対する歯科保健対策を進める。
- ⑨ 訪問福祉理容に対する助成制度の導入拡大に向けて、市町村に働きかけを行う。
- ⑩ 認知症高齢者の治療・ケア施設の整備やマンパワーの専門的研修等、総合的な認知症高齢者対策を推進する。
- ⑪ 質の高いホームヘルパーの養成を図る。身体介護や生活支援等、要援護者のニーズに応じた在宅サービスの充実を図るためにには、専門職として技能習熟、倫理観の向上を図る必要がある。
  - (イ) ホームヘルパーの現任研修を充実する。
  - (ロ) まだ体力・気力・能力のある60歳代の就業を促進する。
- ⑫ 「茨城県地域介護ヘルパー受講運動」を推進し、互いに助け合い、支え合う地域社会づくりを推進する。
- ⑬ 市町村における介護サービスに格差が生じないよう支援策を講ずる。
- ⑭ 市町村の介護認定審査会が公平かつ迅速に運営されるよう、人材の養成を図る。
- ⑮ 介護保険制度の円滑な推進を図るため、介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成する。
  - (イ) 介護支援専門員の指導・助言等を行う主任介護支援専門員の養成、介護支援専門員の地域における支援体制の強化を図る。
- ⑯ 要介護認定や住所地特例制度に関する諸問題の改善を図り、介護保険制度の充実に努める。
- ⑰ 財産や金銭の管理ができない高齢者に対して、日常生活自立支援事業などが活用できるよう、制度の充実と広報に努める。
- ⑱ 高齢者虐待の防止対策を推進する。
- ⑲ 県・市町村等の公的施設（学校含む）の一部を開放し、地域ボランティアグループ等との「地域高齢者ふれあい会」を設ける。
  - (イ) 家に閉じこもりがちな高齢者などに対して、老人福祉センターや老人憩いの家、公民館等において、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）などの各種サービスを提供する、生きがいデイサービス事業を推進する。
  - (ロ) 町内会・自治会等で相互扶助機能が発揮できるよう地域福祉体制の構築を図る。高齢者の安否確認や、日常生活における支援等、福祉サービスの基礎的部分は、町内会・自治会等、一番身近な近隣集団の活動に負うところが大きい。
  - (ハ) 認知症高齢者、特に徘徊高齢者に対する地域の理解と支援体制を充実する。

- ⑩ 高齢者が安心して生活できる居住環境・まちづくりを進める。
- (イ) ケア付き住宅や子育て環境の向上にも寄与する三世代住宅等の建設を促進するため、融資等を充実する。
- (ロ) 介護対応のため増改築・改造を支援する。
- (ハ) 平成23年10月にいばらき身障者等用駐車場利用証制度が導入されたが、健常者による身障者等用駐車場の不適切な利用事例が報告されていることから、適正利用について免許更新時や自動車学校、学校教育などで周知徹底を図る。
- (ニ) 独居や徘徊高齢者に対する緊急通報装置や早期発見システムの整備を進める。  
(家族あるいは責任者が希望する場合)
- (ホ) 認知症が原因で徘徊し、身元不明のまま施設に保護される高齢者が相次ぐ問題で、認知症の人とその家族を地域で支える環境づくりの一環として、徘徊高齢者等の早期発見・保護に向けた全県的なネットワークを構築するとともに、誰でもなれる認知症サポーターの養成を県民運動として展開する。
- 育児・介護休業法など介護休業制度について、市町村や企業に対し普及・啓発を図る。
  - 高齢者を対象とする福祉施策には、行政用語として理解しづらいカナ文字が多く使用されているので、分かりやすい日本文字にすべきである。
  - 保健・医療・福祉等の関係機関をはじめ、警察や企業なども含めた連携体制を整備し、認知症高齢者の早期発見や支援体制づくりを推進する。
- (ヘ) 茨城型地域包括ケアシステムの構築に向けて、養成された認知症サポーターの積極的な活動を後押しするための体制づくりを推進し、活躍の場の拡大を図る。
- ⑪ 在宅介護を行う家族への各種支援を促進する。
- (施設介護体制の整備促進)**
- 介護保険制度のもとで、充実した施設サービスが受けられるようになるためには、要介護者の介護を受け持つこととなる介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等の施設整備を促進するとともに、必要なマンパワーの養成確保を図る必要がある。
- ① 介護老人保健施設の整備促進を図る。
- 各高齢者福祉圏内での設置市町村の偏在や、入所者の家庭復帰が思うように進んでいないという課題も残されているため、「第7期いばらき高齢者プラン21」に基づき、地域ニーズに即した整備を図る。
- (イ) 将来的には、未設置市町村を解消することが必要であるが、当面、特に介護老人保健施設が立地していない市町村及び住民に対して、介護老人保健施設に関する制度の周知や適正な利用の啓発を図る。
- (ロ) 入所者の家庭復帰を促進するため、施設におけるリハビリテーションを充実させるとともに、訪問リハビリテーション等の在宅サービスの利用促進を図る

ため広報・啓発に努める。

- ② 特別養護老人ホームを増設するとともに、在宅福祉サービスの拠点として、デイサービスセンター（通所介護）及びショートステイ（短期入所生活介護）専用ベッドなどを併設した施設の整備促進を図る。
    - (イ) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの老朽対策を促進する。
    - (ロ) 入所者の居住環境の向上を図るため、居室の個室化・ユニットケア化を推進するとともに、低所得者に配慮した多床室の整備や低所得者の利用料減免制度の充実を図る。
  - ③ 療養病床の再編成に伴い、介護医療院や介護老人保健施設など受け皿となる施設の整備促進を図る。
- ※ ④ 介護をはじめとする社会福祉事業に対する人材の確保・育成のため、現場職員の処遇改善を図るとともに、経済情勢を適切に反映した報酬や措置費単価の改定を国に対して働きかける。
- 介護職員の労働環境を改善するため、介護支援用ロボット機器の導入をより一層推進する。
  - ⑤ 介護予防の観点から、軽費老人ホームの事務費補助と老朽対策を図る。
  - ⑥ 高齢者が安心して生活できるサービス付き高齢者向け住宅や三世代住宅の建設を図る。

### (3) 生活習慣病対策の充実

本県の死亡原因の順位は、第1位はがんであり、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患である。これらの生活習慣病対策は、保健医療の重点施策であり、日常生活を通しての発生予防、早期発見、及び早期治療が重要である。このため、予防・検診・治療の一貫した体制の整備に全力を挙げる。また、「第3次健康いばらき21プラン」及び「茨城県総合がん対策推進計画—第四次計画—」に基づき、生活習慣病予防をはじめとする健康づくり対策に取り組む一方、がん検診推進条例（茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例）に基づき着実ながん対策の取り組みを総合的に推進する。

- ① がん対策の推進を図る。
  - (イ) 科学的根拠に基づいたがんに関する正しい知識の普及と生活習慣の改善等によるがん予防対策を推進する。
    - 子ども達が、がんの予防や早期発見につながる習慣を身につけ、がん患者に対する正しい認識がもてるよう発達段階に応じたがん教育を推進する。
  - (ロ) がんの早期発見・早期治療のため、民間企業・団体と連携して検診受診率の向上に取り組むとともに、検診精度の向上を図る。
    - 大腸がんの早期発見、早期治療につなげるため、市町村が実施するがん検診

受診推進のための事業に対し、助成を行う。

- (ハ) がん医療体制の整備、緩和ケアの推進等により、がん医療体制づくりを推進する。
- がん診療連携拠点病院を中心として、がん医療連携体制の整備に努めるとともに、手術療法・放射線療法・化学療法の治療体制の充実を図る。
  - 患者の身体的・精神的苦痛等を緩和するため、がんと診断された時から緩和ケアを切れ目なく提供するため、緩和ケアの普及啓発及び施設・在宅緩和ケアの推進を図る。
- (ニ) がん診療連携拠点病院の相談支援センターを核として、がんに関する情報提供・相談支援体制の充実を図る。
- がんの患者・家族へのピアサポートの実施や患者サロンの設置等により患者・家族を孤立させない全県的な患者支援の仕組みづくりに努める。
  - がん患者の就労に関する課題の把握や関係機関への働きかけにより、働く世代のがん患者の就労支援体制を構築する。また、国が策定した事業場での治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの内容を踏まえながら、企業における治療と仕事の両立のための取組を推進する。
  - 末期がん（余命 6 カ月以内）と診断され、住み慣れた自宅で最期の時間を過ごしたいと望むがん患者の在宅療養の支援に取り組む。（末期がんは厚生労働省の「特定 16 疾病」に指定されており、40 歳以上は訪問介護サービスの自己負担が 1 割となっている。）
  - ※ ○思春期から若年成人の年代を指す「AYA 世代」の重要なテーマである妊娠性温存療法の理解を深める取組を進めるとともに、患者ニーズの把握や助成制度など必要な対策の検討を進める。
- 【新規】**
- がんによる手術により傷等の残る人が、入浴等の際に気にせず楽しめる環境を整えるため、関係事業者や県民の理解促進に積極的に取り組み、がんとの共生社会の実現を目指す。
- (イ) 受診率が低い女性のがん検診受診率の向上に取り組む。
- 女性のがん検診の受診率向上のため、女性のニーズを踏まえつつ、市町村や検診機関等と連携し、実効性のある方法の検討を進める。
- (カ) 循環器疾患等対策の推進を図る。
- 心臓病や脳卒中などの循環器疾患、糖尿病、肝疾患、腎疾患等の発症予防及び早期発見・早期治療を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。また、日常生活習慣の改善を具体的に指導して疾病の発生防止を図る。
- (イ) 特定健康診査・特定保健指導の受診率等の向上に努める。
  - (カ) 循環器疾患予防事業を実施し、疾病の予防を図る。
  - (ハ) 健康教育・健康相談等を充実し、健康意識の啓発・普及を図る。

- (ニ) 人工透析に移行しないよう糖尿病予防対策を推進する。
- ③ 関係機関と連携し、糖尿病等生活習慣病予備群に対する効果的な保健指導の徹底を図る。
- ④ 県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進する。
  - (イ) 「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」等に基づき、8020・6424運動（80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つこと）を推進する。
  - (ロ) 歯と口腔の健康づくりのさらなる推進のため、行政に従事する歯科衛生士の確保を図る。
- ⑤ 県立健康プラザを中心に、健康情報の提供、健康づくりのための調査研究、県民への健康教育・研修などを行い、健康づくりを推進する。
- ⑥ 県民の健康教育、健康増進など市町村の行う健康づくり体制の支援を充実するとともに、保健師・管理栄養士・歯科衛生士など健康づくりに携わる職員の資質向上を図る。
- ⑦ 関係団体と協力し、健康講座や健康相談等の生活習慣病予防のための事業を積極的に実施する。
  - (イ) 生活習慣病等予防のため、食を中心とした各人の健康づくりを支援するための栄養相談事業及び外食産業に対する栄養成分表示等を促進する食環境整備を行う。
- ⑧ あらゆる世代が健全な食生活を自ら実践できるよう食育を推進する。
- ⑨ 健康づくりの継続や特定健診を受診した県民にポイントを付与する事業を促進して、健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る。

## (4) 障害者福祉の充実

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育・産業労働等が連携して、障害者施策の推進と障害福祉サービスの体制整備に努める必要がある。

このため、平成30年3月に策定した「第2期新しいばらき障害者プラン」に基づき、障害者施策の推進と障害福祉サービスの体制整備を一体的に進め、各種施策の展開を図る。

また、「障害者差別解消法」及び平成27年4月に施行した「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」に基づき、障害者に対する差別の解消のための諸施策を推進する。

- ① 障害者総合支援法の周知・広報、市町村及び事業者の支援等を行い、制度の円滑な施行を図る。
- (イ) 障害者総合支援法施行に伴う障害者福祉サービスの利用者負担の独自軽減策

の導入を図る。

- ② 障害者が地域で自立して生活できるよう、居宅介護等の介護給付、農業や林業などを通じた就労支援や共同生活援助等の訓練等給付等の基盤整備づくりを推進する。
- ③ 障害者の自立に向けて、県や市町村の施設において外部委託している業務における障害者の雇用を促進し、就労機会の拡大と雇用の拡充を図る。
- ④ 障害者に対するデジタルデバイド（情報格差）の是正対策を進める。
  - (イ) 点訳パソコン講座や中途失明者の緊急生活訓練事業の実施、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣など視覚・聴覚障害者対策を進める。
  - (ロ) 視覚障害者福祉センター・点字図書館は現在、建築から45年以上が経過し、雨漏りや壁の亀裂など老朽化が進んでおり、建物の現状を調査し、必要な修理修繕を計画的に進めるとともに、利用者ニーズの変化や情報機器の普及など、施設を取り巻く社会環境が大きく変化していることなどから、新築・増改築による機能の充実を検討する。
  - (ハ) 障害者のパソコン活用を総合的かつ一体的に支援するために、「障害者ＩＴサポートセンター」で実施する電話による利用相談、パソコンボランティアの派遣事業等を推進する。
- (ニ) 活字資料をコピー感覚で即座に点訳資料に印刷できる点訳コピーの配置を図る。
- ⑤ 障害者の体力増強と明るい協調精神を養うため、スポーツ・レクリエーション等の各種大会を開催する。
- ⑥ 障害者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動が日常的に安定して行われるよう、総合的な支援体制の整備充実を図る。
  - (イ) 茨城県手話言語の普及の促進に関する条例を踏まえ「身体障害者レクリエーション事業」について、手話通訳者の配置に係る予算の計上を検討する。
- ⑦ 在宅障害者に対し、地域で自立して生活できるための事業を総合的に推進する。
- ⑧ 電動車椅子の支給基準を緩和するなど、重度身障者福祉対策の推進を図る。
- ※ ⑨ グループホーム等の施設整備を促進し、障害者の地域生活や自立を支援する。また、耐震基準に適合しない老朽化した施設の改築や入所施設に対するスプリンクラーの整備を進め、入所者の安全を図るとともに、必要な財政措置を講じる。
- ⑩ 愛正会記念茨城福祉医療センターの運営については、利用者やその保護者等の信頼に応えられるよう、引き続き県が関与・支援を行う。
- ⑪ 心身に障害のある児童の日常生活自立のため、児童発達支援や放課後等デイサービスなどによる育成指導を行う。
- ⑫ 障害者が製作した物品を広く県民に販売するため、「福祉の店事業」を推進する。

- (13) 重度の肢体不自由者の介護や外出時の移動の介護を行う「重度訪問介護従事者研修」事業を拡充する。
  - (14) 障害者の自立を支援し、一人ひとりが必要に応じたサービスを受けられるよう、相談支援専門員の配置、また、障害者が地域生活で抱える課題解決のための関係機関による市町村自立支援協議会の運営充実を図る。
  - (15) 医療的ケア児・者及びその家族の福祉の向上を図るため、医療機関による医療型短期入所事業の推進を図る。
  - (16) 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など、自己決定能力が低下している者の権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の推進を図る。
  - (17) 障害者の自立した生活をサポートする補助犬の給付を促進する。
  - (18) 発達障害に関する理解・啓発を推進するとともに、生涯一貫した支援体制の充実を図る。
    - (イ) 発達障害の診療に携わる医師の確保・養成に努めるなど、発達障害を早期に発見し、支援が必要な子どもを診断に繋げる体制づくりを推進する。
  - (19) 障害者に対する虐待の防止対策を推進する。
  - (20) 災害時に障害者が困らないための施策を推進する。
- ※ (21) 障害者施設の利用者が生きがいをもって働くよう、共同受発注センターの体制を強化する等、障害者施設の受注機会の拡大と工賃水準の向上を図る。また、受注単価が比較的高い施設外就労の推進、中でも、農福連携の推進を図る。
- (22) 障害者就労支援施設等からの物品等の優先調達について、市町村に対し、県等の取組を周知することにより、更なる推進に努める。
- ※ (23) 障害の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、障害者の生活を地域全体で支えることのできる地域生活支援拠点を茨城型地域包括ケアシステムとも連携のうえ、県内各地に整備し、適切な支援やサービスの提供、充実を図る。
- (24) 知的障害、精神障害、知的と精神の重複障害者が入院加療等を必要とする時に対応可能な医療機関体制の整備を図る。
- (25) 心身障害者(児)の歯科診療体制を強化するため、研修の充実や医療機器購入の助成制度創設などにより、県内で心身障害者(児)に対応できるかかりつけ歯科診療所の増加を目指す。
- (26) 聴覚障害者向け電話リレーサービスについて、関係団体の協力を得て周知を図るなど、利用促進に向けた取組を進める。
- 【新規】 (27) 民間事業者の障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する費用に対して、市町村の助成制度の制定を促進する。

## (5) 精神保健の充実

精神障害者対策については、各ライフステージに応じた発症の予防、早期発見及び早期治療、並びに社会復帰対策を推進するとともに、在宅の精神障害者が地域の中で安心して暮らせる基盤づくりを推進する。

- ① 精神障害者が社会生活を送るために、生活支援体制を地域において確立していくための施策の充実を図るとともに、精神保健福祉センターや、地域保健法の基本指針に定められている精神保健等の専門的、技術的拠点としての保健所における地域精神保健福祉活動の充実を図る。
- ② 精神保健福祉センターや保健所等における思春期精神保健対策、アルコール疾患対策を進める。また、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及に努めるとともに、社会復帰や再発防止のための施策を進める。
- ③ 精神障害に対しては、いまだ誤解と偏見が強く、その解消が重要な課題である。このため、心の健康づくりに関する知識や精神疾患・精神障害者に対する正しい知識の啓発・広報をするため、地域の推進組織・団体や精神保健ボランティアの育成を図る。また、家族への支援や、高齢化の進んでいる地域家族会及び（一社）茨城県精神保健福祉会連合会など各種団体の活動を支援する。
- ④ 精神科病院からの退院に対する不安等の理由で社会的入院をしている精神障害者に対し、精神科医療機関、相談支援事業者、市町村など関係機関が連携した支援ができる体制づくりに努める。
- ⑤ 訪問看護や精神科デイケアの充実とともに、県立こころの医療センターなどの役割を踏まえた施策の充実を図る。
- ⑥ 病状の悪化など緊急に入院が必要になった在宅の精神障害者に対して、迅速な医療が提供できる精神科救急医療システムの充実強化を図る。
- ⑦ 入院患者等の療養環境や医療従事者の職場環境等に関して、良好な環境の確保を図るなどの医療施設の近代化を推進するため、補助制度による支援を図る。
- ⑧ 認知症患者のための専門病棟やデイケア施設の整備を進めるとともに、市町村・認知症疾患医療センターを中心とした、地域のネットワークの確立を図る。
- ⑨ 児童思春期専門病棟の充実を図るとともに、児童思春期特有の心の病に対応するため、医療機関・児童相談所・精神保健福祉センター・保健所・教育機関など関係機関のネットワークづくりを推進する。
- ⑩ 県立こころの医療センターは、精神科救急や児童・思春期医療などの専門的基幹病院としての役割の充実を図る。
- ⑪ 県及び市町村等は社会的不利の解消に向け、精神障害を理由とする資格や利用の制限の廃止並び公共施設等の利用料の減免等に努める。
- ⑫ 自殺対策基本法に基づき、関係機関との連携強化を図るなど、実効性のある自

殺防止対策を推進する。

- ※ (イ) 県が心の問題全般について相談できる窓口として設置する「こころのホットライン」は、専門相談員1人が対応しているため、つながりにくいう声があり、早急に相談体制の改善を図る。また、悩みを抱える方に気づき、必要な支援につなげるゲートキーパーの役割が重要なことから、県民誰もがゲートキーパーとなることを目指す施策を進める。

- (13) 引きこもり者の社会参加を促進するため、ひきこもり相談支援センター、保健所、団体等が連携協力し、引きこもり者や家族への支援体制の充実を図る。

- 【新規】 (14) 精神障害者の地域移行を促進するため、ピアサポーターを活用した支援体制の拡充を図る。

## (6) 難病・感染症など特殊疾病対策の充実

- ① 難病患者の療養環境の改善を図るため、医療費の公費負担をはじめとした難病対策を推進する。

- ② 難病患者・家族の日常における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などが円滑に行われるよう、難病相談支援センター事業を推進する。

- ③ 感染症法及び茨城県感染症予防計画に基づき感染症予防対策の充実を図る。特に新興感染症発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、対応手順の明確化や関係機関との連携体制の強化に努める。

- ④ 法に規定されている予防接種については市町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、国に対し、必要な財源の確保を働きかける。

- ⑤ 肝硬変や肝がんにつながるB型・C型肝炎ウイルス感染者の早期発見・治療を図るため、肝炎ウイルス検査の受検機会を拡大し、県民に対して肝炎検査の受診を推進する。

- ⑥ エイズ等性感染症の拡大を防ぐとともに、不安や心配のある人が安心して相談や検査が受けられるよう、相談・検査体制の充実を図る。

- ⑦ 医師・看護師等へのエイズ研修の実施や、医療機関相互のネットワーク化を図るなど、拠点病院等を中心としたエイズ診療体制の充実を図る。

- ⑧ 腸管出血性大腸菌感染症等の発生とまん延を予防するため、食品衛生・感染症対策の連携を図る。

- ⑨ ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を進め、差別や偏見の解消を図る。

- ※ ⑩ 骨髄バンク及びアイバンクの登録者拡大を図るとともに、腎臓財団の実施する腎不全対策を支援する。

- ⑪ 円滑な臓器移植のための体制整備を進める。

- (イ) 脳死・臓器移植に対する理解とともに、臓器提供意思表示カードの普及や、運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードの臓器提供意思表示欄への記入

率向上を図るための啓発を進める。

- (ロ) 移植医療の推進には、病院側の移植医療に対する深い理解の下、病院の体制整備が重要であることから、病院への情報提供を行うとともに、医療者を対象とした実践的な研修会を開催するなど、病院の体制整備の動機づけにつながる取り組みを推進する。
- ※ (ハ) 白血病などの治療に有効な骨髄移植を後押しするため、骨髄の提供者（ドナー）が移植手術に協力して入院や通院をした場合に支給するドナー助成制度の上限額引き上げを図り、辞退者の減少につなげる。
- (レ) 新たなインフルエンザの発生に備え、医療体制を強化するとともに、タミフル等の医薬品の備蓄や感染防止に関する県民への普及啓発等の対策を進める。

## (7) 保健・医療・福祉の一元的な推進体制の充実

県民が安心して日常生活を送るためにには、保健・医療・福祉の連携が特に重要であり、関係機関相互の連携と一体化を図ることが期待される。

- (①) 保健医療計画を推進し、地域の保健医療体制の確立を図る。また、地域医療構想の中に示されている施策の方向性の実現に向け、地域医療構想調整会議において協議を行う。
- (②) 茨城型地域包括ケアシステムの推進を図る。
- (イ) 高齢者・障害者や児童など要援護者が家庭や地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者がチームを組んで効率的・総合的な各種在宅サービスを提供する、茨城型地域包括ケアシステム推進事業を介護保険制度等との連携・調整を図りながら進める。
- (ロ) 福祉サービス調整担当者（地域ケアコーディネーター）研修会の充実を図る。茨城型地域包括ケアシステムの中心的役割を担っている地域ケアコーディネーターの調整機能が十分でない市町村もあるため、福祉や保健・医療制度に精通し、要介護者の立場に立って調整できるよう担当者の研修を充実させることが必要である。
- (ハ) 医療従事者の参加・協力を促し、茨城型地域包括ケアシステムの充実強化を図る。
- 医療機関に対し、茨城型地域包括ケアシステムの支援要請を行うとともに、在宅に復帰する入院患者の退院情報（患者の同意を得て）提供体制づくりを図る。
  - 市町村のサービス調整会議や在宅ケアチームの中に、地域の医療従事者が参加するよう指導・助言を行う。
  - 医療や福祉の資源が不足する地域においては、近隣市町村との連携を図り、茨城型地域包括ケアシステムの拡充を進める。

- 施設や在宅療養の場で、適切にたんの吸引や経管栄養など特定の医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成を円滑に推進し、要援護者が安心して生活できるようにする。
- ※ ③ 鍼灸マッサージ師・柔道整復師等の社会参加事業を促す。また、高齢者や身体障害者に対する鍼灸マッサージ施術費助成制度の創設を検討する。  
④ 国民健康保険財政の安定的運営と被保険者の負担軽減を図るため、県の財政支援を充実させるとともに、適切な国庫助成措置を国に要望する。  
⑤ 保健医療関係団体合同での健康づくりフェスティバルなどの社会活動を助長する。  
⑥ 福祉と医療の連携の役割を担う訪問看護ステーションの育成強化を図るとともに、設置の拡大を進める。
  - (イ) 訪問看護ステーションの開設を促すため、経費の補助をする。
  - (ロ) 訪問看護を担う人材の確保・育成を図るため、医療機関等への支援を行う。  
⑦ 医療施設・福祉施設・在宅を通した総合的なリハビリテーション提供体制の確立を図る。
  - (イ) 県立医療大学付属病院を核とした、医学的リハビリテーションの提供ができる医療施設の整備、及び地域（在宅）でリハビリテーションが受けられる体制の整備を促進する。
  - (ロ) 繙続的なリハビリテーションが必要な患者については、患者の了解を得た上で、他の医療機関に患者の情報を提供できるようなシステムを構築する。
  - (ハ) 災害時におけるリハビリテーション支援活動を円滑に実施するため、リハビリテーション専門職の派遣体制を整備する。
  - (ニ) 高齢社会化に伴って高まる県民のリハビリテーション医療の需要に応えるため、県立医療大学及び付属病院は、職員数や予算編成等での自主性が確保され大学の自律的な運営が期待できる公立大学法人化の検討などにより機能強化を図る。  
⑧ 市町村社会福祉協議会の基盤の強化を図る。  
⑨ 地域住民の自主的参加による、地域ボランティア活動を推進する。
  - (イ) 地域ボランティア活動を助長し、グループの育成強化を図る。
  - (ロ) 茨城県ボランティアセンターや市町村社会福祉協議会を中心に、ボランティアグループのネットワークや人材バンクを整備する。
  - (ハ) 意識啓発やボランティア保険の加入等、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進める。
  - (ニ) ボランティアグループの資質の向上を図るため、指導者研修の実施とともに、ネットワークづくりを図る。  
⑩ 市町村や関係各機関に対して、情報提供や助言・支援を強化する。

- ⑪ 民生委員・児童委員の活動を充実するため、地区民児協や県民児協活動に助成する。
  - 民生委員の負担軽減や、なり手不足の解消などに一定程度寄与するものと考えられる兵庫県の民生協力委員制度のような事例を参考に、民生委員が活動しやすい環境整備を進めるとともに、民生委員の担い手確保に取り組む。
- ⑫ 地域住民参加による互助組織として、「有償による在宅福祉サービス」を推進強化するため、時間預託制度の普及を図る。
- ⑬ ともに支え合う福祉意識の醸成と、地域住民の福祉活動への主体的な参加促進を図る福祉コミュニティづくりを推進する。
- ⑭ 成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などの適切な財産管理等を支援するため、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、成年後見制度利用支援事業の活用を促進する。
  - (イ) 成年後見制度の円滑な支援を行うには、市町村の協力が不可欠であり、担当する社会福祉士等との綿密な連携・協力の推進を図る。
  - (ロ) 成年後見制度が身近で利用しやすいものになるよう、市町村における地域連携ネットワーク及び中核機関の整備等を推進する。

- 【新規】**
- ⑮ 障害のある家族の介護、難病の子どもの子育て、ひきこもりの家族のケアなど、多様な役割を担っているケアラーは、身体的、精神的、さらには経済的にも重い負担を抱えていることから、孤立させない、支える取組の充実を図る。
  - ⑯ 総合福祉会館の機能の拡充強化を図る。
    - (イ) 地域福祉の施策・活動・情報・サービス等の発信拠点としての機能の充実を図る。
  - ⑰ 福祉マンパワー対策を強化する。
    - (イ) 福祉人材センターの機能を強化し、離職者防止及び再就業支援の取組の充実を図るほか、シニア層や外国人等の多様な人材が参入しやすい環境づくりを行うなど、福祉マンパワーの養成確保施策を推進する。
    - (ロ) 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸与制度の活用を図る。
  - ⑱ 民間社会福祉施設の整備促進を図る。
    - (イ) 児童養護施設に看護師を必置するなど機能充実を図る。
  - ⑲ 県立社会福祉施設等の整備促進を図る。
    - (イ) 県立福祉施設の計画的整備を進める。
    - (ロ) 児童相談所等、県立相談機関の機能充実・相談体制の強化を図る。
  - ⑳ 福祉団体の育成強化を図る。
    - (イ) 戦没者遺族等が組織する援護組織団体への助成を行い活動の促進を図る。
    - (ロ) 民間の社会福祉関係諸団体の実情に応じ、きめ細やかな指導・育成・援助を行い、民間の福祉活動を推進強化する。

- (ハ) 心身障害者を持つ父母組織の充実と意識の高揚を図る。
- (ニ) 母子寡婦福祉団体に対する支援の充実を図る。
- ②① 民間・企業等における福祉関連事業の育成を図る。
- 多様化し増加する高齢者の介護ニーズに対応し、かつ効果的・良質的な介護サービスを供給するためには、公的に加え、民間の活用が必要となってくる。また、高齢者の自立促進と介護者の負担軽減を図る観点から、A I や I o T、介護ロボットなど介護支援機器や福祉用具などの活用を推進し、それらの開発・提供を行う企業を育成する。
- (イ) 民間事業者の参入を促進する。
- (ロ) 介護支援機器や福祉用具などの研究開発と普及の促進を図る。
- (ハ) 県福祉サービス振興会等、民間・企業の育成を図る。
- (ニ) 企業参加型の高齢者対策の推進を図る。
- (ホ) 一般企業の福祉に対する理解・認識を深めるとともに、高齢者の雇用の促進を図る。
- (ヘ) 障害者雇用促進法との整合性を考え、企業に対し助成策を講ずる。
- (ト) 介護休業及びボランティア休暇制度の普及について指導・啓発を行う。
- ②② 生活保護の実施機関における執行体制の確保と自立支援プログラムの推進及びハローワーク等との連携強化等により自立促進を図る。
- ②③ 生活保護の不正受給防止対策を推進するため、関係機関との連携強化を図る。
- ②④ 生活保護制度における実施責任の住所地特例について、有料老人ホームに該当するサービス付高齢者住宅についても対象となるよう、国に対して要望する。
- ※ ②⑤ 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業などの生活困窮世帯の子どもに対する支援内容の充実を図る。
- ②⑥ 80代など高齢になった親が、ひきこもる50代ら中年の子を抱えて困窮する「8050問題」が深刻化しており、対策を早急に検討する。
- ②⑦ ライフラインを止められ餓死・孤立死した事件が全国で相次いでいるのを踏まえ、関係機関との連絡会を設置して、高齢者等の見守りを進め、孤立死の未然防止を図る。
- ②⑧ 就労・住宅の確保や保険医療・福祉サービスの利用促進等を盛り込んだ地方再犯防止推進計画を策定する。
- ②⑨ 児童養護施設入所児童への支援を充実させるとともに、児童養護施設退所者が経済的な不安を抱えながら自立することは大変困難であることから、様々な悩みや問題に対し相談できる環境づくり等を進め、自立を支援する体制を構築する。
- ②⑩ 単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な者の継続的な移動手段の確保のため、福祉有償運送事業者を支援する補助制度を創設する。

## (8) 医療体制の充実

- ① 中央病院、こころの医療センター及びこども病院の県立3病院は、県民への安全・安心な医療提供のための積極的な機能充実を図りながら、県財政への負担軽減を図るために、抜本的な経営改善を推進する。
  - (イ) 県立中央病院の救急センターの機能を充実させ、救命救急センターとしての位置づけを図る。同病院の将来像を明確にするとともに、施設の免震化による建て替えを早急に検討する。
- ② 常陸太田・ひたちなか保健医療圏に整備した常陸大宮済生会病院に、小児救急の機能や産婦人科の診療体制を整備する。
- ③ 入院患者や医療従事者に良好な療養・職場環境の確保を図るための医療施設や設備の整備に対し助成する。
- ④ 医療事故の未然防止とともに、信頼と安心できる体制づくりのため、医療職員の研修など充実を図る。
- ⑤ 外国人在住者の医療対策事業を実施する。
  - (イ) 受診案内を作製するとともに、外国人医療費未払金の補填制度の充実を図る。
- ⑥ 医療機能の分化・連携の推進を図る。
  - (イ) 県民及び医師に対して、かかりつけ医の普及・啓発を図る。
  - (ロ) 医師会等に働きかけることにより、病診・病病連携を積極的に推進する。
  - (ハ) 地域医療支援病院の拡充を図る。
- ⑦ 県民・患者が医療機関を適切に選択できるよう、医療機関の情報について県民・患者が利用しやすい形で提供する。
  - (ホ) 地域医療介護総合確保基金を活用し、病床機能の分化・連携に資する事業を実施する。

### 【新規】

- (ヘ) 急性期を脱した患者の受け皿となる回復期病床は、2025年の必要病床数約7200床に対し、いまだに乖離があり、今後、円滑な受け入れに向けて、受け入れ態勢のハード・ソフト両面からより一層支援する。
- ⑦ I C Tを活用した遠隔医療に取り組み、在宅医療提供体制の充実・強化や医療資源を健康管理など予防医療に有効活用する。
- ⑧ 開業医の高齢化や後継者不在に伴い診療所が減る中、地域医療の担い手を確保するため、診療所の第三者への承継を検討する県内の開業医と、開業を希望する全国の勤務医らを仲介する「医業承継バンク」の開設を検討する。

### (救急医療体制の充実)

県民がいつでもどこでも十分な医療を受けられるよう、1次(初期)・2次・3次の救急医療体制の充実を図るとともに、救急医療の普及・啓発を行う。さらに、災害時における救急医療体制の整備を図る。

- ① ドクターヘリの活用と受け皿となる医療体制の整備、ドクターカー運行の充実等により、県内に格差の生じない救急医療の充実を図る。
  - ② 市町村が運営する休日夜間急患センター及び在宅当番医制度を推進とともに、救急告示医療機関を支援する。
  - ③ 夜間・休日における薬局の処方せん応需体制の充実を図る。
  - ④ 病院群輪番制病院の施設及び医療機器の整備を図る。
  - ⑤ 救急患者が迅速に適切な処置が受けられるよう、救急搬送体制の充実や、消防救急指令の一元化を進める。
  - ⑥ 救急医療（応急手当て）の普及・啓発を行う。
  - ⑦ 災害拠点病院等に対し、災害医療に必要な施設・設備の整備を図る。
    - (イ) 短時間搬送体制を確保するため、救急医療用ヘリポートの整備を図る。
  - ⑧ 救急医療対策の一環として、A E D（自動体外式除細動器）の設置並びに活用の促進及びバイスタンダー（現場に居合わせ応急手当てを行える人）の養成に一層努める。
    - (イ) 学校施設の貸し出し時等においても、A E Dが適正に活用できるよう運用体制の整備を図る。
- ※ (ロ) 「A S U K A モデル」を活用したA E Dの適正利用の普及啓発を図る。また、小学校においても、救命講習の中で自分にできることを教え、救命救急の啓発を図る。
- ⑨ 相談体制の充実など、小児救急医療体制の強化を図る。
  - ⑩ 県内において医師不足等が顕著な鹿行地域の救急医療体制の充実を図る。
- 【新規】 ⑪ L i v e 1 1 9 の導入等による口頭指導の充実強化を図る。

## (9) 医薬品の安全対策と献血の推進

- ① 医薬品の有効性・安全性を確保するため、医薬分業の充実や医薬品の正しい情報の提供活動を推進する。
    - (イ) 薬局の在宅医療等における医薬品供給機能の拡充を支援することにより、医薬分業の充実を図る。さらに、地域活動への参画や健康相談など、住民の健康を幅広くサポートする「健康サポート薬局」の普及を進める。
    - (ロ) 県内の薬剤師の偏在を解消するため、未就業薬剤師の就業を促進する。
    - (ハ) 薬局における一般用医薬品の適正使用に係る助言や健康相談、情報提供を支援し、県民のセルフメディケーションを推進する。
  - (ニ) 県薬剤師会の設置する薬事情報室や薬の相談室の運営に助成する。
- ② 一般用医薬品のインターネットによる販売の監視指導を強化し、医薬品使用にあたっての安全確保を図る。
  - ③ いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品の疑いがあるもの）や危険ドラッグに

による健康被害を防止するため、試験検査を充実し、市場への流通の防止を図る。

- ④ 覚醒剤、麻薬、大麻、危険ドラッグなどの乱用防止を啓発し、正しい知識を普及させる。特に若い世代に対して薬物の危険性・違法性を認識させるための薬物乱用防止教室の開催推進など教育の充実を図り、薬物乱用防止対策の強化を図る。
- ⑤ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者負担の軽減や医療費の適正化を図る上で重要であることから、市町村や医療関係者への働きかけなどを通じて地域ごとの意識醸成を図りつつ、県を挙げてさらなる使用促進に取り組む。
- ⑥ 血液の安定供給のため、献血事業を推進する。
  - (イ) 成分献血、400ml献血を中心とした献血思想の普及に努める。
  - (ロ) 民間献血協力団体などの拡充に努める。
  - (ハ) 10代、20代の献血者数が減少しているが、若年層での落ち込みは将来の供給不足につながりかねないことから、若年層の献血者確保に努める。

## (10) 医療従事者等の養成確保

- ① 社会人の編入学の受け入れ等、県民に開かれた県立医療大学・大学院づくりを図る。
  - (イ) 県支援センターとして医療従事者の研修体制の充実を図る。
  - (ロ) 現任医療職のためのリカレント教育を推進する。
- ② 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師などの養成確保及び研修の機会を拡充する。
  - (イ) 医師不足が深刻化している県北山間部などの地域における産婦人科や小児科、救急医療などの政策医療を推進するため、必要となる医師の養成確保を図る。
  - (ロ) 地域医療介護総合確保基金事業を活用して、早期の医師確保と医療体制の整備を図る。
  - (ハ) 地域枠や修学資金貸与制度の拡充を図るとともに、将来、医師不足地域であっても夢や希望をもって医療に従事できるよう、地域医療支援センターが中心となって、修学生などのキャリア形成を支援する。
  - (ニ) 医師不足地域における一定期間の診療の義務づけ等の制度的措置を講じるよう国に働きかける。
- ※ (ホ) 勤務条件の改善や院内保育所の設置促進等を進め、女性医師や看護職員などの離職防止、定着促進対策を強化する。  
また、看護職員が安心して働き続けられるよう暴力・ハラスメント防止対策及び看護職のメンタルヘルスケア対策など職場環境の改善について支援策を講じる。
- (ヘ) 県ナースセンターを充実させ、学生対象の看護職場体験や潜在看護職員の再

就業教育研修体制、職業紹介事業の拡充を図るとともに、潜在看護職員の再就職支援を促進する。

- (ト) 勤務環境改善のため、院内・公私立保育所の増設や拡充等に加え、小規模病院等には単独設置は厳しいため、連携して設置出来るなどの支援を図る。
  - (チ) 看護職員の再就職を促進するため、嘱託・パート・夜間専従など多様な勤務態勢・条件の導入を図るとともに、医療体制の充実のための看護補助者の確保対策を促進する。
  - (リ) 看護師等修学資金貸与制度の充実を図るとともに、看護師が不足している地域における看護師養成施設への支援を行い、看護職員の養成確保を図る。准看護師養成校について、既存は当面維持しつつも、新設は止め、(正) 看護師養成に施策導入する。
  - (ヌ) 助産師養成においては、県内助産師養成施設における県内推薦枠を実施するとともに、十分な臨地実習の場の確保を図る。
  - (ル) 医師不足解消のために、県立高校へ設置する医学コースを充実させ、医学部合格者增加の成果を上げる。
  - (ヲ) 本県の医師不足は、医学部入学定員の増員などでは危機的な状況を解消することは困難であり、抜本的な解決策として本県への医学部新設を図る。
  - (ワ) 医師の地域偏在や診療科偏在などの抜本的な解消のために、医師の勤務のあり方の見直しなど必要な制度の改善について、国に働きかけていく。
- ※ (カ) 看護師が離職につながらないよう安心して働く保育体制の構築を図る。
- ※ ③ 人材バンクを設置し、円滑な斡旋を行うなど、プラチナナースをはじめ、あらゆる世代の看護職員が県内に就業・定着できるような施策を推進する。
- ④ 訪問介護員（ホームヘルパー）、訪問看護師、福祉に精通した職員等、福祉サービスを担う人材の養成、及び現任者研修の充実強化を図る。
- ⑤ 医師の負担を減らすため、電子カルテの入力や診断書の発行といった医師が担ってきた事務を代行する医療クラークの養成に取り組む。

## (11) 社会福祉施設への適切な支援

社会福祉施設は、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの提供において重要な役割を担っていることから、利用者へのサービス低下を招来しないよう経営安定化を支援することが必要である。

- 経済情勢を適切に反映した報酬や措置費単価の改定を国に対して働きかける。
- 養護老人ホーム等の措置施設については、空床が目立つ施設も見受けられるところから、積極的に活用されるよう市町村に対し働きかけを行う。

## (12) 食品の安全対策の推進

- ① 食品の安全性を確保するため、生産段階から流通・製造・加工・調理・消費に至るまでの各過程における、衛生対策の効果的な指導を総合的に推進する。
- ※ ② 食品に起因する健康被害の予防対策を積極的に推進し、被害拡大防止・再発防止対策など関係機関と連携の上、対策を総合的に講じるとともに、食品による危害発生の未然防止に効果的な手法である、H A C C P（ハサップ：危害要因分析重要管理点）の適正な運用を確認及び支援する。
- ③ 「食の安全・安心推進条例」に基づく、食品衛生法等に違反した農林水産物の出荷・販売の規制、食品等輸入者届出等の食の安全・安心の確保に関する具体的措置の適正な運用を図る。
- ④ 食品を介して健康被害を引き起こす可能性のある微生物や化学物質の多様化、残留農薬等のポジティブリスト制度等に対応するため、食品の検査機能の強化を図り、県内に流通する食品中のアレルギー物質や残留農薬、残留動物用医薬品等の各種検査を輸入食品も含め推進する。
- ⑤ 県民が日々食べている食品の安全性を正確に判断するため、食品衛生検査施設業務管理（G L P）を徹底し、検査の信頼性を確保する。
- ⑥ 原産地の偽装表示などの不適正な表示を確實に発見するため、関係機関と連携し、元素分析等の科学的手法を用いた検査を実施し、県民の食に対する安心感の醸成を図る。
- ※ ⑦ 「県ホームページ」やS N S等を活用し、食の安全に関する情報公開を積極的に実施するとともに、食品の放射能汚染も含めた食の安全に関する施策等について、県民の意見を反映させるため、リスクコミュニケーション（関係者相互間の情報・意見の交換）を推進する。
- ※ ⑧ と畜場や食鳥処理の衛生水準の向上を図るため、H A C C Pの適正な運用を確認及び支援するとともに施設の改善を促進する。
- ⑨ 生食用食肉の規格基準等が遵守されるよう生食用食肉を取り扱う事業者への監視指導を徹底する。
- ⑩ 食品の放射性物質に関するモニタリング検査を継続的に実施し、その検査結果を県民に分かりやすく公表する。

## (13) 動物の愛護・管理対策の推進

- ※ 本県の犬及び猫の殺処分は、令和元年度に譲渡適性があると判断した犬及び猫がゼロとなつたが、依然として収容頭数が多い状態となっている。その背景には、無責任な飼い主の飼育放棄や迷子、野良猫が産んだ仔猫など、所有者のいない犬猫が動物指導センターに収容されていることがある。そこで、県民と連携して殺処分

ゼロを維持するための取り組みを推進する。

他県などでは、基金条例を制定するなどして殺処分ゼロの継続した取り組みを始めている。本県でも「犬猫殺処分ゼロを目指す条例」に基づき、県民と連携した動物愛護の推進、啓発、教育、殺処分をなくすための対策に資する不妊去勢手術、適正な飼育、譲渡等の推進と財政的措置を講ずる必要がある。

動物愛護管理施策を充実し、関係団体への活動支援を通して、殺処分ゼロを維持する。

- ① 動物愛護推進員の活動や団体譲渡、民間団体・ボランティアによる引取（飼い継ぎ、里親）と引取期間の延長や譲渡窓口の拡充、不妊去勢手術、終生飼養の支援の充実を推進する。
- ※ ② 無責任な飼い主の飼育放棄を防止するため、動物を愛する心の教育・育成の為の「いのちの教室」の充実を推進するとともに、ペット購入時における「飼い主マナー」向上のための啓発活動や放し飼いの指導強化、多頭飼養者への適切な指導を推進する。
- ※ ③ マイクロチップの装着や犬猫住民票など所有者明示の啓発活動を支援推進するとともに、疾病感染防止、事故等防止の観点から、屋内飼育の普及啓発を推進する。
- ※ ④ 令和元年6月の改正法施行により動物取扱業の規制が強化され、犬猫等の個体に関する帳簿の備え付けが義務化されるなど飼養管理の適正化が図られている。それらの内容を遵守させるため、ペットブリーダーなど動物取扱業の監視指導・責任者研修会の実施を通じて、動物取扱業者への動物愛護普及と啓発活動を推進する。
- ※ ⑤ 収容した犬猫の生存機会の拡大のため、収容動物情報の積極的な公表と県内はもとより、県外への広域譲渡の推進や動物指導センターの充実を図るとともに市町村にも譲渡事業の協力が得られるよう県、市町村、関連団体の連携強化と情報の共有を推進する。
- ※ ⑥ 県動物指導センターが引き取った犬や猫を、新たな飼い主に引き取ってもらいやすくするため、トリマーや動物トレーナーに預け、見た目を整えたり、しつけをしたりしてから希望者に譲渡する事業に取り組み、「殺処分ゼロ」を維持する。
- ※ ⑦ 動物の愛護と適正な管理をより推進していくため、殺処分ゼロの維持に向けた先進県を目指し、ふるさと納税の活用や犬の訓練所設立、トレーナー育成、行政担当者の政策提案力向上などを推進する。
- ⑧ 災害時の避難所へのペットの受入態勢の構築を働きかけるとともに、災害時動物愛護ボランティアリーダーを育成する。
- ⑨ 市町村が独自の動物愛護管理条例を制定する場合や、獣医師会や地域住民等と共同して動物愛護管理施策に取り組むための動物愛護協議会等を設置する場合に

は積極的にこれを支援し、県、市町村、獣医師会、地域住民等との連携のもと全県的に動物愛護に取り組む体制を整備する。

- ⑩ 県が主導して県内市町村に飼い猫の登録制度を設け、飼い主に猫の性別や不妊・去勢手術の有無といった情報を市町村に申請するよう求めるとともに、不妊・去勢手術への補助金交付を検討する。
- ⑪ 適正飼養の判断に関する基準を整備するとともに、不適正飼養が認められた場合には、法に基づき厳正に対処するよう努める。

## (14) 児童・青少年・若者の健全育成

たくましく心身ともに健全な青少年の育成は緊急課題である。特に、地域活動に取り組む青年リーダー（若者）の養成や青少年のための環境健全化活動を一層推進する。

- ① 「青少年・若者プラン（第2次）」に基づき、青少年・若者の健やかな成長と自立を図るための施策を総合的・統一的に推進する。
- ② 青少年の健全育成のための体制整備とその活動の充実を図る。
  - (イ) 青少年育成市町村民会議の充実強化を図る。
  - (ロ) 各種少年団・子ども会等の少年団体を育成する。
- ③ 家庭の養育・教育機能の充実強化を図る。
  - (イ) 家庭生活の中からしつけや思いやりの心が育つよう、家庭教育の意識高揚を図る。
  - (ロ) 次代を担う児童の健全な成長を著しく阻害する、児童虐待の防止に対する啓発などの対策を進める。
  - (ハ) 親子のふれあいを推進する事業や、優良図書等の推奨を進める。
  - (ニ) 教育や子育てに関する電話相談など子どもの教育を支援する相談事業等を進める。また、児童委員活動・主任児童委員の活性化を図る。
- ※ (ホ) 小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保するとともに、放課後児童クラブにおいては、いわゆる待機児童が年々増加傾向にあることから、市町村の施設整備に対する支援を一層強化する。  
また、放課後児童クラブの開設時間の延長、開設日数の拡大、小学校6年生までの受入れ拡大、放課後児童支援員の確保・待遇改善や施設・設備についての基準への適応など、質の向上を図ろうとする市町村の取組を支援し、総合的な放課後の対策の推進を図る。
  - (ヘ) 生活が困窮している家庭を対象に、小学生の放課後児童クラブ（学童保育）の利用料減免を検討する。
  - (ト) 児童福祉法に基づく児童虐待防止の支援組織「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るとともに、市町村職員の専門性向上のための研修等を実施す

る。

- (チ) 市町村要保護児童対策地域協議会への児童家庭支援センターの参加等を促進するとともに、児童家庭支援センターの拡充等を図ること。
- ④ 青年団体の活性化と青少年の社会参加の促進を図る。
- (イ) 地域活動に取り組む青年リーダー（若者）を養成するため、地域の課題解決や活性化に取り組む青少年や若者等の地域活動を支援する。
- (ロ) 特に、中学生・高校生のグループや親子での福祉ボランティアなど社会参加活動を奨励する。
- ⑤ 青少年のための環境整備を進めるほか、地域の教育機能を強化する。
- (イ) 有害環境対策を進めるため、少年指導委員、防犯協会による活動の充実強化を図る。
- (ロ) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害図書等の指定を行うとともに、青少年相談員等が行う「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動の推進など事業者の自主的な規制等を通じて、社会環境の健全化を図る。
- (ハ) 青少年健全育成施設の整備を推進する。
- (ニ) 児童の居場所となる児童館や児童センターの整備を促進するとともに、子どもの遊び場を増設する。  
○学校や地域の公的施設等の有効活用を進める。
- (ホ) 茨城県青少年育成協会等と連携しながら、「あいさつ・声かけ運動」を推進する。
- (ヘ) エイズの感染予防及び患者等への差別や偏見の撤廃に向けた普及啓発活動を推進する。
- (ト) 「大人のマナーアップ運動～親が変われば、子どもも変わる～」運動が県民一人ひとりのレベルまで浸透し、定着するよう普及啓発活動を推進する。
- ⑥ 青年を対象に自己啓発セミナーを開催し、自立した青年を育成する。
- ⑦ 青少年がインターネットを安全・安心に利用できるよう、保護者等に対して、インターネットの特性やその対処法を学ぶ機会を提供するなどの取組を促進する。
- ⑧ 保護者に対して、青少年が使用する携帯電話等にフィルタリングサービスを導入することを義務付ける。
- ⑨ 学校教育の中で、ボランティア活動や地域奉仕活動に積極的に取り組む。
- ⑩ 不登校や引きこもり、就職困難など、困難を抱える子どもや若者の問題は、複雑かつ深刻さを増していることから、平成22年に施行された子ども・若年育成支援推進法に規定されている総合的な相談窓口「子ども・若者総合相談センター」を、県をはじめ市町村に早期に設置し、支援体制の強化を図る。

## (15) 男女共同参画の促進

少子・高齢化の進展や経済活動の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に的確に対応するためには、男女共同参画社会を実現することが必要である。男女共同参画社会の実現のために、人材の育成をはじめ男女の人権尊重など、社会の理解を高める施策を進めるとともに、女性団体などの育成強化を図り、その活動を支援する。

また、女性がその能力を発揮して、いきいきと活躍できる環境づくりを推進し、女性が輝く社会づくりに取り組む。

さらに、人生観や価値観等がますます多様化する中、あらゆる人の人権・人格や生き方が充分尊重される優しい社会の実現を推進する。

- ① 國際的視野を持った女性リーダーを育成するための人材育成事業を行う。
- ※ ② 企業における「働き方改革」の取組を促進し、労働者が性別等により差別されることなく、仕事と生活の調和を図りながら働く環境づくりを推進する。
- ③ 「茨城県男女共同参画基本計画」に基づく事業を推進し、男女共同参画による社会形成のための条件整備を進める。
  - (イ) 男女共同参画推進員による出前講座を実施するなど、広く県民の意識の高揚を図る。
  - (ロ) 男女共同参画推進月間において、男女共同参画意識の普及啓発や県民の自主的な取り組みの促進を図る。
- ④ 女性の自主的活動や社会参加を一層拡大するため、チャレンジ支援事業を推進し、情報提供や相談支援を充実する。
- ⑤ 県南・県西・県北地区に複合施設としての女性教育会館の建設を進める。
- ⑥ 政策・方針等を審議・決定する場への女性の登用を図るとともに、その人材の育成に努める。
- ⑦ 配偶者からの暴力などDVが社会問題となっており、被害者の迅速かつ的確な保護活動を実施するための体制を整備する。
  - (イ) 配偶者暴力相談支援センターの機能充実を図る。
  - (ロ) 警察などの関係機関との連携強化を図る。
  - (ハ) 相談を受け付ける職員など関係職員への研修を充実強化する。
- (ニ) 女性団体などへの働きかけや支援を行い、民間シェルターの設置を促進する。
- (ホ) 24時間のDV電話相談を行う。
- ⑧ 雇用の場における女性の活躍を促進するため、いばらき女性活躍推進会議を中心に、キャリア形成の支援、女性が働きやすい職場環境の整備を図る。
- ⑨ L G B T等性的マイノリティの支援は、当事者が真に望むことを的確に把握するとともに、市町村や県出先機関等との連携を図りながら、理解増進の取組を推進する。

## (16) 消費生活の安全確保

消費者の無知につけ込む悪質な商法、契約や解約及び欠陥商品に関するトラブルが後を絶たない。また、高度情報通信社会の進展によりインターネットやスマートフォン等の情報通信機器を利用した被害や高齢者の消費者トラブルが増加している。このため、県民の消費生活における被害を防止し、その安全確保を図るため、一層きめ細かな消費者行政が必要である。

① 消費者支援体制の整備を積極的に進める。

- (イ) 消費者利益の擁護のために、消費者契約に係るトラブルを円滑に解決できるよう、県消費生活センターの機能強化を図るとともに、市町村の消費生活センター等相談窓口の機能充実に対する支援を行う。
- (ロ) 悪質商法等不当な取引行為による被害防止対策の推進、欠陥商品による危害の防止、不当表示等の適正化に努める。
- (ハ) 消費者被害の未然防止を図るため、消費生活に必要な知識の普及や情報の提供などの消費者教育や啓発活動を推進する。

② 消費生活関係団体の育成・指導を図る。

- (イ) 県消費者団体連絡会など、関係消費者団体の育成指導に努める。
- (ロ) 消費生活協同組合の運営の適正化を指導する。

## 5. 豊かな心を育む教育と文化の振興を図り、 郷土を愛する人材づくりを進める

いつの時代も、青少年は次代を担う後継者として、その成長が大いに期待される存在である。今の青少年は高度情報化社会、高齢社会、多様化社会の中心的世代としての役割を果たしながら、活力ある茨城を築いて行く重要な立場にある。従って、青少年を心身共に健康で活力・気迫にあふれ、思いやりの心を持ち、自主性と責任感・創造性を持つ茨城県民の一員として、地域社会・産業の発展に貢献できるような人材として育成することは、学校はもとより家庭・地域の大きな責任である。

また、全ての県民が生涯にわたって自らを啓発し、健康で文化的な生活が営めるよう、生涯学習を一層充実する。地方の時代、文化の時代にふさわしく、魅力ある芸術・文化活動の振興にも努める。

活力と安心の県民生活を目指し、その実現を図るためにには、教育の果たす役割は大きなものがある。そのため、児童生徒に基礎学力の定着を図るなど、当面する課題に積極的に取り組み、かつ中・長期的展望に立った施策を推進する必要がある。

### (1) 学校教育の充実

学校教育は、児童生徒数の減少期を迎えた今日、児童生徒の個性に応じ、それを伸長するとともに、きめ細かな指導によって自主的・自立的精神を養い、確かな学力を身につけた心豊かで創造的な人間の育成を目指して実施されなければならない。

① 思いやと道徳心・気概・責任感と創造性を持った青少年の育成は社会の責務である。県民の教育に対する関心と理解を深めるため、知事部局と教育庁など関係機関が一体となり、全府的に「いばらき教育の日」(いばらき教育月間)における取り組みを推進することにより、学校・家庭・地域が連携した社会全体の教育力の向上を図る。

② 確かな学力の向上

(イ) 児童生徒に基礎的・基本的な内容を身につけさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度の育成を図り、学力の向上に努める。

○少人数指導、習熟の程度に応じた指導など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図る。

○小中学校における学級編制基準を改善し、全ての学年で「35人以下」学級が

実現するよう、また、教職員の定数改善が図られるよう国に働きかけるとともに、少人数教育充実プラン（いばらき方式）を継続して実施する。

- ※ ○全ての学習の基盤となる基礎的学力を着実に定着させるとともに、総合的な学習の時間や各教科などの中で、自ら課題を発見・解決する学習を推進し、生涯教育の基礎を培う。
  - 小学校高学年における教師の専門性や得意分野を生かした教科担任制の推進を図る。
  - (ロ) 全国学力・学習状況調査等の結果を分析して学習指導の改善に生かし、児童・生徒の学力向上を図る。
  - (ハ) 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤につながることに配慮し、幼児教育に関する研修や事業を充実させるとともに、幼児教育施設と小学校との連携・接続を図る。
  - (ニ) 自主的・実践的態度及び集団の中で自己を生かす能力の育成を図るため、特別活動の充実を図る。
  - (ホ) 児童生徒の発達段階に応じた計画的なキャリア教育を行い、児童生徒の勤労観・職業観を育成するとともに、主体的に進路を決定できる能力・態度の育成を図る。
  - (ヘ) 大学等進学率の向上を図るため進学指導を充実する。
  - (ト) 土曜日における児童生徒の様々な活動の充実を図るため、学校における地域と連携した活動のほか、学力向上に資する取り組みや職場体験などの有効活用を図る。
- ③ 知育・德育・体育の充実による豊かな心の育成
- (イ) 知育・德育・体育のバランスのとれた学校教育を確立し、特に豊かな心の育成の充実を図る。
  - (ロ) 高校での日本史教育の充実を図る。
  - (ハ) 子どもたちが、よりよい人間関係づくりができるようにするために、ライフスキル教育の充実を図る。
  - (ニ) 将来、親になるための学びの場として、高等学校において様々な体験活動の機会を設ける。
- 【新規】 (ホ) 「ブラック校則」の見直しを求める声が高まっており、校則を見直すにあたって、見直す過程に生徒を参画させるなど工夫しながら、生徒の規範意識のみならず、自立性の育成にも取り組み、生徒の健全な成長や発達を目指した校則の見直しを推進する。
- ④ 総合的な生徒指導体制の充実強化
- (イ) 学校の管理運営の適正化と家庭及び地域社会との連携強化に努めるとともに、生徒指導に関する教員研修の充実を図り、全教員の共通理解のもとに生徒指導

体制の強化を図る。

- (ロ) 児童生徒の問題行動等や非行の未然防止に積極的に取り組む。
- (ハ) 小・中学生の不登校や高校生の中退の問題等の解決のために、スクールカウンセラー等の学校外の人材を活用し、学校におけるカウンセリング機能を高めるなどの教育相談体制の充実に積極的に取り組むとともに、関係機関等との積極的連携に努める。

※ (ニ) 不登校やいじめ、問題行動等に対応できる体制づくりの一環として、学校内外で子どもを取り巻く生活環境などの改善に向け、スクールカウンセラーや様々な働きかけを行うスクールソーシャルワーカーの活用を推進するため、国に対して補助の拡充を要望し、支援の充実を図るとともに、スクールロイヤーの配置に取り組む。

- (ホ) 不登校の子どもたちや、負担を感じながら通学している子どもたちへの対応として、県内の小中学校に専用の教室を設けるなどにより、安心して過ごせる居場所の確保を図る。
- (ヘ) 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に向け、フリースクール等民間の団体・施設との連携を図る。

**【新規】** (ト) 病気や障害のある家族の介護など、大人が担うようなケアを引き受けている児童生徒は、勉強等に打ち込めず、将来の夢や進路の制約が懸念される。教職員による実態把握や児童生徒が相談できる体制の整備に努め、ヤングケアラーの状態を解消するために、スクールソーシャルワーカーを活用して適切な福祉サービスにつなげるなど、関係機関と一体となって生徒への支援に努める。

- (チ) 高校生の二輪車事故等を防止するため、交通安全教育を推進する。
- (リ) 徒歩通学児童の安全確保のため、ヘルメットの着用について啓発を図るとともに、保護者等の新たな費用負担への財源確保策を検討し、市町村における導入を促進する。

## ⑤ いじめのない学校づくり

- (イ) 教員と児童生徒の信頼関係なくしては、人間性豊かな人格形成の教育は成り立たない。教員は聖職として人格形成に努める。

※ (ロ) 「いじめ防止対策推進法」や「茨城県いじめの根絶を目指す条例」等を踏まえ、児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活が送れるよう、いじめの未然防止、早期発見・解消を図る。

- 各学校の生徒の学校生活上の課題を児童生徒自らが自分自身の問題として捉え、児童生徒自身の手で解決する能力・態度を育成する。

- (ハ) 児童生徒の保護者や地域住民・警察と生きた情報交換、連携等を図り、情報を積極的に発信するなど開かれた学校づくりを推進する。
- (ニ) しつけや思いやりの心の育成等、豊かな人間性を育む家庭教育の機能回復を

図るための施策を積極的に推進する。

- (イ) 学校がいじめの重大事態に適切に対応できるよう、県教育委員会が作成した「いじめの重大事態対応マニュアル」の普及・活用を図る。

※ (ハ) いじめ問題等の早期発見に向け、SNSを活用した相談窓口等の設置と充実を図る。

⑥ 開かれた学校づくりの推進

- (イ) 保護者や地域住民等による学校関係者評価の充実を図るとともに、学校の様々な情報を保護者や地域住民等に積極的に発信し、開かれた学校づくりの推進に努める。

⑦ 学校での子どもたちをめぐる様々な諸問題に対して、効果的に対応できる組織体制の構築を図る。

⑧ 学校行事等において国歌の斉唱と国旗の掲揚を促す。

⑨ 国際理解を深めるための教育の推進

- (イ) 国際理解を深めるための国際交流を推進する。

○外国との姉妹校提携、交換留学事業を推進する。

- (ロ) 英語インタラクティブフォーラムや英語弁論大会の実施、外国語指導助手の招へい、教員研修の充実などにより英語教育の推進を図る。

(ハ) 小学校の外国語教育で配置されている外国語指導助手(ALT)の雇用形態の違いによる教員の負担増や、市町村間の格差が懸念されるため、市町村への支援を実施する。

⑩ 郷土文化の創造

- (イ) 郷土に対する理解を深め、新しい地域文化を創造する姿勢を養うための教育を充実させることで、愛校心や愛郷心・愛国心の高揚を図る。

- (ロ) 我が国の領土に関する理解を深める教育の充実を図る。

⑪ 平和の大切さを学ぶ平和教育の充実を図る。

⑫ 科学教育・情報教育の推進

- (イ) 児童生徒の科学への興味・関心を高めるため、理科教育の充実を図る。

○特に宇宙少年団、少年少女発明クラブ等、各種団体と関連した特別な活動等を拡充する。

※ (ロ) 学習指導要領に位置付けられたプログラミング教育への対応や、ICT(情報通信技術)社会に適切に対応できる情報活用能力の育成を図るため、教員のICT活用指導力を高めるとともに、ICTに関する専門教員やICT支援員、GIGAスクールサポーターの積極的な活用など、スキル向上を図る手立てを早急に検討、実施する。

- (ハ) 教育用デジタルコンテンツ(学習用教材ソフト)の研究・開発を行い、授業での活用を図る。

- (ニ) ものづくりに対する興味・関心を高める教育を充実させ、将来、高度化する科学技術に対応できる人材を育成する。
- (ホ) デジタル教科書について、先行事例を参考にしながら、その教育効果や課題などを検証し、望ましい活用のあり方を検討する。
- ※ (ヘ) 児童生徒1人1台のタブレット端末等のＩＣＴ（情報通信技術）機器の整備を見据え、児童生徒の学習意欲を高める授業が実践できる教員の育成や民間活用を含めたＩＣＴ指導員配置などの財源確保に努める。
- (ト) 子どもたちが情報の信頼性を見極める手法を身につけるために、情報の精査能力のさらなる向上を図る。
- (十三) 教職員の資質向上、採用・配置の適正化
- (イ) 学級崩壊の未然防止のため、教職員の資質の向上、また非常勤講師の適正な配置を行うとともに、家庭との一層密接な連携体制づくりを進める。
- (ロ) 県教育研修センターにおける研修内容の充実に努めながら、各種研修講座を体系的に実施し、教職員の資質の向上を図る。
- (ハ) カウンセリングマインド等、心のケアに関する識見を高めるため、校内研修の充実を図る。  
○カウンセリングアドバイザー及びスクールカウンセラーを有効に活用する。
- (ニ) 小学校外国語教育のための英語の教員、理科・数学（算数）等の専科教員の拡充に努める。また、免許外教科担任制度については、教育の質の低下を招かないよう、制度の趣旨を踏まえた適切な運用を図る。
- (ホ) 武道の学習を通じて、生徒がわが国固有の伝統と文化にさらに触れができるよう、指導教員の資質の向上を図る。  
また、安全指導も含め、実技指導に万全を期するため、武道場の整備や退職教員の活用を推進する。
- (ヘ) 養護教諭及び学校事務職員の配置改善を図る。
- (ト) 教員の欠員補充や産休・育休に係る常勤講師の確保に努めるとともに、その処遇改善を図る。
- ※ (チ) 教員の大量退職に伴い、教員の年齢構成に偏りが生じ、ミドル層が経験不足のまま役職を引き継ぐことになり、一部の学校では、学習指導などのノウハウ伝承に苦心している状況などがあることから、より適正な教員配置の取り組みを強化するなどし、次代を担う「ミドルリーダー」の積極的な育成に努めるとともに、時代の変化や教育ニーズに応じた校長の若手登用など柔軟な人事制度の運用に努める。
- ※ (リ) 教職員の業務負担軽減を図り、勤務環境を改善するため、小学校での教科担任制の促進と専科教員の配置・拡充を図り、学級担任の持ち時間数の軽減に努めるとともに、県が進めている業務の集約化や定型化、外部委託等に関する実

証研究の成果を各学校に周知する。

また、県立高等学校を対象に、生徒の学籍管理や学校事務系データの集中管理を実現するため、統合型校務支援システムを導入し、教職員の業務負担の軽減を図る。

(ヌ) 将来の本県教育を支える教員を確保するため、中学生などの早い段階や将来教員を目指す学生などに対して教職の魅力を伝える取組を実施し、教員志願者の拡充を図る。

(ル) 教員の採用については、特色ある学校づくりの観点から、特に人間性の豊かさ・幅広い教養と専門的知識・技能を重視するための加点制度や、講師等経験者特別選考（全校種）・社会人特別選考（高等学校）の継続・拡充を図り、経験豊かで力量のある教員の確保に努める。

また、募集から採用までのスケジュールの早期化も含め、他県での効果的な事例を参考にしながら、より多くの優秀な志願者を獲得できるような制度づくりに取り組む。

(ヲ) 教員が毅然として教育活動に従事できるよう、体罰に依らない指導方法や校内の集団指導体制などの構築を図る。

(ワ) 運動部活動の活性化と教職員の業務負担軽減を図るため、部活動指導員の積極的な活用を促進するとともに、スムーズな導入に向けた連携の在り方を調査研究していく。

**【新規】** (カ) 茨城国体のレガシーを将来にわたって本県のスポーツ振興につなげていくことが重要であり、専門的な指導体制の強化や、合同チームの大会参加など、部活動の活性化に取り組む。

(コ) 学校だけでは対応が困難な生徒指導等の問題に対して、警察O Bや公認心理師・臨床心理士などの専門家を市町村教育委員会や学校に派遣し、教職員や保護者に直接指導助言できる体制の構築を図る。

※ (タ) 教職員の不祥事が多発する中、効果的と考えられるあらゆる取組を行い、資質向上に努めるとともに、教職員一人ひとりがコンプライアンスを遵守し、服務規律を確保することで不祥事の根絶を図る。

**【新規】** (レ) 複雑化する学校の諸問題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、I C T指導員、生徒指導に関わる担当者など、専門スタッフの配置拡充に努める。

#### ⑭ 教育行政の充実

(イ) 県教育委員会委員については、本県教育の発展に寄与できる高い識見を有する人物を選任する。

#### ⑮ 適正かつ公平な教科書採択の推進

(イ) 教科書調査委員会委員、教科用図書選定審議会委員の選任については、より

公平性・中立性を図るとともに、構成員等の見直しをする。

- (ロ) 県教育委員会では教科書採択に当たり、一般的な指針を示すものとして、指導方針と教科用図書の採択に関する参考資料を作成し、採択事務を進める際の参考資料については、学習指導要領の改訂のポイント等に視点をおくなど、資料の見直しをする。
- 教科書の採択権者に対し、各採択地区選定協議会が行う教科書ごとの特色や違いについての調査研究の参考となる資料を作成する。
- (ハ) 文部科学省は「開かれた採択」を掲げて、教職員の意向だけで採択が決まることのないよう、保護者や一般の意見が反映される採択を求めている。そのため、選定の過程で教職員以外の意見を聞く機会を設けたり、教科書展示会における意見等を採択の際に参考としたりすることで、より開かれた採択を目指す。

#### ⑯ 学校図書館の充実

- (イ) 本県の学校図書標準の達成率は、小学校が66%、中学校が54%であるため、国が策定した「第5次学校図書館図書整備等5カ年計画」による地方交付税措置を、各市町村が積極的に活用するよう働きかけを行い、学校図書館の充実を図る。
- (ロ) 学校図書館の充実を図るため、司書教諭を全ての学校に配置するよう努める。また、市町村における学校図書館担当職員の配置や、読書活動ボランティアなどの活用を積極的に支援する。

#### ⑰ 社会貢献活動の充実

- (イ) 勤労と社会奉仕の精神を尊ぶ児童生徒を育成するため、社会参加活動や体験学習を促進するなど福祉教育の推進を図る。
- (ロ) 県立高校の生徒に、地域の中での役割を自覚し、社会的なマナーを学んでもらうことを狙いとして、小学校での学習支援や町内会と連携したボランティア、学校周辺の清掃、社会福祉施設でのサポートなどの「社会貢献活動」への参加を促進するとともに、高校を核に小中高が連携した地域づくりを学ぶ仕組みの創出に努める。

- 【新規】**
- (ハ) 地域社会を担う人材育成のため、地域の課題・解決に向けた企画・実践活動等を行うIBARAKIドリーム・パス事業等、地域との交流拡大を図り、地域への愛着を高める取り組みを推進する。
- ⑯ 学校教育及び社会教育との融合を図り E S D の視点を踏まえた環境教育の推進を図る。
- ⑰ 中・高校生における薬物乱用が憂慮される実態にあるため、学校及び社会教育における薬物乱用防止教育を一層推進する。また、小学生に対しても保護者を交えた教育を市町村に働きかけていく。
- ⑲ 学校における食育の充実

- (イ) 児童生徒の郷土理解を深めるとともに、地産地消を推進し、質の良い学校給食の提供を図るため、引き続きより一層の学校給食への本県農林水産物の利用促進を図る。
  - 学校給食に地場産物を使用する割合をさらに高めるとともに、児童生徒と生産者等との交流給食を実施するなどにより、食育の推進・充実を図る。
- (ロ) 学校給食における地産地消をさらに推進するため、県と市町村が協力し、学校給食費に対する助成の拡充を図る。
- (ハ) 学校給食への県産牛乳の安定供給等を支援する。
- (ニ) 学校給食用食材の微生物検査を実施するほか、学校給食衛生管理実地研修会を開催するなど、学校給食の安全を確保する。
- (ホ) 本県食育の推進を図る観点から、学校給食において重要な役割を担う茨城県学校給食会の活動を支援する。

**【新規】**

- (ヘ) 学校給食の基本物資委託加工業者の減少対策として、県や市町村の担当課の協力を得て、情報の共有化や将来にわたって委託加工業者を確保するための具体策等への支援を図る。
- (ト) 国における「早寝、早起き、朝ごはん運動」を推進するなど、食育を通した子どもたちの望ましい健全な生活習慣を育成する。
- (チ) 児童生徒一人ひとりが正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるよう、栄養教諭のさらなる配置促進を図る。
- (㉑) がん教育の充実を図るため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく生活習慣病に関する指導のほか、がんに関する知識やがん患者に対する認識についても、子どもたちに正しく理解できるよう指導に努める。同時に、保護者に対してもがんに対する認識を広める機会をつくる。
- (㉒) たくましい心と体をもった児童生徒を育成するため、外遊びや運動・スポーツ活動の機会の拡大を図るとともに、新たな課題に対応した運動プログラムの提供など体力向上策の充実に努める。また、運動部活動の充実を図る観点から、生徒減少に伴うスポーツ環境の整備と水準を維持するため、複数合同部等の取組を促進する。

**【新規】**

- (㉓) 競技人口が少ない競技における複数校合同部活動、拠点校部活動等の実践研究に取り組むとともに、競技団体と連携し生徒のニーズに対応できる運動部活動を推進する。
- (㉔) 特別支援教育の推進
  - (イ) 障害のある児童生徒への早期からの一貫した教育支援（教育相談及び就学先の決定等）の充実に努める。
  - (ロ) 小・中学校の特別支援学級の充実を図るとともに、通級指導教室の設置促進に努める。

- (ハ) 病院、在宅及び福祉施設等の障害のある児童生徒に対する訪問教育を充実する。
  - (ニ) 小・中学校等において発達障害等のある児童生徒等に適切な教育を行うための校内支援体制の充実を図る。
  - (ホ) 児童生徒が快適に通学できるよう、適正なスクールバスの運行路線の確保を図る。
  - (ヘ) 老朽化した校舎や寄宿舎の改築を計画的に進めるとともに、児童生徒が障害に応じて行動できるよう、エレベーターの設置、スロープ・階段等の設備の改善を促進する。
  - (ト) 乳幼児期の就学前教育について、相談体制の確立を図る。
  - (チ) たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師配置の充実を図る。
- ㉕ 学校等施設における防災対策の促進
- (イ) 学校施設の構造上の安全性を確保するため、現行耐震基準以前（昭和56年）に建てられた構造物について、耐震化を促進する。
  - (ロ) 学校施設は地域における災害時の避難所となるものであり、大規模災害時における避難所対応の初動体制や学校再開への手順等について、学校ごとに安全管理のためのマニュアルを作成し、教職員研修を通じて共通認識を図る。
  - (ハ) 学校における安全確保のため、施設の改善を図るとともに、学校と警察の連絡体制、教職員の学校安全に関する研修及び児童生徒に対する防犯教室などを推進する。
- ㉖ 小・中学校における空き教室の有効利用
- (イ) 学校の空き教室を失われてゆく地域の民俗・民具の資料展示や、地域の生涯学習活動・福祉活動の拠点としての活用など地域に開かれた有効利用を図る。
- ㉗ 児童生徒の教育環境を充実させるため、公立小・中学校の適正配置を推進する市町村の取り組みを支援する。
- (イ) 学校統合を行う際の教育環境の激変緩和対策としての、教員の加配や遠距離通学に対応したスクールバス等の運行補助などの諸施策の充実を図る。
- ㉘ 選挙権年齢の引き下げに伴い、高等学校等における政治や選挙等に関する政治的教養を育む教育の充実を図る。
- ㉙ 学校施設の老朽化対策として、総合的かつ計画的な修繕・更新による長寿命化に取り組むため、個別施設計画をできるだけ早期に完成し、学校施設の安全確保と機能向上を図る。
- ㉚ 学校の統廃合が進む一方で、学校は地域コミュニティの中心でもあり、様々な機能を有していることから、小規模校での取組事例集を作成するなどして、市町村が地域住民と共に進行小規模校の統廃合についての検討と、存続することと決

定した小規模校の希望的挑戦を支援する。

- ⑬ 経済的理由により大学進学を断念することのないよう、県独自の給付型奨学金の導入を検討する。
- ⑭ 県立学校の施設改修要望を踏まえた適切な維持管理に努めるとともに、施設の事故対策に万全を期し、児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、教育環境の整備に取り組む。
- ⑮ 県内公立小中学校の夏季の学習環境を改善するため、普通教室・特別教室の空調設備設置を積極的に推進するとともに、県立高校等の特別教室への設置についても検討していく。
- ⑯ 成人年齢の18歳への引き下げを見据え、小中学校等の早い段階からの消費者教育などに取り組む。

## (2) 高校教育改革の推進

本県における高等学校等進学率は99.0%であるものの、大学等進学率は51.0%と全国平均を下回っている。かつ高校生の中途退学率は1.8%である。さらに、非行問題など高校教育が抱える課題が多い。急激な社会構造の変化をみている今日、生徒の興味・関心、能力・適性、将来の進路希望などが多様化している。その生徒の個性や能力に応じて、多様な教科・科目の選択ができ、それぞれがもつ可能性を存分に発揮できるような教育システムや新しいタイプの高校づくりは今日的時代の要請であるといわなければならない。

- ① 多部制定時制単位制高校、中高一貫教育校及びアクティブスクールを含め、高校教育の充実と多様化を図る。
- ② 高等学校教育の内容充実と施設の整備を推進する。
  - 基礎的・基本的な内容の定着を図るとともに、社会経済の変化に対応した教育を進めるため、施設・設備の充実、学科の新設や適正配置など条件整備に努める。
  - (イ) 高校の施設設備の整備に努め、校舎・体育館・部室・更衣室・教育相談室・実習棟などの整備を進める。
  - (ロ) 職業学科の充実を図り、社会に貢献できる人材の輩出に努める。
  - (ハ) 専門学科の改編を進める。
    - 産業構造の変化や技術革新の進展に対応して学科の改編を進めるとともに、専門学科の教育内容をより充実させて、産業界の求める人材を育成する。
    - 魅力ある教育が展開できるよう施設設備の整備や教育内容の充実に努める。
- (ニ) 高等学校における多様な生徒の実態に対応して、各学校の創意を生かした特色ある学校づくりを推進する。
- (ホ) 生徒の多様化に対応するため、国際教育の充実、職業につながる資格取得の促進、医学部や難関理工系大学等への進学の推進など、普通科等の特色化をさ

らに進める。

- (ヘ) 専門教育の実態を広く県民に紹介し、専門教育に対する理解・協力を促し、一層の充実を図る。
- (ト) 県立高校にコンピューター等ＩＣＴ機器の導入を進めるなど、教育機材の充実・活用に努める。
- (③) 総合学科の充実と多様化を図る。
- (④) 高校における転・編入学体制を整える。
  - (イ) 保護者の転勤等に伴う転入学や、帰国生徒等の編入学の受け入れを円滑にする。
- (⑤) 県立高校の再編整備については、生徒の多様化や中学校卒業者数の減少などを踏まえ、教育効果が高まるよう、学科改編等を推進する。
- (⑥) 県立高校再編整備による学校の跡地利用・処分は、学校設置の経緯や地元市町村の意向を十分に踏まえて進める。
- (⑦) 現行の県立高校入試制度について、社会の変化に対応できる資質・能力を評価できるよう改善し、生徒一人ひとりを様々な視点から評価できるよう、その在り方を検討する。

### **(3) 高等学校や特別支援学校の卒業予定者へのより積極的な就職支援の推進**

- (①) 生徒の多様化する進路希望に応じて、デュアルシステムやインターンシップなどの体験学習の機会を活用してキャリア教育の充実を図る。
- (②) 県立特別支援学校高等部生徒の就労を支援するため、生徒一人ひとりの特性や進路希望に応じた現場実習を実施するなど、進路指導の充実を図る。
- (③) 比較的軽度な知的障害のある生徒が増加していることを踏まえ、将来の社会的自立に向けた職業教育の充実を図る。

### **(4) 私学（幼・小・中・高・専修学校）への助成拡充及び大学の拡充・誘致**

- (①) 私学（幼稚園、小・中・高校、専修学校）への助成拡充
  - (イ) 時代や社会の進展に即した新しい教育や保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、経常費及び施設整備に対する助成の増額を図る。
  - (ロ) 経済的困窮による授業料減免措置が増加傾向にあることを踏まえ、私学経営を圧迫しないよう措置を講じる。
  - (ハ) 保護者負担の公・私間格差の是正、就学支援の拡充を図る。
  - (ニ) 教職員退職基金への補助金の増額を図る。
  - (ホ) 教職員の資質向上を図るため、教職員研修費補助金の確保を図る。

- (ヘ) 私立幼稚園における障害児教育の推進のため、特別支援教育補助の一層の充実を図る。
- 特別支援教育では、早期の適切な支援が重要であるが、本来は支援を必要としているながら、現行の補助制度では支援対象とならない幼児が増えてきていることから、例えば年度途中からの転入者であっても支援できるよう、制度見直しを図る。
  - 要支援児2人以上受け入れる園にあっては国庫補助2分の1の対象であり、要支援児を1人のみ受け入れる場合は国庫補助の対象外となっていることから、要支援児が1人のみの場合でも国庫補助対象となるよう、国に働きかける。
  - 食物アレルギーを抱える児童が増えているため、症状が重度の場合のみならず、中程度の者も国庫補助の対象とするよう、また園内での自園調理の際のアレルギー関連の食材の除去を行うなどの経費負担も大きいことから、財政支援について国に働きかける。
- (ト) 新しい産業社会に対応できる人材を育成するため、専修学校・各種学校の教育内容の充実を促進する。
- (チ) 私立専修学校の教育条件の維持向上を図るため、運営費補助の充実を図る。
- (リ) 私学における就業・就職対策の促進を図る。
- ② 大学・短大・専修学校の誘致及び新設を促進する。
- ③ 市町村において、保育所や公・私立幼稚園の情報共有などの連携強化の促進に努める。

## (5) 生涯学習の推進

余暇の拡大と高齢社会の進行で、多くの県民は「生きがい」としての学習の場を求め、科学技術の発達や情報化・グローバル化の進展は、絶えず新たな知識・技術の習得を必要としている。このような学習ニーズは今後ますます高まることが見込まれるため、生涯学習の基盤の整備と充実を進めなくてはならない。

### ① 生涯学習を総合的に推進する拠点施設の整備

生涯学習の推進を図るために総合的施設を整備し、併せて関連施設の機能の向上や活用を図る。

(イ) 生涯学習センターの機能を充実させる。特に各市町村の生涯学習事業への支援機能を拡充する。

(ロ) 県立図書館の情報ネットワークなど、図書館サービスの充実に努める。

- 県内出身の文学・文芸作家の顕彰と作品の展示、現代作家の創作活動を支援するため、近代文学館を併設する。

(ハ) 図書館サービスのネットワーク化及び利用圏域の広域化を進めて図書館サー

ビスの向上を図るなど、県民の読書環境の充実に努める。

(ニ) 公民館等の市町村立生涯学習施設の整備を促進するため、助成制度を創設する。

② 生涯学習推進体制の整備

(イ) 学習活動の普及・充実を図るため、県・市町村における推進体制の充実に努める。

○県各部・課及び関係機関の施策を体系化し、一元的な展開を図る。

○生涯学習の活発化への機運を盛り上げるため、イベントを開催する。

○市町村の生涯学習推進体制の充実を図り、生涯学習のまちづくりを進める。

○生涯学習の推進のため、各界各層・団体の育成を図る。特に女性団体・PTA・子ども会など社会教育関係諸団体の育成指導に努める。

(ロ) 「いばらき子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を積極的に推進する。

③ 指導者の確保と学習機会・情報の提供による活動の展開

(イ) 体験活動を推進する指導者の養成・確保を図る。

(ロ) 社会教育主事・社会教育指導員の設置を促進するとともに、社会教育施設の職員確保と専任化を進め、社会教育指導体制の充実を図る。

(ハ) 県民大学など各種の学級や講座内容の充実を図る。

(ニ) 水戸生涯学習センターが運用する生涯学習情報提供システムの充実を図る。

(ホ) 青少年期・成人期・高齢期や三世代の交流など、ライフステージに応じた活動の展開を図る。

(ヘ) 各般にわたる国際交流・協力を積極的に推進する。

(ト) 特に生涯学習活動の一環として、社会参加活動・各種ボランティア活動を奨励する。

(チ) 子ども会活動等の指導者に対して、活動のためのボランティア休暇が認められるよう企業・公共機関等に依頼する。

(リ) 開かれた学校づくりを進めるため、学校・家庭・地域社会が一層連携した学校支援ボランティア等の制度化を推進する。

④ 「子どもいきいき自然体験フィールド100選」を活用した、自然とのふれあいや野外体験活動の促進を図る。

⑤ 青少年活動の推進

(イ) 青少年教育施設等において、特色ある体験活動事業を実施し、青少年教育の充実に努める。

(ロ) 各種少年団・子ども会・高校生会（ジュニア・リーダー）等の青少年団体を育成する。

(ハ) 地域の大人の教育力を結集し、学校等を活用して放課後や週末における

スポーツや文化活動などの様々な体験活動や交流活動等の充実を通した子どもたちの居場所づくりを推進する。

- ⑥ 体験学習の模範であるボーイスカウトの活動は、たくましい心や豊かな心を育成する上で極めて効果的であるため、ボーイスカウト日本連盟が所有する高萩スカウトフィールドを、多くの青少年の心身を鍛える場として活用できるよう、子ども会などの青少年団体に広報するなど積極的に支援する。
- ⑦ 家庭教育・女性教育の充実を図る。
- (イ) 家庭教育支援の充実を図るため、「家庭の教育力向上プロジェクト事業」等を実施し、0歳から小学生の子をもつ保護者に対して、様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会や情報の提供及び相談体制の充実に努める。
- 特に父親・母親への子育て支援や、保育所・幼稚園・認定こども園・学校行事への参加を促す。
- 企業の従業員向け家庭教育講座等の開設支援のために作成した資料やウェブサイトを活用し、県内経済4団体や市町村と連携して企業内家庭教育講座の実施を支援することにより、家庭教育の充実に努める。
- 乳幼児期からの情操の発達を助長する育児やしつけについての学習資料を作成し、指導・相談等を拡充する。
- 親や子どもからの相談に対応している子どもの教育相談及び子どもホットラインの充実を図る。
- 学校や家庭において「早寝早起き朝ごはん」など、規則正しい生活習慣の重要性を啓発する。
- (ロ) 地域の人材を活用した家庭教育を支援する団体等について、「家庭教育支援チーム」(文部科学省)としての登録を促し、訪問型の家庭教育への支援など、地域で支える家庭教育の支援体制を構築する。
- (ハ) 家庭教育推進員養成研修会及び訪問型家庭教育支援員養成研修会を開催し、地域における家庭教育を支援する人材の育成を図る。
- (ニ) 女性教育の充実を図るとともに、男女共同参画・女性活躍の推進に寄与する。
- ⑧ エイズ、交通事故、環境・消費問題に対応した学習活動の推進
- (イ) 生涯学習・社会教育等あらゆる機会を通じ、正しい認識を深めるための学習活動を推進する。
- HIV感染者が社会生活の中で温かく迎え入れられるよう、社会環境の醸成に努める。
- ⑨ 県民スポーツ・レクリエーション活動の振興
- (イ) 広域スポーツセンター事業を推進し、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図る。
- (ロ) 「ニューいばらきいきいきスポーツday！」や県民総合体育大会などの開催

を通して、地域のスポーツ活動の活性化に努め、スポーツ人口の増大を図る。

- (ハ) 幼児から高齢者まで、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ少年団の育成とともに、ファミリースポーツやニュースポーツの推進に努める。
- (ニ) 生涯スポーツ指導者の養成を図るとともに、スポーツリーダーバンク活用の推進に努める。
- (ホ) スポーツ・レクリエーション関係諸団体の育成強化を図る。
- (ヘ) 県内のサッカーやバスケットボールなどのプロチームと連携し、トップアスリートとの交流を通じて県民の健康増進やチームの支援強化を図る。
- (ト) 北海道に本拠地を持つプロ野球球団の日本ハムファイターズが地元市等と連携した、スポーツを活用した新たなまちづくりの試みである「北海道×茨城県プロジェクト」が、地域振興の大きな原動力の一つとなるよう、産学官民の取り組みを支援する。
- (10) 県民の郷土に対する愛着と誇りを深めるため、水戸生涯学習センターと弘道館が連携し、茨城県の誇るべき歴史や先人たちの偉業に関する講座を日本遺産の弘道館を拠点に開設する。

## (6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた強化体制の整備・充実

- (1) スポーツ競技力の向上と国際友好親善を図るため、外国とのスポーツ交流を図る。
- (2) 社会体育施設の整備
  - (イ) 笠松・堀原運動公園など県営体育施設の総合的な整備を進める。
    - 通年利用が可能なスケートリンク専用施設の整備を進める。
    - 野球場等公式試合のできる競技場を整備する。
  - (ロ) 学校体育施設の開放を促進するとともに、クラブハウス・夜間照明施設などを整備する。
  - (ハ) 市町村の社会体育施設の整備（河川敷の活用等）を推進する。
- (3) 展示会・見本市・全国規模の大会等が開催できる大規模施設の早期事業化に向けた整備手法等を検討する。
- (4) 東京オリンピック・パラリンピックにおけるサッカー競技開催準備などにより、効果の県内への波及を図る。
- (5) スポーツがもたらす感動や体験は大きな社会的・経済的価値を有しており、両大会の開催を契機として、スポーツを魅力ある資源として積極的に活用し、地域の活性化につなげていくことが重要である。このため、スポーツイベントの開催や、合宿・キャンプの誘致といったスポーツツーリズムを積極的に推進する。

なお、こうした取り組みに当たっては、地域活性化とともに、本県のイメージアップや競技施設の活用促進にもつながるよう、特定の競技やターゲット等を明確にするなど、戦略的に事業展開を図る。

- ⑥ 外国人観光客の増加や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、無料公衆無線LAN「IBARAKI FREE Wi-Fi」スポットの整備を促進する。

## (7) 県民文化の創造と振興

県民の多種多様な文化ニーズに適切に対応するため、全県的な視野に立って文化施設等の充実を図り、市町村の施設・設備を充実させ有機的な連携を図る。また、文化施設における内容の充実を図ることが必要である。

### ① 県民文化の創造と振興に向けて、各種文化施策の展開

- (イ) 県民の文化意識高揚と文化活動を促進するため、情報の提供に努める。
- (ロ) 伝統的な行事、民俗芸能などの伝統文化の継承及び発展を図る。
- (ハ) 芸術祭などの開催により県民の文化活動の充実や文化交流の促進を図る。
- (ニ) 実技指導の研修会など、地域における芸術分野の指導者を育成する。
- (ホ) 文化財の発掘や保存、老朽化した文化財の修理、防災設備の更新など、文化財の保護・活用に努める。
- (ヘ) 老朽化した県指定文化財の建造物等について、専門家の診断、修理補修強化を推進する。
- (ト) 茨城県文化振興条例及び茨城県文化振興計画に基づき、茨城県文化振興基金の活用等を含め、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

### ② 文化関係諸団体の育成強化

- (イ) 県民の自主的・個性的な文化活動に対し、いばらき文化振興財団による助成を行う。
- (ロ) 市町村文化協会の横断的組織の設置を推進し、文化芸術団体等とのネットワーク化、芸術文化活動への支援体制を強化する。

### ③ I T・広域交流時代に合った県民文化センターの整備

- (イ) 県民の文化・芸術・芸能などの創造・交流及び鑑賞の拠点として専門性の高い施設とする。
- (ロ) 市町村の文化施設とのネットワーク化を図る。

### ④ 県立美術館の各種事業の充実と県民に親しまれる美術館づくり

- (イ) 近代美術館で国内外の優れた作家・作品の展覧会を開催、優れた美術作品の計画的な収集を継続的に図っていく。
- (ロ) 近代美術館の所蔵品のデジタル画像化に取り組み、ホームページで画像を含む所蔵品情報を誰でも手軽に閲覧できるよう、情報の提供に努める。

さらに、県所蔵美術品の画像貸し出しについて、有償化すれば安定的な収入が得られ、画像提供サービスの充実が図られるため、民間も有償で使用できる制度について調査検討する。

- (イ) つくば美術館の駐車場の整備と効果的な運営を図る。
- (ニ) 五浦美術館の天心関係資料の収集を図るとともに、現代作家の創作活動を支援する。
- (⑤) ミュージアムパーク茨城県自然博物館の各種活動の充実等に努め、自然についての理解を深めるとともに、魅力向上の取り組みを推進する。
- (⑥) 茨城県陶芸美術館の各種事業の充実に努め、県内陶芸の芸術性の向上を図る。
- ※ (⑦) 県立歴史館を核とした歴史系の総合ゾーンの整備に努め、文化・歴史を活用した県の魅力発信に積極的に取り組むとともに、増大する公文書資料の整理・保存を図るため、歴史公文書等の管理データベースの検索機能の充実強化等、公文書館機能の充実を図る。
- (⑧) 学校・家庭・地域が連携して子どもたちの豊かな感性を育むため、県立美術館・博物館が芸術文化施設の拠点として積極的に活用される環境づくりをより一層推進する。
- (⑨) 旧筑波海軍航空隊司令部庁舎を保存し、戦争の歴史を継承させる取り組みを継続する。
- (⑩) 関係市による茨城県の貴重な観光資源である霞ヶ浦の帆引き船の歴史的・民俗的価値の調査・記録に対して支援・協力し、今後の保存・保護に向けた取り組みを進める。
- (⑪) 大名庭園をテーマとした広域連携による世界遺産登録への動きに対応するため、関係機関と連携して「偕楽園」の価値を高めるための学術的な調査研究を検討する。また、「大名庭園サミット」等を通して、他県の情報収集に努める。

## 6. 国内有数の農業県として元気な農林水産業を一層発展させる

わが国の農林水産業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足、資材価格等の高騰など、経営環境は厳しい状況にあり、また、国際的には、TPP協定等により急速なグローバル化の進展が予想される。

一方、食料自給率は主要先進国の中で最低水準の38%と依然低い状況にあり、食料安全保障の観点から、より高い水準を目指していくことが求められている。

国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出に向けて施策を展開している。

このような中、茨城県においては、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、農地の集積・集約化やICT等の新技術の導入による生産性の向上、ブランド化や6次産業化などによる付加価値の向上により、「儲かる農業」を実現することとしており、こうした取組を今後一層推進していくことが必要である。

林業については、森林湖沼環境税を活用し、森林が持つ公益的機能を十分に發揮する施策や森林環境教育を推進するとともに、県産木材の安定供給体制の整備とその需要拡大を図り、林業の振興と山村地域の活性化に努める。

水産業については、生産性の向上や所得増大に向けた取組を進め、その前提となるつくり育て管理する漁業や漁港などの生産基盤の整備を推進し、水産業の成長産業化を図る。

これら農林水産業を次の世代にしっかりと引き継いでいくよう、万全を期していかなければならない。

### (1) 競争力のある強い産地づくりと販売戦略の強化

#### ① 本県農業の振興

- (イ) 茨城農業の振興を図るため、ICT等を活用したスマート農業や農産物のブランド力強化、国内外への販路拡大等にチャレンジする意欲ある産地や経営体を支援する。
- (ロ) 食料安全保障の観点から、生産者の経営安定の確保を前提に、県産農畜産物の増産と自給率の向上対策に取り組む。

(ハ) レンコン等、各産地を維持発展させるため、地域や作物の特性に応じた農業振興に取り組む。

② 農産物のブランド化と販売促進

※ (イ) 「恵水」、「常陸の輝き」の高級店での取扱継続等に努めるとともに、トップブランド化に取り組んだ手法を他品目等にも応用し、首都圏でのフェア等の開催及びマスコミを積極的に活用したPRの展開などと併せ、本県産農産物のイメージアップと販売促進を図る。

(ロ) 茨城県産米のイメージアップを図るため、日本穀物検定協会による食味ランクインにおける特A評価や全国規模の各種お米コンテスト等における高評価の獲得や地域オリジナル米産地等におけるさらなるブランド力の強化に取り組むとともに、県産米の消費拡大を推進する。また、国内の米消費の減少が続く中、米の輸出促進による新たな需要開拓を進める。

(ハ) 市場取引の大型化に対応するため、個別農家や生産組織の再編・統合を進め、出荷単位の量を拡大し、青果物等の販売力を強化する。

(ニ) 農業団体等と連携し、茨城県農産物販売推進東京本部が行う首都圏での県産農産物の売り込み活動やPR活動を充実する。

③ 本県農業を支える担い手の確保・育成

(イ) 認定農業者数の拡大と集落営農の組織化を推進し、構造改革が遅れている土地利用型農業の担い手の確保・育成を図る。

また、集落営農の組織化や集落営農組織の経営発展に向けた取り組みに対して支援策を講じる。

(ロ) 認定農業者や高齢化・兼業化に対応する集落営農組織、サービス事業体を支援するとともに、人・農地プラン作成にあたっては、認定農業者を地域の中心となる経営体と位置づけ、力強い農業構造づくりを進める。

(ハ) 農業次世代人材投資事業については、継続的で安定した支援が必要であることから、十分な財源を確保する。また、新規就農者の半数を占める親元就農への支援を強化する。

※ (ニ) 中核となる農業後継者、新規就農者などに対し、研修制度の活用や就農のための無利子資金の確保等により、就農しやすい環境づくりを推進する。

また、就農相談のワンストップ窓口を設置し、就農準備から定着まで一貫した支援を図るとともに、ホームページ等による茨城農業の魅力発信及びオンラインも活用した就農相談対応により、県内外の就農希望者の呼び込みの強化を図る。さらに、経営継承が済んだ、もしくは新規就農から相当経営年数がある40、50歳代の将来中核となる農業者の支援を強化する必要がある。研修機会の提供や無利子融資のレベルから、事業拡張や、法人化など経営を拡大強化する場合は、ワンストップ相談窓口の開設が不可欠である。

(理由：事業拡張に係わる手続きの場合、複数の行政窓口が関わるのが実態)

- (イ) 農業大学校における経営に関する実践的な教育・研修内容の充実強化や学生の県内就農の支援を図るとともに、農業高校や農家、民間企業との連携を強化する。
- (エ) 地域ぐるみ(市町村・農協・農業団体・青少年組織・学校)で、農業への理解と後継者及び青年農業者組織の育成強化を進める。
- (オ) 新規参入者等に対する市町村や農業団体等の受け入れ体制の整備を促進し、体系的な農業技術習得の機会を提供するとともに、機械や施設の整備などの支援に努める。

※ (カ) 儲かる農業を実現する強い経営体を育成するため、農業参入を希望する企業の誘致や参入後の規模拡大への支援を行うとともに、参入企業や農業法人等への雇用就農の促進と人材育成を進めるため、「農の雇用事業」の継続と活用を推進する。

※ (リ) 農業分野における労働力を安定的に確保できるよう、農業団体等と連携した労働力確保の仕組みづくりを促進する。また、在留資格「特定技能」など、農業分野において外国人材を労働者として活用できるよう、受入れ体制の整備を進める。

(ヌ) 新規就農者や定年帰農者の技術等の研修について、いばらき宮農塾の開講とともに、地域で開催する宮農講座との連携を推進し、効果的な支援を図る。

(ル) 農業の現場に障害者の就労を促すために、農林水産省が水戸市の農林水産研修所内に障害者向けの園芸施設を設けるのを契機に、より一層「農福連携」の取組を推進する。

(ヲ) 優れた経営感覚と技術力を備えた強い経営者を育成する「いばらき農業アカデミー」をより多くの方に受講してもらうため、受講しやすい環境整備に努める。

#### ④ 農業・農村の担い手として活躍できる女性農業者の育成

- (イ) 農村女性に農業・農産加工技術等の研修の場を提供するとともに、家族経営協定の締結等を推進し、農業経営に主体的に取り組む女性農業者を育成する。
- (ロ) 農村女性リーダーの育成や農産加工グループの起業化、農業関係審議会委員への女性の登用など、農村女性の地域づくりへの参画を推進する。

#### ⑤ 水田の有効活用の推進

※ (イ) 米価の安定を図るとともに、稲作農家が意欲を持って取り組めるよう安定した支援制度を構築するよう、国に働きかける。また、米価の下落が米農家の生産意欲に大きな影響を与えており、需給安定のため、非食用米や麦・大豆などへの支援を拡充するほか、米の需要拡大を国に対して強力に働きかける。

(ロ) 麦や大豆、そば、新規需要米の生産拡大のために必要な機械施設の整備を支

援するとともに、品質向上に向けた取組を進め、水田農業の経営安定を図る。

(ハ) 近年、気候変動による夏季の高温等の影響から、米の品質低下が問題となっている。このため、高温の影響を少しでも緩和できる水管理等の基本技術の徹底に加え、高温耐性にすぐれた品種の開発を進める。

※ (ニ) イネ縞葉枯病及びレンコン黒皮症については、防除対策の周知や地域ぐるみでの取組の推進等により対策の充実を図る。

#### ⑥ 競争力のある高品質・低コスト農業の推進

(イ) 低コスト農業の実現に向けて、農地の集積・集約化、ＩＣＴ等の新技術の活用、新品種の育成や本県オリジナル品種の改良等を積極的に推進する。

(ロ) 市町村、農業委員会による農地の利用調整活動や農地中間管理機構による農地の貸借などを一層促進し、担い手に対する農地利用集積を推進する。また、農外からの多様な担い手による農業参入や農協による直接耕作を促進し、農地の積極的利活用を推進する。

さらに、農地中間管理事業を推進するため、事務処理期間の短縮に向けて、事務手続きの効率化、簡素化を図るとともに、必要経費の確保を要望する。

(ハ) 土地利用型農業の担い手の所得確保と土地利用率向上のため、適地適作のもと高品質・低コストな麦・大豆の産地化を推進する。

(ニ) 土壌診断に基づく効率的施肥や局所施肥の導入、たい肥等有機物資源の利活用を促進するなど肥料コストの低減を図るとともに、高品質な農作物の生産に向けて、耕畜連携を基本とした土づくり活動を推進する。また、肥料成分の的確な分析、公表を行う。

(ホ) 畑地における輪作作物、土地利用型作物として重要な麦・大豆・そば・落花生等の作付拡大と品質向上を図るとともに、「筑波落花生」「常陸秋そば」等の銘柄化を推進する。

※ (ヘ) 農業就業人口の減少や高齢化、水田経営をはじめとする農業経営の大規模化が進む中、経営の効率化、作業の省力化・軽労化等を進め、生産性を高めるため、生産現場でのＩＣＴやロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業を推進する。

※ (ト) ＩＣＴやロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業の導入によって得られた成果や、費用対効果などに関する情報を、より多くの農業者へ速やかに分かりやすく提供し、自ら判断できる取組を進めるとともに、その役割を担う人材を育成する。

※ (チ) 農業用廃プラスチックのリサイクルを行う県園芸リサイクルセンターの運営経費について、農業用プラスチックを販売する農業資材販売業者等にも負担を求めるなど、協力体制を構築し、農家の負担増加の抑制に努める。また、近年減少する農業用ビニールを他県から受け入れることで、事業収入の増加を図る

とともに、必要な施設の維持に努め、農業用廃プラスチックの適正処理を確保する。さらに、廃プラの排出抑制を図るための生分解性フィルムや、長期使用のできる被覆用フィルムの開発を進め、農家への普及推進を図る。併せて、国に対して、廃プラのリサイクル循環が健全に確保できるよう、プラスチック製造業者や販売業者が排出処分に責任を持つ制度の創設を働きかける。

#### (7) 生産・販売の戦略を有した産地づくり

(イ) 本県農業産出額の約半分を占める園芸部門については、マーケットインの視点をもとに青果物の品質向上をはじめ、生産・品質基準に基づいた差別化商品の開発、市場提案等による新品目の導入や加工・業務向け野菜等の販路拡大、担い手の確保・育成などに取り組み、販売力等の強化に意欲的な生産集団を支援し、ブランド化等による革新的な産地の育成を図る。

(ロ) 販売力等の強化を図るため生産組織の再編・統合や、市場卸売会社等と連携した新たな品目提案による産地づくりを推進する。また、本県で開発したオリジナル品種を活用したブランド化の推進や、G I（地理的表示）など知的財産制度等の活用による地域ブランド産地づくりを関係機関が一体となって進める。

(ハ) 野菜の低成本生産を促進する機械化一貫体系や、実需者ニーズに基づいた高品質な青果物を年間を通して安定的に供給できる体制を確立するため、必要な機械・施設の整備を推進し、競争力のある園芸産地を育成する。

※ (二) 国内外において需要が拡大しているかんしょ等の園芸作物について、地域外の担い手や農業への参入意向のある企業の誘致など、市町村の枠を超えた農地調整を行いながら、やる気のある担い手への農地集約を図るとともに、生産者と実需者とのマッチングを一体的に進め、さらに新たな需要を開拓するなどの取組によって、規模拡大を支援し、生産振興に取り組む。

(ホ) 干し芋の販路拡大に向けて、首都圏での商談会や海外バイヤー招聘など商談の機会の提供を行い、新たに干し芋の加工販売に取り組む農業者に対し、きめ細かな支援を行っていく。

(ヘ) 施設園芸産地に対し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を推進するため、省エネルギー設備のリース導入支援や燃油価格高騰時に補填金を交付するセーフティネットへの加入促進を図るとともに、恒久的な制度として位置付けるよう国に強く働きかける。

(ト) 高品質な青果物を安定的に供給するため、国営農業水利事業等で確保した畑地かんがい用水を活用した新産地の育成を推進する。

(チ) コギク、バラなどの切り花、シクラメンなどの鉢花、ハナモモなどの枝物や芝など花き生産の一層の拡大を図るため、生産組織の強化や花き農家の経営安定のための省力機械、施設の導入など生産基盤の整備を推進する。また、関係団体等と連携を強化し、新たな技術の開発や需要拡大に向けた花育の普及、

PR活動等を推進する。

- (イ) 県北中山間地域の環境条件や地域資源を活用した枝物産地を育成するため、高品質・安定生産に向けた技術支援を行う。
- (メ) 果樹産地の活性化を図るため、生産体制の整備と高品質果実生産等を進める。特に補助事業の活用による県オリジナル品種など新品種の導入や改植、多目的防災網などの整備支援や病害虫対策を進める。
- (ハ) 茶・たばこ等特用作物の生産基盤の確立と生産性向上を図るため、生産管理用機械・施設の整備促進や生産団体が開催する共進会等への支援を行う。

※ (8) 畜産の国際競争力強化と安全・安心で環境に優しい畜産物の生産グローバル化の進展に伴う国内外の産地間競争の激化に対応していくため、畜産経営の規模拡大等による収益力の強化や和牛子牛の生産拡大、輸入飼料に依存しない畜産生産基盤づくり、本県オリジナル種畜を活用した畜産物のブランド力強化、常陸牛の輸出拡大等に取り組んでいく。また、消費者の信頼に応える安全・安心な畜産物を安定供給するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底を畜産農家に指導するとともに、畜産経営に大きな影響を及ぼす家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けた防疫対策を講じる。さらに、家畜排せつ物の適正処理と堆肥等の有効利用を進め、環境と調和した畜産業を確立する。

#### (イ) 生産基盤の強化

- 畜産農家と地域の関係者が一体となって行う経営規模拡大や法人化を進めるとともに、簡易牛舎の整備や新規就農者が経営継承した畜舎の改修等を行い、収益性の強化を図る取組を支援する。
- 酪農家への高能力な乳用雌牛の導入による後継牛の確保や受精卵移植の活用を促進し、中核的な担い手の育成及び生乳生産体制の強化を図るほか、他産業並の休日確保や労働力不足解消に向けた方策の検討を進め、後継者や新規就農者の確保を図る。
- 和牛繁殖農家の規模拡大や常陸牛指定生産者への繁殖雌牛導入による一貫経営化、受精卵の供給体制の強化や公共牧場等の活用促進、担い手の育成等により県内に優良な繁殖雌牛群を整備し、子牛生産から肥育まで、県内で一貫した高品質な和牛の生産体制を構築する。
- 飼料用稻等の利用促進、外部受託組織や耕作放棄地等の活用を進めるとともに、子实用トウモロコシ等の濃厚飼料の生産拡大を図ることで飼料生産基盤に立脚した畜産経営の実現を図る。
- 配合飼料・畜産物等の価格安定対策の推進や畜産経営指導、新技術の開発と普及により、経営の安定化や低コスト化を図り、競争力の高い経営体を育成する。
- 新型コロナウイルスによる畜産経営への影響を緩和するため、畜産経営安定

【新規】

対策における生産者負担の軽減等について国に要望する。

(iv) 畜産物のブランド力強化や販売促進

- 県オリジナル種畜の開発・利用等による「常陸牛」、「ローズポーク」、「常陸の輝き」、「奥久慈しゃも」等の一層のブランド力強化を図るとともに、銘柄畜産物を取り扱う販売店や飲食店の一層の拡大やPR等によるイメージアップと販売促進を図る。
- 常陸牛について、東南アジアに加えアメリカへの輸出拡大を推進する。
- 豚については、デュロック種系統豚「ローズD-1」を活用した新銘柄豚「常陸の輝き」の知名度向上と生産・販路拡大を推進する。
- ミルクスタンド、統一ロゴ等を活用した本県産牛乳・乳製品のPRのほか、牛乳の日や牛乳月間を通し、酪農への理解醸成や牛乳・乳製品の消費拡大を推進する。
- 共進会等の開催によるさらなる品質向上や流通販売対策を支援する。
- 外国産牛肉における「Wagyu」表示等紛らわしい名称について、消費者の判断材料となる情報表示のあり方について、国へ働きかける。

※ (v) 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫や豚熱等家畜伝染病の侵入防止のため、飼養衛生管理基準遵守を推進するとともに、万が一の発生に備え、危機管理体制の充実を図る。

(vi) 畜産環境対策の充実

- 茨城県家畜排せつ物利用促進計画に基づく家畜排せつ物の適正処理と堆肥化を進め、資源循環型畜産を推進する。
- 家畜排せつ物のエネルギー利用などの農業分野以外での利用や堆肥の広域流通を推進する。
- 堆肥の霞ヶ浦流域から流域外への流通促進等による汚濁負荷削減対策を強化し、霞ヶ浦、北浦などの水質浄化を推進する。

(vii) 「茨城県食肉流通合理化計画」及び「食肉センター整備に向けた基本的考え方」に基づき、高品質で安全な食肉を提供できるよう食肉センターの再編等整備を施設関係者、生産者、食肉流通関係者一体となって進める。

(9) 食の安全・安心の確保

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者の信頼を確保する。

(i) 食品等事業者に対して法令順守意識の向上を促すとともに、営業施設や食品表示の監視指導の強化を図る。また、国や他自治体と連携した効率的かつ効果的な輸入食品の試験検査を実施し、県内に流通する輸入農産物や輸入加工食品の安全確保の充実・強化を図る。

- 農薬誤使用防止など安全性確保の観点から、生産者が分かりやすい農薬ラベ

ル表示を国に働きかけるとともに、農薬の適正使用の徹底を図る。

- 農作物の安全性を確保するため、無登録農薬等不適切な農薬が流通し、使用されることのないよう、農薬販売業者に対する立入調査を実施する。
- 登録農薬の少ない地域特産物の生産安定を図るため、登録拡大のための試験を行い、適用拡大を図る。
- 農産物等の残留農薬試験検査を継続的に実施し、その検査結果を県民に分りやすく公表する。
- 消費者が安心して本県の農産物を購入できるよう、生産者に対し農薬についての正しい知識・情報の提供に努めるとともに、農薬の適正な使用について助言を行う農薬適正使用アドバイザーを育成し、農産物の安全を確保する。また、G A P(農業生産工程管理)やトレーサビリティの取組を促進する。

- (ロ) 茨城県食の安全・安心推進条例に基づき、安全・安心な食品の生産及び供給に寄与するため、実効性のある総合的な食の安全・安心施策を推進する。

## ⑩ 食と農の連携活動の推進

- ※ (イ) 市町村や関係団体との連携を図り、学校給食への地場産物の導入を促進する。
  - 学校給食への県産牛乳の安定供給等を支援する。
- ※ (ロ) 県民の食に対する関心の高まりに応えるため、県内で生産された農林水産物を県民に愛着を持って消費してもらえるよう、民間企業や市町村と連携して県産品の販売促進・PRに取り組む。
- ※ (ハ) 県産品の販売促進・PRの取り組みが、県産農林水産物の消費拡大のみならず、観光客の誘致や県の魅力度向上につながるよう、部局間の連携をこれまで以上に強化していくとともに、取り組みの内容の充実を図る。
- (ニ) 県民が新鮮な県産農産物を容易に入手できるよう、県内量販店や直売施設への供給拡大を促進する。
- (ホ) 食や農への県民の理解や日本型食生活の普及を図る。
  - 子どもたちの食生活の健全化や、自分達の食べ物と地域農業との関係を知る食育を推進するため、子どもたちに対し収穫体験などを通した食農教育や食育推進ボランティアによる普及啓発活動を推進する。

## ⑪ 環境保全型農業の普及啓発と支援策の充実

- (イ) 環境にやさしい農業の一層の推進を図るため、エコファーマーの認定を推進するとともに、消費者等県民への理解促進を図る。
- (ロ) 特別栽培農産物及び有機農産物の作付拡大を図るとともに、消費者へのPRを進める。
- (ハ) 天敵・フェロモン・対抗植物の利用など、生物的防除や施肥法の改善による環境にやさしい農業技術の確立と普及を推進する。
- (ニ) 環境保全対策として水田の持つ浄化機能を活用するとともに、適正な施肥管

理技術の徹底などにより、霞ヶ浦、北浦などの水質浄化を図る。

- (イ) 省力的な麦・飼料作物等の作付けを誘導し、風蝕の防止・地力の増強及び農環境の保全に努める。
- (ロ) 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する。

※ (12) イノシシや水鳥などによる鳥獣被害への対策

- (イ) イノシシについては、農業被害等が拡大している地域があることから、被害対策の取組を強化する。また、アライグマなどの中型獣についても被害対策を実施する。
- (ロ) 生息動向等のデータに基づいた侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備など、総合的な被害防止対策を講じる。
- (ハ) イノシシの生息数の適正化及び生息地域の拡大防止のため、市町村や猟友会等と連携した有害鳥獣捕獲などの対策を強化する。
- (ニ) 霞ヶ浦周辺における水鳥によるレンコン被害を防止するため、実態を解明するとともに、自然環境に配慮した被害防止対策を講じる。
- (ホ) 被害軽減、地域の所得向上、捕獲意欲の増進のため、ジビエや皮の加工品の利活用を促進する。
- (ヘ) ニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画の策定に向けて情報収集等を行うとともに、予察捕獲を推進するなどニホンジカの捕獲を促進する。

【新規】 (ト) 有害鳥獣被害対策として、人材育成や組織づくりを検討するとともに、捕獲活動に係る経費について、財政措置を拡充する。

【新規】 (チ) イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害などが深刻化している中、高齢化等により減少している狩猟者を確保・育成し、捕獲体制の維持を図っていくため、担い手となる新規狩猟者も含む狩猟者の経済的負担を軽減する取り組みを拡充する。

【新規】 (リ) 本県のイノシシ肉は、原子力災害対策特別措置法の規定により出荷制限中だが、県が実施している放射性物質検査では基準値以下となっていることから、出荷制限を解除し、ジビエ料理への提供を促すなど市場に流通させることにより、農家等の農作物被害防止につなげる。

(13) 災害に強い農業づくり

- (イ) 冷・雪・霜・ひょう害・長雨・干ばつ・台風等の気象災害に強い農業づくりを推進する。
  - 気象情報の的確な把握と広報体制を強化する。
  - 防霜ファンや多目的防災網等の施設を整備する。
  - 低コスト耐候性ハウスや、強度の高いパイプハウスの導入を促進する。
  - 農業用施設の補強対策等をまとめた技術マニュアルを活用した農業者等への

技術的指導・助言を行う。

- (ロ) 災害などにより被害を受けた農作物・農用施設に対する共済制度や農地等の復旧制度の拡充を図る。
  - (ハ) 農業機械や農薬による事故防止を啓発するとともに、農業労災制度への加入促進を図る。
- ⑭ 明日の農業を拓く新技術・新品種の開発と普及
- 生産性の向上と競争力のある産地づくりを進めるため、農業者をはじめ、消費・流通サイドのニーズを十分踏まえた新品種や新技術の開発を進めるとともに、その成果をいち早く普及する。
- (イ) 大学や筑波農林研究団地などとの連携を一層強化するとともに、バイオテクノロジーや新技術開発に係る共同試験研究を推進し、その実用化を図る。
  - (ロ) 高度な技術については研究員と普及指導員がチームをつくるなどして、新技術の積極的な導入とその普及に努める。
  - (ハ) 原種苗センターや園芸種苗センターの老朽化した機器設備の更新を図った上で施設を活用して、優良種苗の安定供給を図る。
  - (ニ) 茨城県主要農作物等種子条例に基づき、米・麦・大豆及びそば等の種子の生産体制を維持するとともに必要な予算を確保し、優良種子の安定供給を図る。
  - (ホ) 担い手の確保・育成や産地振興、農家への生産・経営管理技術指導に加えて、GAP推進やICT活用支援など新たな課題に機動的に対応できるよう、現場を直接指導する普及指導員の増員を含めた普及指導機能の強化を図る。
- ⑮ 快適で活力ある農村づくりの推進
- (イ) 農村地域の生活基盤である道路や生活排水処理施設等の整備を支援するとともに、農地や農業用水等の保全を積極的に促進し、快適で魅力ある農村づくりを進める。
  - (ロ) 都市農村交流実践者等と連携し、都市と農村の交流を積極的に促進し、農業・農村の活性化を図る。
    - 都市との交流を促進するため、交流の拠点となる施設の整備を促進する。
    - 観光とタイアップした農家民宿の開設など、グリーンツーリズムを推進する。
    - 都市住民の自然とのふれあいや、高齢者の生きがいづくりなど農地の有効利用を促進する体験農園や市民農園の開設や利用を促進する。
    - 豊かな地域の資源を生かし、都市農村交流活動に取り組む農業者等の育成を図る。
  - (ハ) 中山間地域の活性化を促進する。
    - 地域特産物や観光資源を生かした地場産業を育成し、定住が図られるよう、山村振興対策を推進する。
    - 農地の管理や作業受託を行う集団の育成や、地域における6次産業化の促進、

市民農園や農業・加工体験を通した都市・地域住民との交流の活発化を図る。

- 過疎・高齢化が進む中山間地域において、地域の核となる人材の育成を進めるとともに、農山村固有の多様な資源を生かした魅力と活力のある農業・農村づくりを推進する。

(ニ) 農産物の加工・出荷・販売体制づくりを進める。

- 農産物加工技術指導の拠点となる「農産加工指導センター」の機能を充実させ、地域の特産品づくりを進める。

(ホ) 農村における美しい景観や快適な居住性を確保し、快適なむらづくりを進める。

(16) 農業団体の活動の強化

(イ) 農協の営農指導の活動強化、販売体制等経営体質の強化を図るとともに、広域合併を促進する。

- 農協の事業機能や経営基盤の強化を図るために、中央会等関係機関と連携し、合併の促進を図る。

- 広域農協と関係市町村・普及センター等との連携の強化及び営農指導の強化を図るとともに、中核農家に対する支援対策を促進する。

- 農協における農産物販売体制の確立・強化を積極的に推進する。

- 合併に伴い、銘柄産地の広域化への対応と産地育成を推進する。

(ロ) 農業共済組合等の組織体制強化を推進する。また、農業共済掛金国庫負担金等の確保を国に働きかけていく。さらに、農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして新たに法制化された、収入減少を補てんする収入保険制度の導入がスムーズに進むよう、国に働きかけていく。

(ハ) 農業制度金融の活用促進に努めるとともに、相談機能の強化を図る。

- 農業改良資金・農業近代化資金・スーパーL資金などの無利子又は低利の資金の活用を促進し、厳しい経営環境にある農家に対し、金融面での支援を実施する。

- 近年の農業経営の集中・大規模化から大型で高度な機械導入や施設拡張、畜産素牛等の導入など、大口借入へのニーズが高まっていることから、必要な資金を活用できるよう、経営の拡大に意欲的に取り組む個人の農業者の方にに関しては、法人化への積極的な支援を図る。また、特別準備金制度の拡充を検討する。

(ニ) 農業委員会に新設された農地利用最適化推進委員の適正な人員確保や農地の利用集積を図るための地図システムの活用など、市町村農業委員会の機能強化を推進する。

(17) T P Pなどの経済連携協定、W T O農業交渉について

T P Pなどの経済連携協定については、農業分野をはじめ、幅広い分野に大き

な影響を及ぼすことが懸念されるため、国際的な動向を踏まえながら、状況がどのように推移しても万全の対応策を講じるよう政府等へ働きかけていく。

交渉中の各国とのEPA・FTAや、WTO農業交渉については、我が国の農業が持続的に発展していくよう厳しい姿勢をもって交渉に当たることを、政府等へ働きかけていく。

#### ⑯ 農業者等への情報提供の強化

本県農業の競争力強化のため、補助金・助成金など各種支援制度の有効活用に向けた農業者等への情報提供の強化など、行政サービスのさらなる向上を図る。

## (2) 農業生産基盤の整備及び農村地域の振興

魅力と活力あふれる本県農業・農村を築き上げていくためには、競争力のある強い産地づくりに向け、高品質な農産物の生産を支える生産基盤の整備と担い手への農地利用集積を推進する必要がある。

また、地域の農地や農業用水等の資源を地域が共同して保全管理に取り組むとともに、農地や農業用水等を含めた農村の豊かな自然環境などの地域資源を活用して、都市に暮らす人々との交流を促進し地域の活性化を図る必要がある。

さらに、混住化が進むにつれ、土地改良施設の管理・運営が課題となってきており、これらを担っている土地改良区の体制強化を図る必要がある。

① 農地法・農振法の適正な運用及び農地改良制度の厳格な適用のもと、優良農用地の確保と合理的利用を図る。特に、増加傾向にある耕作放棄地について、国の助成措置による有効活用策を講じるとともに、即時的に対応できる事業の創設を国に要望する。さらに、農地中間管理事業の促進を図り、担い手農家等の育成に寄与する。

② 地籍調査の積極的な推進を図り、一筆ごとの所有者・境界・面積等の正確な情報と高い精度の地図を整備し、農地の適正な維持管理と農地の流動化の促進など生産基盤の整備を図る。

#### ③ 農業生産基盤の整備

※ (イ) 低コスト・高生産性農業の実現に向けて、ほ場の大区画化や汎用化などの基盤整備と農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を一体的に行う農地中間管理機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業等を推進する。

(ロ) 遅れている畑地の基盤整備を進めるとともに、霞ヶ浦用水などを活用した畑地かんがい施設の整備を推進し、収益性の高い大規模園芸産地を育成する。

(ハ) 団体営・県単土地改良事業により、小規模地区の整備を促進する。

#### ④ 基幹施設の整備

(イ) 安定的な水資源確保により、一層の農業振興を図るため、那珂川沿岸地区など国営農業水利事業を促進するとともに、関連土地改良事業(県営かんがい排

水、経営体育成基盤整備、県営畠地帯総合整備など各事業)の推進を図る。

(ロ) 広域農道等の基幹農道の整備を促進する。

⑤ 農村生活環境の整備

(イ) 農業集落排水施設等による生活環境の改善と合わせて、交通網や福祉対策など総合的な環境整備を進める。

(ロ) 農業集落排水事業の効率的な執行を図り、農村地域における生活排水処理施設、汚泥処理施設等の整備を促進する。また、今後、更新時期を迎える施設については、施設の機能診断調査や市町村の最適整備構想の策定を進める。

(ハ) ため池や水路等の農業水利施設の保全管理とその水辺空間等を活用し、快適な生活環境の整備を図る。

(ニ) 農山村地域の住民が安全で安心できる保健・医療・高齢者福祉を確保するため、介護保険制度を将来にわたり持続可能とするための制度改革や、医療制度改革の推進による医療費適正化に向けて、国への働きかけに取り組む。

⑥ 中山間地等条件不利地域における農業振興

(イ) 中山間地など生産条件の不利な地域においては、地域特性を生かしつつ、生産基盤及び生活環境の総合的整備を積極的に実施する。

(ロ) 事業実施にあたり、地域の特性を考慮したきめ細かな基盤整備を進める。

(ハ) 農業集落排水事業や集落間を結ぶ生活関連道路の整備促進を図る。

(ニ) 平地地域と比べて農業生産条件が不利な中山間地域等における耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図るために、集落協定に基づいて行われる農業生産活動等を支援する。

⑦ 各種整備事業の実施に際し、生態系の調査や田園環境整備計画を策定するなどして、事業計画に反映させ、地域の状況に応じながら環境との調和に配慮した事業展開に努める。

⑧ 土地改良事業地元負担金の軽減

(イ) 道路・用排水等の基幹的土地改良事業は全額国・地方自治体の負担とする。

(ロ) 土地改良負担金の償還対策の制度拡充により、地元負担金の軽減と円滑な償還を図る。

(ハ) 農用地の集積や大区画化等を図る構造政策関連の経営体育成基盤整備事業等は、地元負担金の軽減に努める。

⑨ 農業水利施設等については、今後、更新時期を迎える施設が多いため、計画的に施設の整備や更新を進めるとともに、施設の機能診断などにより維持補修を行い、施設の長寿命化を図る。

⑩ 合併阻害要因の解消を図るため、土地改良区の個別の課題に対する助言など適切な支援を行い、土地改良区の合併を推進する

⑪ 農地・農業用施設や宅地等の自然災害による湛水被害の防止や、地盤沈下によ

る農業用施設の機能低下の回復を進めるため、湛水防除事業や地盤沈下対策事業等の農地防災事業を推進し、農業生産の維持・農業経営の安定及び県土の保全に努める。

- (12) 近年増加しているパイプラインの破裂といった土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応し、早期の営農再開を支援する。
- (13) 農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能の維持・発揮の促進を図るため、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や施設の長寿命化を図るなどの地域の共同活動に対する支援を強化する。

### (3) 豊かな森林・活力ある林業の育成と山村の振興

近年、地球環境の悪化が問題となっており、森林資源の保全と活用が重要な課題となっていることから、山村の振興と林業を活性化させる施策を総合的かつ強力に進める。また、森林の働きや重要性に対する県民意識の醸成に努め、100万本の森づくりなど象徴となるような森林整備を県民とともに推進していく。

#### ① 適正な森林管理の推進

- (イ) 地域森林計画の樹立や市町村森林整備計画の指導を通して適切な森林施業を推進する。
- (ロ) 適切な森林整備に不可欠な森林現況調査などの地域活動を支援し、森林経営計画の作成と着実な実行を図る。

※ (ハ) 森林G I S(地図情報システム)の整備を推進するとともに、統合型G I Sとの連携を図り、林地台帳や航空レーザー測量等による森林情報の迅速な提供ができるようシステム環境の整備に努める。

- (ニ) 森林施業プランナーによる森林施業の集約化を図るとともに、高密度路網の整備、高性能林業機械の活用などによる低コスト作業システムの普及・定着を図る。

※ (ホ) 森林経営管理制度を円滑に進めるため、専門人材の確保・育成や森林情報の提供など市町村への支援に取り組むとともに、市町村指導を行う林業普及指導員の技術向上に努める。

#### ② 造林緑化事業の拡大

- (イ) 森林の持つ水資源の涵養や国土の保全等の公益的機能を向上させるため、間伐等の森林整備や長伐期施業を推進する。

また、主伐後の森林の再生を図るため、森林湖沼環境税を活用し、再造林を推進する。

- (ロ) スギ、ヒノキ等の針葉樹林に加え、広葉樹林の整備と活用を推進する。
- (ハ) 林業用苗木の需要拡大を図るとともに、花粉の少ないスギなど花粉発生源対策に資する苗木の生産と植栽を推進する。特に、通常の苗より成長が優れ、花

粉症対策としても期待される特定母樹の採種園整備と安定した苗木生産が可能な体制の整備を図る。

また、従来の裸苗と比較して、出荷までの生育期間が短く、植栽可能な時期が長いマルチキャビティコンテナ苗について、民有林での普及を図る。

- (ニ) 森林湖沼環境税を活用して、海岸防災林における松くい虫防除のための予防散布や伐倒駆除を行うとともに、被害地においては広葉樹等の植栽を行う。
- (ホ) 緑を守る県民意識を高揚させ森林レクリエーションとしての活用を促進するため、茨城県民の森・植物園・奥久慈憩いの森・水郷県民の森などの自然観察施設の充実を図る。特に各施設の見どころのPRや老朽化部分の修繕を進め、利用者の増加を図る。また、県有林や県民の森などの自然観察施設における、ネーミングライツの導入を検討する。
- (ヘ) 森林・林業の役割について理解を深めるため、下刈り及び枝打ちなどの体験や県民参加体験型イベントを通して、県民参加の森づくりを推進するとともに、ボランティア団体の育成を図る。
- (ト) 県施設の構内緑化、市町村公共施設の緑化を推進する。
- (チ) 森林湖沼環境税の活用により、平地林や里山林の保全・整備を推進するとともに、公益的機能の高い森林の確保を図る。

特に、通学路沿いの森林（平地林）については、歩道空間の確保や防犯上の観点から、重点的な整備を図る。

- (リ) 地域住民等が主体となった森林づくりや木づかい、森林環境学習の活動を支援し、県内各地での持続的な活動の定着化を図る。
- (ヌ) 緑のダムとしての水源地域対策を強化するとともに、保安林の適正な配置と機能の強化を図る。

### ③ 山村・林業の振興と木材需要の拡大

- ※ (イ) 県産木材の活用や木造建築の振興を図るため、地域のシンボルとなる公共施設の木造化・木質化を進め、木の良さをPRする。特に、平成26年4月1日から施行された茨城県県産木材利用促進条例に基づき、より一層の県産木材の利用促進を図るため、県産木材利用推進月間である10月には、重点的に普及啓発に取り組む。
- ※ (ロ) 県産木材の需要拡大と安定供給を図るため、展示効果の高い民間施設等の木造化・木質化等の支援など、地域への波及効果が見込まれる施設を支援するとともに、それらの助成対象の施設や、新しい技術などの情報発信に努める。また、木材の流通加工施設の整備を支援し、品質と規格の揃ったJAS材などの一般製材や集成材のほか、新しい建築資材であるBPF材やCLT等の利用を促進する。

更に、林野公共事業において、県産木材の積極的な利用に取り組む。

- (ハ) 県産木材の利用促進を図るため、林業・木材関係団体が創設した「いばらき優良木材証明制度」の適切な運用を推進する。
- (ニ) 間伐材の安定的な供給体制を早急に構築し、間伐材などの未利用材の有効利用を図る。
- (ホ) 県産木材の総合的な供給体制を整備する。
- (ヘ) 木材産業の一層の振興を図るため、木材産業後継者や技術者の育成を推進する。
- (ト) しいたけ等の特用林産物の一層の生産振興を図るため、きのこ研究館・きのこ博士館における研究・普及・教育等機能の積極的な活用を図るとともに、しいたけ原木の確保や機械施設の導入を促進する。
- (チ) しいたけ価格の低迷や担い手の減少により、県内産地が危機的状況にあるため、生産量の増大や生産コストの低減を図る産地への支援を推進する。
- (リ) 林道開設・改良事業等の拡大を積極的に進めるとともに、奥久慈林業地帯に奥久慈グリーンライン林道等を整備し、森林資源の活用、地域の振興等に資する。また、既設林道の通行の安全確保が図れるよう、必要な補修等について効果的な整備を推進する。
- (ヌ) 山地災害を未然に防止し、荒廃個所を復旧するため、計画的に山地治山事業を推進するとともに、飛砂防止・防風機能の強化と海岸侵食を防止するため、海岸防災林造成事業等を推進する。
- (ル) 森林・林業に対する理解・関心を深めるため、小学生等に対する森林環境教育を充実させるとともに、幼稚園や保育園等の幼児施設に木製おもちゃの導入を促進するなど、多様な体験・学習活動を実施する。
- (ヲ) 森林を守り育てていく機運醸成を図り、県民参加による森林づくりをさらに広げていくため、全国育樹祭の開催に向けて準備を進める。
- (ワ) 林業労働力を安定的に確保するため、林業就業者の技術研修、労働条件の改善及び林業事業体の経営の合理化等を推進する。
- (カ) 高性能林業機械の普及促進のため、オペレーターの養成などを行う林業担い手育成強化対策を推進する。
- (ヨ) 林業労働災害を防止するため、安全点検・指導・安全衛生に関する普及啓発等、労働災害防止体制の整備を図る。
- (タ) 林業や特用林産への新規就業者の確保・育成を推進するため、新たに林業事業体等での雇用をとおした実務研修を行うなど、技術習得のための研修制度を充実する。
- (レ) 伐採後に山林に残る林地残材を木質ペレット、チップなどに加工し、バイオマス燃料などに利用する地域循環システムによる安定供給を図る。
- (ソ) 原発事故の影響が残る原木しいたけ等の生産再開や風評被害の払拭を図るた

め、特用林産関連の支援事業を充実させるとともに、県民に対し安全・安心な  
しいたけをPRする。

- ④ 森林組合改革を推進し、健全で自主的な経営のできる森林組合を「中核組合」として育成するため、森林組合系統の指導・監査体制を充実させるとともに、広域組合等の経営基盤の強化を図る。
- ⑤ 林業関係諸団体の育成強化を図るとともに、林業・木材産業の経営改善を推進するため、林業関係制度資金を充実させる。
- ⑥ 全国第2位の生産量を誇る地域資源と伝統文化である漆について、漆搔き職人の育成と生産体制の強化、販路開拓や地域間交流に取り組む。

## (4) 水産業の振興

不安定な漁業生産、漁業就業者の減少、燃油価格の変動、魚価の低迷など、本県水産業を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、漁協組織と連携して担い手の育成確保、漁業経営規模拡大・法人化、漁獲物の高鮮度化、6次産業化などの取組を進めるとともに、資源管理・栽培漁業、漁業の基地となる漁港や漁業生産を高める漁場・大規模水産加工場立地などの基盤整備を推進し、漁業と水産加工業が共に成長していく水産業の成長産業化を図る。

### ① 水産資源の持続的な利用

(イ) 茨城県栽培漁業協会により、ヒラメ、アワビ等の種苗の大量生産・放流に取り組むとともに、鹿島灘はまぐり、マコガレイ等の生産技術開発を進める。

※ (ロ) 鹿島灘はまぐりの資源対策として、資源状況や管理方策の助言により漁業者の自主的な資源管理を支援するほか、遊漁者の潮干狩りの区域の制限などの漁業制度の運用を行う。

(ハ) 漁獲可能量(TAC)制度により割り当てられた、知事管理量を適切に管理する。

(ニ) 沿岸沖合域や霞ヶ浦・北浦における主要魚種の水産資源の解析や操業実態を把握し、漁業者の総意による資源管理型漁業を推進する。

(ホ) 河川流域から沿岸域に至る水域の漁場環境保全に関する啓発普及・調査研究を推進する。

(ヘ) 遊漁の実態を把握し、栽培漁業・資源管理型漁業と遊漁との調和を推進するとともに「茨城県遊漁船協議会」の育成を図る。

(ト) 栽培漁業や資源管理型漁業を推進するため、漁業秩序の維持に努める。

※ (チ) 水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、沿海域や霞ヶ浦・北浦で魚礁漁場や水生植物帯の造成、保全活動を推進する。

### ② 漁業経営の強化

(イ) 漁業の経営安定を図るために燃油価格の変動や金融、担い手対策を充実する

とともに、生産性向上のために必要な漁船や省力・省コスト機器等の取得を支援する。さらに、漁業経営法人化の促進や知事許可漁業の規制を緩和することにより経営規模の拡大を図る。

(ロ) 大中型まき網漁業対策

- まき網漁業の健全な発展を図るため、低利の設備資金、運転資金の融通に努める。

(ハ) 霞ヶ浦、北浦など内水面水産業の振興

- 霞ヶ浦、北浦で在来の魚種に悪影響を与えていたアメリカナマズ等の未利用魚の漁獲回収を通じた、湖内からの窒素・リンの取り出しによる水質浄化を推進する。

- 産卵場及び漁場の造成、魚道の整備、放流事業など、資源の維持増大に努めるとともに、資源の維持・培養や環境保全に関する県民の意識の高揚に努める。

- アユを活用し、地域の活性化や内水面漁業の成長産業化を推進する。

- 県北山間地域におけるヤマメ等冷水性魚類養殖業の振興を図るため、魚病相談等の技術的支援を行う。

- アユなど内水面の重要資源へのカワウによる食害を軽減するよう対策を進めること。

(ニ) 意欲ある若手漁業者グループの経営改善のための取り組みの支援や、流通や加工も含めた幅広い知識を得るために講座の開催を支援するなど、後継者対策を充実する。

(ホ) 水産物の地産地消を進めるため、学校給食に地元産の魚や加工品を提供する取り組みを進める。

(ヘ) 燃油税制への対応

- 期限付き措置となっている軽油引取税、石油石炭税の免税制度を恒久化し、漁業経営への影響を回避するよう働きかける。

(③) 水産物流通機能強化と水産加工業の振興

(イ) 魚食普及を進めるほか、水産加工品における優良產品の普及や新製品開発への支援を図り、水産物の消費拡大に努める。

(ロ) 流通加工施設の品質衛生管理指導を通じて、安全・安心な本県水産物の供給に努める。

(ハ) 水産加工業者の運転資金調達の円滑化に努め、足腰の強い水産加工業の安定対策を推進する。

(ニ) 地元で漁獲される「前浜物」や未利用・低利用資源の利活用を促進することにより、新鮮で安全・安心な地元水産物の消費拡大を図る。

(ホ) 地元で漁獲される水産物を県民にとってさらに身近なものにするため、いば

らきの地魚取扱店認証制度等により、地元水産物の地産地消を推進する。

- (ヘ) 本県水産物のブランド化を進め、国内外での認定度を向上させ、漁業・水産加工業の振興を図る。
  - (ト) 漁獲から市場での入札・販売までの工程における鮮度管理を向上させ、高鮮度水産物の流通強化に取り組む。
  - (チ) 輸出に関する情報提供や個別指導等の支援を行い、本県産水産物の輸出拡大を図る。
- (④) 漁業生産・生活基盤の整備と住民福祉の向上
  - (イ) 漁港の整備
    - 水産業の総合的な基地としての漁港整備事業の進捗に加え、漁港関連施設の更なる有効活用を図る。
  - (ロ) 海岸の整備
    - 茨城沿岸海岸保全基本計画に基づき、漁港海岸の老朽化対策等を計画的に進めめる。
  - (ハ) 水産業を通じた環境保全や水域監視、漁村文化の継承等地域が取り組む活動に対し支援する。
- (⑤) 茨城沿海地区漁連、県水産加工連、県内水面漁連など水産関係諸団体の育成強化と、その事業について支援する。
  - (イ) 茨城沿海地区漁業協同組合連合会に対する支援を通じて、漁協経営の健全化及び販売等事業の充実強化を図る。
  - (ロ) 漁協経営基盤の強化を図るため、漁協合併を強力に推進する。
  - (ハ) 国の事業の活用について支援するとともに、水産金融対策を充実する。

## 7. 活力ある中小企業の育成に努め、その施策の充実を図る

県内中小企業は、地域社会に密着した企業として地域経済を支え、地域経済社会の根幹として大きな役割を果たしている。同時に、地元県民雇用を優先する、いわば「雇用のダム」として地域社会の安定に寄与している。

中小企業を取り巻く経済社会環境は、人口減少や高齢化などにより、依然として極めて厳しい状況が続いている。一方、経済のグローバル化やIoTといった「第4次産業革命」など産業構造の大変革の状況を迎える中、これに即応でき得る企業体質をつくることが重要であり、機動的な施策や不断の経営努力を補完する施策を推進し、活力ある中小企業の育成を図る必要がある。

### (1) 新しい産業を担う人材の育成

#### ① 民間における職業能力開発の促進

- (イ) 企業の自主的な能力開発を促進し、企業の人材育成と勤労者の職業能力の向上を図る。
- (ロ) 建設業者等をはじめとする企業の人材確保と育成を支援するため、職業訓練の充実を図る。
- (ハ) 企業等の多様な訓練ニーズに対応できるよう、より多くの職種で優れた技能を持つものづくりマイスターの認定などを進め、技能の継承やものづくり産業を支える人材の育成を図りながら、技能が尊重される社会づくりを推進する。
- (ニ) 団塊の世代の大量退職に対応し、高度で優れた技能の次代への継承を推進する。

#### ② 公共における職業能力開発の推進

- (イ) 自動車産業など本県にとって新しい産業を含め、それを支える人材の育成を図るため、県立産業技術短期大学校や産業技術専門学院が行う新規学卒者等の訓練や離職者等の再就職に必要な職業訓練、労働者の技能向上を図るための在職者訓練の充実を図る。
- (ロ) 県立日立産業技術専門学院については、県北臨海地域のものづくりを支える人材育成施設として、時代の要請に応えることができるよう施設、カリキュラム等の充実を図る。
- (ハ) 技術革新や情報化の進展などに対応できる人材の育成を図るため、隨時、訓

練カリキュラムの見直し等を行い、求人・求職ニーズに沿った訓練を行う。

- (ニ) 茨城労働局及び高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携を図りながら、離職者等の再就職に必要かつ多様な職業訓練を行い、就職及び定着を図る。
  - (ホ) 障害者を対象とした訓練コースを設定して職業訓練の充実を図る。
- (③) 職業能力評価制度の推進と技能の振興
  - (イ) 技能検定制度の啓発や技能尊重の機運醸成を図り、技能者の社会的評価の向上に努める。
  - (ロ) 若年技能者の減少に対応するため、専門高校・専修各種学校との連携を図る。
- (④) 県内ものづくり企業の生産性向上を図るため、企業の生産現場の改善を担う人材の育成を推進する。
- (⑤) 競争力のある研究開発型企業を育成するため、産業技術イノベーションセンターにおいて、中小企業における研究開発の中核となる人材の育成を支援する。

## (2) 工業の振興

### ① 中小企業の技術開発の促進

- ※ (イ) 産業技術イノベーションセンターの施設の拡充と研究機能の強化を図り、共同研究や依頼試験、技術相談、人材育成などを通じて、中小企業の技術力の向上や新技術・新製品の開発を支援する。特に、農商工連携による6次産業化への対応を強化する。
  - (ロ) 中小製造業の現場に専門家を派遣し、設計技術や生産技術の指導等を集中的に実施することにより、高度化する技術ニーズなど中小企業の課題解決を支援する。
  - (ハ) つくば地区の研究機関等の研究成果の技術移転を促進するため、産業技術総合研究所との連携を強めるなど产学研共同研究開発を進める。
- (ニ) 大企業から一括受注ができるような中小企業間の連携を推進するとともに、产学研官での共同研究を実施することにより、大企業のニーズに対応した新技術・新製品開発を支援する。
- (ホ) 中小企業の製品の付加価値を高めるため、デザイン相談やデザイン開発機器開放などにより、製品開発から生産・販売段階に至るデザイン活動を総合的に支援する。
- (ヘ) 知的財産権取得等に関する各種情報提供・相談を実施するとともに、県内の大学・研究機関等の保有する特許等の技術シーズについて、中小企業への移転を促進する。
- (ト) 产学研官の研究交流、創造的な研究開発を企画・支援するつくば研究支援センターの活用を促進する。
- (チ) 研究集積や技術集積などの地域の強みを生かすことができ、今後成長が期待

される分野において、産学官の相互連携を促進し、競争力の強い企業を創出する。

- (i) ひたちなかテクノセンターの機能を活用し、地域産業の高度化の支援とレベルの高い技術者の養成を推進する。
- ※ (ii) ものづくり産業の基盤強化のため、新製品の試作開発、設備投資を幅広く支援する補助金の拡充を図るとともに、高度3Dプリンターの導入など公設試験研究機関のものづくり支援機能の強化を図る。
- (iii) Society5.0を実現するため、IoT・AI等の知識やビジネス創出ノウハウ等の習得から、ビジネスプランの構築や次世代技術を活用したビジネスの創出・展開までを支援し、県内中小企業の競争力強化を図る。
- (2) 中小企業の販路拡大・経営革新の促進
  - (イ) 下請企業と進出企業の交流を活発化させ、受注機会の拡大と取引先の多角化を図る。
  - (ロ) 先端技術の導入や新分野開拓を目指す企業の支援体制を強化するとともに、助成・融資制度の拡充を図る。
  - (ハ) 国やジェトロなど関係機関と連携し、国際化セミナーの開催や企業からの貿易等に関する相談への対応、海外で開催される展示会・見本市への出展支援など、県内中小企業の海外展開を支援する。
  - (ニ) 産業構造の変化に対応するため、経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を支援する。
  - (ホ) ベンチャー中小企業等の自治体や公的研究機関等からの受注機会の確保を促進する。
  - (ヘ) 競争力の強い企業の創出・育成を図るため、独自技術で「売れるものづくり」を目指す意欲ある中小企業の技術開発や販路開拓を支援する。
  - (ト) 官公需における中小企業及び官公需適格組合の受注を拡大するため、県内の行政機関等に対し、官公需制度の趣旨の周知を図るとともに、目標値を設定するなどして中小企業等への一層の発注促進に取り組む。

### (3) 地場産業の振興

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている、地場産業を取り巻く環境の変化や地場産業の各産地が抱える課題を踏まえ、地場産品を地域ブランドとして確立できるような仕組みづくりを行うとともに、まちづくりと連携して総合的な振興を図る。

- (1) 本場結城紬や笠間焼などの振興を図るため、県と産地組合が一体となって産地の抱える課題や振興策を検討・推進する。
  - (イ) 本場結城紬や笠間焼などの製造技術法を保存するため、各工程の技術技法を

- 記録し、伝統技法の継承を図る。
- ② 伝統的工芸品等、地場産業の産地組合などが実施する、新商品開発や販路拡大事業に対し支援する。
- ③ 産業技術イノベーションセンターに整備された清酒製造技術研究施設を拠点として、県産日本酒の品質向上と高度な醸造職人の育成を強化し、ブランドイメージの確立を図るとともに、国内外への販路拡大を推進する。
- ④ 観光物産展や伝統工芸品展を開催することにより、県産品の販路拡大を図る。
- (イ) ホームページによるインターネットショッピングやカタログにより、通信販売の需要に対応した名産物を充実させるとともに、紹介宣伝を推進する。
- (ロ) 工業団地の未分譲地を活用して、大規模な県産品直売所フェアを開催する。
- ⑤ 異業種交流の活発化を図り、地域資源の活用や農商工が連携した新事業による起業化を進める。
- ※ ⑥ 砂利・碎石等の建設骨材業の健全な発展のため、法に基づく適切な指導と合わせ、事業者の意欲向上につながるよう必要な運用基準等の見直しを検討するとともに、事業所における自主的な災害防止への取り組みを促進し、災害の未然防止を図る。さらには軽油引取税の課税免除措置の期間延長、あるいは恒久化について国へ働きかける。
- ⑦ 県産石材が、安価な外国製品との価格競争等で厳しい環境にある中で、時代のニーズや環境の変化に対応した新たな活性化計画を策定し、石材産地の振興を図る。
- (イ) 道路・河川・海岸・護岸・建築工事・公園等、公共事業における県内産石材の利用拡大を図る。
- (ロ) 新たな販路の開拓や産地からの情報発信（展示会の開催等）を推進する。
- (ハ) 新商品・新技術の開発や再利用・再資源化を推進する。
- (ニ) 石材組合の育成を進めるとともに、廃棄物処理等地域の環境対策の円滑化を図る。
- ⑧ 笠間焼産地の振興を図るため、笠間陶芸大学校において高度で多様な技術等を習得させることにより、現代陶芸をリードする人材の育成を推進するとともに、学生の修了制作展などの発表の場の確保をはじめ、学生と地域の飲食店やイベント等との連携を図るなどして、その成果を産地の活性化にも繋げていく。

## (4) 中小商業・流通・サービス業の振興

地域経済の担い手として重要な働きをしている中小商業・流通・サービス産業などが消費者ニーズの多様化、高度情報化、経済のサービス化、郊外への大型店進出など環境の変化に対応し、的確に発展できるよう積極的な振興策を講じる。

- ① 中小商業・商店街の活性化と振興

- (イ) 地域特性を生かしたコミュニティ機能の強化など意欲的な商店街活性化事業を積極的に支援する。
  - (ロ) 地域商業の活性化を図るため、空き店舗対策や個店経営のための支援、さらに、ITやキャッシュレス決済の活用による地域商業者の生産性向上を支援する。
  - (ハ) 大型店の撤退や交通網の弱体化等に伴い高齢者など買い物困難者の増大に対応するため、市町村等と連携した空き店舗への出店支援や、商店街や新たな民間事業者等が行う宅配サービス・移動販売などの取組を積極的に支援する。
  - (ニ) 商店街の活性化・振興を図るため、商店街振興組合連合会が行う人材育成の取り組みを支援する。
- ② 中心市街地の活性化
- 空洞化が進行している中心市街地の活性化を図るため、改正中心市街地活性化法に基づき、市町村等が取り組む中心市街地活性化対策の円滑・効率的な推進を支援する。
- (イ) 国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする市町村に対して基本計画の作成を支援する。
  - (ロ) 中心市街地の活性化を図るため、その中心的役割を担う「中心市街地活性化協議会」の設立を促進する。
- ③ 流通・サービス業の振興
- (イ) 高速道路網と港湾の整備に対応して、流通機能の強化及び中小流通業の活性化はもとより、地域産業の振興を図るため、多様な業種・機能を導入した産業拠点としての茨城中央工業団地（笠間地区）の整備を進める。
  - (ロ) 物流業の競争力向上を促進するため、物流機能の高度化、効率化への取り組みを支援する。
  - (ハ) 少子高齢化など社会的課題に対応するソーシャルビジネスなどへの取り組みを支援し、新たなサービスの振興を進める。
  - (ニ) デザイン業の振興を図るため、デザインに関する県民の意識啓発や関連産業間の連携を促進する。
  - (ホ) 情報サービス産業等、地域産業の高度化に寄与する産業の育成・定着を図るため、産業支援機関等において研修等を行う。
  - (ヘ) 産業の空洞化に対応し地域経済の活性化を図るため、新たな産業の育成・誘導を促進する。
  - (ト) 販路拡大を図る大規模なイベントや全国規模の大会、レセプション・セミナーなどが開催できる大規模な複合コンベンション施設の建設を推進する。
  - (チ) 石油販売業の活性化のため、担当窓口を設け、ガソリンスタンドに関する施策等勉強会の定期開催に努める。

(イ) 地域の石油販売業の育成を図るため、石油元売会社及び販売子会社によるガソリンスタンドの運営及び営業を規制する条例の創設を検討する。

**【新規】** (ア) 公用車の燃料調達については、警察活動への対応を最優先にしつつ、受注機会の拡大に努める。

(ル) トラック及びバス業界における安全対策、環境対策等の事業を円滑に実施するため、運輸事業振興助成補助金については、運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき適正な交付を図る。

#### ④ 大型店対策

(イ) 「大規模小売店舗立地法」の趣旨を踏まえ、周辺地域の生活環境に十分配慮した大型店の適正な立地と併せ、地元商店街を中心とするまちづくりやにぎわい再生事業を支援する。

(ロ) 茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドラインに基づき、地域づくりへの協力や撤退時等の配慮など大型店の地域貢献活動を促進する。

(ハ) 大型店撤退による中心市街地の空洞化を避けるため、第二種大規模小売店舗立地法特例区域の活用について市町村に周知する。

#### ⑤ 国際経済化の促進

(イ) 国際ビジネスに関する情報提供・相談と窓口体制の整備によりジェトロとの連携を進め、海外貿易に関する普及啓発を行う。

(ロ) 茨城県上海事務所と連携し、中小企業の海外展開を支援する。

## (5) 中小企業の経営安定と創業支援

中小企業が柔軟性や創造性・機動性を生かし、中小企業に適した多品種少量生産や、地域に密着したきめ細かなサービスの向上など特色を發揮し、成長発展ができるよう積極的な支援をする。基本的には、経営基盤の強化と多様な情報収集、さらに労働者の確保は重要な問題であり、それらへの対応が緊要である。

#### ① 活力ある中小企業の育成

(イ) 事業承継の円滑化に向け、関係機関が一丸となって後継者不在の中小企業を支援する「事業承継支援ネットワーク」の活用などにより、さらなる支援の充実を図る。

(ロ) 地域間競争がますます激化していく中で、地域が自立的・持続的な成長を実現していくため、各地域の「強み」である地域資源の活用や農商工が連携した、中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化等の取り組みに対する支援を強化する。

(ハ) 経営改善普及事業の安定的な継続に努める。

#### ② 小規模企業の経営安定

(イ) 小規模事業者の人材育成等を図るため、商工会・商工会議所による支援を進

める。

- (ロ) 地域産業おこしを促進するため、若者グループの組織化とリーダー養成を行う。
  - (ハ) 経営者育成のため、異業種間交流を促進するとともに、経営力強化のための取組を推進し、地域の担い手の育成を図る。
  - (ニ) 共同化・協業化・構造改善などを促進し、企業体質を強化する。
  - (ホ) 産業構造の変化に対応できるよう新製品開発、新分野進出等の経営革新を支援する。
  - (ヘ) タクシー・ハイヤー事業が公共交通機関として今後とも維持できるよう、規制緩和の見直しを図り、同一地域・同一料金を推進するとともに、交通空白地におけるタクシー助成制度の導入も検討する。
  - (ト) バス事業者の経営の安定や観光産業の発展に資するため、高速バスや貸切バスに適用される一定のETC割引制度（通勤割引、平日昼間割引、大口多額割引等）の存続を図る。
  - (チ) 各自治体が「地域公共交通計画」を作成する場合は、既存のバス事業者からの意見を十分反映する。
  - (リ) 地域を支える小規模事業者の一層の振興を図るため、「小規模企業振興条例」の創設を検討する。
- ③ 資金調達の円滑化
- (イ) 信用保証協会の拡充・強化を図る。
  - (ロ) 高度化資金貸付事業について、(独)中小企業基盤整備機構が直接貸し出す融資の拡充を働きかけるとともに、高度化資金貸付事業を活用し共同施設事業・集団化事業・施設集約化事業を実施した組合等に対する倒産組合員の債務免除、経営環境変化に対応した債務の軽減・免除、相続時の個人連帯保証の解除等事業継承・再チャレンジへの新たな特別対策、低利の借り換え制度の創設等を講じる。
  - (ハ) 小規模事業者に対する無担保・無保証枠の拡大と貸付条件の緩和に努める。
  - (ニ) 売上高減少や取引事業所の倒産により、経営の安定に支障を来している企業を支援する融資制度の充実に努める。
  - (ホ) 産業構造の変化に対応するため、中小企業の新分野進出・新事業開拓のための融資制度を充実する。
  - (ヘ) 新技術・新製品の起業化を支援する融資制度の充実を図る。
  - (ト) 環境マネジメントシステムの認証を取得する企業を支援するとともに、茨城エコ事業所登録制度の普及を図る。
  - (チ) 新たに雇用を図る中小企業や、商店街の空き店舗の取得、店舗の増改築等を行う小売商業者等に対する融資制度を充実する。

- (イ) 経済環境の悪化しつつある中小企業の再チャレンジを支援する融資制度の充実に努める。
- (ウ) 中小企業・小規模事業者の事業承継が円滑に行われるよう、事業承継時の経営者保証解除に向けた施策や、親族外承継の場合に障害となる株式購入資金の調達について、新経営者に対する事業承継融資制度等の支援策を講じる。
- ④ 新事業の創出を促進するため、中核的支援機関を中心とした支援体制を充実する。また、大学及び研究機関のシーズを活用し、IT・ロボット、バイオ・メディカル産業等の高度化、新事業の創出及び販路開拓を促進する。
- ⑤ 創造的企業の育成
- (イ) 起業家精神に富み、創造的・独創的な事業活動に取り組む中小企業を育成するため、直接金融・間接金融の資金調達を支援する。
- (ロ) 中小企業の起業を促進するために、企業が融資を受ける際には個人保証について柔軟に対応する。
- (ハ) 女性による起業支援を推進する。
- (ニ) 中小企業の全国的・国際的な事業展開をサポートするため、実践的な経営戦略セミナーの開催、エキスパートの派遣等、経営力の強化を図る。
- (ホ) 中小企業の開発リスク負担を軽減し、需要の開拓を図るため、新産業分野に係わる市場動向の調査研究等を支援する。
- (ヘ) 新製品の販路開拓の場、投資家との出会いの場を提供するため、フェアの開催等販路開拓を支援する。
- ⑥ 消費者ニーズの多様化など、経済社会の変化に対応するため、技術・情報・人材・物流等の各種研究・情報資源を有効に活用するとともに、第3セクターなどの支援機関のコーディネート機能を強化して、新製品や新技術の開発、販路開拓、新分野進出等の支援策を拡充する。
- ⑦ 創業期の企業を支援するため、投資家との出会いの場を提供する。
- ⑧ 人材確保対策の強化
- (イ) 中小企業の人材確保のため、各種資金制度の拡充、社会保険への加入促進、労務管理の改善指導等を進め、魅力ある職場づくり、勤労者福祉の増進、住宅の整備等総合的な対策を推進する。
- (ロ) 高齢者の継続雇用の推進を図る。
- 長寿社会の進展と社会環境の変化に伴い、65歳までの雇用確保措置の早期普及に努める。
- 生産年齢人口の減少に伴い、70歳までの継続雇用の普及啓発を図るため、支援策等の導入を検討する。
- (ハ) 東京圏の学生に県内企業の求人情報を伝えるなど、人材情報提供システムの充実強化を図る。

- (二) 中学・高校におけるキャリア教育を充実する。
- (イ) 茨城県外国人材支援センターにおいて、中小企業に対し、外国人材との就職マッチングや受入体制の整備等の支援策を講じる。
- ⑨ 中小企業のＩＴ化の推進
- (イ) 中小企業のＩＴ導入の円滑化を図るため、専門家を派遣するとともに、ＩＴ化に対応できる人材の育成を図る。
- (ロ) 中小企業がインターネットを活用して、企業情報や助成等の各種支援施策情報、支援機関のイベント情報など各種の産業情報を取得できる情報発信体制を充実・強化する。
- (ハ) 高速・大容量の情報通信基盤「いばらきブロードバンドネットワーク」を活用した産業振興を図るため、利活用の支援に努める。
- (ニ) 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策への支援を行う。
- ⑩ 外国人研修生・技能実習生・労働者対策の強化
- (イ) 単に労働力不足への対応といった視点から、安易に外国人を受け入れるのではなく、あくまでも企業の合理化・省力化・効率化等によって対応できるよう各種の対策を推進する。
- (ロ) 技能実習生等、正規ルート（公的就労斡旋機関等）からの外国人については、労働条件・宿舎等受け入れ体制の整備を図る。
- (ハ) 不法滞在者・不法就労者については、雇用しないように企業への啓発・指導を図るとともに、実効ある対応を図る。
- (ニ) 日本語教育・技術指導・生活相談・保健医療等の体制を整備する。
- (ホ) 外国人技能実習制度の見直しを国に働きかける。  
○対象職種及び受け入れ枠を拡大する。  
○技能実習生に係る厚生年金及び雇用保険の保険料等を免除する。
- ⑪ 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業振興公社など商工諸団体の育成強化を図る。
- (イ) 特に商工会・商工会議所については広域的な連携を推進し、組織の強化・拡充を図る。
- (ロ) 高齢者雇用安定法の一部改正に対応するため、商工団体の再任用職員の補助対象化を図る。
- ⑫ 国民の公衆衛生の向上に資するクリーニング業界は、中小零細な事業者が大半を占めており、建築基準法第48条（用途制限地域）但し書き規定に基づく許可申請などについて、過重な負担なく、継続して操業可能な対応を講じる。
- ⑬ 理美容所における「無資格者」の存在が問題化していることから、理・美容師の各法の遵守を徹底するために、引き続き監視指導の徹底・強化を図る。
- ⑭ 理容業が全国的に減少傾向にある状況を踏まえ、地域貢献活動のあり方なども

問われていることから、国の理容業の振興指針に沿った支援の強化に努める。

- ⑯ さらなる法人税の引き下げや投資減税など中小企業・小規模事業者の力を底上げし、強靭化に資するきめ細かい支援策を国と連携して講じる。
- ⑰ 外形標準課税は従業員への給与総額等を課税対象とすることから、赤字中小法人に対して新たな負担を強いるばかりでなく、黒字中小法人にとっても増税となることが懸念されるため、引き続き、中小企業への外形標準課税の拡大は絶対に行わない。
- ⑱ エネルギーコストを低減させ、地方経済を活性化させるため、トリガー条項の凍結を解除し、ガソリン価格の急激な変動に対応できるよう、国に対して働きかける。
- ⑲ 郵政民営化法の趣旨を踏まえ、市街化調整区域における郵便局舎の建設について弾力的な運用を図る。

**【新規】** ⑲ 印刷物製造請負の入札において、最低制限価格の適用額の引き下げ、入札積算内訳書の添付及び工場設備の所有について、必要性を含めて検討する。

**【新規】** ⑳ コロナ禍での救援事業として、タクシーにテイクアウト料理を運ぶデリバリーが認められたことを踏まえ、タクシー事業者等が、地域の貨物運送事業者では対応が困難な、例えば、買い物や忘れ物を届けるなどの取り組みが有償貨物輸送として可能となるような検討を要望する。

## (6) 雇用の安定と勤労者福祉の充実

効果的な雇用対策の実施に努め、県民の雇用の安定を図るとともに、勤労者の労働条件の改善や福祉の増進を図る。

- ① 雇用に関する各種対策の充実
  - (イ) 求職者の早期就職を図るため、就職活動に必要な情報提供など、効果的な就職支援を行う。
  - (ロ) ジョブカード制度を周知するなど、職業能力の形成、就職の促進を図る。
  - (ハ) 70歳までの継続雇用の促進、シルバー人材センターの育成により、高年齢者の就業の促進と雇用の安定を図る。
  - (ニ) 障害者に対する職域拡大、職場の環境改善を進めるとともに、茨城労働局と連携し、障害者の雇用促進と雇用の安定を図る。
  - (ホ) 新規学卒者に対する求人情報の提供や就職面接会の開催により、就職促進を図る。
  - (ヘ) 県外大学から県内企業に就職した場合に奨学金返還を支援する。
- ② 合理的な労使関係の安定を図る。

- (イ) 労使関係の安定を図るため、労働経済に係る調査を行い、情報収集を図るとともに、情報の提供に努める。
- (ロ) 小規模企業の労働条件向上を促進する。
- (ハ) 中小企業の労使間に生じる労働問題などについて助言を行う、「労働相談センター」の充実を図り、労使間の安定に努める。
- (ニ) 職業生活において、指導助言する人材の育成や労使関係の安定を図るため、労働教育事業を行う。

### ③ 勤労者福祉の充実

- (イ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、事業主、勤労者に対し働き方改革の機運醸成を図る。
  - (ロ) 労働時間の短縮・週休2日や育児・介護休業の実施を促進するとともに、快適な職場づくりを進める。
    - 育児・介護と職業生活の両立を支援するため、育児・介護休業制度の定着を図る。また、生活資金貸付制度の周知を図る。
    - ボランティア休暇やリフレッシュ休暇など、多様な連続休暇の普及に努める。
    - ファミリーサポートセンターの設置を促進し、仕事と育児や介護が両立できるよう支援体制を整備する。
    - 企業に対し職場復帰が円滑にできるよう、休業中における情報の提供など、労務管理体制の充実を指導する。
  - (ハ) 勤労者とその家族の健康を守る。
    - 茨城カウンセリングセンターの実施する事業に助成する。
    - がん検診推進条例（茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例）の施行に伴い、がん検診の奨励、がん検診を受けやすい環境整備を支援する。
    - がん治療を安心して受けられ、治療後に職場復帰ができるような環境整備を支援する。
  - (ニ) 中小企業の福利・厚生施設の設置・改善に必要な資金の貸付を行う。
- ※ (ホ) 労働者福祉団体の育成強化とその事業資金の充実強化（労働福祉活動への助成、生活資金の融資など）を図る。
- (ヘ) 中小零細企業従業員の退職金共済制度への加入促進や雇用保険の適用拡大を図る。
- ④ 通勤者の利便を図る。
- (イ) 主要駅・バス停周辺に駐車場・自転車置き場を整備する。
  - (ロ) 道路の混雑を解消し円滑な出退勤のため、事業所に時差出退勤や鉄道・バス利用の啓発を図る。
- ⑤ 少子高齢化・人口減少社会を迎える、労働人口の減少対策が急務となっているこ

とから、公務員を含む65歳定年制の実現に積極的に取り組む。

- ⑥ 働き方改革について事業者の実態把握を行うとともに、時間外労働の改革を推進する中小・小規模事業者への経営上の影響を最小限にするよう、国に対して働きかける。

## (7) 観光地の開発と環境整備

自由時間の増加やゆとりと創造・リフレッシュなどの志向から、観光レジャーへのニーズが一層高まっている。県内各地域の持つ特性を生かして、新たな観光メニューの開発や観光地の整備を図るとともに、新たなタイプの観光レクリエーション需要に対応する施設整備を推進する。

### ① 観光レクリエーション地域の開発整備

- (イ) 民間の活力を生かし、魅力的かつ大規模で誘客効果のある観光施設の整備を支援する。
- (ロ) 市町村が行う大規模で集客力のある観光レクリエーション施設整備について積極的な支援を行い、首都圏における中核的な観光基地づくりを進める。
- (ハ) 日本遺産に認定された弘道館及び偕楽園を観光拠点として、誰もが安全で快適に散策できるような対策を検討し、より一層の魅力向上を図るとともに、周辺部（千波湖や周辺緑地）との回遊性を高めるための整備を推進する。
- (ニ) 偕楽園本園の有料化を契機に、梅まつり以外にも年間を通して、来園してもらえる県内随一の観光拠点とするために、新たな魅力向上策を講じる。
- (ホ) 広域観光レクリエーション基地として、国営ひたち海浜公園、鹿島灘海浜公園、笠間芸術の森公園、花貫ふるさと自然公園などの施設整備を進める。
- (ヘ) 大規模なテーマパーク等の観光・レジャー産業の誘致を進める。
- (ト) 水郷筑波国定公園や県立自然公園の保護及び利用施設の整備を進める。
- (チ) 県北・県央・鹿行・県南・県西の各地域整備構想の着実な展開を図る。
- (リ) 霞ヶ浦、北浦、牛久沼、涸沼等の湖沼や那珂川、久慈川等河川の水辺環境の保全を図るとともに、釣りをはじめとする体験プログラムの造成や、体験学習施設・親水型観光レジャー施設を整備する。
- (ヌ) 温泉を核とする観光開発を積極的に推進する。
- (ル) 本県の周遊観光拠点として、日本一の名所づくりを推進する。
- (ヲ) 自然環境の中で様々な余暇活動ができるアウトドア施設の整備を進める。
- (ワ) 体験観光施設を付加した総合的観光物産センターの整備促進を図る。
- (カ) 質の高い霞ヶ浦、北浦などの周辺整備や、適切な利用を図るための霞ヶ浦環境創造事業を推進する。
- (ヨ) ラムサール条約に登録された豊かな自然環境が存在している涸沼を地域活性化や観光振興に活用するため、涸沼周辺でのマラソン大会の開催支援や、北浦

から涸沼を経由し大洗海岸までの広域サイクリングコースの設定などに積極的に取り組む。

- (タ) 潟沼の保全と賢明な利用、それらを支える交流・学習を推進する拠点施設「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」について、早期整備の推進を図る。
- (レ) ラムサール条約の潜在候補地である霞ヶ浦及び北浦のラムサール条約への登録を促進する。
- (ソ) ナショナルサイクルルートに認定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のうち、整備が遅れている霞ヶ浦の南岸、阿見町にある自衛隊武器学校に係る区間は、湖岸沿いを離れ、国道125号に迂回するコースとなっており、サイクリストに大変危険なことから、湖岸側に自転車と人の専用道路を設置することを検討する。
- (ツ) 観光客やサイクリストの自転車活用を図るため、国道など幹線道路での自転車専用通行帯の整備など、広域的な自転車通行空間の環境向上を推進する。

#### 【新規】

- (ネ) ラムサール条約湿地である涸沼に、関東では初の水鳥・湿地センターが茨城町と鉾田市に2カ所に一体的に整備されることが決まり、令和4年度に建設工事が始まる見通しとなったことから、地元市町や関係機関との連携を強化し、涸沼の豊かな自然環境の保全と利活用を推進するための具体的な取り組みを検討する。
- (②) 「きれいな海」の保全と海洋スポーツ・レクリエーション施設の整備
  - (イ) 利用や景観に配慮した海岸保全対策を推進する。
  - (ロ) 国営ひたち海浜公園、鹿島灘海浜公園や、自然豊かな利用しやすい海岸環境を創出するための施設整備を促進する。
  - (ハ) 遊漁船や地曳網等の観光漁業の振興を図るとともに、旅館・民宿の整備促進、企業による保養施設の誘致を図る。
  - (ニ) 「茨城の海と自然・世界の海と地球環境」のテーマのもと、楽しみながら学ぶという教育と娛樂性を兼ね備えたアクアワールド茨城県大洗水族館のPRに努め、観光客誘致を進める。
- (③) 観光客誘致のための整備とその紹介宣伝
  - (イ) 観光客誘致を積極的に推進するため、DMOによる観光地域づくりや、大型観光キャンペーン事業を推進する。
  - (ロ) 観光客が快適に回遊できるよう、観光ボランティアガイドの育成や観光事業者のおもてなしの向上を図る。
  - (ハ) 訪日外国人旅行者数の国の目標4,000万人（2020年）に対応して、来県への誘客計画を立て来訪を促進する。
  - (ニ) 水郷、霞ヶ浦、筑波、海岸地域、奥久慈など県内の代表的観光地への誘客を促進する。

(イ) 分かりやすい交通案内標識の設置など、県内観光地の道路環境の改善を図る。

○筑波山周辺の沿道の改善を推進し、良好な眺望の確保と観光客が立ち寄りやすい環境整備を図る。

○英語併記やピクトグラムによる分かりやすい案内標示を推進する。

**【新規】** ○高速道路 I C 出入り口付近における禁止物件看板の撤去を進めるほか、官民一体となった茨城の魅力度向上につながる集合看板の設置を図る。

(ヘ) 観光客の利便性を高めるため、観光地間及び観光情報のネットワーク化を図る。

(ト) 県内の有料観光施設を共通して利用できる、入場券の割引制度の拡充を促進する。

(チ) 地域活性化のため、魅力あるイベントを開催する。

(リ) ものづくり現場やコンビナートの夜景、産業遺産などを巡る産業観光を推進する。

(ヌ) 東関東道水戸線や圏央道の早期完成、つくばエクスプレスの東京駅乗り入れ、茨城空港の国内外路線の拡大を図り、国内外からの観光客の増加を踏まえた観光関連産業の振興策を講じる。

※ (ル) ウィズコロナ時代における観光戦略の一つとして、本県の強みであるキャンプ場やアウトドアに着目した新たな旅行スタイルを提案する「いばらきツーリズム」を推進する。

(ヲ) 本県の豊富な農林水産物のブランド力の向上や「ご当地グルメ」、土産品などの開発を推進し、これらを活かした旅行商品の開発などを進める。

※ (ハ) 茨城が観光立県としての地位を確保するため、農林水産物や加工品のブランド力向上による食材のステイタス化を図るとともに、県民一人ひとりに対し観光イベント・資源の知識を啓蒙することにより、県外への草の根の観光アピール活動を展開する。

(カ) 県内の観光施設など様々な公共施設への誘客を図るため、県職員等の名刺の裏側に割引券を付け、誘客につながりそうな相手に積極的に名刺を渡す取り組みを展開する。

(キ) 宿泊施設の魅力向上を図るため、宿泊施設から魅力発信プロジェクト事業の来年度以降の事業継続を検討する。

(タ) 観光客の誘致など地域活性化に寄与する「道の駅」について、既存「道の駅」の施設改修や新たな「道の駅」の設置などに関して、市町村の意向を尊重しつつ、積極的に市町村の取り組みを支援する。

(レ) 増加する訪日外国人旅行者と、受入側の観光施設の会話を手助けするため、旅行者と施設との会話を通訳する 24 時間対応のコールセンターの開設を検討する。

- (イ) 観光客を呼び込むため、スマートフォンの位置情報機能を使い、スタンプラリーのように目的地を巡る米国発のゲーム「Ingress（イングレス）」の活用を検討する。
  - (ツ) 茨城港に寄港するクルーズ船乗客に対し、オプショナルツアー等による県内周遊観光を促進する。
  - (ネ) タンデム自転車や高性能な自転車タクシー「ベロタクシー」について、本県の観光振興につながるよう、利用促進に全力で取り組む。
  - (カ) 自転車の愛用者を増やすことは、健康増進や交通渋滞解消につながることから、修理サービスや休憩場所の提供などに積極的な自転車販売店へ立ち寄りやすくするなどの取り組みを展開する。
- ④ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」による支援制度など、広域的な観光誘客の取り組みに資する制度を活用し、本県観光のさらなる振興を図る。
- 【新規】** ⑤ 大規模な改修工事中のフラワーパークが来年度にリニューアルオープンすることから、本県を代表する魅力あふれる観光拠点としての運営・管理により一層努める。

## 8. 新しい飛躍と均衡ある発展のための県土づくりを進める

本県の新しい飛躍と県土の均衡ある発展を図り、豊かで安心できる安定した地域社会を築くために、広域交通ネットワークの整備など県土発展の基礎条件の向上に資する各種プロジェクトを一層推進し、長期的・計画的な県土づくりに積極的に取り組む。一方、新しい時代の動向に敏感に対応した施策を展開しつつ、県内各地域の特性を十分に生かすとともに、栃木・群馬・福島県など隣県との十分な連携を図りながら、県土の均衡ある発展を図る。

### (1) 基幹道路網の整備

基幹道路網の整備を進める上で、東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道の建設は、本県交通体系のネットワーク確立上の重要課題であり、これらの早期完成が図られるよう強力に推進する。

また、国・県道からなる幹線道路網についても、地方が必要とする道路整備の財源を確保し、整備を滞ることなく推進する。

#### ① 国土開発幹線自動車道の建設促進

- (イ) 北関東3県をはじめとする近県との一層の連携強化を図るために様々な交流事業等を推進する。
  - 沿線地域の開発計画を策定し、その具体化を図る。
  - 民間の活力(PFI方式等)を利用し、SA・PAを活用した地域拠点整備事業を推進する。
- (ロ) 東関東自動車道水戸線については、潮来IC～鉾田IC間の整備促進を図るとともに、鹿島港周辺地域への延伸について、具体化に向けた検討に努める。
  - 沿線地域の振興を図る沿線開発構想の策定を推進する。
- (ハ) (仮称)つくばスマートIC、(仮称)つくばみらいスマートICの整備を推進する。また、既設スマートICの利用促進を図る。

#### ② 首都圏中央連絡自動車道の建設促進

- (イ) 首都圏近郊の中核都市を連絡する本路線については、4車線化の早期完成を図る。
  - 沿線地域の開発計画を策定し、その具体化を図る。

#### ③ 直轄国道・補助国道の整備促進

#### ④ 地域高規格道路の整備推進

地域の活性化、地域開発を支援するための幹線道路整備、特に大規模プロジェクト開発地区及び高速道路等に直結する道路の整備を促進する。

- (イ) 水戸外環状道路、茨城西部・宇都宮広域連絡道路、百里飛行場連絡道路の整備を推進する。
- (ロ) 常総・宇都宮東部連絡道路、茨城北部幹線道路、千葉茨城道路、取手・谷和原連絡道路の計画路線指定に向けて取り組む。
- (ハ) 千葉茨城道路北延伸線の新規路線指定に向けて取り組む。
- (⑤) 雨天時の安全性確保の面から、高速道路等の排水性舗装の整備を促進する。
- (⑥) 本県の南北格差是正のため、新たな交通軸となる笠間市の道祖神峠のトンネル化を含む（仮称）茨城縦貫幹線道路（つくば～笠間～大子）と県北地域高規格道路（常陸那珂港区～大子）の実現に向けて取り組む。
- (⑦) 都市軸道路は、地域の振興に大きく寄与するため、国の補助事業や道路公社による有料道路事業など、多様な整備手法を活用し、その実現に努める。

## (2) 鉄道の整備促進

東北新幹線の県内への新駅設置を促進し、併せて県内鉄道の輸送力増強に努める。

- (①) 常磐線の輸送改善
  - (イ) 中距離電車の運転本数の増を図る。
  - (ロ) スピードアップと車両の改善を促進する。
  - (ハ) 特急列車の運転本数・停車駅・運行時間帯等の改善を図る。
- (ニ) 主要駅の橋上化を推進する。
- (ホ) 地域の魅力度向上などの観点から、小田急線特急ロマンスカーの取手駅延伸を検討する。
- (②) つくばエクスプレスプロジェクトの促進
  - (イ) つくばエクスプレスの東京延伸の早期実現を図る。
  - (ロ) つくばエクスプレスの利用促進を図るため、機運醸成を図るPR等を行う。
  - (ハ) つくばエクスプレス沿線開発を含め、沿線地域の計画的整備を進める。
- (ニ) 地域振興や観光振興を図る観点から、つくばエクスプレスの県内延伸に向けた取り組みを推進する。
- (③) 東北新幹線及び東北本線の新駅を古河・総和地区に設置する。
- (④) 大洗鹿島線の利用促進
  - (イ) 鉄道を軸とする魅力ある地域づくりを進めるとともに、駐車・駐輪場を整備する。
- (⑤) 水郡線の輸送改善
  - (イ) 関係市町村と一体となって、水郡線の利用促進及び活性化対策を図る。
  - (ロ) 利用者の利便のため、駅周辺に駐車場を整備する。

- ⑥ 水戸線の輸送改善
  - (イ) 運転本数の増、スピードアップを図る。
  - (ロ) 通勤・通学の利便のため、ダイヤ改善を図る。
- ⑦ 常総線快速列車のさらなる増便、スピードアップを図る。
- ⑧ 東日本大震災被災県リニア新幹線誘致に向けて、他の被災県の動向を踏まえながら連携を図る。
- ⑨ 鉄道駅舎は多くの人の出会いと交流の生活空間であり、関係市町村と連携のもと、より一層近代的な整備を推進する必要がある。
  - (イ) 公共施設などを併設し、魅力ある地域づくりの核とする。
  - (ロ) くみ取り式トイレの改築・改善を促進する。
  - (ハ) 駅発生ゴミについては、市町村との連携の中で円滑な処理を図る。
  - (ニ) 無人駅の環境改善を図る。
  - (ホ) 高齢者や障害者にやさしい駅づくりを進める。(エスカレーター等の整備促進)
- ⑩ 踏切の改良及び立体化、監視カメラの設置等、事故防止のための施策を強化する。
  - オーバーハング型踏切などハード面の設備の整備を促進する。
- ⑪ 鉄道施設の耐震点検・改善など防災対策を進める。

### (3) 港湾整備及び利活用の促進

首都圏の物流構造を再編し、人口・産業の本県への地域展開を誘導しつつ、首都圏の均衡ある発展を図るため、高速道路体系と一体的に北関東地域の物流拠点として各港の整備を進める。また、海洋レクリエーションやレジャーへのニーズに対応し、快適で潤いのある港湾環境の形成を図る。さらに、県内各港の振興のため、港湾機能の強化を図るとともに、効果的なポートセールスを行い、貨物の確保及び新規航路の開設を図る。

特に、県北3港の統合により誕生した茨城港については、北関東自動車道などの広域交通ネットワークの整備進展や好調な企業立地等を最大限に生かし、適切に機能分担しながら物流拠点としての集積を高めつつ、クルーズ船誘致を推進するなど、港勢拡大を図る。

- ※ ① 常陸那珂港区において、荷役効率のより一層の向上と利用船舶の安全性を確保するため、東防波堤及び中央防波堤の整備を促進するとともに、建設機械及び自動車等の輸出の増加に対応するため、大型R O R O 船等に対応可能な中央埠頭の整備を促進する。また、企業ニーズを踏まえたコンテナ航路開設を促進するとともに、港湾業務関係法令(C I Q 業務関係法令)に基づく指定品目の拡大と機関の設置を促進する。

- ② 鹿島港の外港地区の供用開始を受けて、南防波堤、中央防波堤、外港公共埠頭の整備を促進する。また、国際バルク戦略港湾（穀物）の実現を図る。
  - ③ 日立港区の沖防波堤の整備及び貨物量増加に対応するため、多様化する物流需要やLNG基地建設設計画への対応を図る。
  - ④ 大洗港区の航路泊地の埋没浚渫を推進するとともに、現状で利用されているフェリーや客船のみならず大型客船に対応できるクルーズポートとして整備し、賑わい拠点の発展を図る。
- 【新規】
- ⑤ 激甚化する自然災害に備えるため、防波堤や防潮堤などの港湾施設の整備を着実に進めるとともに、港湾BCPなどの充実により、災害に強い安全な港づくりに努めることで、本県港湾の信頼度を高め、更なる利用促進を図る。
  - ⑥ 茨城の港の活用について内外への宣伝を行い、利用貨物の確保と船の寄港を促進する。特に、外航定期船の就航を積極的に進める。
  - ⑦ 県内の港湾や漁港など、太平洋沿岸地域の保安問題・環境問題・防犯問題等について、関係部署との連携のもと対策を進める。

## (4) 茨城空港の利活用の促進

- ① 国内、国際定期便やチャーター便等できるだけ多くの路線の確保を図る。
  - (イ) 茨城空港へできるだけ多くの就航路線の確保を図り、国内・海外主要都市等との交流を推進し、商工業、観光、農林水産業及び科学技術の振興に取り組む。
    - 官民一体となった全県的な利用促進体制の確立を図る。
    - 栃木、群馬、福島と連携した物流や広域観光の拠点と位置付け、振興計画を策定する。
    - 航空貨物については、取り扱い実績を積み重ねつつ、関係者の意向を伺いながら、取り扱いの拡大に向けた検討を進める。
- ※ ○県立学校等の修学旅行における茨城空港の利活用の促進を図る。
  - 茨城空港の利用者の確保のため、利用者に対するより分かりやすい情報提供やその内容の充実など、利用者サービスの向上に努める。
- ※ ② 茨城空港の利用を促進し、地域経済に大きな効果が及ぶようにするため、観光資源の発掘・整備を進め、観光客の誘客を促進するとともに、海外就航先とのビジネス交流を促進するための支援策を講じ、地域産業の拡大・活性化を図る。
- ※ ③ 茨城空港の国際定期路線の更なる拡充と誘客促進により、国際的視野を持った県民の育成と幅広い世代・分野での交流促進を図る。
  - ④ つくばヘリポートについては、安全面に十分配慮しつつ、その利用促進を図る。
- ※ ⑤ 茨城空港における県産品アンテナショップ機能の拡充を図る。
- ⑥ 現在つくば、神栖方面のみ運行している乗合タクシーを、可能な限り、他の公共交通機関の運行されていない地域での運行についても検討する。

- ⑦ 茨城空港のにぎわい拠点として、航空博物館（茨城空港P R館）の新設を検討する。

## (5) 優良企業立地の推進

本県経済の発展と地域経済の活性化、雇用機会の創出のため、先端産業や関連企業の進出にもつながる裾野の広い産業など優良企業の立地を促進する。

① 工業団地の用途見直しによる立地業種の拡大を図るとともに、立地推進本部を中心に、企業の業務機能を含め誘致活動を組織的・積極的に展開する。

② 大型投資の進む自動車産業や建設機械産業のクラスター化を図るため、関連企業の誘致に積極的に取り組み、雇用の創出を図る。

また、それらの企業の製品を県内企業が活用しやすくなるようPRを行うなど環境づくりに努める。

③ 企業ニーズに即した優遇措置や企業が活動しやすい事業環境の整備、戦略的な企業誘致策の実施などにより、企業立地を促進する。

○ 様々な企業の事業環境が向上するように、交通ネットワークをはじめとする各種インフラの整備はもとより、優遇制度の拡充、各種許認可の迅速簡素化に努め、地域間競争に負けない産業基盤づくりを進める。

**【新規】** ○ 地域未来投資促進法の特例措置を積極的に活用することにより、地元企業が新たに設備投資を行いやすい環境をつくり、地域の中核を担う企業への成長を促す。

**【新規】** ○ 国の補助金や県独自の優遇制度を活用し、企業の国内回帰の動きを捉えるための誘致活動を一層強化する。

④ 資源循環型社会形成を推進するため、規制緩和を積極的に図り、新エネルギー・資源循環型産業の導入を図る。

⑤ 東日本大震災後も変わらない本県の立地優位性を生かして、誘致の促進を図る。

## (6) ITネットワーク社会づくりの推進

社会経済情勢の変化や地域の様々な課題への対応を図るため、整備の進んだ情報通信基盤とITサービス等を積極的に活用し、様々な情報化施策を計画的に推進する。

① NHK県域デジタル放送の県内における周知促進、視聴世帯の拡大とともに、充実した情報発信を図る。

② 行政の効率化と県民サービスの向上のため、電子申請・届出システムや統合型GIS(地理情報システム)などの利活用や、市町村における自治体クラウドの推進など、高度情報化社会に対応した電子自治体の構築を図る。

③ 県及び県関係機関のホームページを充実させ、一層の活用を図る。

④ 県民の情報通信の利用について、地域間格差が生じないよう、ブロードバンド

やスマートフォン等のモバイル端末など情報通信環境の整備を促進する。

- ⑤ 行政の保有するデータのオープンデータ化と利活用の取り組みを推進する。
- ⑥ インターネット動画サイト「いばキラTV」を通じ、茨城県の魅力を県内外に発信する。
- ⑦ 県内店舗の利用を促し、地域経済の活性化につなげるため、県広報紙「ひばり」に県内の店舗で利用できるクーポン券を掲載する取り組みを検討する。広報紙への関心が集まることにより、県政に対する県民の理解が深まる効果なども期待できる。
- ⑧ スマートフォンやタブレット端末で県内の話題やイベント、生活に役立つ情報、道路の通行止めや土砂災害、避難勧告、避難所等の災害情報、弾道ミサイル発射等の国民保護情報などを閲覧できるサービスに取り組む。
- ⑨ 県域民放テレビ局の開局と、映像による情報発信のあり方について、様々な選択肢を勘案しながら、最善策や支援策を幅広く検討していく。

## (7) 水資源の確保と有効利用の推進

豊かで健康的・文化的な県民生活を確保し、産業活動の進展を支える緊要な基礎的条件である水資源について、長期的な水需給の見通しにより、需要に応じた確保及び用水供給対策を進める。

### ① 水資源の総合的・計画的な開発

- (イ) 霞ヶ浦導水事業について、霞ヶ浦及び桜川（千波湖）の水質浄化、利根川及び那珂川の渇水被害の軽減、並びに新規都市用水の確保のため不可欠な事業として、関係者の理解を得ながら、関係都県と連携し国への働きかけを行うなどにより事業促進を図る。

また、水道水源開発施設整備費等に対する国庫補助の確保を図る。

- (ロ) 水源保全対策の充実強化を図る。

### ② 水の有効利用事業の促進

- (イ) 霞ヶ浦用水関連事業の推進を図る。

霞ヶ浦用水関連かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業の推進を図る。

- ※ (ロ) 県南西・鹿行・県中央広域水道用水供給事業、県南西・県央広域工業用水道事業を進める。

- (ハ) 那珂川沿岸農業水利事業の促進を図る。

- (③) 地下水の保全とその適正な利用を進める。

## (8) 科学技術の振興

- ① 県内に集積する世界に誇れる科学技術や多彩な産業技術を産業の振興と県民生活の向上に結びつけ、本県の活力を高めていくため、科学技術振興の指針に基づ

く施策を推進する。

- ② つくばの科学技術の集積を活用し、次世代がん治療B N C Tの開発実用化などライフィノベーション・グリーンイノベーション分野の新事業・新産業の創出を通じて、わが国の成長・発展に貢献する「つくば国際戦略総合特区」の取り組みを推進する。
- ③ 大強度陽子加速器施設(J - P A R C)を活用し、つくばの科学技術や日立のものづくり技術との結びつきを図り、国際競争力のある産業の創出や独自技術を持つ企業の育成を図り、科学技術創造立国を先導する先端産業地域の形成に努める。
- ④ 大学や研究機関・産業支援機関との連携を強化し、产学研官共同研究(例:B N C Tの実用化)などの研究交流を推進する。
- ⑤ 県内における優れた研究開発の奨励や若手研究者の育成、国関係試験研究機関の研究成果の県内産業への技術移転などを促進するため、一般財団法人茨城県科学技術振興財団等の活動を支援する。特に、ロボットについては(国研)産業技術総合研究所やCYBERDYNE(株)等、関係機関と連携を図りながら、ロボット館などで県民に分かるかたちで普及促進を進める。
- ⑥ 県民の科学技術に対する理解と関心を高めるため、積極的な啓発普及活動などを通して、科学技術に親しむ環境づくりを進める。
- ⑦ 県立試験研究機関が、産業界や県民ニーズ、政策課題を的確に踏まえた研究開発の重点化、分野横断的な連携に取り組めるよう機能強化を図る。
- ⑧ 次世代のエネルギーとして期待されている水素エネルギーについて、本県においても水素関連の技術開発を支援し新たな事業創出を促進するとともに、家庭用燃料電池及び燃料電池自動車等の普及拡大に向けた取り組みを一層強化することにより、先駆的な役割を果たしていく。

また、水素ステーションの設置や燃料電池自動車の購入等に対しては、次により支援に努める。

1. 水素ステーション及び燃料電池自動車、家庭用燃料電池等の水素エネルギーの普及促進と実用化に向けた実証拠点を設ける。
2. 水素ステーションの設置に、国と併用できる県の補助金制度を設ける。
3. 水素ステーションの設置に、県有地などを活用できる制度を設ける。
4. 燃料電池自動車購入時の補助金制度を設ける。
5. 将来的な水素供給のエネルギー供給県として、製造可能な拠点基地に関する計画を策定する。

## (9) ひたちなか地区の開発促進

- ① ひたちなか地区の開発・整備を促進する。  
関連主要道路の整備を含め、国際物流インフラ整備事業を促進し、海運物流関

連産業や県内外各種産業との連携による広域総合物流施策など、常陸那珂国際港湾公園都市にふさわしい調和ある整備を進める。また、港湾を軸とした国際港湾公園都市づくりの段階的進展を見据えた土地利用等を促進する。特に、後背地に対する基幹交通体系の確立は緊急を要する。

- (イ) 首都圏における物流の合理的再編と環境負荷の軽減に大きく寄与することが期待される常陸那珂港区の整備を促進する。
- (ロ) 国営ひたち海浜公園の整備を促進するため、開園区域の充実と供用区域の拡大を図る。
  - 海浜性レクリエーション基地として、海から陸までの多様なレクリエーションニーズに対応できる施設の整備を推進する。
- (ハ) 後背地、特に県北・県中央地区へのアクセス基幹道路の調査を急ぎ、一体的開発振興計画の具体化を促進する。
- (ニ) 都市再生総合整備事業を促進するとともに、ひたちなかテクノセンターを通して地元中小企業の育成振興を図る。
- (ホ) 都市ゾーンに企業の誘致を進める。
- (ヘ) 国際港湾公園都市づくりのため、国内外のイベント等が行えるコンベンション施設等の整備を推進する。
- (ト) 留保地については、留保地利用計画に基づく企業誘致を進める。
- (チ) 関係市村の一体的な広域都市づくりを考慮に入れながら、ひたちなか地区の開発を促進する。
  - (リ) 常陸那珂港区・国営ひたち海浜公園・阿字ヶ浦地区にまたがる地区において、海浜環境を楽しめるレクリエーションの場を形成する。
- (②) 常陸那珂港区や北関東自動車道を活用し、北関東3県等が連携して、物流の活性化を図る。
  - 北関東自動車道沿線及び常陸那珂港区を軸とした新たな物流拠点を目指し、「広域連携物流特区」を推進する。
- (③) アジア・太平洋諸国の原子力技術者を養成するため、日本原子力研究開発機構に国際的原子力交流施設の整備を推進する。

## (10) 県北地域の振興

- ① 若者の就業機会の創出、地域の活性化のため、「那珂西部工業団地」、「宮の郷工業団地」、「南中郷工業団地」、「赤浜地区工業団地」、「日立北部工業団地」への企業立地を進めるとともに、需給状況をみて、工業団地の整備を推進する。
  - (イ) 那珂IC周辺開発を推進する。
  - (ロ) 県北地域への企業誘致において、優遇措置を検討する。
- ② 企業立地に伴う産業のニーズに応える人材育成のため、新卒者職業訓練のカリ

キュラムの高度化を進める。

- ③ 地域未来投資促進法に基づく県北地域基本計画により、新製品・新技術の開発、新産業の創出など県北地域の活性化を推進する。
- ④ 地域の産業空洞化に対応するため、技術指導や共同研究開発など、下請け中小企業の活性化対策を重点的に推進する。
- ⑤ 大強度陽子加速器施設（J－P A R C）や日本原子力研究開発機構における研究成果の活用及び周辺機器等の受注・開発促進により産業振興を推進する。
- ⑥ 県北山間地域においては、生活環境施設・産業基盤・福祉・医療・教育の充実と地場産業の振興など、過疎法に基づき過疎地域自立促進のための新たな事業を積極的に展開する。
  - (イ) 県北地域への人口流入を図るため、過疎地域定住促進団地整備事業を推進する。
  - (ロ) 過疎市町が行う地域住民への生活支援事業や過疎市町間の広域連携事業等を支援するため、過疎地域自立促進交付金事業を推進する。
- ※ ⑦ 県北地域の豊かな自然環境や歴史・文化遺産などの地域資源を生かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズム、ロングトレイルなどの滞在・体験型観光を推進するとともに、首都圏を代表する交流・二地域居住空間の形成を図る。
- ⑧ 首都圏の小中学生などを対象に、県北ならではの漁船に乗ってのシラス漁体験や果樹づくりなどの農業体験、木造校舎でのおやき作り体験など、幅広いメニューをそろえた体験型教育旅行を大々的に売り込むとともに、受け入れ態勢の整備を進め、首都圏を代表する体験交流空間づくりを促進する。
- ⑨ 福島・茨城・栃木にまたがる県際地域が連携して広域的な地域づくりを推進するF I T構想に基づき、地域ブランドの創出、交流、二地域居住や広域観光交流等を促進する。
- ⑩ 都市との交流事業の促進を図るため、各市町村の拠点施設の整備やネットワークの形成を推進する。
- ⑪ 県北地域の豊かな自然環境を活かした魅力的な地域ブランドイメージを構築し、移住、交流の促進を図る。
- ⑫ 一般国道・県道の整備を促進するとともに、茨城北部幹線道路や横軸道路として肋骨道路の整備、北関東北部横断道路や県北地域高規格道路（常陸那珂港～大子）の具体化検討など、交通体系の整備を積極的に推進する。
  - (イ) 日立市新田・旧十王町黒坂・堅破山・北茨城市花園間及び菅谷・栗原線の整備とともに、県道昇格を進める。
  - (ロ) 日立市内など慢性的な交通渋滞については、渋滞緩和を図るための道路整備を推進する。
  - (ハ) 交通不能県道の解消、バス交通不能区間の整備促進
  - (ニ) シーニック・バイウェイ登録の条件である地域主体の協議会設立など、実現

に向けた取り組みへの支援を図る。

- ※ ⑬ いばらき科学技術振興指針に基づき、J-PARCを活用して、中性子を利用した研究成果から革新的な新技術の創出を図る。また、研究成果のPRを強化するとともに、宇宙分野と関連づけたPRの検討など、J-PARCの更なる知名度向上に取り組む。
  - ⑭ 水戸・日立地域集積促進計画に基づき、県北・県央地域に民間研究所・情報サービス業等の集積を促進する。
  - ⑮ 観光物産会館（常陸太田市など）の建設を進めるとともに、漆等の伝統工芸・特産物の振興や新しいタイプの工芸品の開発を促進する。
  - ⑯ 地域における優れた自然資源を活用し、交流人口を増加させるための施設整備を推進する。
  - ⑰ 地域の特色を生かした特產品づくりを進め、地域ブランドを育成する。
  - ⑱ 臨海地域においては、エネルギー供給地域としての役割を踏まえるとともに、研究拠点としての整備を進める。
  - ⑲ 県北地域の豊かな自然を活用したアウトドアスポーツの効果的な情報発信や施設整備への支援などにより、交流人口の拡大を図る。
  - ⑳ 「KENPOKU ART 2016 茨城県北芸術祭」の開催効果を最大限に活かし、地元市町や関係団体等と連携しながら、地域の活性化につながる取組を進める。
  - ㉑ 県北地域における芸術村構想を推進するため、芸術家が幅広い芸術活動を継続的に展開できる環境づくりに努めるとともに、交流人口の拡大につながる取り組みを推進する。
  - ㉒ 自転車で指定された観光地などを巡り、会員制交流サイト（SNS）に写真を投稿すると、商品がもらえる「ソーシャルライド」の取り組みを過疎地域で展開することにより、地域の活性化にもつなげる。
  - ㉓ 認定を取り消された茨城県北ジオパークについて、茨城県北ジオパーク推進協議会による再認定に向けた取組を支援する。
  - ㉔ 県北振興の起爆剤として、水郡線へのSLの土日定期運行の早期実現に県を挙げて強力に取り組む。
- 【新規】 ㉕ 定住人口や労働生産人口の減少を抑制するため、現存する地域の拠点施設活用やサテライトオフィス等の整備、ネットワーク環境等の充実を図り、県北地域での移住・テレワークの取り組みを推進する。

## (11) 県央地域の振興

- ① 北関東の発展を牽引する中核都市としての水戸を中心とした都市圏づくりを推進する。
  - (イ) 都市環境の整備、高度技術産業の誘致、魅力ある商店街づくり、大規模公園

等の整備など、自然・歴史・伝統を生かした観光レクリエーション拠点づくりを総合的・計画的に進める。

- (ロ) 県都において、中核都市にふさわしい大規模な国際会議や見本市などが開催できる茨城スーパーアリーナ構想を推進する。
- ② 北関東自動車道沿線地域の振興を図るため、沿線開発計画の具現化を図る。
- (イ) 沿線開発の一環として、茨城中央工業団地の整備及び企業立地を推進する。
- ③ 茨城空港の利活用を踏まえ、常陸平野地域の計画的な開発整備を推進する。
- ④ 水戸・鹿島両都市圏の拡大を踏まえ、東関東自動車道水戸線・大洗鹿島線の広域交通インフラに基づく開発構想を推進する。
- ⑤ 水戸地方拠点都市地域基本計画に基づく事業を推進する。
- ⑥ 水戸市内及び周辺の交通渋滞解消のため、環状道路の早期整備を図る。
- ⑦ 立地条件を生かした近郊農業の振興を図る。
- ⑧ 県庁舎関連施策の推進を図る。
- (イ) 県庁舎周辺部及び三の丸庁舎周辺部の都市基盤の整備を進める。
- (ロ) 三の丸庁舎周辺の道路は現状でも相当混雑を来ており、周辺部道路の拡幅・新設等、交通環境の整備を促進する。
- ⑨ 畜産試験場跡地は、県央部発展の起爆剤として活用する。
- (イ) 若者が集う大学等の誘致
- (ロ) 本社機能、サテライトオフィスなどの誘致
- (ハ) 工場、倉庫などへの単純売却はしない
- (ニ) リトルシニアのメッカとなっている現状を継続
- ⑩ 潟沼周辺でのマラソン大会の開催など、豊かな自然環境が存在している潟沼を地域活性化に活用する。
- ⑪ 県都水戸や県全体の活性化のための起爆剤として、JR常磐線への新偕楽園駅の建設と常設化に取り組む。
- 【新規】** ⑫ ひたちなか大洗リゾート構想の実現に資するような民間主導の取り組みに対して、支援を検討する。

## (12) 県南地域の整備促進とつくばの振興

- ① つくばの整備を促進する。
- つくばを世界の研究開発センターとして、より一層の充実を図るため、次の施策の展開を図る。
- (イ) 根幹的な交通体系の整備と、新市街化地区の整備促進、周辺地区の開発、生活基盤の整備、多様な産業の導入等による自立都市の確立を図る。
- (ロ) 人口増加に対応し、必要となる小中学校等の公益施設について、都市再生機構の関連公共公益施設の立替施行による整備を図るなど、地元自治体への財政

措置を国に要望する。

- (ハ) 世界をリードする国際的な研究開発を進めるとともに、その交流拠点として、つくば国際会議場において国内外の会議や学会等、様々な交流を促進する。
- (ニ) つくばの科学技術集積を生かし、つくば研究支援センターの事業が円滑に推進できるよう支援するとともに、中小企業の技術開発を推進する。
- (ホ) つくばエクスプレス沿線への企業立地の促進を図る。
- (ヘ) 土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想を推進し、茨城南部自立都市の中核となる業務核都市を育成整備する。
- (ト) つくば地区の大学や研究機関の研究集積から新規事業創出を促進するため、产学研官連携の強化と事業化資金の充実を図る。
- (チ) 公的研究機関や大学を今まで以上に広く一般に公開するとともに、児童生徒の総合学習の場としての活用促進を図る。
- (リ) 公的研究機関の老朽化対策について国に働きかける。
- (ヌ) 「エネルギー・フロンティアつくば」として、景観や将来を見据えた事業計画等に配慮しつつ、耕作放棄地や湖沼等を活かした新エネルギー産業の振興を図ることにより、新たな雇用を創出する。
- (③) つくばエクスプレス沿線地域の計画的な整備を進める。

- ※ (イ) 島名・福田坪地区及び上河原崎・中西地区の土地区画整理事業を推進する。
- (ロ) 沿線地域の認知度の向上を図るため、戦略的にPRを展開する。
- (ハ) つくばエクスプレス沿線開発の土地処分の方策として、業種に応じた事業用定期借地制度の活用や、住宅事業者等との共同分譲、民間卸などを一層積極的に推進する。
- (ニ) 地域未来投資促進法に基づく圏央道地域基本計画により、日本を代表する科学技術の集積を活用した地域産業の活性化を推進する。
- (④) 東京芸大取手校の立地等、県南地区の優位性を生かした国際的な芸術文化振興拠点の整備を進める。
- (イ) 内外の優れたアーティストを支援し、現代の芸術活動の拠点形成を目指す「アーカス構想」の実現を図る。
- (⑤) 龍ヶ崎市と利根町との合併機運を醸成する。
- (⑥) 取手駅北地区の土地区画整理事業を促進する。
- (⑦) 地域発展を促すため、霞ヶ浦・筑波山周辺地域のレクリエーション拠点形成を促進する。
- (⑧) 「県総合計画」や「霞ヶ浦環境創造事業推進計画」に基づき、霞ヶ浦自転車道等、霞ヶ浦、北浦などとの共生型地域づくりを推進する。
- (⑨) 霞ヶ浦、北浦などの周辺地域の活性化を図るため、飛行船を活用した地域づくりを推進する。

- ⑩ 霞ヶ浦、北浦などの周辺地域の振興方策として、「湖の駅」の整備を図る。
  - ⑪ 市民農園の整備など、都市化の進む地域に合った農業の振興を図る。
  - ⑫ 都市近郊農業の振興を図りつつ都市づくりを進めため、市街化区域内農業者の自主的な住宅開発を推進する。
  - ⑬ 霞ヶ浦の重要な水源でもある筑波山周辺の森林整備を推進する。
  - ※ ⑭ 上曽トンネル等の整備効果を活かした、石岡市を東西に横断する道路の実現可能性について、茨城空港アクセス道路の延伸を検討する。
- 【新規】 ⑮ 取手競輪場において、民間事業者のアイデア等を取り入れながら、多目的な利活用を検討する。

## (13) 県西地域の振興

- ① 常総線の整備と沿線開発の促進
  - (イ) つくばエクスプレスと常総線の相互乗り入れの事業化を図る。
  - (ロ) 常総線快速列車のさらなる増便、スピードアップを図る。
  - (ハ) 沿線地域の住宅・流通・業務等、複合開発を促進する。
- ② 常総・坂東・境・古河副次核都市整備
  - (イ) 副次核都市としての基盤づくりを進めため、交通体系の整備、物流システム整備構想及び住宅・工業団地建設計画の策定などを進める。
- ③ 県西北部地域の総合的な振興を図る。
  - (イ) 筑西地方拠点都市地域基本計画に基づく事業の展開を図る。
  - (ロ) 地域活性化促進道路事業を推進するとともに、筑西市・結城市などにおける市街地整備を促進する。
  - (ハ) 常総・宇都宮東部連絡道路の整備促進を図る。
- ④ 「つくばハイテクパークいわい」への企業誘致を進めるとともに、下妻市等の工業団地整備事業の促進を図る。
- ⑤ 東北新幹線及び東北本線の新駅設置を促進する。
  - (イ) 新駅設置の推進体制を強化する。
  - (ロ) 古河・総和新都心開発構想の具体化を図る。
- ⑥ 拠点文化施設の建設推進と計画策定
  - (イ) 県西地区の文化、国際交流など、複合的文化センターの機能を持つ拠点施設建設のための計画策定を進める。
  - (ロ) 農業資源や自然資源を生かした複合レクリエーション開発計画を策定する。
  - (ハ) 首都圏中央連絡自動車道沿線地域の計画的な整備を進め、拠点づくりの具体化を促進する。
- ⑦ 茨城西部・宇都宮広域連絡道路の整備促進を図る。
- ⑧ 京浜東北線の小山駅までの延伸を推進する。

- ⑨ 東京直結鉄道（地下鉄8号線）の県西地域への延伸を促進する。
- ⑩ 菅生沼を中心とした教育的レクリエーションゾーンの整備を図るため、ミュージアムパーク茨城県自然博物館の内容を充実する。
- ⑪ 筑西幹線道路の整備推進を図る。
- ⑫ 日野自動車古河工場における本格稼働を受けて、関連企業のさらなる誘致、地元企業の新たな展開による産業集積を推進する。
- ⑬ 各自治体間の連携によって、民間路線バスとコミュニティバス等の運行の調整や、相互乗り入れができる拠点づくりに取り組み、利便性の向上を図る。
- ⑭ 圏央道と北関東道を結ぶ地域高規格道路として、沿線市町が検討している（仮称）県西縦断道路の取組を支援する。

## (14) 鹿行地域の振興

- ① 鹿島地域の整備
  - (イ) 交通体系の整備、都市機能の強化などの整備を促進する。
  - (ロ) 中心市街地の形成を促進するなど、生活環境・文化施設の整備と関係市の一體的な新鹿島都市づくりを推進する。
    - ワールドカップ開催の意義を踏まえ、カシマサッカースタジアムの県民への幅広い利用とスポーツを核とした地域づくりを進める。
  - (ハ) 奥野谷浜工業団地への企業誘致を促進する。
- ※ (ニ) 鹿島臨海工業地帯の更なる競争力強化に向け、事業環境の整備や企業間連携などの取り組みに加え、先を見据えたコンビナートのスマート化といった新たな取り組みを推進する。また、医療・教育の充実など働く人に魅力的なまちづくりの視点についても検討を進める。
- (ホ) 水素社会の実現に向け、鹿島臨海工業地帯において、水素等エネルギー供給拠点の形成を目指す。
- ② 大洗鹿島線沿線地域の開発
  - (イ) 沿線地域の振興と鉄道利用者を確保するため、水戸・鹿島間で沿線地域の開発事業を促進する。
  - (三) 大洗町から神栖市までの鹿島灘の雄大な海岸線を生かした、海洋レクリエーション・リゾート地域の整備を進める。
    - シーサイド観光道路の整備を図る。
  - (四) 稲敷市から潮来市・神栖市までの利根川沿いを生かした、内陸型レクリエーション・リゾート地域の整備を進める。
    - リバーサイド観光道路の整備を図る。
  - (五) 鉢田西部工業団地などの開発を推進する。
  - (六) 東関東自動車道水戸線の整備促進とともに、沿線地域の振興に資する沿線開発

計画の具現化を図る。

- ⑦ 新霞ヶ浦大橋の建設や水戸神栖線など県道路網の整備拡充を進める。
- ⑧ 行方地域の振興を図るため、北浦複合団地の整備を推進するほか、霞ヶ浦東岸地域のリゾート開発を進める。
- 【新規】** ⑨ 市内に3つの県立高校を有する神栖市では、中学校卒業生が県外の高校に200人以上進学している。中学校卒業生の進学における県外、他市への流出の課題解消の前に、学級減や学校の統廃合をしないことに努め、神栖市内の県立高校における学力向上を支援し、大学進学率の向上を図る。

## (15) 國際化時代に対応した総合的施策の確立と推進

国際化時代における交流は、自治体・教育機関等の姉妹提携、産業経済（貿易・企業や技術の提携）の交流、芸術・文化交流、民間交流、留学生の受け入れ、技術研修員の受け入れ等と広範・多様化している。

交流の相手国も、欧米からアジア・中近東・南米諸国と多岐にわたっている。一方、国際交流の進展と入国者の増大に伴い、不法滞在・就労、住居不明、各種事件・事故・犯罪やエイズ・医療・福祉・教育・納税及び保険等の諸問題を引き起こしている。

特に、不法滞在・不法就労等外国人の在住地域は県内全域にわたっており、その就労形態も様々である。その人数や生活実態・就労実態は十分に把握できないまま現在も進行している。

将来にわたっての本県の社会・産業・経済秩序を考え併せながら、これら一連の諸問題にも積極的に対応するとともに、国際交流に対する県民意識の高揚と国際理解を高め、民間交流・グローバルな産業経済交流など各種国際交流事業の拡大・支援を図るため、一元的・総合的施策と推進体制の確立が急務である。

- ① 拡大する交流事業に対応できる茨城県国際交流協会の強化**
  - (イ) 拡大する各種の国際交流事業に一元的・総合的に対応できるよう、茨城県国際交流協会の体制強化・整備を図る。
  - (ロ) 国際交流の情報交換、拠点づくりなど国際交流ネットワークづくりを進める。
  - (ハ) 国際交流、在住外国人への対応についてのガイドラインを作成する。
    - 県内在住の外国人との交流事業、茨城ふるさとファミリー事業等を推進する。
- ② 外国との友好交流の推進**
  - (イ) 友好提携県・州との県民主体の友好交流事業を促進する。
  - (ロ) 文化・芸術・学術・教育・スポーツ・青少年・女性等、各種交流事業を進め る。
  - (ハ) 中学校・高校・大学における国際教育を充実するとともに、姉妹提携を推進し交換留学事業を拡充する。

- (ニ) アジア地域との産業・教育・文化など幅広い交流を促進するため、上海事務所の活動体制の充実を図る。
- ※ ③ 多文化が共生する社会の実現を目指し、県民と外国人の共生意識の醸成や相互理解に向けた取り組みを進めるとともに、外国人が地域社会の一員として県民と共生できるよう環境整備を図る。
- (イ) 在住・訪日外国人が各地域に溶け込んだ生活ができるよう、日常生活等の各種相談・支援体制の充実を図る。
- 日本語教育・生活習慣・職業・衛生・医療・エイズ・教育・交通安全・住居等に係わる諸問題に関する相談・支援体制を整備する。
- (ロ) 各種情報提供の推進
- 外国語によるラジオ放送や情報誌・生活ガイドブックの発行、インターネットによる情報提供を進めるとともに、病院・公共施設、案内標識などに外国語表示をする。
- (ハ) 通訳者等、交流ボランティアグループの育成を図る。
- (ニ) インターナショナルスクールの整備検討を図る。
- ④ 産業経済の国際化・企業交流の推進
- 本県産業の高度化・多様化とともに、海外との交流志向は高まりをみせている。一方、鹿島港、茨城港の整備、ひたちなか地区開発の進行によって、本県産業経済界の国際商・技術取引・貿易等の進展が予想される。本県企業の国際化を推進し、経済の国際化を企業の成長に結びつけるため、総合的な海外戦略を構築することが重要である。
- (イ) 国際港湾の整備に対応して、貿易振興拠点の整備を促進する。
- (ロ) 工業団地説明会の開催などを通じて、外資系企業の誘致を推進する。
- ※ ⑤ 外国人研修生・留学生等、県内の在留外国人の支援施策を進める。
- 県内には、令和2年6月末現在約71,000人の外国人が在留しており、生活等の支援対策を推進する。一方で、不法滞在者・不法就労者も多数いると見られるため、それらの実態把握に努め、取締りを強化していく。
- (イ) 外国人に関して基本的条項を盛り込んだ大綱を制定する。
- (ロ) 外国人及び受け入れ事業所等の実態把握を図る。
- (ハ) 外国人研修生や留学生等に対し、快適な環境の中で研修・勉学ができるよう、受け入れ体制・宿舎・日本語教育・日常生活・保健医療等について支援する。
- 商工・農林水産業における外国人技能実習生の受け入れを支援する。
- 納税・保険制度や帰国担保対策等については、事業所及び外国人に周知・指導を図る。
- 労働条件の確保等、受け入れ事業所に対する啓発を進める。
- 公共職業安定所等、公的就労斡旋機関の整備を図る。

- (二) 各種事件・事故の未然防止、治安体制及びエイズ等の感染症・医療対策事業を強化する。
- 国際犯罪捜査、通訳体制の整備等国際化を踏まえた治安体制の強化を図る。
  - 特に、悪質プローカー・不法風俗業者の摘発とともに、エイズ等の感染症の検査・診療体制の確立を図る。
  - 診療実態の調査や受診案内書を作成するとともに、医療費対策を進める。
- ⑥ 國際化時代に対応した国際交流会館（センター）の設置を図る。
- (イ) 拡大する各種の国際交流、産業経済界の交流や外国人研修生・県内在住・滞在外国人問題等、国際化時代に対応するための総合的拠点となる施設の建設を検討する。
- 外国人が一時的に宿泊できる施設も併設する。
- ⑦ 国家・国益に関わる情報（領土問題ほか）で、県民の関心が高いものについては、県本庁舎2階の県政広報コーナーでのパネル展等により積極的に広報する。

## **(16) 県独自のシンクタンクの設置**

県内各地域の均衡ある発展や県民生活の一層の向上を図るため、茨城のカラーを生かした特色ある施策や長期的な課題、開発プロジェクト等の調査研究を行うシンクタンクが必要である。

## **(17) 構造改革特区の推進**

地域の特性に応じた規制緩和による構造改革を目指す特区制度を導入し、本県の産業経済の活性化を図る。

- ① つくば・東海地区における研究集積と日立地区的産業集積を活用し、国際的な产学研官連携のもとで質の高い研究開発を推進し、次世代をリードする研究成果を生むとともに、その成果を実用化・産業化へつなげる「つくば・東海・日立知的特区」を推進する。
- ② 鹿島地区をわが国における素材産業再生のモデルとして、国際競争力の高いコンビナートへの転換と高度な産業クラスターの形成を図るために「鹿島経済特区」を推進する。
- ③ 常陸那珂港区を中心とする港湾地域と北関東自動車道沿線地域等において、港湾の国際競争力の強化や産業集積の促進等を図ることにより、首都圏における新たな物流拠点の形成を目指す「広域連携物流特区」を推進する。

## **(18) フィルムコミッショングの推進**

- ① 映画やテレビドラマ等のロケーション撮影の誘致や支援を行うフィルムコミッションを積極的に推進し、本県の知名度向上と地域資源の情報発信を図る。

- ② ロケ地日本一の実績を活かし、国内外の話題性のあるロケの誘致を図ることにより本県の魅力向上や誘客促進を図る。
- ③ 海外の映像関係者などに本県のロケ地の魅力を積極的に P R し海外からのロケの誘致を推進する。

## (19) 県民の意向を踏まえた施策の推進

- 県民の意向や要望が強い施策（保健・福祉・医療の充実、安全・快適な社会づくり等）の充実を図るための予算の重点配分に留意する。

## 9. 美しい自然・水の保全を図り、人と地球にやさしいクリーン環境社会の形成を図る

県民の健康と生活を公害から守り、豊かな県土と自然を保護し、水と緑の快適な潤いのある環境をつくることは、県政上重要な課題である。産業廃棄物やごみの減量化などはよりもなおさず、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄社会の仕組みの転換を図ることであり、環境への負荷の少ない循環型社会の構築である。そのため、生産・流通・販売など企業のシステム、地域や家庭など県民のライフスタイル等々、すべての社会構成者が模索し、具体的な行動を起こせるような施策の推進が必要である。世界湖沼会議の成果が、霞ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）などをはじめとした湖沼・河川の水質浄化に發揮されねばならない。

### (1) 地球環境保全対策の推進

環境基本条例が定める環境の保全と創造の基本理念の実現に向けて、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進する。

地球環境保全対策の枠組みとなる「地球温暖化対策実行計画」の行動計画に基づき、「環境への負荷の少ない地域社会の構築」に向けて各種施策を推進する。

#### ① 環境基本計画の推進

- (イ) 環境基本計画に基づいた施策展開を図るとともに、県民・事業者・民間団体・行政等がその連携と役割分担の下に、環境の保全と創造のための行動を進められるよう、パートナーシップの形成を図る。
- (ロ) 市町村における環境基本条例の制定と環境基本計画の策定を促進する。
- (ハ) 環境に関連する様々な情報を収集し、県民へ適切な情報を提供する。

#### ② 地球環境保全行動の推進

茨城県地球環境保全行動条例に基づき、県民・事業者・市町村及び県が一体となった地球環境保全行動の推進を図る。

- (イ) 事業者に対して、地球にやさしい事業活動の促進を図る。
- (ロ) ごみ問題から地球環境問題まで、幅広い環境問題についての普及啓発や実践活動を行う、県民・企業・行政が一体となった環境保全県民運動体制の整備を推進し、各種実践活動体制の育成強化を図る。
- (ハ) 環境共生・循環型のまちづくりを推進する。

#### ③ 環境学習の推進

学校・環境活動団体・企業・市町村等と連携して環境学習の推進を図る。

## (2) 廃棄物対策の推進＝リサイクル社会の形成促進

### ① 一般廃棄物(ごみ)の減量化・分別収集・再使用・再生利用の推進

各家庭から排出されるごみの減量化とともに、混ぜればごみ、分ければ資源の観点から、廃棄物の再使用・再生利用を促進させるためのシステムづくりが必要である。行政とともに製造業界・流通業界(小売店)や消費者は共通の認識のもとに、それぞれの立場で社会的責任の役割分担をしなければならない。

(イ) 廃棄物処理法及び関連法令に基づき、不法投棄防止策を推進する。

(ロ) 多くの市町村において、減量化とリサイクルの取り組みがなされているが、地域社会のシステムとして確立していく必要があり、行政・関係業界・住民等の協力によるごみ減量化に向けた実践活動を促進する。

○ごみの容積比で約5割を占めているのが容器包装廃棄物である。容器包装リサイクル法に基づき、市町村における分別排出・収集体制の整備等を促進し、ごみ減量化・再資源化(再商品化)のシステム化を確立する。

○生ごみの土壌還元と焼却場への減量を図るため、コンポストの普及を推進する。

○食品ロスの削減に向け、いばらき食べきり協力店の登録店舗数の拡大に努めるとともに、県民に対して効果的な啓発を実施する。

○産業界等の様々な主体と連携し、プラスチック使用量の削減に取り組むとともに、プラスチック資源循環を推進する。

### ② ごみ焼却施設の広域化整備

効率的かつ経済的なごみ処理にあたっては、市町村枠にとらわれない広域的なごみ焼却施設の整備が必要であることから、地域の実情に合わせたごみ処理の広域化を促進する。

### ※ ③ 産業廃棄物の減量化・再資源化の推進

産業廃棄物の排出量は、平成30年度で1,154万トンとなり、震災により生産能力が低下していた平成25年度に比べ増加している。また、最終処分量は48万トンとなり、排出量の4.1%を占めているため、循環型社会形成に向け、さらなる減量化・再資源化の取り組みが必要となっている。

(イ) 産業廃棄物の減量化・有効利用を図るため、多量に産業廃棄物を排出する事業所に対して、廃棄物処理計画に基づき、減量計画の推進について指導とともに、減量化・有効利用施設の整備に対する支援を行う等、中間処理施設の整備を促進する。

○廃棄物再資源化指導センターの運営を強化し、減量化等に関する啓発、中小企業者等に対する減量化・有効利用のための技術指導・相談・情報提供等を

行う。

- 工業団地における共同処理を促進する。
  - (ロ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき分別解体の推進を図るとともに、建設廃棄物の再資源化を促進する。
  - 解体工事業者の登録を実施することにより、解体工事業者の施工技術を確保し、適正な分別解体と再資源化を図る。
  - コンクリート塊・アスファルト塊及び発生木材等について再生利用の拡大を図るとともに、建設発生残土などの建設副産物については、茨城県建設技術管理センター建設副産物リサイクル事業部の活用などにより、その有効利用を図る。
  - 再生碎石の供給量に鑑みて、資源量に余裕がある「道路用の碎石」（天然の原石を碎いて碎石にしたもの）の積極的な利用を図る。
  - 建設副産物のリサイクルを促進するため、リサイクル建設資材認定制度を適正に運営し、公共事業におけるリサイクル製品の率先利用を推進する。
  - 建設関係者等を対象とする講習会など普及啓蒙に努める。
- (ハ) 農業用使用済みプラスチックについては、リサイクルを基本とした適正処理を推進する。
- (ニ) 石材端材の資源化・再利用の促進を図る。
- (ホ) 地元市町村の意向を十分に踏まえながら、リサイクル関連業者の工業団地への立地を図ることにより、廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進する。
- (④) 家畜排せつ物や木くずなどのバイオマス（有機性資源）の利活用を推進し、循環型社会の実現と農業・農村の振興を図る。
- (⑤) 不法投棄防止対策の推進
- (イ) 不法投棄防止対策の徹底を図るため、発見・通報体制と監視・指導体制を強化し、早期発見・早期対応に努めるとともに、不法投棄に関する住民の不安解消に努める。
  - (ロ) 建築物等解体廃棄物の不法投棄防止のため、解体工事業者や産業廃棄物処理許可業者への適正処理の指導や啓発を行う。
- (⑥) 医療廃棄物の適正処理の推進を図る。
- (⑦) 有害使用済機器保管等業者に対する監視指導体制の強化を図る。
- (⑧) 再生製品の利用拡大策を推進するとともに、環境関連企業の育成を図る。
- (⑨) 産業廃棄物の県内搬入の事前協議については、これまでの経緯や現状等を踏まえて検討のうえ、可能な部分については規制緩和を図る。
- (⑩) 軽油引取税の課税免除の特例の中に、「廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の中間処理施設において専ら廃棄物の処理のために使用する機械の動力源の用途」を含める。

### (3) 霞ヶ浦など河川・湖沼の水質浄化

社会経済の進展に伴い、昭和47年頃から霞ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）などの水質汚濁が進んでおり、公害防止条例・富栄養化防止条例に基づく対策を推進した結果、一時は10 (mg/ドル) を上回っていたC O Dは、近年は改善傾向にあるものの、環境基準の3 (mg/ドル) に比較すると高い水準となっている。

霞ヶ浦の流域は22市町村にわたり、その流域に約100万人が生活している。また、高いC O Dを示している前川、新利根川、新川など56の流入河川があり、そこから流れるC O Dの負荷量の割合は生活排水が22%、農地や市街地などの面源から32%、畜産系15%、事業系3%（平成27年度調べ）などとなっている。県民にとって霞ヶ浦は上水道や農業・工業など増大する水需要に対する重要な水源であるばかりでなく、やすらぎと潤いのある、憩いの場を提供する自然の宝庫でもある。水質浄化とともに快適な自然環境の保全・創出は、県政のみならず県民にとっても重要な課題である。

霞ヶ浦の水質浄化を推進するために、平成19年3月に改正した「霞ヶ浦水質保全条例」に基づく下水道・農業集落排水施設、事業所の排水規制や、平成20年度に導入し、平成30年度から令和3年度まで4年間課税期間を延長した森林湖沼環境税を活用した生活排水対策など、これまでの浄化対策の一層の拡大・強化を図るとともに、水質の悪化している河川流域での面源対策を強化するなど、水質浄化の進展を図る。

- ① 霞ヶ浦環境科学センターの効果的な利活用を図るため、新たな施策の導入を図り、浄化推進体制を強化する。
  - (イ) 湖沼の環境問題に関する調査研究・技術開発について、大学や研究機関等と連携し、効果的に推進する。
  - (ロ) 学校教育と連携した環境教育・学習、市民活動との連携・支援などを推進する。
  - (ハ) 霞ヶ浦の水や自然に直接ふれながらの体験学習、野外での浄化実験やその効果を検証・体験できる野外フィールドの整備を検討する。
  - (ニ) 国が整備している霞ヶ浦湖岸の自然再生地区を湖岸の植物や魚等の生態系を観察できる場としての活用を図る。
- ② 霞ヶ浦の水質浄化対策の充実強化
  - (イ) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画や条例に基づく総合的な対策の展開を強力に進める。
    - 下水道・農業集落排水施設の整備及び接続支援事業による接続率のさらなる向上、窒素・リンが除去できる高度処理型浄化槽の設置を促進するなど、生活排水対策の充実強化を図る。

- 水質浄化意識の高揚を図るとともに、実践活動団体の支援・育成に努める。
  - 流域における汚濁に関する情報を分かりやすい形で提供するとともに、流入河川流域単位での浄化活動を推進する。
  - 霞ヶ浦に流入する河川等の浄化を図るため、河川環境整備を推進する。
  - 農業・畜産・養殖業などの振興との調和を図りながら、負荷削減対策を進め  
る。
- (ロ) 霞ヶ浦の水質浄化を図るため、産学官が連携した浄化技術の開発を推進する。
- (ハ) 底泥しゅんせつなど湖内水質浄化対策事業を推進する。
- (ニ) 霞ヶ浦の自然再生に努めるとともに、漁場環境の保全のため、ヨシなどの水  
生植物帯の造成を図る。
- (ホ) 市街地や農地など面源からの汚濁負荷削減対策を推進する。
- (ヘ) アメリカナマズ等の未利用魚の漁獲回収を通じた、湖内からの窒素・リンの  
取り出しによる水質浄化を推進する。
- (ト) 霞ヶ浦導水事業を促進する。
- (チ) 常陸川水門の弾力的な開閉を促進する。
- (③) 下水道・農業集落排水施設の計画的な整備、及び窒素・リン除去能力が高い高  
度処理型浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質汚濁防止に努める。
- 浄化槽については、点検・清掃・法定検査が適切に行われるよう設置者への  
啓発・指導を強化する。特に、森林湖沼環境税などの補助事業により設置さ  
れた高度処理型浄化槽については、法定検査の受検率が100%となるよう取  
組を強化する。
  - 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をさらに促進する方策について、  
市町村と一緒に検討・研究する。
  - 家庭雑排水の汚濁負荷を削減するため、台所流し台の微細目ストレーナ及び  
三角コーナーの使用を推進する。
- (④) 農地・市街地からの流出水対策地区として指定した地区（山王川、鉢田川流域）  
について重点的な対策を実施する。
- (⑤) 小規模事業所からの汚濁負荷を削減するため、排水対策指導を強化するととも  
に、排水処理施設の整備促進を図る。
- (⑥) 潟沼水質保全計画及び牛久沼水質保全計画に基づき、総合的な水質保全対策を  
推進するほか、千波湖に対しても水質浄化対策を推進する。特に、龍ヶ崎市が牛  
久沼湖畔で計画している「道の駅」の整備に併せて効果的な水質浄化対策を推進  
し、成果を「見える化」すること。
- (イ) ラムサール条約登録湿地である涸沼の水質浄化を推進する。
- (⑦) 特に都市河川・湖沼等公共用水域の水質汚濁防止対策を強化する。

## (4) 地球温暖化対策と低炭素社会の形成促進

- ① 二酸化炭素など温室効果ガスの濃度増加に伴う地球温暖化の抑制や、温暖化による気候変動の影響への適応に取り組むため、各種施策を推進する。
  - (イ) 森林の保全・整備や植樹による緑地の創出を促進し二酸化炭素吸収源対策に努める。
- ② 地域と共生した再生可能エネルギーの導入や省エネルギー施設の整備について総合的な取り組みを推進する。
  - (イ) 省エネルギー型都市づくりを推進する。
    - 公共施設等については省エネルギー機器を導入する。
  - (ロ) 工場や廃棄物処理施設から発生する熱エネルギー等、未利用エネルギーの利用促進を図る。
  - (ハ) 河川水・下水等の温度差エネルギーを利用して地域熱供給システムや、ソーラー熱供給システムの導入を推進する。
- (ニ) 省エネルギー型住宅建設の促進、省エネルギー型機器導入の普及を図るため、補助金・融資などの拡充を図る。
- (ホ) 太陽光発電を公共施設等に導入するとともに、住宅や事業所への普及を促進させる。また、地域社会との共生を図り、太陽光発電施設の適正導入を促進する。
- (ヘ) 家庭に普及した住宅用太陽光発電の有効活用を図るため、蓄電池の導入を促進する。
- (ト) 地球温暖化対策に有効な電気自動車と充電設備の普及を図る。
- ③ 事業者の省エネルギー対策や県民による温暖化対策のための実践活動を推進する。
  - (イ) 工場等の大規模排出源対策の強化を図る。
  - (ロ) 省エネルギー診断員の派遣や茨城エコ事業所登録制度の推進などにより、中小規模事業者における省エネルギー対策の支援を行うとともに、年間を通じて冷暖房を適切に使用し、室温に応じて服装の調節を行う取組など、環境にやさしいビジネススタイルへの転換を促進する。
  - (ハ) 家庭における省エネの取り組みを促進する県民運動「いばらきエコスタイル」を推進し、エコチャレンジ事業などを展開する。

## (5) 公害防止と自然環境の保全

- ① 公害・環境汚染の未然防止
  - (イ) 公害の防止及び自然環境の保全について、適正な配慮がなされるよう環境影響評価法及び条例の適切な運用に努める。

- (ロ) 有害物質による地下水汚染の実態調査、対策を進める。
- ※ (ハ) 広範囲に使用されている化学物質による環境汚染の未然防止対策を進める。  
また、残留性の高い有機フッ素化合物などの化学物質については、環境での存在状況を把握し、当該物質の適正処理を推進する。
- ② ダイオキシン類・環境ホルモン対策の充実
- (イ) ダイオキシン類に関する環境の監視及び環境ホルモンに関する調査研究を一層推進するとともに、県民に対する情報提供に努める。
- (③) アスベスト使用建築物への対策を進めるとともに、アスベスト使用建築物解体時の飛散を防止し、適正な処理を確保するための施策を実施する。
- (④) 環境保全につながる高度処理（窒素・リン等の除去）の設備を積極的に導入しようとする中小企業に対する融資制度の充実を図る。
- (⑤) 地下水くみ上げによる地盤沈下の実態解明と、その防止対策を推進する。
- ⑥ 自然環境の保全と緑化の推進
- (イ) 自然公園の保護と利用の増進を図る。
- (ロ) 身近に自然と触れ合える場の整備を図るとともに、自然保護教育の推進と自然保護思想の普及啓発を図る。  
○本県の景観を象徴する平地林や里山林の保全・整備を推進する。
- (ハ) 国民の祝日「山の日」の普及推進に向け、幅広い県民運動としていくため、山岳関係の民間団体などとの連携を推進する。
- (ニ) 都市近郊緑地や花と緑の都市づくりを進め、住宅周辺緑地の造成・保全に努める。
- (ホ) 造林・水源地かん養などと関連の上、抜本的緑地造成、住宅対策事業を樹立・推進する。
- (ヘ) 野生鳥獣による農作物被害の防止対策を推進し、野生鳥獣との共存を図る。
- (ト) 河川、湖沼、森林等における生態系保全等のため、ミズヒマワリやアライグマ等の特定外来生物の防除を推進する。
- (⑦) 自動車台数・交通量の増加に伴い、ディーゼル排気微粒子による大気汚染や騒音、二酸化炭素の排出による地球温暖化等の環境問題に対処するため、行政・事業者や県民が一体となった総合的な交通公害対策の推進を図る。
- (イ) 電気自動車・ハイブリッド車・燃料電池自動車等の次世代自動車やバイオ燃料の普及を図るとともに、特に公用車への導入を推進する。
- (ロ) アイドリングストップなどのエコドライブの普及促進を図る。

## (6) 原子力安全対策の強化

- ① 全ての原子力関連事業所における安全管理体制の強化
- (イ) 多重防護システムの徹底を推進する。

- (ロ) 徹底した安全管理教育による管理体制の強化を図る。
  - (ハ) J C O 臨界事故、東日本大震災における東京電力福島第一原発事故などを踏まえ、原子力施設の安全対策の一層の充実・強化に努める。
  - (ニ) 高経年化（老朽化）対策や放射性廃棄物の処分問題への対応などに万全を期すよう、国や関係機関等に強力に働きかける。
  - (ホ) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において、統一的かつ一元的な安全管理体制の確立を図る。
- ② 危機管理体制の強化
- (イ) 初動体制の強化を図るため、現地における対策本部（オフサイトセンター）と原子力緊急時支援・研修センターとの一体的な運営体制を福島第一原発事故を踏まえて再構築するよう、国に対し強く求める。
  - (ロ) 教育・医療・福祉・通信・交通運輸など、各種施設への情報伝達体制の強化を図る。
  - (ハ) 避難施設・道路情報板、迂回路などの整備を図る。
    - 避難先は、県内で収斂することを基本に改めて検討を深め、県内での仮設住宅の建設に要する用地の選定などを同時並行的に推進する。
  - (ニ) 被災者の治療や住民の健康調査などのできる、専門的病院や放射線利用高度治療センターの整備を図る。
  - (ホ) 防災に関する技術研究・開発を進める。
  - (ヘ) 福島第一原子力発電所事故については、引き続き徹底した事故原因の究明を行い、新たに得られた知見については、その都度、適切に安全対策に反映させよう、国に対し強く求める。
  - (ト) 避難誘導や交通規制、避難所の運営体制、社会福祉施設入所者等要配慮者の避難に要する車両確保などの課題に対し、関係機関と相互に連携して取り組む。
  - (③) 原子力に関する正しい知識を普及するための教育・広報活動を推進する。（原子力教員セミナーや小冊子による教育・広報活動など）
    - 原子力に関する情報を集約し、一元的かつ分かりやすく発信する。
  - (④) 原子力発電施設等の所在及び周辺市町村に交付されている電源三法交付金の対象範囲の拡充について、国に強く働きかける。
  - (⑤) 原発事故子ども・被災者支援法基本方針に基づき、必要な施策を講じ、被災者の不安解消に努めるよう、国に対し強く求める。
  - (⑥) 現在、本県における安定ヨウ素剤の事前配布は、P A Z 圏内居住者及び圏外から圏内の事業所への通勤者を対象としているが、圏外から圏内への通学者がいる学校に対しても配布方法の確立を図る。

# 10. 防災・治安保持体制を強化し、県民生活の安全確保を図る

## (1) 県民が安心して平穏に暮らせる警察力の充実と警察活動の強化

社会情勢の変化を反映して、各種犯罪や交通事故が多発するなど、治安情勢は厳しい状況にある。このような中で、犯罪の予防、捜査、交通事故の防止等に積極的に取り組み、安全で安心して暮らせる地域社会を確立するため、防犯インフラの整備をはじめとする警察体制の充実強化を一層図る必要がある。

### ① 犯罪捜査を充実強化するための対策

- (イ) 重要事件及び重要窃盗事件の早期検挙のため、緊急配備支援システムの整備充実を図る。
  - 広域重要事件における捜査情報の収集及びその活用を図るため、捜査支援システム等の整備・充実を図る。
  - 国際犯罪捜査及び通訳体制の整備充実を図る。
- (ウ) 科学捜査力の充実強化を図る。
  - 適正な現場保存
  - 現場資料の消失、散逸、汚染防止
  - 現場鑑識活動の徹底
  - 鑑識・科捜研及び捜査部門の情報共有による連携の強化
- (エ) 捜査技術の研さんと優れた捜査官の育成を図る。
  - (イ) 犯罪被害者等の視点に立ち、きめ細かな途切れのない支援活動を推進する。
    - 関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図る。
    - 犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図る各種施策の充実を図る。
    - 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」の連携を強化し、性暴力等被害者に対する総合的支援を推進する。
  - (ウ) 捜査活動に対する県民の協力確保方策を推進する。
  - (エ) サイバー犯罪対策を推進する。
  - (オ) 初動捜査の高度化を推進し、検挙率の向上を図る。
  - (カ) 犯罪死を見逃さないために、死因究明の徹底と体制の充実強化を図る。
  - (キ) 客観証拠を重視した適正捜査を徹底する。
  - (ク) 犯罪の未然防止と被疑者の早期検挙に資するため、犯罪や交通事故等の多発地区などへ防犯カメラの設置を促進する。

- 【新規】**
- (カ) 迅速かつ的確な初動警察活動の強化のため、「Live 110」等映像通報システムの導入を検討する。
  - (2) 警察施設等の整備
    - (イ) 警察署及び交番・駐在所の再編整備を計画的に進め、警察力の一層の強化を図る。
    - (ロ) 事件・事故発生時の即応体制を確立するため、職員宿舎の整備・改善を進める。
    - (ハ) 警察活動を強化するため、警察車両、装備資機材等の増強を図る。
  - (3) 警察職員の増員等
    - (イ) 警察官、その他の職員の増員を図り、県民の要望や相談等に的確に応えられる体制を確立する。
    - (ロ) 女性警察官の採用・登用の拡大を図るとともに、女性警察官が働きやすい職場環境づくりを進める。
    - (ハ) 警察職員に対する特別褒賞金等制度の適正な運用を図る。
  - (4) 暴力団総合対策の推進
    - (イ) 暴力団員の取締り、資金源犯罪及び銃器薬物事犯の徹底検挙を図る。
    - (ロ) 行政対象・民事介入暴力等事犯の検挙を図る。
    - (ハ) 暴力団関係企業等に対する取締りの強化を図る。
    - (ニ) 暴力団対策法の効果的な運用及び暴力追放推進センターと連携した暴力団排除活動を推進する。
    - (ホ) 茨城県暴力団排除条例の効果的運用と周知活動を推進する。
  - (5) 大規模災害等緊急事態対策の推進
    - (イ) 大規模災害発生時における被災者の避難誘導、救出救助等災害対処能力の向上を図り、県民の安心安全確保に努める。また、原子力災害に備えた資機材の整備・拡充や関係機関との連携強化等各種対策を推進する。
  - (6) 地域に根ざした安全・安心活動の推進
    - (イ) 良好的な治安を確保するため、地域に密着した活動の充実・強化が求められていることから、引き続き巡回連絡による防犯指導等に一層取り組むとともに、企業等に対する犯罪の発生状況等の情報提供や防犯指導などの取り組みをさらに推進できるよう、地域警察力の体制強化に努める。
    - (ロ) 交番・駐在所の基盤を整備し、生活安全センターとしての機能を強化する。
    - (ハ) 日常活動の中で気軽に実施できる「ながら見守り」等を広く推奨するなど、地域住民による防犯ボランティア活動に対する支援体制を強化する。
    - (ニ) 地域住民の不安を解消するためのパトロール等街頭活動を強化する。

- (サ) 総合相談窓口等による警察相談業務の充実強化を図る。
  - (ヘ) 防犯キャンペーン等による広報啓発と、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための対策を推進する。
  - (ト) ストーカー・DV被害者の立場に立った迅速かつ的確な対処を図る。
- ⑦ 少年の非行防止と健全な育成
- (イ) 関係機関・団体等と連携し、少年の健全育成・立ち直り支援活動を推進する。
  - (ロ) 非行少年等の街頭補導活動を推進する。
  - (ハ) 少年による覚醒剤等薬物乱用事犯の未然防止対策を推進する。
  - (ニ) インターネット利用の児童ポルノ等少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化する。
  - (サ) 少年相談の窓口の充実を図り、少年の非行・家出・児童虐待・いじめや自殺の未然防止及びその兆候の早期発見に資する。
  - (ヘ) 関係機関・団体・地域社会等の連携による少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進する。
    - SNS等に係る犯罪被害の防止活動を推進する。
- ⑧ 暴走族対策の推進
- (イ) あらゆる法令を適用した暴走族等取締りの推進を図る。
  - (ロ) 県・学校・その他関係機関団体等と連携した暴走族追放機運の高揚を図る。
  - (ハ) 暴走族が集し、暴走行為が行われ、または行われるおそれのある場所について、管理者と連携した道路改良等による暴走行為を防止する対策の推進を図る。
  - (ニ) 学校や暴走族相談員との連携及び保護者への支援を強化し、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱を促進する。
- ⑨ 銃器・薬物の取締り強化等、生活の安全確保と良好な社会生活環境の形成
- (イ) 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等薬物の乱用防止対策及び取締り並びに風俗環境の浄化活動を推進する。
  - (ロ) 銃器と火薬類の不法所持の取締り、高圧ガス等危険物による事故防止及び放射性物質の安全対策を推進する。
    - 暴力団による拳銃発砲事件等の銃器犯罪を根絶するため、暴力団の武器庫及び密輸・密売事犯を中心とした効果的な拳銃取締りの強化を図る。
  - (ハ) 特定商取引等に係る悪質商法やヤミ金融事犯、利殖勧誘事犯など社会問題化している県民生活を脅かす生活経済事犯の取締りを強化する。
  - (ニ) 「ニセ電話詐欺」の取締りと被害防止対策を強化する。
  - (サ) 廃棄物事犯、不適正残土事犯、水質汚濁事犯等の環境犯罪対策を推進する。
  - (ヘ) 不正軽油防止対策のより一層の強化・推進を図る。
  - (ト) 食品の偽装表示等、食の安全・安心に係る事犯の取締りを推進する。

- (チ) 住宅侵入窃盗・自動車盗の予防対策、検挙対策を推進する。
- ⑩ 来日外国人犯罪対策の推進
- (イ) 来日外国人の実態把握を図るとともに、地域安全対策の推進と来日外国人の保護を図る。
  - (ロ) グローバル化傾向にある外国人組織犯罪に対し、各種法令を効果的に適用し、犯罪組織の解明と壊滅を推進する。
  - (ハ) 不法滞在外国人の生活基盤を支える偽造在留カード等の犯罪インフラの壊滅を図る。
  - (ニ) 来日外国人不法滞在・不法就労防止対策協議会等を通じて雇用主に対する指導啓発を推進するとともに、不法滞在・不法就労外国人、悪質雇用主及び不法就労斡旋ブローカーの摘発を図る。
- ※ (ホ) 関係行政機関と連携した、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策を推進する。
- (ヘ) 警察職員に対する各種外国語研修の充実を図る。
  - (ト) 県内を訪れる外国人観光客等が警察車両を容易に認識できるよう、パトカーへの「POLICE」表記を推進する。
- ⑪ 県民の要望・意見の把握と誠実な対応
- (イ) 各警察署に設置された警察署協議会の活性化を図る。
  - (ロ) 苦情申し出等に適切に対応し、県民の意見を反映させた業務の改善を図る。

## (2) 交通安全対策の強化

- ① 安全かつ円滑な道路交通環境の整備
- (イ) 歩行者・自転車利用者等の安全確保
- 歩車分離式信号機・高齢者等感応式信号機・視覚障害者用信号機の整備、横断歩道等の設置、道路標識の視認性の向上を推進する。
  - 通学路を中心とした生活道路において、「ゾーン30」の設定による最高速度30km/hの区域規制を実施して、人優先のエリアを形成する。
  - 歩道・自転車道等の自転車通行環境の整備を働きかけ、自転車専用通行帯等の交通規制を実施して、自転車及び歩行者の安全確保対策を推進する。
- (ロ) 道路交通の安全と円滑化
- ITSの活用、信号機の新設及び改良、効果的な交通規制、各種交通安全施設の整備による交通危険個所の解消などにより、交通の安全と円滑化を図る。
  - 交通信号機の視認性向上による交通事故の減少を図るため、信号灯器のLED化を推進する。
  - 老朽化した信号機や道路標識・標示などの交通安全施設の計画的な整備を推進する。

- 交差点改良、環状道路・バイパスの整備及び付加車線、簡易パーキングエリアの整備を積極的に推進する。

- 交差点及び踏切の改良や立体化を推進する。

- 高速道路の対面通行区間の安全対策を促進する。

(イ) 総合的な駐車対策の推進

- 交通情勢及び道路環境の変化に対応した駐車規制の見直しを推進する。

- 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反を重点に取締りを推進する。

(2) 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進

(イ) 官民一体となった教育体制の充実強化

(ロ) 生涯にわたる段階的かつ体系的な教育の実施

- 幼児から高齢者に至るまでの各年齢層に対し、心身の発達の度合いや、交通社会への参加の態様に応じた適切なカリキュラムによる教育を実施する。

- 自転車安全利用五則の周知を図るほか、保護者等に対する幼児・児童の自転車用ヘルメットによる頭部保護の重要性及び被害軽減効果についての理解促進及び着用の促進を図る。

(ハ) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進

- 実際の交通の場面に即した安全な通行方法が習得できるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

- 全ての自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」等を活用したルールの周知を徹底するほか、受講者の年齢層に応じ、その教育効果が高まるよう内容及び手段を工夫した交通安全教育等を推進する。

(3) 交通安全活動の強化

(イ) 官民一体となった交通安全活動

- 県民総ぐるみの活動を推進するため、各季の交通安全活動を充実させるとともに、市町村や各種事業所のほか、交通安全活動推進センター等の民間団体や、地域交通安全活動推進委員等の民間ボランティアに対する支援を行う。

(ロ) 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、民間ボランティアや酒類提供飲食店等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

- 飲酒運転根絶のネットワークを構築し、各種情報を提供して、家庭、酒類を提供する飲食店及び自動車を使用する事業所による取り組みを促進・支援する。

- 飲酒運転根絶の見地からも、県内自動車運転代行業の業務の適正化に向け必要な指導や支援を行う。

- (ハ) 高齢者の交通事故防止
- 警察や市町村、地域交通安全活動推進委員、交通安全母の会等との連携により、高齢者世帯を直接訪問しての具体的交通安全指導を推進し、高齢者の交通事故防止を図る。
  - 認知機能検査及び高齢者講習を円滑に実施し、受検・受講待ちの一層の改善を図る。
  - 市町村・交通安全協会・地域交通安全活動推進委員など、地域の安全教育機関との連携を強化し、安全教育ネットワークの充実を図る。
  - 高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
  - 夜間事故防止のため、夕暮れ時のヘッドライトの早め点灯、ライト上向き点灯やこまめな上下切換、反射材の普及促進を図る。
  - 運転に不安を感じている高齢運転者が、自主的に運転免許証の返納をしやすい環境を整備するため、各自治体に対し、免許返納後における移動手段の確保等、支援事業の拡充を働きかける。
- (ニ) 青少年運転者の交通事故防止
- 安全運転管理者協議会や関係機関・団体と連携し、青少年が稼働する事業所における運転者管理の徹底と交通マナーの向上を図る。
  - 警察と県教育庁の連携により、高校生に対する運転免許取得前の教育を充実する。
- (ホ) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底
- 各種講習会などを通じ、全席シートベルトの着用及び適正なチャイルドシートの着用徹底を呼びかける。
- (ヘ) 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故の発生件数を減少させるため、関係機関・団体や県内の企業等と連携した交通マナー向上運動や各季交通安全運動の推進等により、県民の交通安全意識の向上を図る。
- ④ 運転者施策の推進
- (イ) 初心者運転教育の充実
- 指定自動車教習所において運転免許を取得しようとするものに対する教習及び取得時講習を充実する。
- (ロ) 運転免許取得後の教育の充実
- 実車による指導、視聴覚教材などの活用により、更新時講習、高齢者講習等の各種法定講習を充実する。
  - 運転免許取得者教育認定制度を通じ、運転者に対する実技教育の拡大を図る。
- ⑤ 車両の安全性の確保
- (イ) 自動車の検査・整備の充実等を通じ、車両の安全性を確保する。
- (ロ) 安全性の一層の向上を図った車両の開発・普及を推進する。

(6) 道路交通秩序の維持

(イ) 取締りに必要な装備・資機材の充実を図るとともに、交通事故の発生状況を踏まえ、交通事故防止に資する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

(7) 交通事故統計の多角的な分析結果に基づく、総合的・効果的な交通事故情報提供の推進

(イ) 交通事故統計の多角的な分析により、交通事故の実態を的確に把握するとともに、分析結果に基づく総合的・効果的な対策を推進する。

(ロ) インターネットを活用した統計資料や広報資料の提供を推進する。

(8) 損害賠償の適正化

(イ) 自動車損害賠償責任保険の充実や無保険車両対策の徹底、自転車通学の全ての児童生徒に対する自転車保険の加入促進を図る。

(ロ) 交通事故相談所の活動の強化や自動車事故被害者等に対する支援制度の充実を図る。

(9) 子供の安全確保

子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進する。

(イ) 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検の実施結果を踏まえ、交通安全施設の整備等、着手可能な事業から早急に子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進する。

(ロ) 市町村の通学路交通安全プログラム等による合同点検を定期的に実施し、点検結果を登下校時の安全確保措置に反映させていく取組を継続する。また、地域特性に応じた課題を設定する等、合同点検を実効性のあるものにする。

(ハ) 通学路などの日常生活に密着した道路について、安全性の確保と利便性の向上を図る観点から、通学路の歩道整備などを重点的に進める。

(ニ) 幅員の狭小な道路についても、通学路の安全の確保を図る。

(ホ) 登下校時の警察によるパトロールの強化を図るとともに、PTAや民間団体などの協力を得て地域ぐるみの見守り活動をさらに強化する。

### (3) 地震など大規模災害即応体制の整備

平成23年3月11日の東日本大震災では、東北地方から関東地方の沿岸部を中心には甚大な被害が発生した。この教訓から、行政の災害緊急事態の管理体制、被災者に対する救済・復興対策など、多くの課題を学んだ。何よりも、「災害に強い県土づくり」「災害に強い都市づくり」が重要であることを知らされた。中央防災会議が発表した「首都直下地震対策専門調査会報告」で、本県南西部を中心に32市町村が震度6弱以上の揺れが予想されており、茨城県沖で30年以内にM6.9～7.6の地震が70%程度の確率で起きるとの予測が政府の地震対策本部から公表されている。また、

台風・大雨などの大規模自然災害や火災などの恐れもあることから、地域住民の安全を確保するため、県が改定した地域防災計画等を踏まえ、災害即応体制の充実強化を図るとともに、災害に強い県土づくりを推進する必要がある。

① 災害緊急事態の危機管理体制の構築

- (イ) 危機管理体制の拠点として整備された防災センターの適正な管理運営を図る。
  - 防災情報ネットワークシステムについては、東日本大震災等を踏まえ、関連システム等との連携機能強化等を図る。
  - 防災情報ネットワークシステムを活用して、迅速・的確に災害時における情報収集・伝達を図る。
  - アマチュア無線等民間の無線網を活用した情報伝達体制の確立を図る。
  - 「V—LOWマルチメディア放送」について、災害発生時の情報発信など、その活用を早急に検討する。
- (ロ) 緊急時における円滑な交通秩序の確立を図る。
- (ハ) 住民への情報提供を促進するため、洪水ハザードマップ・津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成する市町村への技術支援を行う。
- (ニ) 災害時における対外交渉や災害対応を迅速に行うため、災害対策本部と議会との連携体制の強化を図る。
- (ホ) 首都直下地震に備え、東京都などとの連携による支援体制を構築する。
- (ヘ) 災害の広域化に的確に対応するため、県・市町村一体となった広域連携組織の常設化と県職員による人的支援体制の充実を図る。
- (ト) 総合防災訓練について、大規模災害に対応するための広域連携を想定した訓練種目の見直しや市町村の実情に応じた開催方法を市町村の意見も聞きながら検討する。
- (チ) 緊急時や災害時に、障害者や高齢者、外国人など一般的に情報が届きにくいと言われている人々にも、必要な情報が確実に届くよう、テレビ放送における字幕表示について国等に働きかけるとともに、県防災・危機管理ポータルサイトにおける災害関連情報の多言語表記について県民に広く周知する。

② 被災者の救助・救援体制の確立

- (イ) 他都道府県等との広域的な相互応援体制の充実を図る。
- (ロ) 警察・消防（救急車・消防車）・自衛隊などによる緊急救助体制を確立し、地域住民による避難訓練を実施する。
  - 特にレスキュー隊の育成とともに、救助資機材の整備を進める。
  - 救急用ヘリポートの整備を図る。
  - 各種防災用品の備蓄倉庫及び各地区の防災拠点の整備を進める。
- (ハ) 病院のネットワークと仮設病院設営・医療機材・薬品等の備蓄を図る。
- (ニ) 衣・食・住関連及び補修用骨材など、資機材の備蓄を進める。

- 各種生活用品の備蓄基地とともに、各地区の防災拠点の整備を図る。
  - 使用期限のある備蓄品については、無駄のない在庫管理ができるよう、備蓄方法を検討する。
  - 緊急補修のため、関係団体と連携し、骨材などの備蓄を図る。
  - 車中泊避難者に係るエコノミークラス症候群などの血栓症対策として、血流を促す「弾性ストッキング」の備蓄を促進する。
  - 人工呼吸器などの医療機器を使用する在宅医療患者について、災害時に必要な電源が確保できるよう体制の整備を図る。
  - 輸送・組み立てなどに当たるマンパワーや企業・グループの育成を図る。
  - 地域社会に身近な郵便局が食料などを備蓄し、災害時に県からの支援が届くまで緊急的、一時的に住民を支援するなど、郵便局との防災に関する連携を検討する。
- (ホ) 被災者の精神的疲労に対応するため、相談体制の整備を図る。
- (ヘ) 福祉専門職から成る災害派遣福祉チームの派遣に伴う活動費用の制度化を国に対して働きかける。
- (ト) 災害時において被災者支援に関わる多様な主体間の活動を調整する中間支援機能を担う団体の育成を検討する。
- (チ) 公共施設、各種公園、小・中・高校・大学など避難場所の指定とともに、周知の徹底を図る。
- 地域における防災・避難拠点として、防災上の環境整備を進める。
  - 指定避難所の非常用電源設備は、過半数の施設が未整備の状況にあるので、国の支援制度の積極的な活用を強く働きかける。
  - 公共施設等への災害対策用LPガス設備等の導入を一層促進する。
  - 各施設における避難受け入れの対応マニュアルを作成する。
  - 避難所における食生活、ごみ処理・トイレ等生活環境の快適性を図る。
  - 熊本地震で車中泊する避難者が多かったことから、商業施設や公共施設の大規模駐車場を「屋外避難所」として活用できるよう、支援体制を整備する。
  - 県が主導して「避難所外被災者」の対策を進め、車中泊などによる関連死を防ぐ取り組みを推進する。
  - 市町村が授乳室やおむつ替えスペースなどを避難所に整備する際に、県が支援する制度の創設を検討する。
- (リ) ごみ・し尿等の処理体制の確立を図る。
- (ヌ) 大・小型土木機械、運送車両や建築技術者など、支援業種団体との緊急連携体制の確立を図る。
- (ル) 被災者への低利融資制度の支援と公営住宅確保を図る。
- 仮設住宅は、被災者の立場に立った仕様・設備を準備する。

(フ) 被害が想定される全ての県民に災害情報を迅速に伝えるため、市町村防災行政無線の整備を促進する。また、避難支援プラン(個別計画)の策定などにより、障害者や高齢者への情報伝達手段の充実を図る。

(ヘ) 液状化被害に対する復旧・復興のため、市町村への液状化対策に関する情報提供等の支援を実施する。

また、都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)について、補助要件の緩和を図る。

(カ) トランク協会が運営する地域防災・災害対策関連施設について、市町村における固定資産税の軽減措置の適正な運用について、助言及び情報提供に努める。

**【新規】**(ヨ) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る、行政と社会福祉協議会の役割及び費用の分担について、明確化を推進する。

**【新規】**(タ) 福祉避難所について、場所の周知をより一層徹底するとともに、現場スタッフの資質の向上を図る。

**【新規】**(レ) 全国社会福祉協議会の提言(令和元年9月)を踏まえ、被災者への福祉的支援活動の拠点整備を推進する。

**(3) 身元不明死体等の適切な取扱いの推進**

(イ) 検視場及び遺体安置所の確保

○建造物等の倒壊、津波に呑み込まれるなど災害の罹災によって死亡した死体の検視場所及び遺体安置所、納体袋、棺等を確保する。

(ロ) 災害等の罹災により行方不明となった家族等の相談窓口の設置

○災害等で安否確認出来ない等行方不明者の家族等の相談窓口を設け、身元不明死体の検視時に得た身元確認資料と、行方不明者本人及び家族等の身元確認資料の採取のため、安置所に隣接する場所に行方不明者等相談窓口を設置する。

(ハ) 災害用の身元不明死体情報の県警ホームページへの登載

○死体番号、検視場所、発見年月日、死体の身長・体格・着衣・所持品・復顔似顔絵の登載

**(4) ボランティアの育成**

(イ) ボランティア活動への参加を啓発・奨励するとともに、組織化・ネットワークづくりを図る。

○高校・大学や医療関係機関におけるボランティア教育を進める。

(ロ) 研修会等を実施し、専門的知識を持った災害ボランティアリーダーの養成を図る。

○茨城県社会福祉協議会の実施する災害ボランティアリーダー研修等を支援するとともに、災害派遣の統一した支援体制の整備を図る。

(ハ) 勤労者のボランティア活動を助長するため、ボランティア休暇制度の拡充を

図る。

- (ニ) ボランティア保険の拡充を図る。
- (⑤) 災害に強い県土・地域づくりなど防災対策の強化
  - (イ) 東日本大震災クラスの地震を想定した耐震診断と補強対策を推進する。
    - 県・市町村の庁舎、公民館(文化施設)、学校など教育施設・鉄道・道路・橋梁・港湾・医療・消防施設など公共公益施設
    - 水道・電気・通信・ガス・下水道などライフライン施設
    - 文化財・神社・仏閣など歴史的文化施設
    - 原子力施設や火力発電所・鹿島臨海工業地帯・つくば研究学園都市など企業立地帯、倉庫・化学工場・石油・ガス類貯蔵施設
    - 河川の堤防や農業用ため池、地滑り・崖崩れなどの危険箇所の点検と対策
  - (ロ) 既存建築物の耐震対策、被災建築物の2次災害の防止のための応急危険度判定士制度、危険ブロック塀対策など、各種建築物防災対策を推進する。
    - 耐震改修促進計画に基づき、全市町村と一体となって、耐震診断を工事につなげるための耐震改修補助制度の創設など、住宅等の耐震化を促進する。
    - 公共施設の耐震化率が低いため、耐震補強等の促進・加速化を図る。
    - 住民の安全確保を優先し、「耐震シェルター」「防災ベッド」等を活用し一部屋のみを耐震化するなど、家屋全体の耐震化以外の耐震改修について普及啓発などを行うとともに、助成措置の充実を図る。
  - (ハ) 県内の地層・活断層の調査・研究や地震予知網の強化とともに、被害予測システムの適正な運用及び保守を行う。
  - (ニ) 首都直下地震の避難者受け入れなどを考慮し、かつ教育機能や物流機能を備えた、基幹的防災拠点に準じる広域防災拠点施設の整備を国に働きかける。
  - (ホ) 公共施設や企業などの防災機能の強化とともに、地域や企業における自主防災組織の育成強化を図る。
    - 平成27年9月の関東・東北豪雨において、避難勧告の在り方が改めて課題となったことから、多くの情報の中から重要な情報をつかみ、首長の判断につなげる、災害の専門性を持った職員の育成を支援する。
    - (ヘ) 被害からの早期復旧のため、地震保険の加入を促進する。
    - (ト) 無電柱化を推進し、災害時の通行障害の防止や緊急輸送ネットワークの確保のほか、安心で快適な通行空間の確保を図る。
    - 県地域防災計画に指定した県管理の緊急輸送道路区域において、電柱による占用を禁止する措置を適用することについて、電気事業者及び電気通信事業者、警察、市町村等と協議を継続する。
    - (チ) 西日本豪雨災害では、避難指示等が出されていたにもかかわらず、避難しない住民の存在が課題となつたことなどを踏まえ、改めて住民の防災意識を高め

る取り組みとともに、これまでの防災対策の強化を図る。

⑥ 消防体制の整備・充実

(イ) 災害の多様化に対応した市町村の消防体制の整備を図るため、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに、県域(一本化)での広域化も視野に入れ検討を行い、対象市町村に対する支援の充実を図る。

(ロ) 傷病者の救命率の向上を図るため、救急高度化対策を推進する。

○高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材とAEDなどの整備を推進する。

○搬送途上において高度な救急救命処置を実施できる救急救命士の養成を図る。

○心肺蘇生法を含めた応急手当の知識や技術が広く普及するよう、県民への普及啓発活動を積極的に推進する。

○真に緊急を要し、救急車を必要とする傷病者が迅速に利用できるよう、県民への適正な救急車利用の普及啓発を図る。

(ハ) 消防施設、防災体制の計画的・重点的な整備を進める。

○防災行政無線が緊急時に停電しても使用できるよう、庁舎用自家発電装置を設置するなど信頼性の向上に努めるとともに、機能の高度化と全国ネットワークの強化を図る。

○耐震性貯水槽・河川・池・井戸などの消防水利や各種防災施設の整備を推進する。

○住民への知識の普及及び通信網の整備充実

(ニ) 消防団員の報酬や出動手当の引き上げを行う等、待遇の改善を図るほか、「消防団応援の店」制度の拡充を促進するなど、消防団の充実強化に努める。

(ホ) 災害等において公務中に負傷・殉職した消防職員・消防団員及び遺族に対する公務災害補償制度等の適切な運用に努める。

(ヘ) 地域防災体制の一層の整備を図るため、公益財団法人茨城県消防協会を育成強化する。

(ト) 海難防止及び海上保安体制の強化を進める。

(チ) 県立消防学校について、施設改修計画や教育資機材の整備更新計画に基づき、教育機関としての機能を損なわないよう長寿命化を図りつつ、建替えを含め、そのあり方を検討するとともに、消防学校を活用し県民の防災教育に努める。

(リ) 全国的に水防団員の減少や高齢化が進行し、地域防災力の低下が懸念されていることから、水防団員の確保等による水防体制の強化について一層取り組む。

## (4) 産業保安の確保

① 多様化している高圧ガスや火薬類等による災害の未然防止を図るため、業界・団体及び事業所における自主的な保安活動を促進する。

② LPガス一般消費者の事故防止を図るため、消費者の安全意識高揚に努めると

ともに、保安の高度化対策を推進する。

- ③ 大規模ショッピングセンターへのガソリンスタンド併設での安全確保対策として、ガイドライン等の策定に向けた検討を進める。

## (5) 河川の改修と治水事業の促進

※ 本県河川の改修は、暫定改修済区間を含めても令和元年度末の改修率は57.9%と低く、水害常襲地域及び危険区域が多い。ひとたび集中豪雨に見舞われると、水害常襲地域及び危険区域に住む多くの住民の生命と財産が危険にさらされることになるため、関係機関と調整を図りつつ、早急な河川改修や洪水被害防止策を推進する必要がある。併せて民間事業者による砂利採取事業の活用を図る必要がある。また、河川は水害防止や利水のためだけでなく、河川空間の利活用を含めた河川環境整備などを進める。さらに、流域治水の考え方に基づき、河川改修などのハード対策のみならず、水位計や河川監視カメラの設置、ダムの事前放流などソフト対策も進めることとする。

- ① 那珂川改修の促進を図る。

- (イ) 那珂川下流部（JR常磐線から下流区間）の改修  
(ロ) 那珂川中流部の遊水地事業（大場及び御前山遊水地）

- ② 利根川改修の促進を図る。

- (イ) 利根川下流部、神栖市（旧波崎町の無堤区間）の改修

【新規】 ③ 鬼怒川改修の促進を図る。

- ④ 県管理河川改修事業について、社会資本整備重点計画に基づき、積極的な推進を図る。

- (イ) 桜川(筑波及び真壁工区など)、中丸川、女沼川など中小河川についても改修事業を進める。

- ⑤ 土地改良のほ場整備、土地区画整理事業などに関連した河川の改修を促進する。

- ⑥ 河川空間の多様な生態系に配慮する多自然川づくりを推進する。

- ⑦ 河川景観の美化、憩いの場づくりなど水辺環境の整備を進める。

- (イ) 桜川(水戸)や飯沼川、涸沼川、前川について、かわまちづくり計画やふるさとの川整備事業を進める。

【新規】 ⑧ 県管理河川の適切な維持管理や監視体制の強化を図る。

【新規】 ⑨ 河川の環境整備のため、繁茂・堆積する竹木やごみ等の撤去費用に対する助成などを検討する。

## (6) 海岸の整備

近年、顕在化している海岸侵食や海岸災害を未然に防止するとともに、海洋レクリエーション利用需要の拡大に対応するため、環境と利用に配慮した海岸保全施設

等の整備を推進する。

- ① 津波・高潮・侵食による災害を防止するため、海岸保全施設の整備を進める。
  - (イ) 津波・高潮対策として、堤防、消波工等の整備に努める。
  - (ロ) 侵食対策として、防護上必要な砂浜の維持・回復を図るとともに、崖海岸の保全対策に努める。
- ② 海岸からの飛砂や潮害を防止するため、海岸防災林造成事業を推進する。

## (7) 土砂災害防止対策等の推進

土石流、地滑り、崖崩れ等の土砂災害から県民の生命・身体を保護するため、土砂災害防止施設整備のハード対策と、「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定等によるソフト対策を合わせた総合的な土砂災害対策を実施し、災害防止及び被害の軽減に努める。

また、最近頻発しているゲリラ豪雨や竜巻など、狭い地域に甚大な被害をもたらす局地災害の被害者への適切な支援が行われるよう、国に対しての働きかけを行う。

- ① 保全人家の多い土砂災害危険箇所のうち、避難場所や避難経路、要配慮者利用施設を保全対象に含む箇所や実際に崖崩れが発生した箇所等について、優先的に土砂災害防止施設整備事業(ハード対策)を実施する。
- ※ ② 地震等の影響により地形的条件が変化した場合や、新たに土砂災害防止施設等が設置された場合等に、土砂災害警戒区域等の解除又は範囲の変更について、柔軟かつ迅速に対応する。また、住民への周知・啓発に取り組む。
- ③ 竜巻被害や頻発するゲリラ豪雨でみられるように、現行の被災者生活再建支援法は、個々の被災者が甚大な被害を受けた場合であっても、一定数以上の住家の滅失等が認められない場合は適用されないことから、適用条件の緩和や上限額の引き上げ、一部損壊住宅についても支援対象となるよう、制度見直しを国に働きかける。